

特許庁委託事業

中国・改正商標法 マニュアル

2015年3月

JETRO

はじめに

我が国と諸外国との経済的相互依存関係が深まる中で、今後とも我が国企業の海外進出、事業展開のより一層の拡大が見込まれます。今後、我が国企業が諸外国で事業を展開していく前提として、国内のみならず進出先においても商標・意匠・特許等の知的財産権が適切に保護されることが不可欠となっています。

開発途上国における知的財産権制度は WTO・TRIPS 協定の成立、APEC の進展などを受けて近年急速に整備されています。しかし、未だに不備な部分を残しており、また制度が存在していても運用面、特にエンフォースメントが適切になされていないため、進出先で知的財産権保護とそれにより生じる収益の回収が十分になされていない状況がみられます。

特に、アジア太平洋地域においては、商標・意匠を中心にして、我が国企業の製品に対する模倣が相当程度増加しつつあり、我が国企業の真正商品のマーケットシェアおよび企業のイメージに悪影響を及ぼしています。

このような状況下、ジェトロでは、平成 9 年度より特許庁委託事業として、海外における我が国企業の知的財産権保護に関する各種事業を実施しております。

ここに本事業において収集した情報を基に、「中国・改正商標法マニュアル」を作成しましたのでお届けします。また、ジェトロホームページにおいても同情報をご覧頂くことが可能です (<http://www.jetro.go.jp/theme/ip/country/manual.html>)。本事業及び本書が皆様のお役に立てば幸いです。

2015 年 3 月

日本貿易振興機構
進出企業支援・知的財産部
知的財産課

目次

一、改正法及び関連規定の主な改正点	- 1 -
1. 商標法	- 1 -
(1) 第一章 総則	- 2 -
① 第4条：商標登録出願条件の確立	- 2 -
② 第7条：誠実信用の原則の追加	- 2 -
③ 第8条：音声商標の導入	- 3 -
④ 第14条：馳名商標の認定と保護	- 3 -
⑤ 第15条：冒認出願対策の強化	- 5 -
⑥ 第19条：代理機構への管理強化	- 6 -
(2) 第二章 商標登録の出願	- 7 -
① 第22条第2項：「一出願多区分」制度を導入	- 7 -
② 第22条第3項：電子出願の導入	- 7 -
(3) 第三章 商標登録の審査及び認可	- 8 -
① 第28条：審査期限の規定	- 8 -
② 第29条：審査手続きの改善	- 9 -
③ 第33条：異議申立の主体資格の制限	- 10 -
④ 第35条：異議後の救済手続きの変化	- 11 -
(4) 第四章 登録商標の更新、変更、譲渡及び使用許諾	- 13 -
① 第40条：更新期間の延長	- 13 -
(5) 第五章 登録商標の無効宣告	- 13 -
① 第44条～第47条	- 13 -
(6) 第六章 商標使用の管理	- 15 -
① 第57条：新たな商標権侵害行為を定義	- 15 -
(7) 第七章 登録商標専用権の保護	- 16 -
① 第58条：新たな不正競争行為を追加	- 16 -
② 第59条：先使用主義への適当な配慮	- 16 -
③ 第60条第2項：商標権侵害行為の再犯への処罰の追加	- 17 -
④ 第63条：懲罰規定の新設及び権利者の挙証責任の軽減	- 17 -
⑤ 第64条：商標権者の賠償要求時における使用義務の規定の追加	- 19 -
(8) その他 削除された元の商標法の3つの条文	- 19 -
① 旧商標法第42条	- 19 -
② 旧商標法第45条	- 20 -
③ 旧商標法第50条	- 20 -

2. 商標法実施条例	- 21 -
(1) 第一章 総則	- 21 -
① 第3条：馳名商標認定の立法趣旨の明確化	- 21 -
② 第5条：外国出願人が受取人を明記する規定の追加	- 22 -
③ 第8条：「電子データ」の形式で商標登録出願に関する規定の追加 ...	- 22 -
④ 第9条、第10条：出願人が書類を提出する日付、要求及び送達に関する規定	- 23 -
⑤ 第11条：審査・審理期間に含まれない状況	- 24 -
⑥ 第12条：期間の計算方法について	- 25 -
(2) 第二章 商標登録の出願	- 25 -
① 第13条：商標登録願書に関する要件	- 25 -
② 第14条：商標登録出願人の身分証明に関する規定	- 27 -
③ 第18条：商標出願の受理条件に関する規定	- 27 -
(3) 第三章 商標登録出願の審査	- 28 -
① 第22条：商標分割出願に関する規定	- 28 -
② 第23条：商標登録出願の内容に対する説明及び修正に関する規定 ...	- 28 -
③ 第24～第28条：商標異議申立に関する規定	- 28 -
④ 第29条：出願又は登録書類の訂正に関する規定	- 30 -
(4) 第四章 登録商標の変更、譲渡、更新	- 30 -
① 第30条：商標権者の名義変更に関する規定	- 30 -
② 第31条：商標譲渡について	- 31 -
③ 第32条：商標権の移転について	- 32 -
(5) 第五章 商標国際登録	- 32 -
(6) 第六章 商標審判	- 33 -
① 第51条：商標審判の定義について	- 34 -
② 第52条～第56条：商標審判案件の審理範囲の規定について	- 34 -
③ 第59条：商標審判案件の請求又は答弁の補足証拠に関する規定について	- 36 -
④ 第61条、第62条：請求人が審判請求を取り下げること及び取り下げた結果に関する規定について	- 36 -
(7) 第七章 商標使用の管理	- 37 -
① 第65条：通用名称になった商標を取消す規定について	- 37 -
② 第66条：正当理由なしで連続して三年不使用の登録商標を取消す規定について	- 37 -
③ 第67条：3年連続不使用の登録商標の正当な理由について	- 38 -
④ 第69条：登録商標使用許諾届出の規定について	- 38 -

⑤ 第70条：商標専用権の質権設定の規定について	- 38 -
⑥ 第71条：被許諾者の名称と原産地を明記しない法律責任の規定について	- 38 -
⑦ 第73条、第74条：商標抹消請求の規定について	- 39 -
(8) 第八章 登録商標専用権の保護	- 40 -
① 第75条：他人の商標専用権を侵害する行為に、便宜を提供する行為の定義	- 40 -
② 第78条：違法経営額を計算する考慮要素の規定について	- 40 -
③ 第79条：権利侵害製品が合法的に取得されたことを証明する状況の規定	- 41 -
④ 第80条：商標権侵害の製品であることを知らずに販売し、当該商品を合法的に取得したことを証明できる法的責任の規定	- 41 -
⑤ 第81条：商標権帰属に争議がある状況の定義について	- 41 -
⑥ 第82条：商標権侵害案件における商標権侵害製品に対する鑑定手続きの規定	- 42 -
(9) 第九章 商標代理	- 42 -
(10) 第十章 附則	- 43 -
3. 馳名商標認定保護規定	- 44 -
(1) 第2条：馳名商標の概念の明確化	- 44 -
(2) 第3条、第5条、第6条、第7条：馳名商標の認定機関及び認定申請のルート の明確化	- 45 -
(3) 第4条：馳名商標の認定規則の明確化	- 46 -
(4) 第8条：当事者の責任の明確化	- 46 -
(5) 第9条：馳名商標の証拠に対する要求の細分化	- 46 -
(6) 第10条、第11条、第12条：馳名商標保護請求の処理期限についての改正	- 47 -
(7) 第13条、第14条、第15条：地方工商部門の馳名商標に関わる業務職責の 明確化・細分化	- 49 -
(8) 第17条：商標局による認定取消しの新設	- 49 -
(9) 第18条、第19条、第20条：馳名商標に関わる各級の工商部門の職責及び その職員の責任及び監督の明確化2.....	- 50 -

(10) 条項の削除：原規定の第9条、第13条	- 50 -
4. 商標審査規則	- 51 -
(1) 第一章 総則	- 51 -
① 第2条：審判案件の審理の規範化、商標審判案件の種類及び係争商標の呼称の明確化	- 51 -
② 第3条、第5条：データ電文方式による審判書類を提出・送達する規定の追加	- 53 -
③ 第8条第2項：和解に合意した案件の商標審査委員会による継続的な審理	- 53 -
(2) 第二章 請求及び受理	- 54 -
① 第20条：当事者の提出した副本が要求に合致しない場合の法的結果の明確化	- 54 -
② 第23条：挙証期間満了後に提出する証拠の規範化	- 54 -
③ 第26条：商標の譲渡又は移転後の案件審理の規範化	- 55 -
(3) 第三章 審理	- 55 -
① 第30条：当事者の合法的な権利の保障及びプロセスに関する規定のさらなる整備	- 55 -
② 第31条：先行権利案件の結果を待つという規定の追加	- 56 -
③ 第35条：審判決定・裁定の商標局への引き渡し、執行時間の延長 ...	- 57 -
④ 第36条：審判決定・裁定を下した後の撤回及び更正に関する規定の追加	- 58 -
⑤ 第37条：人民法院の判決を執行するための再審プロセスの規範化 ...	- 59 -
(4) 第四章 証拠規則	- 60 -
① 第38条第2項：証拠形式の明確化	- 60 -
② 第44条第2項：証拠調べの必要性の規定	- 60 -
(5) 第五章 期間、送達	- 61 -
① 第53条：提出形式及び提出期間の計算方法及び提出文書に対する要件	- 61 -
② 第54条：文書送達の効率の向上	- 62 -
③ 第55条：外国当事者の法律文書の送達方式	- 63 -
(6) 第六章 附則	- 64 -
① 第57条：新旧法適用の基本原則の確定	- 64 -
5. 工商総局による改正実施後の「中華人民共和國商標法」に関する問題の通知	- 66 -
(1) 商標登録事項について	- 66 -

① 各種の商標登録出願案件、異議申立案件が適用する法律の問題について	- 66 -
② 商標案件審査期限の計算問題	- 66 -
(2) 商標審判について	- 67 -
① 各種の商標審判案件の適用する法律について(2014年5月1日以降に審理する案件)	- 67 -
② 商標審判案件の審査期限を計算する問題について	- 67 -
(3) 商標監督管理について	- 67 -
① 商標違法行為の時間と適用法律に関する問題について	- 67 -
② 「馳名商標」を使用する行為に対して適用する法律の問題について	- 67 -
6. 商標評審委員会による商標法改正決定実施後の商標審判案件に関する問題の通知	- 68 -
(1) 商標法改正決定施行前に提出した争議案件	- 68 -
(2) 異議申立不服審判の請求について	- 68 -
(3) 審判案件の文書様式について	- 68 -
(4) 審判案件の費用を納付する規定について	- 69 -
7. 最高人民法院「改正商標法の施行決定後の商標事件の管轄と法律適用の問題に関する解釈」	- 70 -
(1) 第1条：人民法院が受理する商標事件のタイプ	- 70 -
(2) 第2条、第3条：案件を管轄する規定について	- 71 -
(3) 第5条～第9条：各類の商標案件の適用する法律の規定について	- 71 -
二、 改正法と現行制度の審査業務フローの比較	- 74 -
1. 法改正前の商標出願審査フローチャート	- 74 -
2. 法改正後の商標出願審査フローチャート	- 75 -
3. 主な変化に関する説明	- 76 -
(1) 補正手続きの変化	- 76 -
(2) 分割出願の追加	- 76 -
(3) 異議申立手続きの変化	- 77 -
(4) 商標行政訴訟案件の提訴裁判所の変更について	- 77 -

三、 改正後の法執行の概要	- 78 -
1. 法執行の変化	- 78 -
(1) 商標権侵害行為の定義が明確化され、法執行において、より明確に執行できるようになった	- 78 -
(2) 主観的な過失がなければ、法的責任を免除できるようになった	- 78 -
(3) 商標権侵害行為の再犯への処罰が強化された	- 79 -
2. 法執行の傾向	- 79 -
四、 日本ユーザーが留意すべき点	- 81 -
1. 商標出願、更新等の申請案件の変化	- 81 -
(1) 音声商標の導入	- 81 -
(2) 「一出願多区分」制度の導入	- 82 -
(3) 商標登録更新期間の変更	- 82 -
(4) 商標権譲渡手続きの変化	- 82 -
(5) 商標使用許諾届出の変化	- 83 -
2. 商標権利保護に関する変化	- 83 -
(1) 審査・審理期限の明文化	- 83 -
(2) 異議申立プロセス及びその後続救済手段の変化	- 83 -
(3) 冒認出願対策の強化	- 84 -
(4) 未登録商標に対する保護の強化	- 84 -
(5) 登録商標の使用義務の強化	- 85 -
(6) 懲罰的賠償制度の導入	- 85 -
(7) 「馳名商標」表示の広告宣伝における使用の禁止	- 85 -
参考資料	- 87 -
1. 改正法の条文・対照表	- 87 -
(1) 商標法全文	- 87 -
(2) 商標法対比表	- 104 -

(3) 商標法実施条例	- 130 -
(4) 馳名商標認定保護規定	- 150 -
(5) 商標評審規則	- 157 -
(6) 工商総局による改正実施後の「中華人民共和国商標法」に関する問題の通知	- 169 -
(7) 最高人民法院「改正商標法の施行決定後の商標事件の管轄と法律適用の問題 に関する解釈」	- 171 -
(8) 商標評審委員会による商標法改正決定実施後の商標審判案件に関する問題の 通知	- 174 -
2. 商標検索の方法	- 175 -

目的

1982年に制定された「中華人民共和国商標法」の第3次改正法は2013年8月30日、第12期全国人民代表大会常務委員会で可決され、2014年5月1日より施行されました。また、それに併せて、商標法実施条例、馳名商標認定保護規定等の関連法令等も改正、施行されています。

本マニュアルでは、日本企業が中国におけるビジネスを進める際、指針とすべく、改正された商標法及び商標法実施条例等の関連規定を解説し、事業展開の際のポイント、留意点についてまとめます。

一、改正法及び関連規定の主な改正点

1. 商標法

1982年に制定された『中華人民共和国商標法』は、中国で改革開放政策が実施されてから初めての知的財産関連の専門的な法律で、1993年と2001年の2回にわたり改正が行われました。2003年から第3回目の改正作業をスタートさせ、10年という長期間に渡って、商標法の改正案を公開して数回にわたり広く公衆から意見募集しました。そして、2013年8月30日、第12期全国人民代表大会常務委員会第4回会議において、「全国人民代表大会常務委員会の『中華人民共和国商標法』改正についての決定」が通過しました。改正中国商標法は、中華人民共和国主席令第6号で公布され、2014年5月1日より施行されることになりました。

今回の商標法改正は、主に以下の3つの方面から改正されています。

- 中国が参加している国際条約と一致するという前提における主に中国国内ニーズに基づく改正。
- 対応性を強化して、実践において存在している主要問題をめぐる関連制度を整備すること。具体的には、商標登録取得について出願人の便宜を図り、商標の出願と使用を規範化し公平競争による市場秩序を維持し、商標専用権の保護を強化し権利者の合法的な権益を適切に保障し、馳名商標保護制度を完備し、商標代理の規範化を強化し商標の審査、審理期限の規定を追加したことが含まれる。
- 改正案の形式の採用にあたり、旧商標法の形式における構成の安定性を維持したこと。

具体的には、第3次改正では、旧商標法に対して計53ヶ所を改正し、3条項を削除

1. 商標法

するとともに、12 条項を追加し、新商標法の条文数は、旧商標法の 64 条から 73 条に変更されました。

新商標法に対する読者の認識と理解を深めるために、以下のとおり主要な改正内容について紹介し、解説します。

(1) 第一章 総則

① 第 4 条：商標登録出願条件の確立

第四条 自然人、法人又はその他の組織が、生産経営活動において、その商品又は役務について商標専用権を取得する必要がある場合には、商標局に商標登録を出願しなければならない。

この法律の商品商標に関する規定は、役務商標に適用する。

旧商標法には、第 4 条第 1 項において、商標の登録出願の条件が限定されていました。つまり、商標権を取得する必要がある条件として、商品を生産、製造、加工、選定あるいは取次販売するということが規定されていました。しかし、中国の経済発展に従い、生産経営活動の方式や内容にいろいろな変化が起こり、多種多様になりました。現在及び将来的な生産経営活動は、商品を生産、製造、加工、選定あるいは取次販売するという形式だけに限定されないことが明らかなので、新商標法では上述の条件を更に概括し、より包容性を有する「生産経営活動」と決めました。こうすることで、より多くの生産・経営方式が現れ得ることを認めることができるようになると考えられます。

② 第 7 条：誠実信用の原則の追加

第七条 商標の登録出願及び使用は、誠実信用の原則に従わなければならない。
商標を使用する者は、その商標を使用する商品の品質に責任を負わなければならない。各級の工商行政管理部門は、商標管理によって、消費者を欺瞞する行為を禁止しなければならない。

新商標法第 7 条において、「商標の登録出願及び使用は、誠実信用の原則に従わなければならない」と規定されました。

民法の基本原則を明確に新商標法に盛り込むことは、市場主体が商標関連の活動を行う際、誠実信用を守るべきであることを提唱することです。これも、現在の実践において、冒認出願、仮装譲渡等の不誠実な現象が多発する現状に対して、追加した規定です。ただし、商標異議申立請求、登録商標の無効宣告請求あるいは登録商標の取消審判請求を提出する際の具体的な法的根拠ではないので、将来的な運用において、引き続き観察

する必要があります。一方、今後、商標の権利確定及び権利保護に係る事件において、当該条文が一般条項として適用され、一部の特定状況下では、現行の法律規定の不足を補い、個別案件に対する裁量への指導的役割が期待されます。

③ 第 8 条：音声商標の導入

第八条 自然人、法人又はその他の組織の商品を他人の商品と区別することができる文字、図形、アルファベット、数字、立体的形状、色彩の組合せ及び音声等、並びにこれらの要素の組合せを含む標章は、すべて商標として登録出願することができる。

新商標法第 8 条には、商標として登録できる標識に関する視覚的という要件を削除して、音声商標として登録を受けることができるという条項が新設されました。

音声商標は、現在の非伝統的商標の中で、比較的広範に使用されているものです。商標出願は、ノキア携帯電話の起動音のような音楽の断片（声楽、器楽を含む）であることも、メトロ・ゴールドウィン・メイヤー社のライオンの咆哮のような自然界の音声であることも可能です。近い将来、テレビやラジオにおけるサウンドトラック、企業のコーポレートビデオにおけるサウンドトラック、アプリケーションソフト又は他の電子出版物の起動音や BGM、会社ウェブサイトの BGM 等、多くのユニークな商標が音声商標として中国の消費者に熟知され、愛され、かつ商標法の保護を受けられると考えられます。

④ 第 14 条：馳名商標の認定と保護

第十四条 馳名商標は、当事者の請求により、商標に係る案件の処理において認定が必要な事実として認定を行わなければならない。馳名商標の認定には、以下の要素を考慮しなければならない。

- (一) 関連する公衆の当該商標に対する認知度。
- (二) 当該商標の持続的な使用期間。
- (三) 当該商標のあらゆる宣伝業務の持続期間、程度及び地理的範囲。
- (四) 当該商標の馳名商標としての保護記録。
- (五) 当該商標が馳名であることのその他の要因。

商標登録の審査、工商行政管理部門による商標法違反案件の摘発の過程において、当事者がこの法律の第十三条の規定により権利を主張する場合、商標局は、案件の審査、処理の必要性に応じて、商標の馳名性の状況について認定することができる。

商標紛争の処理過程において、当事者がこの法律の第十三条の規定により権利を主張する場合、商標評審委員会は、案件の処理の必要性に応じて、商標の馳名性の状況について認定することができる。

商標に係る民事、行政案件の審理過程において、当事者がこの法律の第十三条の規定により権利を主張する場合、最高人民法院が指定した人民法院は、案件の審理の必要性に応じて、商標の馳名性の状況について認定することができる。

生産、経営者は、「馳名商標」の表示を商品、商品の包装若しくは容器に使用したり、又は広告宣伝、展示及びその他の商業活動に使用したりしてはならない。

1. 商標法

a) 馳名商標の認定原則の明確化

馳名商標とは、関連公衆に熟知されている商標のことをいいます。新商標法第 14 条第 1 項において、「馳名商標は、当事者の請求により、商標に係る案件の処理において認定が必要な事実として認定を行わなければならない」と明確に規定され、「受動認定、個別認定、需要に基づく認定」の原則を体現しました。

b) 馳名商標認定の手続きと機関

新商標法第 14 条第 2 項、第 3 項、第 4 項において、馳名商標の認定ルートが以下の 3 つであることを明確に規定しました。

審査機関	馳名商標について認定できる状況
商標局	商標登録の審査、工商行政管理部門による商標法違反案件の摘発の過程において（第 14 条第 2 項）
商標評審委員会	商標紛争の処理過程において（第 14 条第 3 項）
最高人民法院が指定した人 民法院	商標に係る民事、行政案件の審理過程において（第 14 条第 4 項）

c) 市場活動における「馳名商標」の表示の禁止

新商標法第 14 条第 5 項には、「生産、経営者は、『馳名商標』の表示を商品、商品の包装若しくは容器に使用したり、又は広告宣伝、展示及びその他の商業活動に使用したりしてはならない」という規定を加えました。この条文によって、中国でますます過熱している「馳名商標」を法律面から冷静に取り扱い、市場における公平な競争を促進し、消費者の誤解を招くことも避けることができると思われます。

同時に、上述の行為を抑止するため、新商標法第 53 条には、馳名商標を広告宣伝に使用した時の罰則を新設しました。即ち、馳名商標を宣伝に使用した場合、10 万元の罰金が科されます。

上述の新規定は、主に馳名商標の保護制度を実行する過程において現れる異化事象を抑止するためのものです。これまで中国では、馳名商標へ保護を与える過程において、その本意が歪曲されていました。一部の企業は、馳名商標を自社の製品の販売を促進するための「金看板」として、「馳名商標」という文字を包装に印刷し、大々的に広告宣

伝に利用していました。また、多くの地方政府は、地方経済を発展させるために、企業の知名ブランドを立ち上げることを奨励することで、馳名商標を取得した企業に対して高額の奨励金を与えていました。そのため、企業によっては、馳名商標の称号を獲得するため、手段を選ばず、虚偽の案件を作ったり、偽りの証拠を捏造したりすることもありました。これらの事象は、馳名商標を保護する本意に背いているものと考えられます。本条項を新設したのは、馳名商標制度を明確にして、認定がなされることによって馳名となるのではなく、商標自体が馳名であることによって拡大保護が与えられるという馳名商標の保護の原点に立ち戻るためです。

⑤ 第 15 条：冒認出願対策の強化

第十五条 授權されていない代理人又は代表者が自らの名義により被代理人又は被代表者の商標を登録し、被代理人又は被代表者が異議を申し立てたときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。

同一又は類似の商品について登録出願された商標が、他人により先使用されている未登録商標と同一又は類似し、出願人は、当該他人と前項の規定以外の契約、業務関係又はその他の関係を持っていることにより、当該他人の商標の存在を明らかに知っていて、当該他人が異議を申し立てたときは、その登録をしない。

新商標法第 15 条第 2 項には、「同一又は類似の商品について登録出願された商標が、他人により先使用されている未登録商標と同一又は類似し、出願人は、当該他人と前項の規定以外の契約、業務関係又はその他の関係を持っていることにより、当該他人の商標の存在を明らかに知っていて、当該他人が異議を申し立てたときは、その登録をしない」という内容が追加されました。即ち、業務提携又はその他の関係によって、他人の商標が先に使用されていることを明らかに知った上で冒認出願することを禁止する規定が追加されました。上述の条項に基づき、旧商標法第 15 条、第 31 条に関する冒認出願についての内容が不十分なところを補おうとしたものです。

ここ数年、業務提携の準備又は業務提携において、他人の商標が先に使用されていることを知ったうえで、冒認出願する行為が頻発しています。このような行為は、社会において大きな反響を呼び、正常な市場秩序に影響を与えていました。商標行政管理部門も、審理において明確に代理又は代表関係を結んでいない案件について、これまでずっと適用できる明確な法律条文がないことに困惑していました。改正法によれば、商標所有者は、自主的かつ迅速に自分の商標を出願することを前提にして、提携パートナーとのビジネスにおける提携証拠、及び効果的で、最も早い商標使用に関する証拠を保存することで、当該商標権の享有を証明することが必要になってきます。

その他、当該条文について、公衆の理解のために、最高人民法院は 2014 年 10 月 14 日より『商標の権利付与・権利確定に係わる行政案件審理の若干問題に関する最高人民

1. 商標法

法院の規定（公開意見募集稿）』を公布しました。当該意見稿においては、第 15 条第 2 項の「その他の関係」に対応する状況について、以下のとおり明確に定めました。

- a) 商標出願人と先使用者が同一地域、同一業界にあり、かつ、先使用者の商標が比較的強い顕著性を備える。
- b) 双方が代理、代表関係について、協議したことはあるが、代理、代表関係をまだ形成していない。
- c) 商標出願人が先使用者の多くの商標を登録出願した。

新商標法の施行に伴い、当該条文は、先に使用されたが、まだ登録されていない商標に対する保護を効果的に強化することができ、頻発する冒認出願を、ある程度、有効に抑止することができるかと確信しています。

⑥ 第 19 条：代理機構への管理強化

第十九条 商標代理機構は、誠実信用の原則に従い、法律・行政法規を遵守し、被代理人の委託に基づいて商標登録出願又はその他の商標関連事項を取り扱わなければならない。代理の過程において知り得た被代理人の営業秘密については、守秘義務を負う。

委託人が登録出願する商標において、この法律に規定される不登録事由があり得るときは、商標代理機構は、委託人に明確に告知しなければならない。

商標代理機構は、委託人の登録出願する商標がこの法律の第十五条及び第三十二条に規定する事由に該当することを知っているとき、又は知るべきであるときは、その委託を受けてはならない。

商標代理機構は、その代理している業務に関する商標登録出願を除き、その他の商標の登録出願をしてはならない。

新商標法第 19 条は、商標代理機構執業規則に関する新設規定です。現在、商標代理人が資格試験を受けることなく商標代理業務に従事することができるため、2013 年末までに国家工商行政管理総局に登録された商標代理機構が 10,550 ヶ所に達し、商標業務を行うことができる弁護士事務所が 8,222 ヶ所あります。このように代理機構の数が膨れ上がり、業務レベルにバラツキが出てきています。商標代理機構に対する管理を強化するために、新設した第 19 条は、商標代理機構が誠実信用の原則に従い、法律を遵守し、勤勉に働き、守秘義務と告知義務を負い、他人商標の冒認出願に関する業務を引き受けず、及び自分で商標を登録出願してはならないという義務を負うことについて明確に規定しました。

同時に、新商標法第 68 条においては、商標代理機構が法的規範に違反したとき、負うべき責任と受けるべき処分が規定されました。違法行為がある商標代理機構に対して、

期間を定めて是正を命じると同時に、警告を与え、情状が深刻である場合、その商標代理業務の受理、処理を停止し、かつ公告することができます。商標代理機構が商標法の関連規定に違反した場合、法によりその法的な責任を追及し、かつ工商行政管理部門は信用保存書類に記録します。

上述の規定は、商標仲介代理機構の従業者の行為を効果的に規範化し、商標代理業界の環境を浄化し、公平な競争環境における優勝劣敗を実現し、商標出願人に専門的で、優れた品質のサービスを提供することに資するものです。

(2) 第二章 商標登録の出願

① 第 22 条第 2 項：「一出願多区分」制度を導入

第二十二條第二項 商標登録出願人は、一つの出願において、多数の区分について同一の商標を登録出願することができる。

新商標法第 22 条第 2 項には、「商標登録出願人は、一つの出願において、多数の区分について同一の商標を登録出願することができる」と規定されました。

「一出願多区分」は、先進国において一般的に採用されている出願方式です。今回、当該出願制度が採用されたことは、中国の商標出願制度を国際的な方式に従うようにする重大な変革です。当該制度を採用したのは、多数の商品・役務区分において同一商標を出願する商標出願人に便宜を図るためです。これにより、商標出願人の負担を大幅に減らすことができ、多数の区分について出願する場合、複数件の願書を記入する必要がなくなり、かつ登録商標の変更や更新等の手続きも簡単になります。ただし、中国で実行されている「一出願多区分」の商標出願制度はまだ完全ではなく、それに伴って導入された分割制度に一定の制限が課されます。現在、商標局より部分的拒絶決定を受領した時に限り、分割申請ができます。即ち、現時点では、拒絶決定不服審判、異議申立の段階及び商標登録後は、分割が認められていません。したがって、今のところ、中国で「一出願多区分」の出願方式を選択する際には、十分にその点に注意する必要があります。

② 第 22 条第 3 項：電子出願の導入

第二十二條第三項 商標登録出願の関連書類は、書面又は電子データにより提出することができる。

新商標法第 22 条第 3 項において、「商標登録出願の関連書類は、書面又は電子データにより提出することができる」と規定しています。当該条文によって、電子データに

1. 商標法

て出願することが許可され、電子出願の法的地位が確立されました。

書面にて出願するのは、中国商標登録出願の従来方式です。ここ数年、情報通信技術の発展とともに、電子データにて商標登録出願の関連書類を提出する条件は日増しに整備されています。実務において、中国商標局は2009年からオンライン出願の試行を始め、既に一定の電子出願に関する経験を積んできました。今回、技術的条件の問題によって、電子出願には一定の制限（商品・役務区分表における標準的な商品又は役務名称しか指定できず、代理機構を通さなくては出願できない等）が課されましたが、技術的手段の向上に従い、近い将来、中国で全面的に電子出願が実施できるようになることを期待しています。

(3) 第三章 商標登録の審査及び認可

① 第28条：審査期限の規定

第二十八条 登録出願に係る商標について、商標局は、商標登録出願書類を受領した日から9ヶ月以内に審査を完了するものとし、この法律の関連規定を満たすときは、初歩査定を行い公告する。

本条は、商標局が規定期間内に出願商標を初歩査定する関連規定であり、審査期限の内容が追加され、商標局が商標登録出願書類を受領した日から9ヶ月以内に審査を完了することが規定されています。

その他、第28条以外に、新商標法第34条、第35条、第44条、第45条、第49条、第54条においては、初めて商標審査及び商標案件の各種の審理期限が定められました。それらにおいて、商標の審査期限を9ヶ月、各種商標案件の審理期限を9ヶ月又は12ヶ月とし、特殊な状況がある場合には3ヶ月又は6ヶ月延長することができるようになりました。また、案件審理を中止する規定も設けました。具体的には、以下のようになります。

プロセス	審査・審理期限	延長期限	法律条文	審査機関
商標登録出願	9ヶ月（請求日から）	—	第28条	商標局
拒絶決定不服審判	9ヶ月（請求日から）	3ヶ月	第34条	商標評審委員会
異議申立	12ヶ月（初歩的査定公告期間満了日から）	6ヶ月	第35条第1項	商標局
異議申立てによる不登録決定に対する不服審判	12ヶ月（請求日から）	6ヶ月	第35条第3項	商標評審委員会

無効 宣告	商標法第 10 条、第 11 条、第 12 条に違反した場合	9 ヶ月（請求日から）	3 ヶ月	第 44 条 第 3 項	商標評審委員会
	商標法第 13 条第 2 項及び第 3 項、第 15 条、第 16 条 1 項、第 30 条、第 31 条、第 32 条に違反した場合	12 ヶ月（請求日から）	6 ヶ月	第 45 条 第 2 項	商標評審委員会
商標局が下した登録商標の無効宣告決定に対する不服審判		9 ヶ月（請求日から）	3 ヶ月	第 44 条 第 2 項	商標評審委員会
通用名称又は 3 年不使用取消審判		9 ヶ月（請求日から）	3 ヶ月	第 49 条 第 2 項	商標局
商標局が下した登録商標の取消決定又は維持決定に対する不服審判		9 ヶ月（請求日から）	3 ヶ月	第 54 条 第 1 項	商標評審委員会

上述の法定期限に関する規定によって、商標審査と商標行政管理部門による各種商標案件の審査、審理期間を大幅に短縮できることが見込まれます。同時に、商標評審委員会が不服審判案件を審理する時、関連する先行権利の確定について、人民法院が審理中の案件又は行政機関が処理中の案件の結果を根拠とする情況も客観的に考慮した上で、案件審理を中止することができることも規定しました。

ここ数年、中国における商標の出願件数は増加の一途をたどっており、商標審査又は案件審理が遅滞する可能性がまだ十分あり、直接、出願人とその権利行使に影響を与えていました。法定審査、審理期限の設定によって、商標行政管理部門の行政行為を厳しく見守ることができます。なお、公衆は、商標行政管理部門が法定期限を厳格に把握するとともに、商標審査及び案件審理において、公平、公正を保つことができるか否かについて、より強い関心を寄せています。

② 第 29 条：審査手続きの改善

第二十九条 審査の過程において、商標局が、商標登録出願の内容に関して説明又は補正が必要と判断したときは、出願人に説明又は補正を要求することができる。出願人が説明又は補正を行わないときは、商標局の審査決定に影響を及ぼさない。

新商標法第 29 条には、「審査の過程において、商標局が、商標登録出願の内容に関して説明又は補正が必要と判断したときは、出願人に説明又は補正を要求することがで

1. 商標法

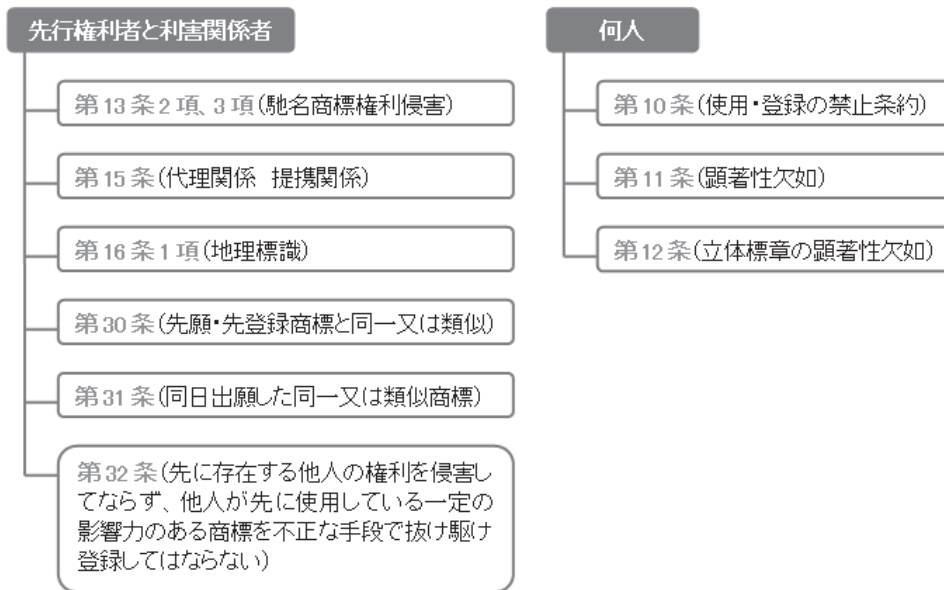
きる。出願人が説明又は補正を行わないときは、商標局の審査決定に影響を及ぼさない」と規定されました。

追加された当該条文は、1993年の商標法実施条例において追加された審査意見書制度を参考にしましたが、必要な手続きであれば、審査意見書の作成と提出に多くの時間がかかるため、審査効率に影響を与えるという弊害を十分に考慮したうえで、「審査の過程において、商標局が、商標登録出願の内容に関して説明又は補正が必要と判断したときは、出願人に説明又は補正を要求することができる」よう、改正されました。それにより、出願人の意見を聴取する制度を導入し、従来の審査意見書制度と比べてより簡素化され、融通性のあるものになりました。

③ 第33条：異議申立の主体資格の制限

第三十三条 初歩査定され公告された商標について、公告の日から3ヶ月以内に、この法律の第十三条第二項及び第三項、第十五条、第十六条第一項、第三十条、第三十一条、第三十二条の規定に違反していると先行権利者、利害関係者が判断したとき、又はこの法律の第十条、第十一条、第十二条の規定に違反していると何人が判断したときは、商標局に異議を申し立てることができる。公告期間を満了しても異議申立がなかったときは、登録を許可し、商標登録証を交付し公告する。

旧商標法では、初歩査定され公告された商標について、何人も異議申立を提出することができると規定され、異議申立の主体資格に関する範囲が広範すぎました。新商標法において、以下に示したとおり、先行権利に侵害したという相対的理由によって異議申立を提出できる主体は、先行権利者又は利害関係者しかいません。一方、使用・登録の禁止条項に違反したという絶対的理由で異議申立を提出できる主体は、「何人」とされています。



この改正の理由は、実務において、一部の権利者が過度の権利保護を求め、さらには故意に他人の商標登録を遅延させることによって、金儲けのために悪意の異議申立を請求する状況が発生したためです。上述の問題の発生を回避するために、新商標法では、異議申立人の主体資格に一定の制限が課され、先行権利を侵害したという理由で異議申立を提出する場合、先行権利者又は利害関係者の証明資料を提出しなければならないことも規定されました。

④ 第35条：異議後の救済手続きの変化

第三十五条 初歩査定され公告された商標に対して異議申立があるときは、商標局は、異議申立人及び被異議申立人が陳述する事実及び理由を聴取し、調査をして事実を明らかにした後、公告期間が満了した日から12ヶ月以内に登録を許可するか否かの決定を下し、異議申立人及び被異議申立人に書面で通知しなければならない。特別な事情があり、延長することが必要なときは、国务院工商行政管理部门の許可を得て、6ヶ月間延長することができる。

商標局が登録決定を下すときは、商標登録証を交付し公告する。異議申立人に不服があるときは、この法律の第四十四条、第四十五条の規定により、商標評審委員会に当該登録商標の無効宣告を請求することができる。

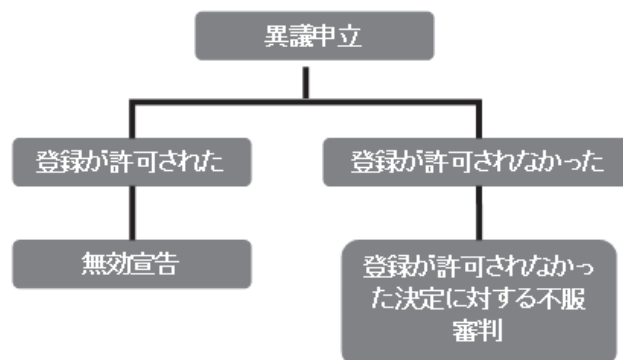
商標局が不登録決定を下し、被異議申立人に不服があるときは、通知を受領した日から15日以内に、商標評審委員会に再審を請求することができる。商標評審委員会は、請求を受けた日から12ヶ月以内に再審決定を下し、かつ異議申立人及び被異議申立人に書面で通知しなければならない。特別な事情があり、延長することが必要なときは、国务院工商行政管理部门の許可を得て、6ヶ月間延長することができる。被異議申立人が商標評審委員会の決定に不服であるときは、通知を受領した日から30

1. 商標法

日以内に、人民法院に提訴することができる。人民法院は、異議申立人に対し、第三者として訴訟に参加することを通知しなければならない。

商標評審委員会は、前項の規定により再審を行う過程において、関連する先行権利の確定について、人民法院で審理中又は行政機関で処理中の別案件の結果を根拠としなければならないときは、審査を中止することができる。中止の原因が解消された後は、審査手続を再開しなければならない。

旧商標法によれば、商標異議申立案件は、先ず商標局より審査し、異議申立裁定（通常、20 ヶ月程度要していた）が下され、商標局の異議申立裁定に不服があった場合、商標評審委員会に不服審判請求（通常、18 ヶ月程度要していた）を提出することができる。さらには、不服審判決定にさらに不服があった場合、提訴することができるという流れでした。このような手続きに基づき、商標異議申立案件について行政二審（商標局、商標評審委員会）、司法二審（北京市第一中級人民法院、北京市高級人民法院）という四審制であったため、商標権が確定されるまでかなり長期間かかり、通常約5年程度の期間を要し、さらには解決までに7年又は8年かかった案件もありました。そのため、商標出願人は、案件のために高い対価を支払わなければなりません。なお、国家工商行政管理総局が公布した2009年から2011年の3年間にわたる異議申立の裁定結果の統計によれば、商標局の裁定によって異議申立が成立したのは、それぞれ異議申立案件の総件数の5.76%、17.93%、17.10%と、全体が18%未満とかなり低いものでした。したがって、商標登録出願の周期を効果的に短縮させるために、新商標法においては、異議申立裁定に基づき、その登録を許可された被異議申立商標に対して、直接商標登録証を交付し、かつ公告することを規定しました。この改正によって、「効率優先」の原則が実現されました。なお、異議申立人は、商標局の登録許可決定に不服があり、又は十分な理由と証拠がある場合、商標評審委員会に対して当該商標の無効宣告を請求することができます。無効宣告手続きによって、異議申立人の権利を救済できるようになりました。



その他、新商標法には、先行権利に関する案件の審査結果を待つ規定が追加されました。実務において、商標評審委員会は、不登録決定に関する不服審判案件や登録商標の

無効宣告案件を審理する時、又は工商行政管理部門が商標権侵害案件を処理する時、人民法院が審理している又は行政機関が処理している他の案件の結果を根拠とする必要があります。ただし、旧商標法には、このような場合、審査を中止できるか否かについて、明確な規定がありませんでした。商標係争、商標権侵害案件の審理手続きを規範化させ、権利者の合法的な権益を保障するために、新商標法には、第35条第4項、第45条第3項、第62条第3項の規定が追加され、この3種類の状況の下で審査、審理手続きを中止することができると明確に規定されました。

(4) 第四章 登録商標の更新、変更、譲渡及び使用許諾

① 第40条：更新期間の延長

第四十条 登録商標の有効期間が満了し、継続して使用する必要があるときは、商標登録者は、期間満了前の12ヶ月以内に規定に従って更新手続きを行わなければならない。この期間に行うことができないときは、6ヶ月の延長期間を与えることができる。毎回の更新登録の有効期間は10年とし、当該登録商標の前回有効期間が満了した次の日から起算する。期間が満了しても更新手続きを行わないときは、当該登録商標を取消す。

本条文は、商標の更新手続きを行う関連規定です。商標更新手続きを行う期間について、「期間満了前の6ヶ月」から「期間満了前の12ヶ月」に改正されました。この改正に基づき、商標登録者がより余裕を持って更新手続きを行うことができるようになりました。また、実務において、商標更新手続きにかかる時間が比較的に長いため、商標の有効期間が満了した時、当該商標がまだ更新されず、商標権者に不便を与えるという問題（例えば、登録商標の税関登録の申請が許可されないこと、契約に基づき広告宣伝を行えないこと等）の解決にも役立つと考えられます。

(5) 第五章 登録商標の無効宣告

① 第44条～第47条

第四十四条 登録された商標が、この法律の第十条、第十一条、第十二条の規定に違反している場合、又は欺瞞的な手段若しくはその他の不正な手段で登録を得た場合は、商標局は当該登録商標の無効宣告を行う。その他の単位又は個人は、商標評審委員会に当該登録商標の無効宣告を請求することができる。

1. 商標法

商標局が登録商標の無効宣告を決定したときは、書面で当事者に通知しなければならない。当事者が商標局の決定に不服であるときは、通知を受領した日から15日以内に、商標評審委員会に再審査を請求することができる。商標評審委員会は、請求を受領した日から9ヶ月以内に決定を行い、書面で当事者に通知しなければならない。特別な事情があり、延長することが必要なときは、国务院工商行政管理部门の許可を得て、3ヶ月間延長することができる。当事者が商標評審委員会の決定に不服であるときは、通知を受領した日から30日以内に人民法院に提訴することができる。

その他の単位又は個人が商標評審委員会に登録商標の無効宣告を請求するときは、商標評審委員会は、請求を受領した後に書面で関係当事者に通知し、期間を定めて答弁を提出させなければならない。商標評審委員会は、請求を受領した日から9ヶ月以内に、登録商標の維持又は登録商標無効の宣告をする裁定を下し、書面で当事者に通知しなければならない。特別な事情があり、延長することが必要なときは、国务院工商行政管理部门の許可を得て、3ヶ月間延長することができる。当事者が商標評審委員会の裁定に不服であるときは、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に提訴することができる。人民法院は、商標裁定手続の相手方当事者に対し、第三者として訴訟に参加することを通知しなければならない。

第四十五条 既に登録された商標が、この法律の第十三条第二項及び第三項、第十五条、第十六条第一項、第三十条、第三十一条、第三十二条の規定に違反した場合、商標の登録日から5年以内に、先行権利者又は利害関係者は、商標評審委員会に当該登録商標の無効宣告を請求することができる。悪意のある登録であるときは、馳名商標所有者は、5年間の期間制限を受けない。

商標評審委員会は、登録商標の無効宣告の請求を受領した後に書面で関係当事者に通知し、期間を定めて答弁書を提出させなければならない。商標評審委員会は、請求を受領した日から12ヶ月以内に登録商標の維持又は登録商標の無効宣告をする裁定を下し、書面で当事者に通知しなければならない。特別な事情があり、延長することが必要なときは、国务院工商行政管理部门の許可を得て、6ヶ月間延長することができる。当事者が商標評審委員会の裁定に不服であるときは、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に提訴することができる。人民法院は、商標裁定手続の相手方当事者に対し、第三者として訴訟に参加することを通知しなければならない。

商標評審委員会は、前項の規定により無効宣告請求を審査する過程において、関係する先行権利の確定が人民法院で審理中、又は行政機関で処理中の別案件の結果を根拠としなければならないときは、審査を中止することができる。中止の原因が解消された後は、審査手続を再開しなければならない。

第四十六条 法定期間が満了しても、当事者が商標局による登録商標無効宣告の決定に対して再審を請求しないとき、又は商標評審委員会による再審決定、登録商標維持若しくは登録商標無効宣告の裁定に対して人民法院に提訴しないときは、商標局による決定又は商標評審委員会による再審決定、裁定の効力を生じる。

第四十七条 この法律の第四十四条、第四十五条の規定により無効宣告された登録商標については、商標局が公告し、当該登録商標専用権は初めからなかったものとみなす。

登録商標の無効を宣告する決定又は裁定は、無効宣告される前に人民法院で行われかつ執行された商標権侵害案件の判決、裁定、調停書及び工商行政管理部門で行われかつ執行された商標権侵害案件の処理決定、並びに履行された商標譲渡又は使用許諾契約に対して遡及しない。ただし、商標登録者の悪意により他人に与えた損害は、賠償しなければならない。

前項の規定により商標権侵害の賠償金、商標譲渡料、商標使用料を返却しなければ、明らかに公平の原則に反するときは、全部又は一部を返却しなければならない。

a) 取消と無効宣告の区分

新商標法では、登録商標の取消と無効宣告の2種類の情況に区分しました。前者は、元々条件を満たしていた登録商標について違法状況が発生して取り消された時、当該登録商標専用権が取り消された公告日から終止するが、後者は、元々登録条件を満たさず、登録すべきでない商標が無効宣告された時、当該登録商標専用権は最初から存在しなかったものとみなされます。

b) 過去へ遡及しないことの補足である公平原則

新商標法第47条第2項は、登録商標の無効を宣告する決定又は裁定の遡及効について定め、即ち、無効宣告される前に執行された商標権侵害案件の賠償金、商標譲渡料、商標使用料に対して、当事者がその返却を請求することができないと規定しています。ただし、この原因によって不公平な情況が生じることを防止するために、本条第3項において、明らかに公平原則に反するときは、全部又は一部を返却しなければならないという補足規定が追加されました。

(6) 第六章 商標使用の管理

① 第57条：新たな商標権侵害行為を定義

第五十七条 次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、登録商標専用権を侵害する。

(一)～(五) (略)

(六) 他人の登録商標専用権を侵害する行為に対して、故意に便宜を提供し、他人による登録商標専用権侵害行為の実施を幫助すること。

(七) (略)

新商標法第57条第1項第6号には、「他人の登録商標専用権を侵害する行為のために、故意に便宜を図り、他人による登録商標専用権侵害行為の実施を幫助すること」が

1. 商標法

商標法における法的責任を負うべき商標専用権侵害行為の一つとして追加されました。これによって、直接他人の商標専用権への侵害行為を実施していなくても、他人の商標権を侵害する行為に参加、協力している企業又は個人に相応の責任を負わせることが可能になりました。

(7) 第七章 登録商標専用権の保護

① 第 58 条：新たな不正競争行為を追加

第五十八条 他人の登録商標、登録されていない馳名商標を企業名称における商号として使用し、公衆に誤認を生じさせ、不正競争行為を構成しているときは、「中華人民共和国反不正当竞争法」により処理する。

商標と企業商号の衝突について、新商標法第 58 条では、「他人の登録商標、未登録の馳名商標を企業名称に商号として使用し、公衆を誤認させる」行為は、不正競争に該当すると規定しました。また、これらの案件について、『中華人民共和国不正競争防止法』に基づき処理することも明文化されました。

一方、自社の商号が他人に商標として登録されることについて、商号の権利者は、新商標法第 32 条に規定する「先行権利」に基づき先行商号権の保護を求めることができます。同条によれば、商標登録の出願は、他人が現有する先行権利を侵害してはならないと規定しており、「先行商号権」が先行権利の一種として商標法の保護を受けることができます。なお、実務上、先行商号権が認められるためには、企業登記資料、当該商号を使用した商品取引文書、広告宣伝資料等をもって、自分の先行商号権を有することを証明し、以下の適用要件を満たす必要があります。

- (1) 商号の登記、使用日が係争商標の登録出願日より前であること。
- (2) 当該商号が中国の関連する公衆の間において一定の知名度を有すること。
- (3) 係争商標を登録及び使用すると、関連する公衆に混同を生じさせやすく、既存の商号権者の利益が侵害されるおそれがあること。

② 第 59 条：先使用主義への適当な配慮

第五十九条第三項 商標登録者が商標登録を出願する前に、他人が既に同一又は類似の商品について、商標登録者よりも先に、登録商標と同一又は類似し、かつ一定の

影響を有する商標を使用しているときは、登録商標専用権者は、当該使用者が元の使用範囲において当該商標を引き続き使用することを禁止する権利を有しない。ただし、適切な区別用標章を加えるよう要請することができる。

新商標法第 59 条第 3 項には、「商標登録者が商標登録を出願する前に、他人が既に同一又は類似の商品について、商標登録者よりも先に、登録商標と同一又は類似し、かつ一定の影響を有する商標を使用しているときは、登録商標専用権者は、当該使用者が元の使用範囲において当該商標を引き続き使用することを禁止する権利を有しない。ただし、適切な区別用標章を加えるよう要請することができる」と規定されています。追加された当該規定により、先に大量に使用したが、まだ登録出願していない商標に対して、元の使用範囲内（現時点ではまだ明確な定義はありません。中国の法曹界においては、先の商標に使用された商品・地域的範囲内であると考えられています。）で継続的に使用することができる権利を与えることで、効果的に商標先行使用者と登録商標専用権者との間の利益のバランスを取ることができます。

③ 第 60 条第 2 項：商標権侵害行為の再犯への処罰の追加

第六十条二項 工商行政管理部門の処理により、権利侵害行為の成立が認定されたときは、即時に侵害行為の停止を命じ、権利侵害商品及び主に権利侵害商品の製造、登録商標の標章の偽造に用いる器具を没収、廃棄し、違法経営額が 5 万元以上であるときは、違法経営額の 5 倍以下の罰金を科すことができ、違法経営額がないとき又は 5 万元未満であるときは、25 万元以下の罰金を科すことができる。5 年以内に商標権侵害行為を 2 回以上行っているとき、又はその他重大な情状を有するときは、重罰に処さなければならない。登録商標専用権侵害商品であることを知らずに販売し、当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ提供者について説明できるときは、工商行政管理部門は、販売の停止を命じる。

新商標法第 60 条第 2 項には、「5 年以内に商標権侵害行為を 2 回以上行っているとき、又はその他重大な情状を有するときは、重罰に処さなければならない」と規定されました。

当該規定は、商標権侵害行為の再犯に対して、厳罰に処するという規定を加えたものです。

④ 第 63 条：懲罰規定の新設及び権利者の挙証責任の軽減

第六十三条 商標専用権侵害の損害賠償額は、権利者が侵害により受けた実際の損失により確定する。実際の損失を確定することが困難なときは、侵害者が侵害により得た利益により確定することができる。権利者の損失又は侵害者が得た利益を確定することが困難なときは、当該商標の使用許諾料の倍数を参照して合理的に確定する。悪意により商標専用権を侵害し、情状が重大なときは、上述の方法により確定した金

1. 商標法

額の1倍以上3倍以下で賠償額を確定することができる。賠償額は、権利者が侵害行為を抑止するために支払った合理的な支出を含まなければならない。

人民法院は、賠償額を確定するために、既に権利者は挙証に尽力したが、侵害行為に関連する帳簿、資料を主に侵害者が有している状況において、侵害者に、侵害行為に関連する帳簿、資料の提供を命じることができる。侵害者が提供しないとき、又は虚偽の帳簿、資料を提供したときは、人民法院は、権利者の主張及び提供した証拠を参考に賠償額を判定することができる。

権利者が侵害により受けた実際の損失、侵害者が侵害により得た利益、登録商標の使用許諾料を確定することが困難なときは、人民法院は、侵害行為の情状に応じて、300万元以下の賠償支払いを判決する。

a) 懲罰規定の新設

新商標法第63条第1項には、懲罰的賠償規定を新設しました。悪意により商標専用権を侵害し、情状が深刻な場合には、権利者が侵害により受けた実際の損失、侵害者が侵害により得た利益、又は登録商標の使用許諾費用の1倍以上3倍以下の範囲で賠償額を確定することが規定されました。これは、英米法系における懲罰的賠償理論を導入し、主に悪い社会影響をもたらした権利侵害行為を対象とするものです。また、上記3つの根拠によって賠償額を確定することが困難な場合には、裁判所は適宜に法定賠償額を決定ことができ、法定賠償額の上限をこれまでの50万元から300万元まで引き上げました。

上述の改正内容は、権利者がその合法的な権利を保護する時、コストが高すぎ、引き合わないという事象を対象としたものです。今回の改正は、商標権侵害者の権利侵害行為のコストを大幅に高めることで、商標権利者が合法的な権益を保護し、商標権侵害行為を抑制することに対して、積極的な役割を果たすことができると確信しています。

b) 権利者の挙証責任の軽減

新商標法第63条第2項には、挙証責任の転嫁原則が導入され、「人民法院は、賠償額を確定するために、権利者が挙証に尽力したが、侵害行為に関連する帳簿、資料を主に侵害者が所有している場合、侵害者に、侵害行為に関する帳簿、資料の提供を命じることができる。侵害者が提供しない、又は虚偽の帳簿、資料を提供した場合には、人民法院は、権利者の主張及び提供した証拠を参考にして、賠償額を確定することができる。」と規定されました。当該規定は、権利者の挙証負担を効果的に軽減させるだけでなく、人民法院に大きな自由裁量権を与え、人民法院が賠償額を確定する時に関連法律に従えるようになり、商標権侵害行為との取組に対して積極的な意義を有します。

⑤ 第64条：商標権者の賠償要求時における使用義務の規定の追加

第六十四条 登録商標専用権者が賠償を請求し、権利侵害と訴えられた者により登録商標専用権者が登録商標を使用していないとの抗弁がなされたときは、人民法院は、登録商標専用権者に、これまで3年以内にその登録商標を実際に使用している証拠を提供するよう求めることができる。登録商標専用権者は、これまで3年以内に、当該登録商標を実際に使用していることを証明できないとき、又は侵害行為によりその他の損失を受けたことを証明できないときは、権利侵害として訴えられた者は、損害賠償の責を負わない。

登録商標専用権の侵害商品であることを知らずに販売したときは、当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ提供者について説明できる場合に限り、損害賠償の責を負わない。

新商標法には、「権利者が賠償を要求する時の使用義務」を特に規定しました。「登録商標専用権者が賠償を請求し、権利侵害と訴えられた者により登録商標専用権者が登録商標を使用していないとの抗弁がなされたときは、人民法院は、登録商標専用権者に、これまで3年以内にその登録商標を実際に使用している証拠を提供するよう求めることができる。登録商標専用権者は、これまで3年以内に、当該登録商標を実際に使用していることを証明できないとき、又は侵害行為によりその他の損失を受けたことを証明できないときは、権利侵害として訴えられた者は、損害賠償の責を負わない」と規定しました。上記の改正内容は、商標専用権というのは、登録出願の手続きを行うだけではなく、登録商標を有効的に使用することにもあるということを確認したものです。商標の本質は、商品又は役務の出所を識別することであり、識別力は商標の実際の使用において生み出され、登録商標は実際に使用されていなければ、識別力を生み出せず、権利者の利益を侵害することはありません。したがって、商標権保護のために、商標権者は、商標の実際の使用において商標の使用証拠を大切に保存し、ビジネスの取引文書にも実際に登録した商標を記載することをお勧めします。

(8) その他 削除された元の商標法の3つの条文

① 旧商標法第42条

旧商標法第42条には、「異議申立を経て登録許可された商標については、同一の事実及び理由で再び裁定を請求することはできない」と規定されていました。

元々当該条文は、権利行使の繰り返しを防止するためのものでした。新商標法には、既に権利の行使について明確に規定し、かつ異議申立手続きに対しても調整して（第35条を参照のこと）、異議申立により登録決定を下した場合、当該登録商標の無効宣告を請求することができると規定されたため、旧商標法第42条が削除されました。

1. 商標法

② 旧商標法第 45 条

旧商標法第 45 条には、「登録商標を使用している商品が粗製濫造され、品質を偽り、消費者を欺瞞しているときは、各級の工商行政管理部門は、それぞれの状況に応じて、期間を定めて是正を命じ、警告又は罰金を科し、又は商標局を通じてその登録商標を取消することができる」と規定されていました。

新商標法において、当該条文が削除された主な理由は、商品が粗製濫造され、品質を偽り、消費者を欺瞞している情状は、商標の不正使用の問題ではなく、製品品質又は消費者権益保護の問題にかかわるものだからです。現在、中国では、『中華人民共和国製品品質法』や『中華人民共和国消費者権益保護法』等の法律に基づき、このような行為を規範化しているので、製品品質の問題について、商標法を適用して処理する必要はありません。

③ 旧商標法第 50 条

旧商標法第 50 条には、「工商行政管理部門がこの法律の第四十五条、第四十七条、第四十八条の規定に基づき下した罰金の決定について、当事者に不服があるときは、通知を受け取った日から 15 日以内に、人民法院に提訴することができる。期間内に訴えが提起されないとき、又は決定を履行しないときは、関係する工商行政管理部門は人民法院に強制執行を請求する」と規定されていました。

新商標法で当該条文が削除された理由は、原『中華人民共和国行政訴訟法』第 39 条において、「公民、法人又は他の組織は直接に人民法院に訴訟を提起した場合、具体的な行政行為を行った日より 3 ヶ月以内に提訴しなければならない。法律で別に規定する場合を除く。」と規定されているからです。旧商標法に規定された訴訟期間が比較的短く、商標の違法行為に対して行う行政処罰が一般的な行政行為と比べて特殊性がなく、行政訴訟法の一般的な期限に基づき執行することができるため、当該条文が削除されました。

2. 商標法実施条例

改正後の「中華人民共和国商標法実施条例」は、商標法の改正点に合わせて実施条例に対して調整・細分化し、商標審査・審理業務における要求を条例の形で定めたもので、商標出願、登録商標専用権の保護、商標代理業務等の面における具体的な問題を解決するためのものです。今回の商標法実施条例の改正は公衆向けの意見募集や専門家向けの検討会・座談会により慎重に検討・修正をした上で作成した「中華人民共和国商標法実施条例（案）」について国務院で審議をして、最終的に2014年4月29日に国務院総理である李克強が国務令に署名し、改正「中華人民共和国商標法実施条例」が公布され、同年5月1日より施行されました。

今回の商標法実施条例の改正は主として以下の3つの方面からまとめることができます。

- 商標法における審査期限の補充規定や商標出願の具体的な規定等の関連規定に対して細分化及び補足したこと。
- 国際登録商標に関する規定を追加したこと。以前の「マドリッド商標国際登録実施弁法」にある内容を行政法規に昇格させたこと。
- 商標代理業務に対する監督・管理制度を詳しく規定したこと。

改正後の実施条例は以前の59条から現在の98条に増えました。以下のとおり主要改正内容を絞って簡単に紹介し解説いたします。

(1) 第一章 総則

① 第3条：馳名商標認定の立法趣旨の明確化

第三条 商標権保有者が商標法第十三条の規定に基づいて馳名商標の保護を請求する場合には、その商標が馳名商標に該当する証拠を提出しなければならない。商標局及び商標評審委員会は、商標法第十四条の規定に基づいて、審査処理する案件の必要性及び当事者の提出した証拠資料をもとに、その商標の馳名状況について認定する。

旧「商標法実施条例」第5条では、馳名商標認定のプロセスを定め、かつ、商標局、商標評審委員会が当事者の請求により事実を明らかにした上、馳名商標の認定を行うよう要求していました。今回商標法の改正により、馳名商標認定の3つの原則、即ち、「受動的認定、個別案件で認定、必要性による認定」が更に明確にされました。そのため、

2. 商標法実施条例

改正後の「実施条例」は上述の原則と合わせて、「商標権保有者が商標法第 13 条の規定に基づいて馳名商標の保護を請求する場合」、商標局、商標評審委員会は「審査処理する案件の必要性」に基づき、馳名商標の認定を行うことを明確にしました。

② 第 5 条：外国出願人が受取人を明記する規定の追加

第五条 当事者が商標代理機構に、商標登録出願又はその他の商標関連手続を委託する場合には、代理委託書を提出しなければならない。代理委託書には、代理内容及びその権限を明記しなければならない。外国人又は外国企業の代理委託書には、委託人の国籍を明記しなければならない。

外国人又は外国企業の代理委託書及びその関連証明書類の公証、認証手続は、対等の原則に基づき行わなければならない。

商標登録出願又は商標権の譲渡にあたり、商標登録出願人又は商標権譲渡の譲受人が外国人又は外国企業である場合には、願書において、商標局、商標評審委員会の後続の商標業務に関する法律文書を受け取る中国国内の受取人を指定しなければならない。商標局、商標評審委員会の後続の商標業務に関する法律文書は、中国国内の受取人に送達する。

商標法第十八条にいう外国人又は外国企業とは、中国に恒常的居所又は営業所を有していない外国人又は外国企業をいう。

改正後の「実施条例」は旧条例第 7 条に第 3 項を追加し、外国出願人又は登録権者は中国国内の受取人を明記しなければならない旨が追加規定されました。書類の受取人は商標代理機構でも、外国出願人又は登録権者の中国国内における会社や支店等でも構いません。この規定を追加した背景は、以前の商標実務において、一部の外国出願人は、出願した商標が登録されたら、直ちに商標代理機構との代理関係を終了してしまっていたため、一旦、当該登録商標が他人により無効審判や取消審判請求された場合、商標局又は商標評審委員会は登録権者と連絡が取れず、関連の法的書類を送達できず、登録権者に取り返しのつかない損失をもたらすこともあったことによります。したがって、当該追加規定によって、商標登録権者の権利をよりよく保障できることになったものといえます。

③ 第 8 条：「電子データ」の形式で商標登録出願に関する規定の追加

第八条 商標法第二十二条に定める電子文書方式により商標登録出願等の関連書類を提出する場合には、商標局又は商標評審委員会の規定に基づきインターネットを通じて提出しなければならない。

改正商標法第 22 条には、「商標登録出願の関連書類は、書面又は電子データにて提出することができる」と規定されています。しかし、中国「契約法」第 11 条により、「電子データ方式」というのは電報、テレックス、ファクシミリ、電子データ交換等の複数の方法が含まれています。そのため、改正後の「実施条例」は「電子データ」の形式で

商標登録出願を提出することを「インターネットを通じて提出する」ことに限定しました。

④ 第9条、第10条：出願人が書類を提出する日付、要求及び送達に関する規定

第九条 本条例第十八条に定める場合を除き、当事者が商標局又は商標審査委員会に提出する書類又は資料の提出日について、手交する場合には、手交日を提出日とし、郵送する場合には、差出しの消印日を提出日とし、消印が明らかでない又ははない場合には、商標局又は商標審査委員会が実際に受取った日を提出日とする。ただし、当事者が実際の消印日の証拠を提出する場合を除く。郵政企業以外の宅配業者を通じて提出した場合には、宅配業者が実際に集荷発送した日を提出日とする。集荷発送日が不明である場合には、商標局又は商標審査委員会が実際に受取った日を提出日とする。ただし、当事者が実際の集荷発送日の証拠を提出する場合は除く。電子文書方式で提出した場合には、商標局又は商標審査委員会の電子システムに入った日を提出日とする。

当事者は、商標局又は商標審査委員会に書類を郵送する場合には、受取証が付く郵便を利用しなければならない。

当事者が商標局又は商標審査委員会に提出する書類について、書面により提出した場合には、商標局又は商標審査委員会の保存するファイルの記録に準ずる。電子文書方式で提出した場合には、商標局又は商標審査委員会のデータベースの記録に準ずる。ただし、当事者が商標局又は商標審査委員会のファイル、データベースの記録に誤りがあることを確かに証明できる場合を除く。

第十条 商標局又は商標審査委員会は、各種書類を郵送、手交、電子的方式又はその他の方式によって当事者に送達することができる。電子的方式により当事者に送達する場合、当事者の同意を得なければならない。当事者が商標代理機構に委託する場合には、書類を当該代理機構に送達したことにより、当事者に送達したものとみなす。

商標局又は商標審査委員会が当事者に各種書類を送達する送達日について、郵送した場合には、当事者受取りの消印日を提出日とし、消印が明らかではない若しくはない場合、書類を発送した日から15日の満了をもって当事者に送達したものとみなす。ただし、当事者が実際の受取日を証明する場合を除く。手交した場合には、手交日を提出日とする。電子文書により送達した場合には、書類を発送した日から15日の満了をもって当事者に送達したものとみなす。ただし、書類がその電子システムに入った日を証明できる場合を除く。上記方式により書類を送達することができない場合には、公告をもって当事者に送達したものとすることができ、公告を公布した日から30日の満了をもって当事者に送達したものとみなす。

旧「実施条例」は出願人が商標局又は商標審査委員会に書類を提出し、提出日を如何にして決めるかということについて、郵便局を通して郵送方式によって提出する場合しか規定されていませんでした。しかし、社会の発展に伴い、郵送方式も多様化すると共に、電子データによる書類提出の方法も明確化されましたので、改正後の「実施条例」では、これに対して更に詳しく、かつ、明確に規定しました。

2. 商標法実施条例

まず、改正後の「実施条例」は宅配業者を利用して提出する場合、集荷発送日を提出日とすると規定しました。「電子データ」の形式で提出した場合、商標局又は商標評審委員会の電子システムに入った日に準じます。また、この規定は商標登録出願の出願日は同規定を適用せず、改正「実施条例」第 18 条の規定に該当すべき、商標局が出願書類を受領した日に準じると更に明確にしました。この点について、出願人及び代理機構は十分に注意する必要があると思われます。最後に、提出書類の内容は、当事者が確実に証明できる証拠をもって証明できる場合以外、商標局又は商標評審委員会より保存されたファイルの記録又はデータベースの記録を基準とすることを明確にしました。

書類の送達について、改正後の「実施条例」は、電子データにて当事者に送達する場合、当事者の同意を得なければならないと規定しました。すなわち、商標局又は商標評審委員会は勝手に送達方式を変更することはできず、勝手に変更したら当事者が関連書類を受け取れないおそれがあるので、当事者にとって不公平です。また、改正後の「実施条例」も電子データにて送達する場合の送達日を明確にしました。すなわち、当事者は該当書類がその電子システムに入る日付を証明できる場合を除き、書類を発送した日より 15 日を満了したら、当事者に送達されたとみなします。

また、商標審判案件の電子データ提出方式について、最新公布された「商標評審規則」第 3 条の規定によれば、電子データ方式提出に関する具体的な方法は、商標評審委員会より別途定められると規定されています。

⑤ 第 11 条：審査・審理期間に含まれない状況

第十一条 下記の期間は、商標審査及び審理の期間に計上しない。

- (一) 商標局又は商標評審委員会の書類が公告により送達される期間
- (二) 当事者が証拠の補足又は書類の補正を必要とする期間、及び当事者変更により再答弁が必要とされる期間
- (三) 同日出願について、使用証拠提出及び協議、抽選が必要とされる期間
- (四) 優先権の確定を待つ期間
- (五) 審査及び審理中に、事件の申請人の請求により、先行権利事件の審理結果を待つ期間

商標法改正の要点に述べたように、新商標法は商標審査及び審判関連案件の審査・審理期間を明確にしました。その目的は関連行政機関が商標案件の審査・審理するスピードを速め、当事者の利益を保障するためです。しかし、商標審査・審理の過程において当事者より権利主張するための証拠を提出する必要があり、それによって当事者の権利は守られますし、商標案件の審査・審理が十分な主張及び証拠提出の前提で行うこともでき、より公平な状況になります。そのため、改正後の「実施条例」は審査・審理期間に含まれない状況を明確に規定しました。

また、一部の商標案件は先行権利と抵触し、かつ、先行権利はまだ確定されていない

状況にある場合、先行権利の状況は関連商標案件の審査・審理の結果に実質的な影響を与えますので、請求人の請求により、商標案件の審査・審理は先行権利が確定されるまで猶予でき、かつ、その審査・審理待ち期間は審査・審理期間に含まれません。こうすれば、請求人の利益を保障でき、商標審査資源の無駄遣いも避けられます。

⑥ 第12条：期間の計算方法について

第十二条 本条第二項の規定以外に、商標法及び本条例に定める各種期間の初日は期間内に計上しない。年又は月で期間を計算する場合、期間の最後の月の対応日を期間満了日とする。その月に対応日がない場合、その月の最後の日を期間満了日とする。期間満了日が休祭日である場合、休祭日後の最初の営業日を期間満了日とする。

商標法第三十九条、第四十条に定める登録商標の有効期間は、法定日より起算し、期間の最終の月の対応日の前日を期間満了日とし、その月に対応日がない場合には、その月の最後の日を期間満了日とする。

本条は新規追加された条項で、商標法及び実施条例が規定する期間について明確に規定しました。登録商標の存続期間以外、商標法及び実施条例が規定する期間は、期間の開始日とその期間に算入しません。登録商標の存続期間は法定日から起算し、期間最後の月の相応日の前日を期間満了日とします。

例えば、異議申立期間について、ある商標は、2015年1月7日に初歩査定を行い公告された場合、公告される当日は異議申立期間に算入せず、2015年1月8日から起算し、2015年4月7日まででちょうど3ヶ月となります。また、期間満了日が休祭日である場合、休祭日後の最初の営業日をもって期間満了日とします。

(2) 第二章 商標登録の出願

① 第13条：商標登録願書に関する要件

第十三条 商標登録出願する場合、公布された商品及び役務分類表に基づいて、記入、出願しなければならない。商標登録出願一件毎に、「商標登録願書」1通、商標見本1部を提出しなければならない。色彩の組合せ又は着色見本を商標登録出願する場合には、着色見本のほかに、白黒見本を1部提出しなければならない。色彩を指定しない場合、白黒見本を提出しなければならない。

商標見本は、明瞭で、貼付しやすく、光沢のある丈夫な紙に印刷されたものとし、又は代用写真を用いることとしなければならない。縦及び横が、10cmを超えず、5cmを下回らない大きさのものでなければならない。

立体的形状を商標登録出願する場合には、その旨を願書に声明し、商標の使用方式を説明するとともに、立体的形状を確定できる見本を提出しなければならない。提出する商標見本は少なくとも三面図を含まなければならない。

色彩の組合せを商標登録出願する場合には、その旨を願書に声明し、商標の使用方式を説明しなければならない。

2. 商標法実施条例

音声標識を商標登録出願する場合には、その旨を願書に声明し、要件に適う音声見本を提出するとともに、登録出願する音声商標、商標の使用方を説明しなければならない。音声商標を説明する場合には、五線譜又は略譜により商標として出願する音声について説明すると共に、文字説明を添付しなければならない。五線譜又は略譜により説明できない場合には、文字により説明しなければならない。商標に対する説明は音声見本と一致しなければならない。

団体商標、証明商標を登録出願する場合には、その旨を願書に声明し、主体資格証明書類と使用管理規則を提出しなければならない。

商標が外国語文字である又は外国語文字を含む場合には、その意味を説明しなければならない。

新商標法が「一出願多区分」の出願制度を導入しましたので、改正後の「実施条例」に「商標登録願書」の記入要件に関する内容が改正され、「区分毎に出願する」という表記が削除されました。また、立体的形状及び色彩の組合せを商標登録出願する場合、願書に商標の使用方を説明する必要があると明確に規定しました。新しく導入された音声標識に対しても、音声見本を提出し、かつ、商標の使用方を説明しなければならない等詳しく規定しました。

ここで特に説明したいのは、立体的形状、色彩の組合せ及び音声標識を商標登録出願する場合、いずれも商標の使用方を説明しなければなりません。なぜならば、これらの特殊な商標の具体的な使用方は、商標専用権の権利範囲と緊密な関連があるからです。使用方を明確にする限り、商標専用権の保護範囲を正確に確定できます。例えば、ディア・アンド・カンパニーが九方泰禾国際重工（青島）股份有限公司と九方泰禾国際重工（北京）股份有限公司を訴えた色彩の組合せ商標の商標権侵害訴訟事件（二審案件番号：【2014】高民終字第 382 号）において、ディア・アンド・カンパニーが第 4496717 号色彩の組合せ商標の商標登録願書に当該商標が色彩の組合せ商標であると明確に声明し、かつ、提出した文字による説明に色彩使用の具体的な場所及び方式は「緑色が車体に、黄色はタイヤに使用される」と明確に記入しました。そのため、本件において裁判所はこの説明に基づき、両被告が製造・販売している収穫機とディア・アンド・カンパニーが述べている緑と黄色の使用位置と同じく、組み合わせの方式も一致し、色彩も実質的差異がなく、全体としての外観も表現スタイルも極めて類似し、視覚効果において実質的差異がなく、同一商標を構成しますので、両被告はディア・アンド・カンパニーが所有している登録商標専用権への侵害を構成し、侵害行為を差止め、損害賠償する等の法的責任を負うべきとしました。よって、商標の使用方に関する説明がとても重要で、出願人は重要視しなければなりません。なお、上記事件の判決は改正法の前に言い渡されましたが、裁判所の判断は新法の趣旨を反映でき、新法においても参考となると思われます。

② 第14条：商標登録出願人の身分証明に関する規定

第十四条 商標登録出願する場合、出願人は身分証明書を提出しなければならない。商標登録出願人の名義はその提出した証明書類と一致しなければならない。

前項の出願人がその身分証明書を提出することに関する規定は、商標局に提出する変更、譲渡、更新、異議、取消等その他の商標出願関連事項にも適用する。

旧「実施条例」では、商標登録出願人が身分を証明できる証明書類を提出することが求められておりましたが、実際に、商標出願以外、例えば、商標の異議申立、変更、譲渡、更新等の手続きも請求する主体を明確にする必要があります。そのため、改正後の「実施条例」には商標変更、譲渡、更新、異議申立、取消等の商標関連手続きも請求人の身分証明書類を提出する必要があることが追加されました。実務において、日本企業は、日本の法務局より発行された現在事項証明書（全部又は一部）の写し、日本の個人はパスポートの写し又は戸籍証明に加えて運転免許の写し等を提出しなければなりません。

③ 第18条：商標出願の受理条件に関する規定

第十八条 商標登録の出願日は、商標局が出願書類を受け取った日とする。

商標登録出願手続が完備され、出願書類が規定のとおり記入され、費用が支払われた場合には、商標局はこれを受理し、出願人に通知する。出願手続に不備があり、出願書類が規定のとおり記入されていない又は費用が支払われていない場合には、商標局はこれを受理せず、書面により出願人に通知し、理由を説明する。出願手続が基本的に完備され又は出願書類が基本的に規定を満たしているが、補正を必要とする場合には、商標局は出願人に補正するよう通知し、通知を受け取った日から30日以内に指定した内容に基づき補正し、商標局に再提出するよう求める。規定の期間内に補正し商標局に再提出した場合には、出願日を維持する。期間内に補正しなかった又は求めのとおり補正しなかった場合には、商標局はこれを受理せず、出願人に書面で通知する。

本条第二項に定める受理の条件に関する規定は、その他の商標事項にも適用する。

改正後の「実施条例」に、補正手続きにおいて期間内に補正されない、又は要求に従い補正しない場合、商標局は当該出願を受理しないという規定を追加しました。期間内に補正されない、又は要求に従い補正しない場合、出願人より提出された出願書類が商標局に指摘された欠陥を補えず、商標局の受理条件を満たさないため、商標局はこのような商標出願を受理しません。実務において、商標法の改正前は、出願人が補正手続きにおいて何回も補正でき、説明書類や提出した指定商品・役務が認められた前例をあげる等の手段で、当該指定商品・役務の表記を受け入れるように、審査官を説得していただくことができました。しかし、改正後の「実施条例」の規定では、補正する機会は1回のみとなり、当該指定商品・役務の表記を受け入れることについて審査官を説得できない場合、当該商標登録出願は不受理とされます。

(3) 第三章 商標登録出願の審査

① 第 22 条：商標分割出願に関する規定

第二十二條 商標局が一部の指定商品について商標登録出願を拒絶する場合、出願人は、当該出願の初歩査定された一部の出願を別の出願に分割することができ、分割後の出願は、ものと出願の出願日を維持する。

分割する必要がある場合には、出願人は商標局の「商標登録出願一部拒絶通知書」を受け取った日から 15 日以内に、商標局に分割出願を提出しなければならない。

商標局は分割出願を受け取った後、もとの出願を二件に分割し、分割された初歩査定出願に新しい出願番号を与え、公告しなければならない。

新商標法は「一出願多区分」の出願制度を導入しましたので、一件の商標出願は複数の区分・類似群にある指定商品・役務を指定できるようになり、それにより、当該商標出願が部分的に拒絶される確率も高くなりました。旧商標法の規定により、商標出願が部分的に拒絶され、出願人が不服審判請求した場合、初歩査定された部分の指定商品・役務は不服審判や訴訟等の結果が出るまでは公告されないと規定されていたので、当事者の権利保護及び権利行使に非常に不利でした。今回分割出願制度の導入により、出願人に関連権利を付与し、初歩査定された部分をもう一つの新しい出願として分割し、公告及び登録の手続きに入れます。

ただし、現状から見れば、分割出願は一部拒絶通知書を受領した場合しか行えず、登録出願の他の段階又は登録後においてまだ分割出願を提出できませんので、この点について出願人に特別に注意を促さなくてはなりません。そのため、一出願多区分による登録出願は登録後の商標管理等において便宜を図ることができますが、今後一部を譲渡等、活用される可能性のある商標について、やはり「一出願一区分」で出願することを提案します。

② 第 23 条：商標登録出願の内容に対する説明及び修正に関する規定

第二十三條 商標法第二十九條の規定により、商標局が商標登録出願の内容について説明又は補正する必要があると判断した場合には、出願人は商標局の通知を受け取った日から 15 日以内に説明又は補正しなければならない。

新商標法第 29 条の規定により、商標局は商標登録の内容について、説明又は補正するよう要求できます。本条項は更に当該説明又は補正に対応できる期間が商標局の通知書を受領した日から 15 日以内であると規定しました。

③ 第 24～第 28 条：商標異議申立に関する規定

第二十四條 商標局に初歩査定され、かつ、公告された商標について異議を申し立てる場合には、異議申立人は、商標局に下記の異議申立資料を一式二部提出し、正本、副本と明記しなければならない。

(一) 商標異議申立書

(二) 異議申立人の身分証明書

(三) 商標法第十三条第二項と第三項、第十五条、第十六条第一項、第三十条、第三十一条、第三十二条の規定に違反したとして異議を申し立てる場合、異議申立人は先行権利者又は利害関係人である証明を提出しなければならない。

商標異議申立書に明確な請求と事実根拠を記入し、関連証拠資料を添付しなければならない。

第二十五条 商標局は異議申立書を受け取った後、審査を経て受理条件を満たすと判断した場合には、それを受理し、申立人に受理通知書を送付する。

第二十六条 商標異議申立てが下記のいずれかに該当する場合には、商標局はそれを受理せず、書面により申立人にその旨を通知し、理由を説明する。

(一) 法定期間内に提出しなかった場合

(二) 申立人の主体資格、異議理由が商標法第三十三条の規定を満たさなかった場合

(三) 明確な異議理由、事実と法的根拠がない場合

(四) 同一異議申立人が同一理由、事実及び法的根拠をもって、同一商標について再度異議申立書を提出した場合

第二十七条 商標局は、商標異議申立資料の副本を適時に被異議申立人に送付し、商標異議申立資料の副本を受け取った日から30日以内に答弁させなければならない。被申立人が答弁しなくとも商標局による決定は妨げられない。

当事者は、異議申立書を提出した又は答弁した後、関連証拠資料を補充する必要がある場合には、商標異議申立書又は答弁書にその旨を声明し、かつ、商標異議申立書又は答弁書を提出した日から3ヶ月以内に提出しなければならない。期間内に提出しなかった場合には、当事者は関連証拠資料の補充を放棄したものとみなす。ただし、期間満了後に発生した証拠、又は当事者がその他の正当な理由をもって期間満了前に提出できない証拠を期間満了後に提出した場合には、商標局は当該証拠を相手方当事者に提示し、かつ、反対尋問を経てそれを採用することができる。

第二十八条 商標法第三十五条第三項及び第三十六条第一項にいう不登録決定は、一部の指定商品についての不登録決定を含む。

異議を申し立てられた商標は、商標局が登録を決定するか、又は登録をしない決定をする前に、登録公告が発行された場合には、その登録公告を取り消す。審査により異議が成立せず登録を認められた場合には、登録を認める決定が発効した後、改めて登録公告を掲載する。

改正後の「実施条例」第24条は商標異議申立の提出書類について規定しました。そのうち、新商標法には、相対的不登録理由による異議申立の場合、異議申立人は先行権利者又は利害関係者でなければならないと規定しましたので、本条項に相対的不登録理由による異議申立の場合、異議申立人は先行権利者又は利害関係者としての証明を提出

2. 商標法実施条例

しなければならないと規定されたことに特に注意することが必要です。

また、改正後の「実施条例」第 25 条、第 26 条は新規追加された条項で、異議申立の受理手続きについて規定しました。そのうち、受理条件に合致する場合、それを受理し、異議申立人に「受理通知書」を発行しますが、第 26 条に規定されている 4 つの状況に該当する場合、商標局がそれを受理しません。

改正後の「実施条例」第 27 条は商標異議申立の答弁及び証拠補足について規定しました。そのうち、答弁及び証拠補足手続きに関する規定は元の「実施条例」と同じですが、証拠補充期間満了後の証拠提出について、「期間満了後に発生した証拠、又は当事者がその他の正当な理由をもって期間満了前に提出できない証拠を期間満了後に提出した場合には、商標局は当該証拠を相手方当事者に提示し、かつ、反対尋問を経てそれを採用することができる」と追加規定しました。ただし、これは異議申立人又は被異議申立人が随時に証拠提出することができるということではなく、期限が満了してから発生した、又は当事者が正当な理由を有して期間内に提出できない証拠のみについて証拠調べ段階に入ることができるということです。このように明確に規定することにより、商標局に採用すべき証拠資料を採用させ、公平かつ合理的な判断を下せるようになりました。

④ 第 29 条：出願又は登録書類の訂正に関する規定

第二十九条 商標登録出願人又は商標登録人が、商標法第三十八条の規定に基づき訂正申請を提出する場合には、商標局に訂正申請書を提出しなければならない。訂正条件を満たした場合には、商標局はそれを承認した後に関連内容を訂正する。訂正条件を満たさなかった場合には、商標局はそれを承認せず、申請人にその旨を通知し、理由を説明する。

既に初歩査定公告又は登録公告を掲載された商標は、訂正後に、訂正公告を掲載する。

本条は改正後の「実施条例」に新しく追加された条項で、商標出願人又は商標権者は商標の出願書類又は登録書類に明らかな誤りを発見した場合、商標局へ訂正を請求することができる」と規定しました。また、新商標法第 38 条により、本条項が指している訂正は出願又は登録書類にある明らかな誤りに対するもので、もし実質的内容について訂正したい場合、変更申請を提出しなければなりません。

(4) 第四章 登録商標の変更、譲渡、更新

① 第 30 条：商標権者の名義変更に関する規定

第三十条 商標登録人の名義、住所又はその他の登録事項を変更する場合には、商標局に変更申請書を提出しなければならない。商標登録人の名義を変更する場合には、さらに関係登録機関が発行した変更証明書類を提出しなければならない。商標局は、承認した後、商標登録人に相応の証明を付与し、かつ、公告する。承認しなかった場合には、書面により申請人に通知し、その理由を説明しなければならない。

商標登録人の名義又は住所を変更する場合には、商標登録人はその登録商標の全部を一括して変更しなければならない。一括して変更しなかった場合には、商標局は期間内に補正するよう通知する。期間内に補正しなかった場合には、変更申請を放棄したものとみなし、商標局はその旨を書面により申請人に通知しなければならない。

旧「実施条例」第 24 条により、商標権者の名義を変更する場合、関連登録機関が発行した変更証明書類を提出しなければならず、申請時に変更証明書類を提出しない場合、申請日より 30 日以内に追加提出することができると規定していました。改正後の「実施条例」はこの条項に対して、「商標登録人の名義を変更する場合には、さらに関係登録機関が発行した変更証明書類を提出しなければならない」と改正しました。もし提出しなかった場合、提出した書類が関連規定を満たしていないと判断され、不受理とされます。

また、商標権者の名義又は住所を変更することについて、旧「実施条例」にも商標権者はそのすべての登録商標について一括して変更しなければならないと規定していましたが、「一括して変更しない場合、変更申請を放棄したものとみなす」というところを、「商標局は期間内に補正するよう通知する。期間内に補正しなかった場合には、変更申請を放棄したものとみなす」と改正しました。これにより、申請人に補正する機会を与え、より良く申請人の利益を守ると同時に、商標審査資源を有効に利用でき、審査効率も向上することができます。

② 第 31 条：商標譲渡について

第三十一条 登録商標を当事者間の協議により譲渡する場合には、譲渡人と譲受人は商標局に「登録商標譲渡申請書」を提出しなければならない。登録商標譲渡申請の手続きは譲渡人と譲受人が共同で行う。商標局は登録商標譲渡申請を承認した後、譲受人に相応の証明書を交付し、かつ、公告する。

登録商標を譲渡する際、商標登録人がその同一又は類似する商品について登録した同一又は類似する商標を一括して譲渡しなかった場合には、商標局は期間内に補正するよう通知する。期間内に補正されなかった場合には、当該登録商標の譲渡申請を放棄したものとみなし、商標局はその旨を書面により申請人に通知しなければならない。

旧「実施条例」第 25 条により、登録商標の譲渡申請手続きは譲受人が行うと規定していましたが、過去の実務において、譲渡人が商標譲渡手続きに協力しなかったり、重複譲渡もしくは使用許諾したり、又は被譲受人が勝手に商標譲渡手続きを申請する等の不良事象があったため、改正後の「実施条例」において商標譲渡申請手続きに対する改

2. 商標法実施条例

正があり、「登録商標譲渡申請の手続きは譲渡人と譲受人が共同で行う」旨規定しました。現在の商標実務において、申請書に譲渡人と譲受人の双方の捺印又は署名が必要で、かつ、双方とも商標譲渡の委任状及び主体資格証明書類を提出しなければなりません。

③ 第32条：商標権の移転について

第三十二条 譲渡以外の継承等その他の理由により、商標権の移転が発生する場合には、当該商標権を受ける当事者は、関係証明書類又は法律文書をもって、商標局に商標権の移転手続をしなければならない。

商標権を移転する場合には、商標権者は、同一又は類似する商品について登録した同一又は類似する商標を一括して移転しなければならない。一括して移転しなかった場合には、商標局は期間内に補正するよう通知する。期間内に補正しなかった場合には、当該登録商標移転申請を放棄したものとみなし、商標局は書面により申請人にその旨を通知しなければならない。

商標移転申請を承認した後、それを公告する。当該商標権の移転を受ける当事者は、公告日から商標専用権を有することになる。

旧「実施条例」第26条に譲渡以外の理由により商標権の移転が発生する場合の移転手続きについて規定していました。改正後の「実施条例」は当該規定を維持すると同時に、「譲渡以外の理由」は「継承等の理由」であると明確にし、すなわち、商標権の移転の理由には、継承、遺贈、企業合併等の理由が含まれます。また、改正後の「実施条例」では、「商標移転申請を承認した後、それを公告する。当該商標権の移転を受ける当事者は、公告日から商標専用権を有することになる」ことが明確に規定されました。

(5) 第五章 商標国際登録

第三十四条 商標法第二十一条に定める商標国際登録とは、「標章の国際登録に関するマドリッド協定」（以下「マドリッド協定」という。）、「標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書」（以下「マドリッド議定書」という。）及び「標章の国際登録に関するマドリッド協定及びその協定議定書の共同実施細則」の規定に基づいて出願するマドリッド商標国際登録をいう。

マドリッド商標国際登録出願は、中国を第一国とする商標の国際登録出願、中国を指定する領域指定出願及びその他関連出願を含む。

第三十五条 中国を第一国として商標国際登録を出願する場合、中国において真実で有効な営業場所を設けているか、中国において住所を有するか、又は中国国籍を有しなければならない。

第四十三条 中国を指定する領域指定出願人は、立体的図形、色彩の組合せ、音声標識を商標として保護するか、又は団体商標、証明商標として保護を要求する場合、同商標が国際事務局の国際登録簿に登録された日から3ヶ月以内に、法に従って設立

した商標代理機構を通じて、商標局に本条例第十三条に規定される関連資料を提出しなければならない。上記期間内に関連資料を提出しなかった場合、商標局は当該領域指定出願を拒絶する。

改正後の「実施条例」第五章は商標国際登録に関する規定で、今回の改正により追加された章です。商標国際登録について、今回商標法改正の前はずっと部門規定である「マドリッド協定による商標国際登録の実施弁法」により規定されていましたが、新商標法第21条により、「商標の国際登録は、中華人民共和国が締結又は加盟した関連の国際条約に確立された制度によるものとし、具体的な規則は国务院が規定する」と規定されたことにより、改正後の「実施条例」の第五章に「商標国際登録」に関する規定を追加しました。

本章はマドリッド国際登録の概念、出願条件、基本的な手続き、費用納付、審査期限等の内容について規定しています。例えば、改正後の「実施条例」第34条には、『商標国際登録』とは、『標章の国際登録に関するマドリッド協定』、『標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書』及び『標章の国際登録に関するマドリッド協定及びその協定議定書の共同実施細則』の規定に基づいて出願するマドリッド商標国際登録をいう」と規定されました。

また、改正後の「実施条例」第35条には、「中国を第一国として商標国際登録を出願する場合、中国において真実で有効な営業場所を設けているか、中国において住所を有するか、又は中国国籍を有しなければならない」と規定されています。そのため、日本企業又は個人は中国を本国として商標の国際登録出願をする場合、上記の要件を満たさなければなりません。

また、日本企業又は個人には、改正後の「実施条例」第43条に、「中国を指定する領域指定出願人は、立体的図形、色彩の組合せ、音声標識を商標として保護するか、又は団体商標、証明商標として保護を要求する場合、同商標が国際事務局の国際登録簿に登録された日から3ヶ月以内に、法に従って設立した商標代理機構を通じて、商標局に本条例第13条に規定される関連資料を提出しなければならない。上記期間内に関連資料を提出しなかった場合、商標局は当該領域指定出願を拒絶する」と規定されていることに特に注意することが必要です。

(6) 第六章 商標審判¹

¹ 原文は「評審」となっています。日本の審判に相当するものです。

2. 商標法実施条例

① 第 51 条：商標審判の定義について

第五十一条 商標審判とは、商標評審委員会が商標法第三十四条、第三十五条、第四十四条、第四十五条、第五十四条の規定に基づき、商標紛争事項を審理することをいう。当事者が商標評審委員会に商標審判を請求するにあたって、明確な請求、事実、理由及び法的根拠がなければならず、関連証拠を提出しなければならない。商標評審委員会は、事実に基づき、法に従って審判を行う。

改正後の「実施条例」は「商標紛争」の概念を削除して、かつ第 51 条において商標審判案件の定義を規定しています。すなわち、拒絶決定不服審判、不登録決定不服審判、取消不服審判及び無効宣告請求を含んでいます。

② 第 52 条～第 56 条：商標審判案件の審理範囲の規定について

第五十二条 商標評審委員会は、商標局の商標登録出願拒絶決定に不服がある再審事件を審理するにあたって、商標局の拒絶決定及び出願人が再審を請求した事実、理由、請求及び審判時の事実状態等を踏まえて審理を行わなければならない。商標評審委員会は、商標局の商標登録出願拒絶決定に不服がある再審事件を審理するにあたって、出願商標が商標法第十条、第十一条、第十二条と第十六条第一項に規定する場合に該当し、商標局が上記条項に基づいて拒絶決定をしていない場合、上記条項に基づいて再審を求める請求を拒絶する決定を下すことができる。商標評審委員会は、再審決定を下す前に、出願人の意見を聴取しなければならない。

第五十三条 商標評審委員会は、商標局の不登録決定に不服がある再審事件を審理するにあたって、登録を認めない商標局の決定及び出願人が再審を申立てた事実、理由及び異議申立人が提出した意見について審理を行わなければならない。商標評審委員会は、商標局の不登録決定に不服がある再審事件を審理するにあたって、異議申立人に参加し、意見を提出するよう通知しなければならない。異議申立人の意見が事件の審理結果に実質的に影響する場合、審判の理由とすることができる。異議申立人が参加せず、又は意見を提出しなかった場合、事件の審理に影響しない。

第五十四条 商標評審委員会は、商標法第四十四条、第四十五条に基づいて登録商標の無効宣告を請求する事件を審理するにあたって、当事者の請求と答弁した事実、理由及び請求について審理を行わなければならない。

第五十五条 商標評審委員会は、商標局が商標法第四十四条第一項の規定に基づき下した登録商標無効宣告決定に不服がある再審事件を審理するにあたって、商標局の決定及び申立人が再審を請求した事実、理由及び請求について審理を行わなければならない。

第五十六条 商標評審委員会は、商標局が商標法第四十九条の規定に基づき下した登録商標取消決定又は維持決定に不服がある再審事件を審理するにあたって、商標局が登録商標取消決定又は維持決定を下す際、及び当事者が再審を請求した際に依拠した事実、理由及び請求について審理を行わなければならない。

改正後の「実施条例」第 52 条～第 56 条は、国家工商行政管理総局が発表した旧「商標評審規則」から改正されたものです。具体的な内容は以下の通りです。

改正後の「実施条例」条項	案件のタイプ	審判の範囲	備考
第 52 条	拒絶決定に対する不服審判案件	商標局の拒絶決定及び出願人が再審を請求した事実、理由、請求及び審判時の事実状態等を対象として審理する。	商標評審判委員会は、出願商標が「商標法」の絶対的不登録理由に違反した状況を発見した場合、(即ち、「商標法」第 10 条、第 11 条、第 12 条及び第 16 条第 1 項に違反すること) 上述の条項に基づいて、出願人の意見を聴取した上で、再審を求める請求を拒絶する決定を下すことができる。
第 53 条	不登録決定に対する不服審判案件	登録を認めない商標局の決定及び出願人が再審を申立てた事実、理由及び異議申立人が提出した意見を対象として審理する。	
第 54 条	登録商標の無効宣告請求案件	当事者の請求と答弁した事実、理由及び請求を対象として審理する。	
第 55 条	商標局からの無効宣告決定に対する不服審判案件	商標局の決定及び申立人が再審を請求した事実、理由及び請求を対象として審理する。	
第 56 条	登録商標取消又は維持決定に対する不服審判案件	商標局が登録商標取消決定又は維持決定を下す際、及び当事者が再審を請求した際に依拠した事実、理由及び請求を対象として審理する。	

③ 第 59 条：商標審判案件の請求又は答弁の補足証拠に関する規定について

第五十九条 当事者は審判の請求を提出した後又は答弁した後、関係証拠を補充する必要がある場合、請求書又は答弁書にその旨を声明し、請求書又は答弁書を提出した日から3ヶ月以内に提出しなければならない。期間内に提出しなかった場合、関係証拠の補充を放棄したものとみなす。ただし、期間満了後に発生した証拠、又は当事者に期間満了前に提出できないその他の正当な理由がある証拠については、期間満了後に提出した場合、商標評審委員会は証拠を相手側当事者に提示し、かつ、反対尋問を経てそれを採用することができる。

改正後の「実施条例」第 59 条は商標審判案件の請求又は答弁の補足証拠に対して規定しました。そのうち、請求又は答弁手続きの補足証拠に関する規定は旧「実施条例」と同じですが、期間満了後の証拠提出に対して、補充規定しました。期限が満了してから形成し、又は当事者が他の正当な理由で期間が満了する前に提出できなかった証拠について、期間が満了してから提出した場合、商標評審委員会は証拠調べの後、採用できると規定しています。このような明確な規定によって、商標評審委員会は採用すべき証拠を採用でき、公平かつ合理的な裁定を下すことができるようになると考えられます。

④ 第 61 条、第 62 条：請求人が審判請求を取り下げること及び取り下げた結果に関する規定について

第六十一条 請求人は、商標評審委員会が決定、裁定を下す前に、書面により商標評審委員会に請求の取下げを要求し、理由を説明することができる。商標評審委員会が取下げを認めた場合、審判手続は終結する。

第六十二条 請求人が商標審判の請求を取り下げた場合、同じ事実又は理由により再び審判を請求することはできない。商標評審委員会は商標審判の請求に対し、既に裁定又は決定を下した場合、何人も同じ事実又は理由により再び審判を請求することはできない。ただし、不登録再審手続を経て登録を許可された後に、商標評審委員会に登録商標の無効宣告を請求する場合は除く。

旧「実施条例」第 34 条は、請求人が、商標評審委員会が決定又は裁定を下す前に請求を取り下げることができると規定していました。改正後の「実施条例」はこれを改正し、改正後の第 61 条は、商標評審委員会が取り下げの請求を許可した場合、審判手続が終結すると規定しています。このような改正は、絶対不登録理由により商標無効審判請求案件があるからです。このような案件は公共利益に係り、取り下げの請求を許可すると、公共利益に不利な影響を与えますので、取り下げの請求は許可されるべきではないのです。

改正後の「実施条例」第 62 条は、取り下げた結果についても規定しています。この部分は旧「実施条例」の規定と一致しています。しかし、改正後の「商標法」では、異議申立人が異議裁定に対して不服審判を請求する手続きに関する規定を削除しました。

異議申立人の救済権及び後続登録した被異議申立商標に対して無効審判を請求する権利を保護するために、当該条項の内容は「一事不再理」の例外を追加しました。

(7) 第七章 商標使用の管理

① 第 65 条：通用名称になった商標を取消す規定について

第六十五条 商標法第四十九条における「登録商標がその指定商品の通用名称になっている」という事情がある場合、如何なる組織又は個人も商標局に該登録商標の取消しを請求することができ、請求する際には、証拠資料を送付しなければならない。商標局は受理した後、商標登録人に通知し、通知を受け取った日から2ヶ月以内に答弁を行うよう要求しなければならない。期間内に答弁しなかった場合であっても、商標局の決定は妨げられない。

新「商標法」において追加規定された第49条により、「如何なる単位又は個人も商標局にその指定商品の通用名称となった登録商標の取消しを請求することができる」と規定されています。改正後の「実施条例」第65条が当該手続きに対して手続上の規定を更に定めています。

② 第 66 条：正当理由なしで連続して三年不使用の登録商標を取消す規定について

第六十六条 商標法第四十九条における「正当な理由なく3年間連続して登録商標を使用しなかった」行為がある場合、如何なる組織又は個人も商標局に、その登録商標の取消しを請求することができ、請求する際には関連する状況を説明しなければならない。商標局は受理後、商標登録人に対して、通知を受け取った日から2ヶ月以内に、当該商標の取消請求が提出される前に使用された証拠資料を提出するか、又は不使用の正当な理由を説明するよう通知しなければならない。期間内に使用の証拠資料を提出せず、又は証明資料が無効で、かつ、不使用の正当な理由がない場合には、商標局はその登録商標を取り消す。

前項にいう商標の使用の証拠資料には、商標登録人が登録商標を使用する場合の証拠資料と商標登録人が他人に登録商標の使用を許諾した場合の証拠資料が含まれる。

正当な理由なく3年連続で不使用であることを理由に登録商標の取消しを請求する場合、その登録商標の登録公告の日から満3年後に請求しなければならない。

改正後の「実施条例」の本条規定は、旧「実施条例」に基づいて、第3項の規定として、3年不使用取消審判を請求する起算期間について、明確に新たに追加しました。すなわち、当該商標の登録公告日から3年を満了してから請求する必要があることが規定されています。異議申立を通して登録を許可された登録商標は、異議申立が終了して、登録が許可される決定が発効した後起算することになります。

2. 商標法実施条例

③ 第 67 条：3 年連続不使用の登録商標の正当な理由について

第六十七条 下記のいずれかの事情がある場合、商標法第四十九条に規定される正当な理由に該当する。

- (一) 不可抗力
- (二) 政府政策による制限
- (三) 破産清算
- (四) 商標登録者に帰責できないその他の正当な事由

本条は新規追加された条項です。改正前の「商標法」と「商標法実施条例」には、登録商標が 3 年連続して不使用の正当な理由について、明確な規定がなかったため、今回の改正において本条項が追加されました。

④ 第 69 条：登録商標使用許諾届出の規定について

第六十九条 他人にその登録商標の使用を許諾する場合、許諾者は許諾契約の有効期間内に商標局に届け出、届出資料を送付しなければならない。届出資料は、登録商標使用許諾者、被許諾者、許諾期間、使用許諾商品又は役務の範囲等の事項を説明しなければならない。

本条は、先ず登録商標の使用許諾届出の提出時期を、「元の商標使用許諾契約の締結日から 3 ヶ月以内」から「許諾契約の有効期間内」に改正しました。それと同時に、届出の提出資料について、登録商標使用許諾者、被許諾者、許諾期間、使用許諾商品又は役務の範囲等の事項を含めることを、明確にしました。この改正により、許諾者が登録商標使用許諾届出を申請することがより自由になり、提出材料も簡略化され、商標使用許諾契約書を提出する必要がなくなりました。これにより、許諾者と被許諾者の営業秘密を確実に保護できるようになりました。

⑤ 第 70 条：商標専用権の質権設定の規定について

第七十条 商標登録専用権に質権を設定する場合、質権設定者と質権者は書面による質権契約を締結し、共同で商標局に質権登記申請を提出しなければならない。商標局はそれを公告する。

本条は新規追加された条項です。旧「商標法」及び旧「商標法実施条例」において、商標専用権の質権設定の規定はありませんでした。商標専用権の質権設定への要求を明確にするため、今回の商標法改正にともなう改正後の「実施条例」に本条項の内容を追加しました。

⑥ 第 71 条：被許諾者の名称と原産地を明記しない法律責任の規定について

第七十一条 商標法第四十三条第二項の規定に違反した場合、工商行政管理部門は、期限を定め是正を命じる。期限を過ぎても是正しなかった場合、販売を差し止める。販売差し止めを拒絶した場合、10 万元以下の罰金を科する。

新「商標法」第43条第2項には、「許諾を受けて他人の登録商標を使用するときは、当該登録商標を使用する商品に被許諾者の名称及び商品の原産地を明記しなければならない」と規定されています。改正後の「実施条例」は、本条規定に違反した法的結果を改正しました。旧「実施条例」にあった「工商行政管理部門は期限を定めて是正を命じる。期間を過ぎても是正しない場合、その商標標識を没収し、商標標識を商品から分離できない場合、商品ごとに没収し、廃棄する」を「工商行政管理部門は、期限を定め是正を命じる。期間を過ぎても是正しなかった場合、販売を差し止める。販売差し止めを拒絶した場合、10万元以下の罰金を科する」としました。これは、旧規定にあった「商品ごとに没収し、廃棄する」の法的責任が重過ぎることを考慮して、このような規定に改正したものです。

⑦ 第73条、第74条：商標抹消請求の規定について

第七十三条 商標登録人がその登録商標の抹消、又はその登録商標の一部の指定商品における抹消を申請する場合、商標局に商標抹消請求書を提出し、もとの「商標登録証」を返納しなければならない。

商標登録人がその登録商標の抹消、又は登録商標における一部の指定商品の抹消を申請する場合、商標局が抹消を許可した後、当該商標権又は当該登録商標の指定商品における効力は、商標局がその抹消申請を受け取った日から失効する。

第七十四条 登録商標が取り消され、又は本条例第七十三条の規定に基づき抹消された場合、もとの「商標登録証」は失効し、それを公告する。一部の指定商品における当該商標の登録を取り消した場合、又は商標登録人が一部の指定商品における登録の抹消を申請した場合、改めて「商標登録証」を発行し、それを公告する。

旧「実施条例」において、商標権者がその登録商標を抹消する又はその商標が一部の指定商品における商標登録の抹消を請求する場合、当該登録商標専用権又は当該登録商標が一部の指定商品における専用権の効力は、商標局が当該請求を受領した日から終了すると規定されていました。改正後の「実施条例」には、「商標局が抹消を許可した後」という条件を追加しました。この改正により、本条規定はより厳密になったといえます。その理由は以下のとおりです。商標登録人が登録商標の抹消を請求する場合、当該抹消行為は当然に法的効力が発効したことを意味しないからです。商標局が当該請求に対して審査し、許可されて初めて、当該請求が有効と認められます。

同時に、改正後の「実施条例」第74条は、登録商標が抹消された結果について改正しました。まず、もとの「商標登録証」は失効し、それを公告するという内容を追加しました。また、一部の指定商品における抹消を請求した場合、商標局は、別途新しい『商標登録証』を発行し、かつ公告することが要求されます。このような手続きは、商標抹消手続きの結果を確定でき、社会に対して十分に商標抹消の内容と事実を公示することができます。

(8) 第八章 登録商標専用権の保護

① 第 75 条：他人の商標専用権を侵害する行為に、便宜を提供する行為の定義

第七十五条 他人の商標専用権を侵害する、貯蔵、運送、郵送、印刷、隠匿、経営場所、インターネット商品取引のプラットフォーム等を提供することは、商標法第五十七条第六号にいう「便宜の提供」に該当する。

新「商標法」第 57 条において、他人の登録商標専用権を侵害する行為について第 6 号が追加されました。すなわち、「他人の登録商標専用権を侵害する行為に対して、故意に便宜を提供し、他人による登録商標専用権侵害行為の実施を幫助する」行為です。改正後の「実施条例」第 75 条は、他人の登録商標の専用権を侵害する行為のために、便宜を提供する他人に「貯蔵、輸送、郵送、印刷、隠匿、経営場所又はインターネット取引プラットフォーム等を提供する行為」も含むと具体的な行為を定義しています。そのうち、特にインターネット取引プラットフォームの提供を明確にして、インターネットサービス取引のプラットフォームであるプロバイダーに商標権侵害の責任を負わせます。

② 第 78 条：違法経営額を計算する考慮要素の規定について

第七十八条 商標法第六十条に規定される違法経営額を計算するにあたり、以下を考慮することができる。

- (一) 権利侵害商品の販売価格
- (二) 未販売の権利侵害商品の表示価格
- (三) 権利侵害について精査した商品の実際の平均販売価格
- (四) 権利侵害を受けた商品の市場中間価格
- (五) 権利侵害により、権利侵害者が取得した営業収入
- (六) その他権利侵害商品の価値を合理的に計算できる要素

本条は新規追加された条項です。新「商標法」第 60 条には、登録商標の専用権を侵害する行為について、権利侵害者の違法経営額を基準として相応する罰金を規定しましたが、どのように違法経営額を計算するかについて明確な定義はありませんでした。改正後の「実施条例」第 78 条は、最高人民法院、最高人民検査院の「知的財産権の刑事案件の審理において適用する具体的な法律関する若干問題の解釈」(法釈「2014」19 号)及び最高人民法院、最高人民検察院、公安部の「知的財産権侵害の刑事案件の審理において適用する法律に関する若干問題の解釈」(法釈「2014」3 号)を参考にして、違法経営額を計算する際、考慮すべき要素を挙げました。それによって、実際の法執行において、指導的な計算方法を提供できると考えられます。関連法執行部門は、本規定に従って各案件の具体的状況により適当な計算方式を利用して、違法経営額を確定できます。

③ 第 79 条：権利侵害製品が合法的に取得されたことを証明する情況の規定

第七十九条 下記のいずれかの事情がある場合、商標法第六十条に規定する「当該商品を自己が合法的に取得したものであると証明する」ことに該当する。

- (一) 供給者が合法的に署名、押印した品物供給一覧表と代金領収書があり、かつ、調査を経て真実であると確認され、又は提供者が認めた場合
- (二) 売買双方が締結した仕入契約書があり、かつ、調査を経て確実に履行されたと確認された場合
- (三) 合法的な仕入送り状があり、かつ、送り状の記載事項が係争商品と対応している場合
- (四) 係争商品を合法的に取得したと証明できるその他の場合

本条は新規追加された条項です。改正後の「商標法」第 60 条の規定において、「登録商標専用権侵害商品であることを知らずに販売し、当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ提供者について説明できるときは、工商行政管理部門は、販売の停止を命じる」旨が規定されています。これは、商標権侵害において主観的にはミスがない行為者に対して行政処罰を免除する規定です。そのために、改正後の「实施条例」の本条項において、如何なる状況が「商標法」第 60 条の規定に該当して、当該商品が自ら合法的に取得したことを証明できる状況であるかを具体的に規定しています。

④ 第 80 条：商標権侵害の製品であることを知らずに販売し、当該商品を合法的に取得したことを証明できる法的責任の規定

第八十条 商標権侵害商品であると知らずに販売し、当該商品を自己が合法的に取得したと証明でき、かつ、提供者を説明した場合には、工商行政管理部門は、販売を差し止めるよう命じ、事件の状況を侵害商品提供者所在地の工商行政管理部門に通知する。

本条は新規追加された条項です。商標権侵害商品であることを知らずに販売した人に対して、当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ、提供者を説明した場合、工商行政管理部門は、販売を差し止めるよう命じるとともに、提供者情報を取得することができます。その情報を侵害商品提供者の所在地の工商行政管理部門に通知することにより、商標権侵害者の取締りができるようになります。

⑤ 第 81 条：商標権帰属に争議がある情況の定義について

第八十一条 係争登録商標権の帰属が商標局、商標評審委員会による審理中、又は人民法院による訴訟中にあり、事件の結果が事件の性質に影響を及ぼしうる場合、商標法第六十二条第三項における「商標権の帰属に争議がある」ことに該当する。

本条は新規追加された条項です。新「商標法」第 62 条第 3 項は、「商標権侵害案件の処理にあたって、商標権の帰属に争いがあるとき、又は権利者が同時に人民法院に商標権侵害訴訟を提起しているときは、工商行政管理部門は、案件の処理を中止することができる。中止の原因が解消された後は、案件の処理手続きを再開又は終結しなければならない

2. 商標法実施条例

らない」と規定しています。改正後の「実施条例」第 81 条において、商標権帰属に係る案件は、商標局、商標評審委員会により審理され、又は人民法院に訴訟提起されたものが、商標権帰属に争議がある場合に該当することを更に明確にしました。また、関連工商行政管理部門は、本条に基づき、案件処理を中止することができます。

⑥ 第 82 条：商標権侵害案件における商標権侵害製品に対する鑑定手続きの規定

第八十二条 商標権侵害を摘発するにあたり、工商行政管理部門は、権利者に対して係争商品が権利者により生産された製品か、又は生産を許諾された製品かどうかを鑑定するよう要求することができる。

本条は新規追加された条項です。本条の追加によって、工商行政管理部門に対して、権利者が係争商品に対して鑑定手続きを行い判断することを要求する権利を付与しています。

通常、工商行政管理部門は、商標権侵害案件を摘発する時、係争商品が権利者又はその被許諾者により生産されたものであるかどうかについて、権利者に鑑定協力を求めています。ただし、権利者は係争商品の生産者と競合関係を有する可能性があります。係争商品が合法で生産された場合でも、権利者が侵害商品と詐称する可能性があります。よって、法執行において、権利者の判定結果は工商行政管理部門の最終判断とはならず、あくまでも法執行の参考依拠と位置付けられています。

(9) 第九章 商標代理

第八十八条 下記のいずれかの事情がある場合、商標法第六十八条第一項第（二）号にいう「その他の不正手段により商標代理市場の秩序を攪乱する」ことに該当する。

（一）欺瞞、虚偽の宣伝、他人の誤解を招く、又は商業賄賂等の方式により顧客を誘致する場合

（二）事実を隠し、虚偽の証拠を提供する場合、又は事実を隠し、虚偽の証拠を提供するよう他人を脅迫、誘導する場合

（三）同一商標事件において、利益衝突のある双方当事者から委託を受ける場合

第八十九条 商標代理機構が商標法第六十八条に規定される行為を行った場合、行為者所在地又は違法行為発生地 of 県級以上の工商行政管理部門はそれを摘発し、摘発状況を商標局に通知する。

第九十条 商標局、商標評審委員会は、商標法第六十八条の規定に基づいて商標代理機構の商標代理業務の受理を停止した場合、当該商標代理機構による商標代理業務の受理を 6 ヶ月以上ないし永久に停止する旨の決定を下すことができる。商標代理業務の受理を停止する期間が満了した後、商標局、商標評審委員会は受理を回復しなければならない。

商標局、商標評審委員会は、商標代理の受理停止又は受理回復を決定した場合、ウェブサイト上に公告しなければならない。

新「商標法」第 19 条において、商標代理機構の執業規則の規定が追加されました。旧「実施条例」第 55 条は、「商標代理の具体的管理方法は国務院が別途に定める」と規定していましたが、商標代理機構の設立審査・許可と商標代理人資格制度は既に行政審査制度改革において取り消されたので、商標代理機構の具体的管理規則は別途行政法規を定める必要がなくなり、「商標法実施条例」において具体的に規定することができるようになりました。したがって、改正後の「実施条例」は、商標代理の定義、商標局への届出の要求、商標代理業務に従事する代理人の関連要求等について具体的に規定しました。また、新「商標法」第 19 条において規定される商標代理機構の誠実信用の原則、法律・行政法規を守る義務、秘密保持義務、通知義務、他人商標の先取りに係る委託を拒絶する義務及び商標代理機構自身が代理業務に関連しない商標を登録出願してはいけないという義務等を更に補足・細部化しました。また、それと同時に規定違反の法律責任も規定しました。

例えば、改正後の「実施条例」第 88 条において、新「商標法」第 68 条第 1 項第 2 号が規定する「不正な手段により商標代理市場の秩序を乱す」行為に対して具体的な説明を規定しました。第 89 条と第 90 条は、本条項に違反した商標代理機構が、工商行政管理部門より摘発されることを規定しました。また、同時に商標局、商標評審委員会は、規定に違反した商標代理機構に対して商標代理業務を停止させることを決定することができます。改正後の「実施条例」にあるこれらの具体的な規定によって、商標代理機構に対する監督制度が補充・強化され、新「商標法」の関連規定が、法的根拠である状態で執行できるようになりました。

(10) 第十章 附則

改正後の「実施条例」の附則部分は、本条例の適用、発効時期等の関連内容に対して具体的な規定を定めています。

3. 馳名商標認定保護規定

2003年4月17日に国家工商行政管理総局に公布された『馳名商標認定保護規定』（以下、「原規定」という）は、工商行政管理部門が『商標法』を徹底的に実行するための重要な行政規則であり、各級の工商行政管理部門を指導し、行政法執行における馳名商標の認定及び保護にとって重要な意義があります。原規定は2003年の施行以来、馳名商標の認定の制度化、規範化及び手順化を保証し、工商部門が馳名商標の認定及び保護における権威性を樹立すること等において重要な役割を果たしています。但し、原規定には、認定手続きが原則に固執しすぎていること、認定基準があまり具体的でないこと、業務職責があまり明確ではない等、まだ整備されていないところもありました。さらに、実務において、認定結果を集中的に公表することにより、公衆に馳名商標の認定が一種の行政許可又は榮譽評定であるという誤認が生じやすいということもあります。

そのため、2014年5月1日より施行された新商標法によって、馳名商標の保護制度が改めて打ち立てられ、馳名商標の概念が明らかになったのに伴い、馳名商標の認定に関わる原則をより一層明確にしました。国家工商行政管理総局は、新商標法の要求を斟酌して、関連案件における必要をよりよく処理するために、「手順を規範化し、基準を細分化し、責任を明確にする」という構想及び目標に基づき、原規定に対して全面的な改正を行いました。さらに、係る条項の内容及び順序を調整し、従来の17条から21条に改正しました。新規定では、主に新商標法に基づいて、専門用語及び手続きならびに証拠の要求を規範化しました。その改正のポイントは次の3点にまとめられます。

- 「案件処理における必要性」という法的性質を強調したこと。
- 当事者の証拠資料の要求を把握することに便宜を図ったこと。
- 当事者の責任及び工商部門の業務職責を明確にしたこと。

では、引き続き新規定の主な改正点を紹介します。

(1) 第2条：馳名商標の概念の明確化

第二条 馳名商標は、中国において関連する公衆に熟知される商標である。
関連する公衆とは、商標で表示されるある種類の商品又は役務を使用する消費者、同商品を生産し又は同役務を提供するその他の経営者、並びに取次販売ルートに係る販売者と関係者等を含む。

商標とは、その本質からみれば、商品及び役務の出所を区別させる標識のことをいいます。新『商標法』第13条によれば、馳名商標とは、「関連する公衆に熟知されている商標」と規定されていますが、それが商標の知名度及び影響力への要求です。旧商標法

には、馳名商標自体が比較的高い名声を有することが規定されていなかったもので、今回の改正で、新商標法が馳名商標の概念を明確にしたことにより、原規定における「中国において関連する公衆に広く認知され、かつ比較的高い名声を有する商標」から、新規定では「中国において関連する公衆に熟知される商標」と改正しました。

(2) 第3条、第5条、第6条、第7条：馳名商標の認定機関及び認定申請のルートの明確化

第三条 商標局、商標評審委員会は、当事者の申請と案件審査・処理の必要に基づき、商標登録審査、商標争議処理及び工商行政管理部門による商標違法摘発事件における馳名商標の認定と保護に責任を負う。

第五条 当事者は、商標法第三十三条の規定により商標局に異議を申し立て、かつ商標法第十三条の規定により馳名商標保護を請求する場合、商標局に書面による馳名商標保護を請求し、その商標が馳名商標を構成することを証明する証拠資料を提出することができる。

第六条 当事者は、商標不登録審判案件及び無効宣告請求案件において、商標法第十三条の規定により馳名商標の保護を請求する場合、商標評審委員会に書面による馳名商標保護を請求し、その商標が馳名商標を構成することを証明する証拠資料を提出することができる。

第七条 馳名商標の保護にかかわる商標違法事件は、市（地、州）級以上の工商行政管理部門が管轄する。当事者は、工商行政管理部門に商標違法行為の摘発を請求し、かつ商標法第十三条の規定により馳名商標の保護を請求する場合、違法行為発生地市の市（地、州）級以上の工商行政管理部門に苦情を申し立て、書面による馳名商標保護を請求し、その商標が馳名商標を構成することを証明する証拠資料を提出することができる。

新規定第3条は、新たに追加された内容です。当該条項によれば、工商行政管理総局で馳名商標を認定できる部門は、商標局及び商標評審委員会で、商標登録出願の審査、商標係争の処理、及び工商行政管理部門による商標違法事件の摘発において馳名商標を認定及び保護することがその権限とされています。当該規定の内容は、2001年の第2次改正商標法の施行以来の実務運用と一致していますが、原規定の中に、それに相当する内容がありませんでした。したがって、新規定において、より一層規範的及び詳細な規定が追加されました。さらに、第5条、第6条、第7条では、当事者が馳名商標の認定を請求できるルートとして、異議申立案件、不登録不服審判案件、無効宣告案件及び商標管理案件（例えば、侵害行為への行政摘発等の職権に基づく行政措置を下す案件）を明確にしました。

3. 馳名商標認定保護規定

(3) 第4条：馳名商標の認定規則の明確化

第四条 馳名商標の認定は、案件ごとの個別認定、受動的保護という原則に従う。

新規定における顕著な変更点は、馳名商標に係る「個別認定、受動的保護」という原則を強調し、単独の条文として規定したことです。「個別認定、受動的保護」の原則とは、商標登録出願の審査、商標係争の処理、及び工商行政管理部門による商標違法事件の摘発において、当事者がその商標が既に関連公衆に熟知され、新『商標法』第13条の規定に基づき、案件を処理する行政機関に権利を主張したとき、商標局と商標評審委員会は案件を審査・処理する必要性に応じて、法によって商標の馳名状況につき認定し、当該商標に相応しい法律保護を与えるということです。つまり、商標所有者がその商標権に損害を受け、主管機関に法的保護を求めた場合、主管機関は、その商標の馳名状況を主導的に認定せず、ただ求められた保護請求を満足させればよいということです。馳名商標が商標案件を処理する必要性に応じて行われた事実認定であり、当該商標が『商標法』第13条に規定されている第三者が馳名商標を複製、模倣又は翻訳することを禁止できるか否かを判断する前提となります。実際には、2003年に施行された原規定において、「個別認定、受動的保護」の原則はすでに体现されていましたが、2013年に公布された改正『商標法』は、法律の側面より当該原則を改めて確認したため、新規定では当該原則を条文化しました。

(4) 第8条：当事者の責任の明確化

第八条 当事者は、馳名商標の保護の請求にあたって、誠実信用の原則に従い、事実及び提出する証拠資料の真実性について責任を負わなければならない。

今回の改正により、当事者が馳名商標の保護を請求する際、誠実信用の原則に従い、かつ事実及び提出する証拠資料の真実性に対して責任を負うべきであることが、初めて明確にされました。

(5) 第9条：馳名商標の証拠に対する要求の細分化

第九条 以下に掲げる資料は、商標法第十四条第一項の規定に合致することを証明する証拠資料とすることができる。

(一) 関連する公衆の当該商標に対する認知度を証明する資料。

(二) 当該商標の持続的な使用期間を証明する資料。例えば、当該商標の使用、登録の履歴と範囲を証明する資料。当該商標が未登録商標である場合、その持続的な使用期間が5年を下回らないことを証明する資料を提供しなければならない。当該商標が登録商標である場合、その登録期間が3年を下回らない、又は持続的な使用期間が5年を下回らないことを証明する資料を提供しなければならない。

(三) 当該商標のあらゆる宣伝業務の持続期間、程度及び地理的範囲を証明する資料。例えば、過去3年間の広告宣伝と販売促進活動の方法、地域範囲、広告媒体の種類及び広告宣伝費等の資料。

(四) 当該商標が中国又は他の国・地域で馳名商標として保護されたことを証明する資料。

(五) 当該商標が馳名であることを証明するその他の証拠資料。例えば、当該商標を使用した主要商品の過去3年間の販売収入、市場シェア、純利益、納税額、販売地域等の資料。

前項にいう「3年間」、「5年間」とは、被異議申立商標の登録出願日、被無効宣告請求商標の登録出願日以前の3年間、5年間と、商標違法摘発事件においては、馳名商標保護の請求の申立日以前の3年間、5年間をいう。

当事者の挙証の便宜を図るために、新規定第9条において証拠に対する要求が更に細分化されただけでなく、提出証拠の期間を初めて明確にしました。未登録商標である場合、その使用期間が少なくとも持続して5年であることを証明できる資料を提供することが必要になりました。登録商標である場合、登録してから少なくとも3年、あるいはその使用期間が少なくとも持続して5年であることを証明できる資料を提供することが必要になりました。それと同時に、「3年間」と「5年間」は被異議申立商標の出願日、無効宣告請求された商標の登録日より前の3年間と5年間であることが明確に規定されています。「前の3年と5年」という証拠の使用期間の範囲は、原規定における「最近3年」と比較してもより合理的であるといえます。

(6) 第10条、第11条、第12条：馳名商標保護請求の処理期限についての改正

第十条 当事者は、本規定の第五条、第六条の規定により馳名商標保護の請求を申し立てた場合、商標局、商標審査委員会は、商標法第三十五条、第三十七条、第四十五条に定められる期限内に、速やかに処理しなければならない。

第十一条 当事者は、本規定第七条の規定により工商行政管理部門に商標違法行為の摘発を請求する場合、工商行政管理部門は苦情申立資料を審査し、「工商行政管理機関行政処罰手続きの規定」の関連規定により立件するかどうかを決定しなければならない。立件が決定される場合、工商行政管理部門は、当事者から提出される馳名商標保護の請求及び関連証拠資料が、商標法第十三条、第十四条、实施条例第三条及び本規定第九条の規定に合致するものかどうかについて基本的な確認、審査を行わなければならない。基本的な審査の結果、規定に合致している場合、立件した日より30日以内に、馳名商標の認定伺いと案件資料の副本を併せて上級の工商行政管理部門に報告、送付しなければならない。審査した結果、規定に合致しない場合、「工商行政管理機関行政処罰手続きの規定」の規定により、速やかに処理しなければならない。

3. 馳名商標認定保護規定

第十二条 省（自治区、直轄市）の工商行政管理部門は、本管轄区域内の市（地、州）級の工商行政管理部門が報告・送付した馳名商標の認定に関する資料が、商標法第十三条、第十四条、実施条例第三条及び本規定第九条の規定に合致するものかどうかについて確認、審査しなければならない。確認・審査した結果、規定に合致している場合、馳名商標の認定に関する資料を受領した日より30日以内に、馳名商標の認定伺いと案件資料の副本を併せて商標局に報告、送付しなければならない。審査した結果、規定に合致しない場合、関連資料を当初の立件機関に差し戻し、「工商行政管理機関行政処罰手続きの規定」の規定により速やかに処理させなければならない。

商標案件に対して審査・審理期間を設定したことは、新商標法の大きな特色です。馳名商標の認定に係る新規規定においても、審査期限について変更がありました。原規定には異議申立案件及び審判案件において馳名商標の認定について処理期限を設定していませんでしたが、新規規定では、異議申立案件及び審判案件における馳名商標の認定について、第10条に処理期限が規定され、その期限は、商標法に規定された申請の審査期限と一致しています。

但し、商標管理案件において商標局が馳名商標を認定する期限について、原規定第8条の「商標局は、関連案件資料を受領した日より6ヶ月以内に認定しなければならない」から、新規規定では期限なしに改正されました。それに対して、第12条に、商標違法事件の摘発において地方の工商行政管理部門が馳名商標の案件処理結果を商標局に対してフィードバックする期間に関わる規定が追加されました。これは新規規定において比較的重要な改正点です。

今回の改正において期間についての改正は、今後馳名商標の認定の申請形式に大きな影響を与えると考えられます。工商行政管理総局が馳名商標を認定するルートは異議申立案件、審判案件、商標管理案件の3つがありますが、実務において商標管理案件の数はその他のルートを大幅に上回っています。旧商標法の時代に、異議申立案件、審判案件において馳名商標の認定を申請するには、審理期限がなかったので、認定されるかどうか結果が出るまで、2、3年か、若しくはそれ以上の時間がかかることもありました。それに対して、商標管理案件は通常、6ヶ月しかかかりませんでした。そのため、時間的なコストを考慮した上、商標管理案件が馳名商標を認定する主なルートとなりました。しかし、新商標法及び新規規定によれば、異議申立案件及び係る審判案件の審理期間が9ヶ月又は12ヶ月以内と規定されたので、審理期限なしの商標管理案件と比べれば、今後多くの当事者が異議申立案件及び審判案件を通じて馳名商標を認定することが見込まれます。

(7) 第 13 条、第 14 条、第 15 条：地方工商部門の馳名商標に関わる業務職責の明確化・細分化

第十三条 商標局、商標評審委員会は、馳名商標の認定にあたって、商標法第十四条第一項と本規定第九条に記載する各要件を総合的に考慮しなければならない。ただし、全ての要件を満たすことが前提ではない。

商標局、商標評審委員会が馳名商標の認定にあたって、地方の工商行政管理部門による関係状況の確認が必要な場合、関連の地方工商行政管理部門は協力をしなければならない。

第十四条 商標局は、省（自治区、直轄市）の工商行政管理部門が報告、送付した馳名商標の認定に関する資料を審査した結果、馳名商標を構成すると認定した場合、伺いを報告、送付した省（自治区、直轄市）の工商行政管理部門に対し、認定の回答を行わなければならない。

立件した工商行政管理部門は、商標局が認定の回答を行った日より 60 日以内に、法により処理し、行政処罰決定書の写しを所在地の省（自治区、直轄市）の工商行政管理部門に送付しなければならない。省（自治区、直轄市）の工商行政管理部門は、行政処罰決定書の写しを受領した日より 30 日以内に、事件の処理状況及び行政処罰決定書の副本を商標局に報告、送付しなければならない。

第十五条 各級の工商行政管理部門は、商標登録と管理の業務において、馳名商標に対する保護を強化し、権利者と消費者の合法的權益を保護しなければならない。商標違法行為が犯罪に及ぶ場合、事件を速やかに司法機関に移送しなければならない。

新規定第 13 条において、「商標局、商標評審委員会が馳名商標の認定にあたって、地方の工商行政管理部門による関係状況の確認が必要な場合、関連の地方工商行政管理部門は協力をしなければならない」と明確に規定されました。また、第 14 条及び第 15 条において、馳名商標に関わる各級の工商行政管理部門の職責、職員の責任及び監督について更に明確化、細分化されました。今回の改正において「責任を明確にする」という構想及び目標が十分に具体的に表されています。

(8) 第 17 条：商標局による認定取消しの新設

第十七条 商標違法事件において、当事者が事件において虚偽を弄し又は虚偽の証拠資料を提供する等不正な手段で、馳名商標の保護を騙し取った場合、商標局は、係争商標について既に行われた認定を取り消すとともに、馳名商標の認定伺いを報告、送付してきた省（自治区、直轄市）の工商行政管理部門に通知する。

本条は新設されたものです。今回の改正において、「商標違法事件において、当事者が事件において虚偽を弄し又は虚偽の証拠資料を提供する等不正な手段で、馳名商標の保護を騙し取った場合、商標局は、係争商標について既に行われた認定を取り消す」こ

3. 馳名商標認定保護規定

とが明確に規定されました。

(9) 第 18 条、第 19 条、第 20 条：馳名商標に関わる各級の工商部門の職責及びその職員の責任及び監督の明確化

第十八条 地方の工商行政管理部門は、本規定第十一条、第十二条の規定に違反して馳名商標の認定に関する資料への確認・審査の職責を履行せず、又は本規定第十三条第二項の規定に違反して協力せず若しくは確認の職責を履行せず、又は本規定第十四条第二項の規定に違反して期限を過ぎても商標違法事件を処理せず若しくは処理の状況を報告、送付しなかった場合、一級上の工商行政管理部門は、通達を行い、是正を命ずる。

第十九条 各級の工商行政管理部門は、馳名商標認定業務に係る監督検査制度を構築し、健全化させなければならない。

第二十条 馳名商標の認定・保護業務に関与する職員は、職務を怠り、職権を濫用し、情実にとらわれて不正行為を行い、馳名商標の認定を違法に行い、当事者から財物を受け取り、不正な利益をむさぼったときは、関連規定により処理する。

新規定にはこの3つの条項をもって、主管機関の認定及び保護行為を厳格に規範化し、公平・公正に馳名商標を認定・保護することを確保することで、職権濫用行為、情実にとらわれた不正行為を防止するために重要な役割を果たしています。

(10) 条項の削除：原規定の第 9 条、第 13 条

原規定第 9 条によれば、「馳名商標として認定されていないものについて、認定結果がなされた日より 1 年以内に、当事者が同一の商標について同一の事実及び理由で再び認定を申請することができない」と規定されていました。これは、明らかに馳名商標に係わる「個別審査、必要に応じて認定」という原則に背くので、今回の改正により削除されました。

原規定第 13 条によれば、企業の商号と商標と衝突がある場合、当事者は企業名称登記の主管機関に当該企業名称登記の抹消を請求することができると規定されていました。他人の馳名商標を企業の商号として使用し、関連公衆に誤認を生じさせた場合、不正競争行為に該当するので、『不正競争防止法』を適用して、調整されるべきです。そのため、当該条項も今回の改正により削除されました。

4. 商標審査規則

『商標審査規則』（以下、「審査規則」という。）は、国家工商行政管理総局により公布され、『商標法』及び『商標法実施条例』の関連規定を細分化し、商標審査プロセスを規範化した部門規則です。審査規則の施行は、商標審査プロセスの規範化及び案件審査の質の向上に重要な役割を果たしています。審査規則は1995年11月2日に施行され、その後2002年、2005年に2回にわたり改正が実施されました。今回の改正（3回目の改正）は、『商標法』及び『商標法実施条例』の改正に伴い、近年来、商標審査案件審査において直面し、際立っている問題を解決し、実務上の新しいニーズを満たすために、整備、補充したものです。今回の改正は2014年5月28日に工商総局令第65号で公布され、同年6月1日から施行されました。

新審査規則は計6章60条からなり、2005年の審査規則の6章62条と比較すると、12条が削除され、10条が追加され、43条が改正されました。今回の改正は、主に以下の3つの方面からまとめることができます。

- 新商標法及び実施条例の改正に基づき、相応する関連規定の細分化と補充したこと。
- 審査における実際のニーズに応じて、手続きの中で表れた審査のニーズに合致していない旧審査規則の関連規定を削除・改正し、審査業務において規範化の必要を感じる問題について、関連規定を追加、補充し、更に商標審査の業務職責の追及に関する関連規定も追加したこと。
- 旧審査規則にある用語を修正し、関連条文の内容及び順序も更に合理化できるように調整したこと。

ここに、旧審査規則と比べ、新審査規則の主要な改正点について、紹介します。

（1）第一章 総則

① 第2条：審査案件の審査の規範化、商標審査案件の種類及び係争商標の呼称の明確化

第二条 商標法及び実施条例の規定に基づき、国家工商行政管理総局商標審査委員会（以下「商標審査委員会」という。）は、次の各号に掲げる商標審査案件を処理する。

（一）国家工商行政管理総局商標局（以下「商標局」という。）の商標登録出願拒絶決定に不服があり、商標法第三十四条の規定に基づいて審査を請求する案件。

（二）商標局の不登録決定に不服があり、商標法第三十五条第三項の規定に基づいて審査を請求する案件。

4. 商標審査規則

(三) 登録済みの商標に対し、商標法第四十四条第一項、第四十五条第一項の規定に基づいて無効宣告を請求する案件。

(四) 商標局の登録商標無効宣告決定に不服があり、商標法第四十四条第二項の規定に基づいて審判を請求する案件。

(五) 商標局の登録商標取消決定又は不取消決定に不服があり、商標法第五十四条の規定に基づいて審判を請求する案件。

商標審判手続において、前項第(一)号にいう審判請求商標を「出願商標」と、第(二)号にいう審判請求商標を「被異議商標」と、第(三)号にいう無効宣告請求商標を「紛争商標」と、第(四)、(五)号にいう審判請求商標を「復審商標」と総称する。本規則において、前記商標はいずれも「評審商標」と総称する。

新評審規則第2条は、旧評審規則の規定に基づき、新商標法及び新実施条例の規定に応じて、審判案件の種類を改正し、異議不服審判案件を不登録決定不服審判案件に、取消審判案件を無効宣告請求案件に変更し、無効宣告不服審判案件と取消不服審判案件を区別しました。これによって、審判案件の種類は、拒絶決定不服審判、不登録決定不服審判、無効宣告請求、無効宣告決定不服審判、登録商標の取消決定・維持決定不服審判の計5種類になりました。

以前、商標審判案件において、当事者の使用した係争商標の呼称が混乱している状況があり、このような混乱状態は、商標評審委員会の審理を妨害するだけでなく、当事者の案件準備にも不便をもたらしました。新評審規則は、職権法定の原則(「職権法定」とは、すべての行政機関及びその職員の行政権利が法律に明確に定められなければならないこと。)に従い、商標審判案件の種類を明確に規定したうえで、審判決定・裁定にある係争商標の呼称の統一を保証し、同時に代理人及び当事者が審判書類を提出するとき、表現を規範化させるために、新評審規則では第2条第2項を追加し、各種類の審判案件における係争商標の呼称を統一し、規範化しました。つまり、拒絶決定不服審判において審判請求した商標は「出願商標(申請商標)」、不登録決定不服審判において審判請求した商標は「被異議商標(被异议商標)」、無効宣告請求において無効宣告を請求した商標は「紛争商標(争议商標)」、無効宣告決定不服審判及び登録商標の取消決定・維持決定不服審判において審判請求した商標は「復審商標(复审商標)」とそれぞれ称し、上述の商標を「評審商標(评审商標)」と総称することとしました。

なお、今回の改正においては、商標審判案件において下した結果を「決定・裁定」のいずれかと称するのについても検討がなされ、最終的には、商標評審委員会は、商標局の審査結果について改めて審査を行い、つまり、不服審判を行う場合、下した結果を「決定」といい、商標評審委員会のみで審査を行う案件の結果を「裁定」というように確定しました。具体的には、商標評審案件の5つの種類において、4つの不服審判の結果をそれぞれ「拒絶決定不服審判決定」、「不登録決定不服審判決定」、「登録商標の取消決定・維持決定不服審判決定」、「無効宣告決定不服審判決定」と称し、無効宣告請求の

結果を「無効宣告請求裁定」と称することとしています。

② 第3条、第5条：データ電文方式による審判書類を提出・送達する規定の追加

第三条 当事者が商標審判活動に参加する場合、書面又はデータ方式により行うことができる。

データ方式による場合の具体的な方法は、商標評審委員会が別途制定する。

第五条 商標評審委員会が商標法、実施条例及び本規則に基づいて下した決定、裁定は、書面又は電子文書により関係当事者に送達し、かつその理由を説明しなければならない。

今回の改正では、新商標法における商標出願書類の提出方式の変化に応じて、第3条に、当事者が商標審判事件の審理に参加する場合、従来からの書面の方式に基づき、新しい提出形式——データ電文方式を追加しました。また、「データ電文方式」の取扱いの具体的な方法は、商標評審委員会が別途制定することも規定しました。同時に、第5条には、決定及び裁定はデータ電文方式でも関係当事者に送達することができることを明確にしました。当該改正によって、商標審判案件において、データ電文方式の法的地位を確立した一方、時代の発展ニーズに応じて、書類提出・送達の効率を向上させると同時に、ある程度コストを低減することもできると思われまます。

現時点（2014年12月26日現在）では、商標評審委員会は、データ電文を取り扱う方式について、具体的な方法をまだ公表していないため、商標審判案件において依然として書面の方式により書類を提出する必要があります。また、商標評審委員会も、まだデータ電文方式による決定及び裁定を実施していません。

③ 第8条第2項：和解に合意した案件の商標評審委員会による継続的な審理

第八条 商標審判期間中に、当事者は法によってその商標権又は商標審判に係る権利を処分する権利を有する。社会公共の利益、第三者の権利を損なわないことを前提に、当事者間において、自己により又は調停を経て書面にて和解に合意することができる。

当事者が和解に合意した案件については、商標評審委員会が結審することができるほか、決定又は裁定を下すこともできる。

新評審規則第8条第2項には、「当事者が和解に合意した案件については、商標評審委員会が結審することができるほか、決定又は裁定を下すこともできる」という規定を追加しました。これは旧評審規則の規定に基づき新規追加した内容です。旧評審規則第32条の規定によれば、「当事者が自ら和解に達した、又は、商標評審委員会の調停により和解に達した」場合、審判を終止し、商標評審委員会より案件を終了します。しかし、実際には、当事者は、和解協議に合意した後、依然として、商標評審委員会が当該協議に基づき、明確な結果を示す裁定を下すことにより、和解協議の実行を保障することを

4. 商標審査規則

望んでいます。また、場合によって不服審判において、案件が終了したら、商標局の元の決定が発効することになり、これは、実質上、当事者の合意に達した和解協議の内容に相反する可能性があります。したがって、新審査規則には第8条第2項の規定を追加し、当事者が自己により又は商標審査委員会の調停を経て和解に合意した状況は、「当事者が和解に合意した案件」と総称し、かつ「商標審査委員会が結審することができるほか、決定又は裁定を下すこともできる」と明確に規定しました。

(2) 第二章 請求及び受理

① 第20条：当事者の提出した副本が要求に合致しない場合の法的結果の明確化

第二十条 当事者は審判活動に参加するに当たって、相手当事者の人数に応じた部数の請求書、答弁書、意見書、尋問意見及び証拠資料副本を提出しなければならない。副本の内容は正本の内容と同一でなければならない。前記要求に合致せず、かつ補正後も要求に合致しない場合には、本規則第十七条第二項の規定により、その審判請求を受理しない又は関連資料を提出していないものとみなす。

実際によく見られる状況、つまり、当事者が提出した副本が要求の部数に合致せず、かつ補正が要求されても、依然として副本の提供を拒絶する場合、あるいは、当事者の提出した正本と副本の内容が一致していない場合、商標審査委員会が証拠調べを經ていない証拠を採用してしまったことに至った状況について、新審査規則には第20条を追加して、当事者が先方の当事者の人数に応じた副本の部数を提出すべきであり、かつ副本の内容が正本の内容と一致しなければならないと明確に規定しました。そして、上述の要求に合致せず、かつ補正を經ても依然として要求を満たさない場合、その審判請求を受理しないか、又はかかる資料を提出しなかったとみなすという内容を追加しました。

② 第23条：挙証期間満了後に提出する証拠の規範化

第二十三条 当事者が、審判請求を提出した後又は答弁した後に関係証拠資料を補充する必要がある場合、請求書又は答弁書にその旨を声明し、請求書又は答弁書を提出した日から3ヶ月以内に一括して提出しなければならない。請求書又は答弁書にその旨を声明しなかった又は期限内に提出しなかった場合には、証拠資料の補充を放棄したものとみなす。ただし、期間満了後に形成された証拠又は当事者がその他の正当な理由があつて期限内に提出できなかった証拠を期間満了後に提出した場合には、商標審査委員会が証拠を相手方当事者に渡して尋問を經て、採用することができる。

当事者が法定期限内に提出した証拠資料について、相手方当事者がいる場合、商標審査委員会はその証拠資料の副本を相手方当事者に送達しなければならない。当事者は証拠資料の副本を受け取った日から30日以内に尋問を行わなければならない。

旧審査規則第20条には、当事者が審判請求を行った後に関係証拠資料の補充が必要

なときは、請求書又は答弁書にその旨を声明しなければならず、請求書又は答弁書の提出日から 3 ヶ月以内に請求書又は答弁書と同じ部数の証拠資料を提出しなければならないと規定されていました。請求書又は答弁書の中に当該声明がなく、又は期間が満了しても提出されないときは、関係証拠資料の補充は放棄されたものとみなされます。ただし、期間の満了後に新しい事実に基づく証拠又はその他の正当な理由がある場合はこの限りではありません。

新評審規則は、旧評審規則第 20 条の内容の基礎にして、期間満了後に提出した証拠について、期間満了後に新たな事実に基づく証拠は期間満了後に形成したものであり、曖昧な表現である「正当な理由」とは、正当な理由により期限内に提出できなかった状況であることを明らかにしました。また、新評審規則には、期間満了後に提出した証拠について、商標評審委員会は証拠資料を相手方当事者に送達し、証拠調べを行ってから採用することができると明確に規定しました。旧評審規則と比べて、新評審規則は、当事者の権利をより一層保護することができると思われれます。

③ 第 26 条：商標の譲渡又は移転後の案件審理の規範化

第二十六条 商標審判手続において、当事者の商標が譲渡、移転された場合には、譲受人又は承継人は、速やかに書面にて「関係主体の地位を受継ぐ」旨声明し、その後の審判手続に参加し、相応の審判結果に責任を有する。

書面にて声明しなかったが審判案件の審理に影響しない場合、商標評審委員会は、譲受人又は承継人を当事者として、決定又は裁定を下すことができる。

実務において、当事者の商標が、譲渡・移転された場合、譲受人又は相続人はかかる主体の地位を受け継ぐことを適時に声明しないことが多く、審判案件の審理効率に影響を与えています。特に、大量の審判案件において出願商標の譲渡又は移転は、案件の審理に影響を与えないため、商標評審委員会は直接譲受人又は相続人を当事者として決定を下しても、その実体の権利を損なうことはありません。したがって、新評審規則には第 26 条を追加し、譲受人又は相続人がその主体の地位を受け継ぐことを適時に書面にて声明し、審判プロセスに参加すべきであると規定しました。また、第 2 項には、「書面により声明しなかったが、審判案件の審理に影響を与えない場合、商標評審委員会は譲受人又は相続人を当事者として取り扱い、決定又は裁定を下すことができる」と規定しました。

(3) 第三章 審理

① 第 30 条：当事者の合法的な権利の保障及びプロセスに関する規定のさらなる整備

4. 商標審査規則

第三十条 不登録審査手続を経て登録査定を受けた商標について、元の異議申立人が商標審査委員会に無効宣告を請求した場合、商標審査委員会は別途合議体を結成して審理しなければならない。

本条の改正は、新商標法及び新実施条例における審査プロセス設定の変化に基づき、元の異議申立人のプロセス上の権利を保護するために、今回の改正において新規に追加したプロセスに関する条文です。本条には「不登録審査手続を経て登録査定を受けた商標について、元の異議申立人が商標審査委員会に無効宣告を請求した場合、商標審査委員会は別途合議体を結成して審理しなければならない」と規定しました。

新商標法及び新実施条例の規定によれば、不登録決定不服審査手続においてその登録が許可された商標に対して、元の異議申立人は裁判所に訴訟を提起することができず、商標審査委員会に当該商標の無効を宣告するよう請求することしかできません。当該請求は「一事不再理」の原則の制限を受けません。元の異議申立人は、異議申立プロセスにおいてプロセス上の権利の一部が被異議申立人より欠如している状況において、無効宣告請求において権利を十分に主張し、不登録決定不服審査プロセスの影響を免れることを保障するために、今回の規則改正において、このような案件について商標審査委員会が「別途合議体を結成して審理しなければならない」と明確に規定しました。ここで、特に説明すべきことは、元の異議申立人が無効宣告を請求する場合に限って、本規則は適用されるということです。ここにいう「別途」とは、改めて裁定を下す、又は、再審を行う案件において別途合議体を結成するという民事訴訟法にある規定を参照して、無効宣告プロセスにおける元の不登録決定手続の審査官とは異なる 3 名の審査官が本件を審理することを意味します。

② 第 31 条：先行権利案件の結果を待つという規定の追加

第三十一条 商標法第三十五条第四項、第四十五条第三項と実施条例第十一条第(五)号の規定に基づいて、先行権利案件の審理結果を待つ必要がある場合には、商標審査委員会はしばらく当該商標審査案件の審理を見合わせるよう決定を下すことができる。

新商標法において審査・審理期限に関する規定を追加したのは社会のニーズに応じるため、商標の権利付与・権利確定の業務レベルの向上にも有益です。しかし、法定の審査プロセスにおける審理期間とは、商標審査委員会の審理期間及び当事者のプロセス権利を行使する期間とから構成されます。審理効率の向上を目指し、当事者の権利行使期間を縮めることなく、先行権利の不確定により当事者の権利を害することを防止するために、新商標法第 35 条第 4 項、第 45 条第 3 項に案件審査の中止プロセスを設けることで、双方当事者に係る審査案件において先行権利の確定を待つ必要があるという問題を解決することができました。これに基づき、商標審査委員会は職権により審査を中止することができるようになりました。実施条例第 11 条 5 号において、「審理中、案件請

求人請求により先行権利案件の結果を待つ期間」は審理期間に入れないことが規定されています。この規定は、主に不登録決定不服審判において請求人の請求により審理を猶予し、先行権利の確定を待つ状況のことをいいます。

新商標法及び新実施条例の上述の規定を実施するために、商標評審委員会が審理を猶予するか否かについて当事者に予想できるようにさせる一方、商標審判プロセスを規範化し、行政効率を追求すると同時に最大限に当事者の利益を保障するために、新評審規則には第 31 条を追加し、上述の法律規定に定められた状況下で、商標評審委員会は商標審判案件の審理を猶予することも明確にしました。

③ 第 35 条：審判決定・裁定の商標局への引き渡し、執行時間の延長

第三十五条 当事者は商標評審委員会が下した決定、裁定を不服として人民法院に訴訟を提起する場合には、人民法院に訴状を提出すると同時に又は遅くとも 15 日以内に、商標評審委員会にその訴状の副本を送付するか、又は別途書面にて訴状の情報を通知しなければならない。

商標評審委員会が下した初歩査定又は登録査定決定を除き、商標評審委員会は、決定、裁定を発送した日から 4 ヶ月以内に人民法院からの応訴通知又は当事者が提出した訴状副本、書面による提訴通知を受け取らなかった場合、その決定、裁定を執行のために商標局に移送する。

商標評審委員会は当事者の訴状副本又は書面による提訴通知を受け取った日から 4 ヶ月以内に人民法院から応訴通知を受け取らなかった場合、かかる決定、裁定を執行のために商標局に移送する。

新旧評審規則第 35 条には、「当事者は商標評審委員会が下した決定、裁定を不服として人民法院に訴訟を提起する場合には、人民法院に訴状を提出すると同時に又は遅くとも 15 日以内に、商標評審委員会にその訴状の副本を送付するか、又は別途書面にて訴状の情報を通知しなければならない」と規定されています。この規定について、多くの当事者及び代理人は、人民法院が関連法律規定により訴状の副本を商標評審委員会に転送する義務があるにも関わらず、すでに人民法院に提出した副本を再度商標評審委員会に送付するという評審規則の規定が当事者の負担を増やしているのではないかと問題視していました。しかし、実際には、自ら副本を商標評審委員会に送付するかどうかは、商標評審委員会の決定・裁定の執行に大きな影響を与えることがあります。例えば、一部の涉外行政訴訟案件において、外国当事者が人民法院に提訴してから、最長 4 ヶ月 (30 日以内に提訴し、3 ヶ月以内に公証、認証資料等の補充提出をした場合) かかりました。ただし、旧評審規則には、商標評審委員会がその下した決定又は裁定の発送日から 60 日以内に人民法院又は当事者から当該決定、裁定に関する起訴の情報を受け取っていない場合、関係当事者が裁判所に起訴しなかったとみなされ、当該決定、裁定を商標局に移送し執行すると規定されているため、権利者が人民法院に提訴することにより、ただちに発効しないはずの裁定が発効してしまい、後続手続 (該当商標が引用商標として使用

4. 商標評審規則

されていた異議申立、拒絶不服審判手続、部分的拒絶決定において初歩査定された部分の公告手続等)まで大きな影響を与えた案件がありました。このような状況の発生理由は、商標評審委員会が適時に訴状の副本を受領していないため、かかる審決が商標局において執行されたからであると思われます。したがって、新評審規則が執行猶予を4ヶ月まで延長しましたが、万が一、行き違い等があった場合に備えて、訴状の副本を必ず商標評審委員会に別途提出することをおすすめします。ただし、実務において、当事者が商標評審委員会に提訴通知を提出したが、実際に裁判所に訴訟を提起しなかった、又は裁判所に受理されなかった、又は当事者が自ら訴訟を撤回したこともあります。この場合、当事者が適時に商標評審委員会に通知しなかったら、審判案件がずっと執行中止の状態に置かれていることになるため、新評審規則第35条には、「商標評審委員会は当事者の訴状副本又は書面による提訴通知を受け取った日から4ヶ月以内に人民法院から応訴通知を受け取らなかった場合、かかる決定、裁定を執行のために商標局に移送する」という条文が新規に規定されました。これに基づき、当事者は審判決定・裁定の発送日から4ヶ月以内に商標評審委員会に提訴通知を提出すれば、商標評審委員会は当該決定・裁定の執行を中止し、同時に、情報管理システム(評審委員会内部(審判官)用システム)に記録され、提訴通知を受け取った日から4ヶ月待ち続けることとなります。もし、提訴通知を受け取った日から待ち続ける4ヶ月以内に人民法院より正式な提訴通知を受け取らなければ、当該案件を引き続き商標局に移送し、執行させることとなります。実務において、通常、大多数の案件は8ヶ月以内に、関係者が裁判所の正式な提訴通知を受領することができるため、当該規定は執行する効率を向上させるともいえます。

④ 第36条：審判決定・裁定を下した後の撤回及び更正に関する規定の追加

第三十六条 第一審行政訴訟手続において、商標審判の決定、裁定に引用された商標が既に先行権利を失ったことで、決定、裁定の事実認定、法律適用が変化した場合には、原告が訴訟を取り下げたことを前提に、商標評審委員会は、元の決定又は裁定を撤回し、新しい事実に基づいて、改めて商標審判の決定又は裁定を下すことができる。

商標審判の決定、裁定が当事者に送達された後、商標評審委員会は、それに誤記等実質的でない間違いを発見した場合、審判当事者に訂正通知書を送付して誤記を訂正することができる。

新評審規則には第36条を追加し、審判決定・裁定を下した後の撤回及び更正について明確に規定しました。そのうち、第1項は、実務の訴訟段階において事情の変更により審判決定・裁定の認定事実又は法律の適用が変わる状況に対して、当事者の権利保護のコストを下げ、行政・司法の効率を高めるための追加規定です。二審の段階で審判決定・裁定を撤回すると、一審の判決の効力に影響が出ることに鑑み、本条文では、商標評審委員会が決定・裁定を自ら撤回するのは一審訴訟の段階に限りしました。同時に、本

条文において、事情の変更というのは、「商標審判の決定、裁定に引用された商標が既に先行権利を失った」状況に限定していることに注意をしてください。当事者が合意に達した、又は当事者が案件の実体結果を左右できる新証拠を提出した場合等は、本条文に定められた商標評審委員会が決定・裁定を自ら撤回する状況に該当しません。なお、行政訴訟は原告が提起したプロセスであるため、商標評審委員会は一審の段階で決定・裁定を撤回するとき、前提として、原告が自ら訴訟を取り下げることが要求されます。

第2項は、審判決定・裁定にある実質的ではないミスに関する訂正方式です。実務において、審判決定・裁定にある実質的ではないミスは当事者の実体権利に影響を及ぼさず、元の決定・裁定を撤回し、改めて下すとしたら、行政資源を浪費し、かつ当事者の提訴期限の計算にも影響が出ます。したがって、新評審規則には、このような状況について商標評審委員会は、当事者に訂正通知書を発行することにより、ミスの内容を訂正することができるように規定しました。

⑤ 第37条：人民法院の判決を執行するための再審プロセスの規範化

第三十七条 商標審判の決定、裁定が人民法院の発効判決により取消された場合、商標評審委員会は、改めて合議体を結成して、速やかに審理し、再審決定、裁定を下さなければならない。

再審手続において、商標評審委員会は、当事者が新たに提出した審判請求と法的根拠は再審範囲に入れない。当事者が補充として提出した、案件の審理結果に影響する証拠を採用することができ、相手方当事者がいる場合には、尋問のために相手方当事者に送達しなければならない。

人民法院の判決を執行するための再審を規範化するために、今回規則において第37条を追加し、人民法院の判決を執行する再審プロセスについて規定しました。そのうち、第1項では、商標評審委員会は「改めて」合議体を構成し、「速やかに」審理を行うと明確に規定しました。この再審プロセスは人民法院の判決を執行するためであり、合議体のメンバー構成は、実質的には、当事者の実体的な権利に影響を与えません。したがって、実際のニーズから本条文は前述の民事訴訟法のように「別途」という用語を採用せず、実務において、「改めて」合議体を構成するというのは、通常、元の主な審判官1人は変更せず、もう2人の審判官を変更したうえ3人の合議体を構成して、再審を行うということです。また、第2項では、再審プロセスの審理範囲についても制限し、「再審プロセスにおいて、商標評審委員会は、当事者が新しく提出した審判請求及び法的根拠を再審範囲に入れません。なお、当事者が補足提出した案件の審理結果を左右できる証拠を採用することができ、相手方当事者がいる場合、相手方当事者に送達して証拠調べ手続を行わなければならない」と明確に規定しました。

(4) 第四章 証拠規則

① 第38条第2項：証拠形式の明確化

第三十八条 当事者は、その提出した審判請求の根拠となる事実又は相手方の審判請求に反駁する根拠となる事実について、証拠を提出してそれを証明する責任がある。

証拠には、書証、物証、視聴覚資料、電子データ、証人証言、鑑定意見、当事者陳述等を含む。

証拠がない又は証拠によって当事者の事実主張を十分に証明できない場合、立証責任のある当事者がその不利な結果を負うものとする。

一方当事者が他方当事者の陳述した案件事実を明確に認めている場合、他方当事者は立証する必要がない。ただし、商標審査委員会が立証する必要があると判断した場合には、この限りではない。

当事者が代理人に審判への参加を委託した場合、代理人による承認は当事者による承認とみなす。ただし、特別に授權されていない代理人による事実承認により、直接に相手方の審判請求を認めることになった場合には、この限りではない。当事者がその場に同席していながら、その代理人による承認を否定しなかった場合には、当事者による承認とみなす。

本条項には、「証拠には、書証、物証、視聴資料、電子データ、証人証言、鑑定意見、当事者の陳述等を含む」と規定しました。実務において、商標審査委員会に提出する商標使用に関する証拠形式について、主に以下のとおりです(含まれるが限定されない)。

- 商標の実物又は商品包装実物。
- 販売契約、インボイス、納品伝票、銀行振込確認書、輸出入の証拠(税関申告、出荷伝票、運送状、原産地証明、インボイス等)。
- 広告契約、ラジオ放送、映画、テレビ、新聞、定期刊行物、インターネット、室外広告、展示会(取引会)、会員誌及びかかるインボイス、映像放送証明等。
- 受賞証明書。
- 新聞、テレビ、インターネット等メディアにおける宣伝報道。
- 信憑性のある機関が発行した市場占有率等に関するランキング等の統計資料、利害関係のない第三者が発行した商標知名度に関する評価。
- 展示会・博覧会への参加資料、商標を付した商品に係る許可、検査書類等。

② 第44条第2項：証拠調べの必要性の規定

第四十四条 審判官は、案件の全ての証拠について、各証拠の案件事実との関連度、各証拠間の関係等の角度から総合的に審査、判断しなければならない。

相手方当事者がいる場合、交換・尋問を経ない証拠を採用してはならない。

間に立ち、商標の権利付与・権利確定・係争を判断するのは商標評審委員会の重要な職能です。評審規則の毎回の改正は、証拠規則及び証拠調べ手続きを徐々に整備する過程です。2002年の評審規則では、審判案件において請求人が2回の挙証及び1回の証拠調べの機会があるのに対して、被請求人は1回の挙証と証拠調べの機会しかなく、両者は平等ではなく、法定期間中に提出した証拠は相手当事者に発送し、証拠調べ手続きを行うのも明確ではありませんでした。したがって、2005年の評審規則には第20条の規定を追加し、当事者が法定期間中に提出した証拠について、相手当事者がいる場合、商標評審委員会は当該証拠資料を相手当事者に発送し、指定期間内に証拠調べの機会を与えなければならないと明確に規定しました。審判案件の審理における証拠の採用をさらに規範化するために、新評審規則には第44条第2項を追加し、「相手当事者がいる場合、証拠調べ手続きを経なければ、かかる証拠を採用してはいけない」と明確に規定しました。

(5) 第五章 期間、送達

① 第53条：提出形式及び提出期間の計算方法及び提出文書に対する要件

第五十三条 当事者が商標評審委員会に提出した文書又は資料の提出日については、手交した場合、手交日を提出日とする。郵送した場合、差出しの消印の日付を提出日とする。消印の日付がはっきり見えない又は消印が無い場合、商標評審委員会が実際に受取った日を提出日とする。ただし、当事者が実際の消印の日付の証拠を提出できる場合は、この限りではない。郵便局以外の宅配業者を通じて提出した場合、宅配業者の受領発送日を提出日とする。受領発送日がはっきりしない場合には、商標評審委員会が実際に受取った日を提出日とする。ただし、当事者が実際の受領発送日の証拠を提出できる場合は、この限りではない。データ電文方式で提出した場合、商標評審委員会の電子システムに入った日を提出日とする。

当事者が商標評審委員会に文書を郵送するに当たっては、書留郵便を採用しなければならない。

当事者が商標評審委員会に文書を提出するに当たっては、商標の出願番号又は登録番号、出願人の名称を文書に明記しなければならない。提出文書の内容については、書面にて提出した場合、商標評審委員会が保管している保存ファイルの記録に準ずる。データ電文方式で提出した場合、商標評審委員会のデータベースの記録に準ずる。ただし、当事者が商標評審委員会の保存ファイルやデータベースの記録にミスがあることを証明する証拠を確実に有する場合は、この限りではない。

実務において、一部の当事者は、商標評審委員会に文書を提出するとき、郵送ではなく、宅配方式を選択しています。宅配方式による提出の場合、配達の日付がないため、受領日を確認することができません。新評審規則では、このような宅配による提出方式の提出日は、宅配業者の受領発送日とされました。もし、宅配業者の受領日が不明であ

4. 商標評審規則

る場合、商標評審委員会の受領日に準じます。ただし、当事者は、宅配業者の受領発送日について証拠を提出することができる場合、この限りではありません。また、データ電文方式で提出する場合、商標評審委員会の電子システムに入った日に準じます。また、当事者が、商標評審委員会に文書を郵送する場合、書留郵便を採用しなければならないと特に規定しました。

また、新評審規則第 53 条第 3 項には、提出文書について明確に規定しました。当該条項において、「当事者が商標評審委員会に文書を提出するに当たっては、商標の出願番号又は登録番号、出願人の名称を文書に明記しなければならない。提出文書の内容については、書面にて提出した場合、商標評審委員会が保管している保存ファイルの記録に準ずる。電子データ方式で提出した場合、商標評審委員会のデータベースの記録に準ずる。ただし、当事者が商標評審委員会の保存ファイルやデータベースの記録にミスがあることを証明する証拠を確実に有する場合は、この限りではない」と規定しました。

② 第 54 条：文書送達効率の向上

第五十四条 商標評審委員会の各種文書は、郵送、手交、データ電文又はその他の方式によって当事者に送達することができる。データ電文方式で当事者に送達する場合、当事者の承認を得なければならない。当事者が商標代理組織に委託した場合、文書を商標代理組織に送達したことにより、当事者に送達したものとみなす。

商標評審委員会が当事者に各種文書を送達する送達日については、郵送した場合、当事者が受け取った消印の日付を提出日とする。消印の日付がはっきり見えない又は消印が無い場合、文書を発送した日より 15 日満了をもって当事者に送達したとみなす。ただし、当事者が実際の受取日を証明できる場合は、この限りではない。手交した場合、手交日を提出日とする。データ電文方式で送達した場合、文書を発送した日より 15 日満了をもって当事者に送達したものとみなす。上記方式により文書を送達することができない場合には、公告をもって当事者に送達することができ、公告発布日より 30 日満了をもって送達したものとみなす。

商標評審委員会が当事者に文書を郵便で送達したが戻されて公告をもって送達した場合には、後続文書はいずれも公告をもって送達する。ただし、公告をもって送達された後に、当事者があて先住所を明確に告知した場合は、この限りではない。

実務において、当事者の住所変更等の原因によって、商標評審委員会が当事者に郵送した書類が返送されることが多々あります。これらの書類は公告により送達することしかできません。法改正前に、郵送を経て返送された後、公告により送達した案件において、後続書類を送達する際、商標評審委員会は依然として先に郵送し、返送されたら、また公告により送達する方式を採用していました。しかしながら、実際には、公告送達を経て、当事者がかかる書類を受け取らず、かつ明確に住所変更の事を通知しなかった場合、その後も同様に郵送により送達した場合、依然として返送され、公告により送達することになります。これは、実質的には行政資源を浪費し、送達のプロセス期間を

不必要に伸ばすこととなります。新審査規則には、司法プロセスの書類送達に関する方法を参照し、「商標審査委員会が当事者に文書を郵便で送達したが戻されて公告をもって送達した場合には、後続文書はいずれも公告をもって送達する。ただし、公告をもって送達された後に、当事者があて先住所を明確に告知した場合は、この限りではない」と規定し、再度郵送して返送されるという不必要なプロセスを免れることができるようになりました。

③ 第 55 条：外国当事者の法律文書の送達方式

第五十五条 実施条例第五条第三項の規定に基づいて、商標審判案件の被請求人又は元の異議申立人が中国に恒常的な住所又は営業所がない外国人又は外国企業である場合、当該審判商標登録出願書類に明記された国内受取人が商標審判手続に関連する法律文書を受け取る。商標審査委員会が関連法律文書を当該国内受取人に送達したことにより、当事者に送達したとみなす。

前項の規定に基づいて国内受取人を確定できない場合、商標局の原審手続における又は最後に当該商標関連業務の処理を請求した商標代理機構が、商標審判手続における関連法律文書の署名受取と転送の義務を負う。商標審査委員会が関連法律文書を当該商標代理機構に送達する。商標代理機構は関連法律文書が送達される前に既に国外の当事者と商標代理関係を解除した場合、書面にて商標審査委員会に関連状況を説明し、文書を受け取った日より 10 日以内に関連法律文書を商標審査委員会に返却しなければならない。商標審査委員会が別途送達する。

マドリッド国際登録商標は国際事務局が転送する関連書類に係る場合、相応の送達証拠を提出しなければならない。提出しなかった場合、書面にて原因を説明しなければならず、国際事務局から文書を発送した日から 15 日満了をもって送達したものとみなす。

上記の方法により送達できない場合には、公告により送達する。

実務において、外国当事者の法律文書の送達が困難であるという問題を解決するため、実施条例第 5 条第 3 項には、外国当事者が商標登録出願又は商標譲渡の手続きを行うとき、願書・申請書において後続の商標業務における法律書類を受け取る中国国内の受取人を指定しなければならないと規定しています。実施条例の規定に基づき、新審査規則の第 55 条第 1 項において、審判案件の被請求人又は元の異議申立人が外国当事者である場合、当該審判商標の出願書類又は申請書に記載された国内受取人が商標審判プロセスの関連法律書類を受領する責任を負い、商標審査委員会はかかる法律書類を当該国内受取人に送達すれば、当事者に送達したものとみなすことを明確に規定しました。

新商標法を施行する前に、大量の外国当事者が出願の際に国内受取人を指定しなかったことに鑑み、このような案件の送達問題を解決するために、新審査規則には、実務において長期間に実施し続け、かつ比較的成熟した方法を取り入れることで、第 55 条第 2 項には、「前項の規定に基づいて国内受取人を確定できない場合、商標局の原審手続における又は最後に当該商標関連業務の処理を請求した商標代理機構が、商標審査手続

4. 商標審査規則

における関連法律文書の署名受取と転送の義務を負う。商標審査委員会が関連法律文書を当該商標代理機構に送達する。商標代理機構は関連法律文書が送達される前に既に国外の当事者と商標代理関係を解除した場合、書面にて商標審査委員会に関連状況を説明し、文書を受け取った日より10日以内に関連法律文書を商標審査委員会に返却しなければならない。商標審査委員会が別途送達する」と規定しました。

(6) 第六章 附則

① 第57条：新旧法適用の基本原則の確定

第五十七条 当事者が、商標局が下した商標登録出願拒絶決を不服として2014年5月1日以前に商標審査委員会に審判を請求し、商標審査委員会が2014年5月1日以降（5月1日を含む。以下同じ。）に審理した案件については、改正後の商標法を適用する。

当事者が、商標局が下した異議裁定を不服として2014年5月1日以前に商標審査委員会に審判を請求し、商標審査委員会が2014年5月1日以降に審理した案件については、当事者異議申立と審判の主体資格は改正前の商標法を適用し、その他の手続上の事項及び実体的事項は改正後の商標法を適用する。

既に登録査定された商標については、当事者が2014年5月1日以前に商標審査委員会に争議と審判取消を請求し、商標審査委員会が2014年5月1日以降に審理した案件については、関連手続上の事項は改正後の商標法を適用し、実体的事項は改正前の商標法を適用する。

当事者が2014年5月1日以前に商標審査委員会に請求した商標審判案件については、2014年5月1日より審理期間を起算する。

新旧法適用の基本原則を確定するのは、新商標法及び新実施条例の順調な施行を保証する重要な前提です。新旧法の適用は一定の期間内に長期的に併存していることに鑑み、審査規則に明確に規定することが必要となります。これは今回の規則改正の重要な内容の一つです。審査規則第57条には、『最高人民法院による商標法の改正決定が施行された後の商標案件の管理及び法律適用問題に関する解釈』に定められた基本主旨に従って、商標の権利付与・権利確定の各種類の案件の特徴を踏まえ、2014年5月1日までに登録されていない商標と登録した商標を区別し、「法律不遡及」の原則を適用すると同時に、新商標法において異議申立プロセスの設置の変更という特殊性も考慮しました。

まず、まだ登録していない商標について、商標登録の品質を向上させ、新商標法の規定を確実に施行する観点から、実体審査と手続きにおいて新商標法に従うことを基本原則とします。新審査規則には、「当事者が、2014年5月1日以前に商標局の下した商標登録出願拒絶決定に不服があり、商標審査委員会に審判を請求し、商標審査委員会が2014年5月1日以降に審理した案件については、申商標法を適用する」旨、また、「当

事者が、2014年5月1日以前に商標局の下した異議裁定に不服があり、商標評審委員会に審判を請求し、商標評審委員会が2014年5月1日以降に審理する案件について、異議申立又は審判を請求する当事者の主体資格については旧商標法を適用し、他の手続上の事項及び実体的事項は共に新商標法を適用する」旨規定しています。

また、既に登録された商標については、商標登録の安定性を維持し、当事者の利益を保護する観点から、「法律不遡及」の原則に従うべきであることも明らかにしています。新評審規則には、「既に登録査定された商標については、当事者が2014年5月1日以前に商標評審委員会に争議と審判取消を請求し、商標評審委員会が2014年5月1日以降に審理した案件については、関連手続上の事項は改正後の商標法を適用し、実体的事項は改正前の商標法を適用する」旨規定しました。

審判案件の審理期限に関する規定は新商標法に新規追加した内容であり、施行中に論争が生じることを回避するために、新評審規則には特別に、「当事者が2014年5月1日以前に商標評審委員会に請求した商標審判案件については、2014年5月1日より審理期間を起算する」と規定しました。

5. 工商総局による改正実施後の「中華人民共和国商標法」 に関する問題の通知

国家工商行政管理総局は改正後の『中華人民共和国商標法』の施行を徹底するため、2014年4月17日に「改正実施後の『中華人民共和国商標法』に関する問題の通知」を公布しました。各種の商標案件、商標審判案件の審査、審理中に直面した旧商標法から新商標法への移行に係る問題について詳細に規定しました。当該通知のうち、2014年5月1日の前に登録が認められていない商標と既に登録された商標を区別して、「法は過去に遡及しない」の基本原則を適用すると同時に、当事者の利益を保護する観点から、条件付きで原則を採用しています。簡単にいうと、新商標法はそれが発効した後の事件と行為に対して有効で、発効する前の事件と行為には遡及しません。具体的な内容は以下の通りです。

(1) 商標登録事項について

① 各種の商標登録出願案件、異議申立案件が適用する法律の問題について

2014年5月1日以前に商標局に提出した商標登録、異議申立、変更、譲渡、更新、商標取消、商標抹消、使用許諾届出等の商標申請に対して、商標局が2014年5月1日以降に下す行政決定には、新商標法が適用されます。

但し、異議申立案件における異議申立人の主体資格と異議申立理由の審査に対しては、旧商標法が適用されます。これは、新商標法が異議申立人の主体資格と異議申立理由を新たに定めましたが、実際には異議申立人に対して新たに主体資格証明書と利害関係証明を提出することを要求する可能性は低く、新商標法に従い、異議申立人に対して異議申立理由書を修正させる可能性も低いので、旧商標法から新商標法への過渡期において、異議申立人の主体資格と異議申立理由の審査に対しては、依然として旧商標法が適用されます。

② 商標案件審査期限の計算問題

2014年5月1日以前に商標局に提出した商標登録、異議申立、商標登録の取消は、2014年5月1日から審査期限を起算します。

しかし、被異議申立商標の初歩査定の公告日から2014年5月1日まで3ヶ月未満の場合、公告期間が満了する日、即ち、異議申立期限が満了する日から審査期限を起算します。

(2) 商標審判について

① 各種の商標審判案件の適用する法律について(2014年5月1日以降に審理する案件)

- 商標登録出願拒絶決定不服審判案件：審理は新「商標法」を適用します。
- 異議裁定不服審判案件：主体資格は旧「商標法」を適用します。その他の規定に関する問題と実体に関する問題は新「商標法」を適用します。
- 登録商標に関する争議請求案件及び取消不服審判案件：方式問題は新「商標法」を適用します。実体問題は旧「商標法」を適用します。

② 商標審判案件の審査期限を計算する問題について

2014年5月1日以前に商標評審委員会に提出した商標審判案件は、2014年5月1日から審査期限を起算します。

(3) 商標監督管理について

① 商標違法行為の時間と適用法律に関する問題について

商標違法行為が2014年5月1日以前に発生した場合、旧「商標法」を適用して審理する。

商標違法行為が2014年5月1日以前に発生して、2014年5月1日をまたがったものについては、新「商標法」が適用されます。

② 「馳名商標」を使用する行為に対して適用する法律の問題について

改正「商標法」第14条の規定により、生産、経営者は、商品、商品の包装又は容器、あるいは広告宣伝、展示及びその他の商業活動において、「馳名商標」の表示を使用してはいけません。もし2014年5月1日以降にそのような行為が生じた場合には、新「商標法」が適用されます。即ち、2014年5月1日以降に流通している商品は「馳名商標」を付してはいけません。

しかし、2014年5月1日以前にすでに「馳名商標」を付した商品があつて、かつ流通している場合を除きます。これは新「商標法」は公表から施行まで8ヶ月間の準備期間がありましたが、短期間であったため、2014年5月1日以前に流通している「馳名商標」を付した商品に一定の猶予期間を与えて、市場において全てを消尽させるというものです。それと同時に工商行政管理部門は新「商標法」実施の猶予期間には、大規模な取り締まりと罰金を科すことはしないことを明らかにしました。一旦発見された場合、通常は、企業に適時に是正することを要求します。

6. 商標評審委員会による商標法改正決定実施後の商標審判 案件に関する問題の通知

商標評審委員会は、改正後の『中華人民共和国商標法』の施行を徹底して、当事者の法による権利主張に便宜を図るために、2014年5月7日に「商標評審委員会による商標法改正決定実施後の商標審判案件に関する問題の通知」を公布しました。商標審判案件の関連問題について通知して、具体的な内容は以下の通りです。

(1) 商標法改正決定施行前に提出した争議案件

新「商標法」は、従来の争議手続きを取り消して、無効審判請求手続きに改正しました。したがって、請求人が新商標法施行前に請求して、商標評審委員会の審理がまだ終わっていない争議案件は、商標評審委員会が新商標法施行後に審理する際、無効審判請求案件を参照して審理し、無効審判請求の審決を下します。

(2) 異議申立不服審判の請求について

新「商標法」が異議申立手続きを修正して、異議申立理由が成立して、被異議申立商標の登録が拒絶された場合、被異議申立人は不服審判を請求する権利を有します。それに対して、異議申立理由が成立しなかった場合、被異議申立商標は直接登録されます。しかし、商標局が新商標法施行前に下した異議裁定について、当事人が2014年5月1日前（5月1日を含まない）に異議申立人に送達した場合、旧「商標法」の規定を適用します。異議申立人は旧商標法により異議申立不服審判を請求する権利を有します。新商標法の施行後、新规定により、異議申立人には、不服審判を請求する権利はありませんが、旧商標法による権利が奪われるべきではないので、商標評審委員会は当該法定期限内に提出した異議申立不服審判請求を受理すべきです。

(3) 審判案件の文書様式について

商標評審委員会が関連案件の新様式を公表しました。2014年5月1日以降、新様式で提出しなければなりません。それに、一部の出願人の手書きの書類に対して、商標評審委員会は本条において紙文書にて提出する書類資料は、印字又は印刷したものでなければならないということを明確にしました。

(4) 審判案件の費用を納付する規定について

新「商標法」が施行される前は、商標評審委員会から請求人に対して、手数料を納付していない審判案件請求について手数料を納付するように通知しましたが、新「商標法」と新「商標法実施条例」の施行後、本通知第4条の規定により、商標評審委員会が請求人に手数料を納付するよう補正通知することなく、不受理の決定を下します。したがって、適時に費用を納付することが受理の必要条件の一つとなりました。

7. 最高人民法院

「改正商標法の施行決定後の商標事件の管轄と法律適用の問題に関する解釈」

7. 最高人民法院「改正商標法の施行決定後の商標事件の管轄と法律適用の問題に関する解釈」

最高人民法院は改正後の「中華人民共和国商標法」の施行を徹底するため、2014年4月15日に「改正商標法の施行決定後の商標事件の管轄と法律適用の問題に関する解釈」（以下は「解釈」という）を公布しました。最高人民法院が商標案件を審理する管轄と法律適用問題に対して、詳細に規定しました。具体的な内容については、以下の通りです。

(1) 第1条：人民法院が受理する商標事件のタイプ

第一条 人民法院は次の各号に掲げる商標事件を受理する。

1. 国務院工商行政管理部門商標評審委員会（以下「商標評審委員会」という。）が下した再審の決定又は裁定に対する不服申立に係る行政事件
2. 工商行政管理部門が下した商標に関わるその他の具体的行政行為に対する不服申立に係る事件
3. 商標権の帰属をめぐる紛争事件
4. 商標専用権の侵害をめぐる紛争事件
5. 商標専用権の不侵害の確認をめぐる紛争事件
6. 商標権譲渡契約をめぐる紛争事件
7. 商標使用許可契約をめぐる紛争事件
8. 商標代理契約をめぐる紛争事件
9. 訴訟前の商標専用権侵害停止の請求をめぐる事件
10. 専用権侵害停止の請求に起因する侵害責任をめぐる事件
11. 商標の紛争に起因する訴訟前財産保全の請求をめぐる事件
12. 商標の紛争に起因する訴訟前証拠保全の請求をめぐる事件
13. その他の商標事件

本条は、人民法院が受理する商標事件の種類を明確に規定しました。商標評審委員会が下した不服審判決定又は裁定に不服とする行政案件、工商行政管理機関が下した商標に係るほかの具体行政行為の案件、商標権の権利帰属に関する紛争事件、商標専用権侵害に関する紛争事件、商標専用権の不侵害確認紛争事件、商標権譲渡契約に関する紛争事件等が含まれています。すなわち、人民法院が受理する商標事件の種類は従来の10種類から13種類に増加しました。新たに「商標専用権の不侵害の確認をめぐる紛争事件」、「商標代理契約をめぐる紛争事件」及び「専用権侵害停止の請求に起因する侵害責任をめぐる事件」が追加されました。

(2) 第2条、第3条：案件を管轄する規定について

第二条 商標評審委員会が下した再審の決定又は審決に対する不服申立に係る行政事件及び国家工商行政管理総局商標局（以下「商標局」という。）が下した商標に関する具体的行政行為をめぐる事件は、北京市の関連中級人民法院が管轄する。

第三条 第一審の商標民事事件は、中級以上の人民法院及び最高人民法院が指定した基層人民法院が管轄する。

馳名商標保護に関わる民事事件、行政事件は、省、自治区の人民政府所在地の市、計画単列市、直轄市の管轄区にある中級人民法院並びに最高人民法院が指定するその他の中級人民法院が管轄する。

第2条は、明確に「商標評審委員会が下した再審の決定又は審決に対する不服申立に係る行政事件及び国家工商行政管理総局商標局（以下「商標局」という。）が下した商標に関する具体的行政行為をめぐる事件は、北京市の関連中級人民法院が管轄する」と規定しています。第3条は、「馳名商標保護に関わる民事事件、行政事件は、省、自治区の人民政府所在地の市、計画単列市、直轄市の管轄区にある中級人民法院並びに最高人民法院が指定するその他の中級人民法院が管轄する」と規定しています。

2014年8月31日に第12期全国人民代表大会常務委員会第10回会議において、「北京、上海、広州において知的財産権法院を設立することに関する全国人民代表大会常務委員会の決定」が通過しました。北京には、その規定により、2014年11月6日に正式に北京知的財産権法院が設立されました。同年年末、上海と広州においても、知的財産権法院が設立されました。したがって、知的財産権法院の所在都市の基層人民法院が審理する第一審の著作権、特許権、商標権等の知財民事と行政案件の判決、裁定に対する上訴案件は、知的財産権法院において審理されることになりました。

ただし、國務院行政部門の裁定又は決定を不服とする第一審の知的財産権付与、権利確定に関わる行政案件は、北京知的財産権法院より管轄されます。

(3) 第5条～第9条：各級の商標案件の適用する法律の規定について

第五条 改正商標法の施行決定前に提起された商標登録出願及び商標権存続期間更新登録出願について、商標局が施行決定後に当該商標登録出願に対して不受理又は不更新の決定を下し、当事者がそれに対して行政訴訟を提起した場合、人民法院は、その審査において改正後の商標法を適用する。

改正商標法の施行決定前に提起された商標をめぐる異議申立について、商標局が施行決定後に当該異議申立に対して不受理の決定を下し、当事者がそれに対して行政訴訟を提起した場合、人民法院はその審査において改正前の商標法を適用する。

第六条 改正商標法の施行決定前に、当事者が、登録が許可されていない商標について再審を請求し、商標評審委員会が施行決定後に再審の決定又は審決を下し、当事者がそれに対して行政訴訟を提起した場合、人民法院は、その審査において改正後の

7. 最高人民法院

「改正商標法の施行決定後の商標事件の管轄と法律適用の問題に関する解釈」

商標法を適用する。

改正商標法の施行決定前に受理された商標の再審請求について、商標評審委員会が施行決定後に登録許可の決定を下し、当事者がそれに対して行政訴訟を提起した場合、人民法院はこれを受理しない。商標評審委員会が施行決定後に登録不許可の決定を下し、当事者がそれに対して行政訴訟を提起した場合、人民法院は関係する訴権と主体資格の問題を審理するときには、改正前の商標法を適用する。

第七条 改正商標法の施行決定前にすでに登録が許可された商標について、商標評審委員会が施行前の受理を決定し、施行決定後に再審の決定又は審決を下し、当事者がそれに対して行政訴訟を提起した場合、人民法院は、関係する手続問題を審理するときには、改正後の商標法を適用し、実体問題を審理するときには、改正前の商標法を適用する。

第八条 改正商標法の施行決定前に受理した関連する商標事件について、商標局、商標評審委員会が施行決定後に決定又は審決を下し、当事者がそれに対して行政訴訟を提起した場合、人民法院は、当該決定又は審決が商標法の審査期限に関する規定に適合するかどうかを認定するときには、改正施行決定の日から当該審査期限を計算しなければならない。

第九条 本解釈に別途定めがある場合を除いて、改正商標法の施行決定後に、人民法院が受理した商標民事事件が、当該施行決定前に発生した行為に関わるときには、改正前の商標法の規定を適用する。当該施行決定前に発生し、当該施行決定後も係属している行為に関わるときには、改正後の商標法の規定を適用する。

「解釈」は当事人が行政訴訟を提起する状況により、人民法院が審査する時に適用する法律を規定しました。具体的には以下の通りです。

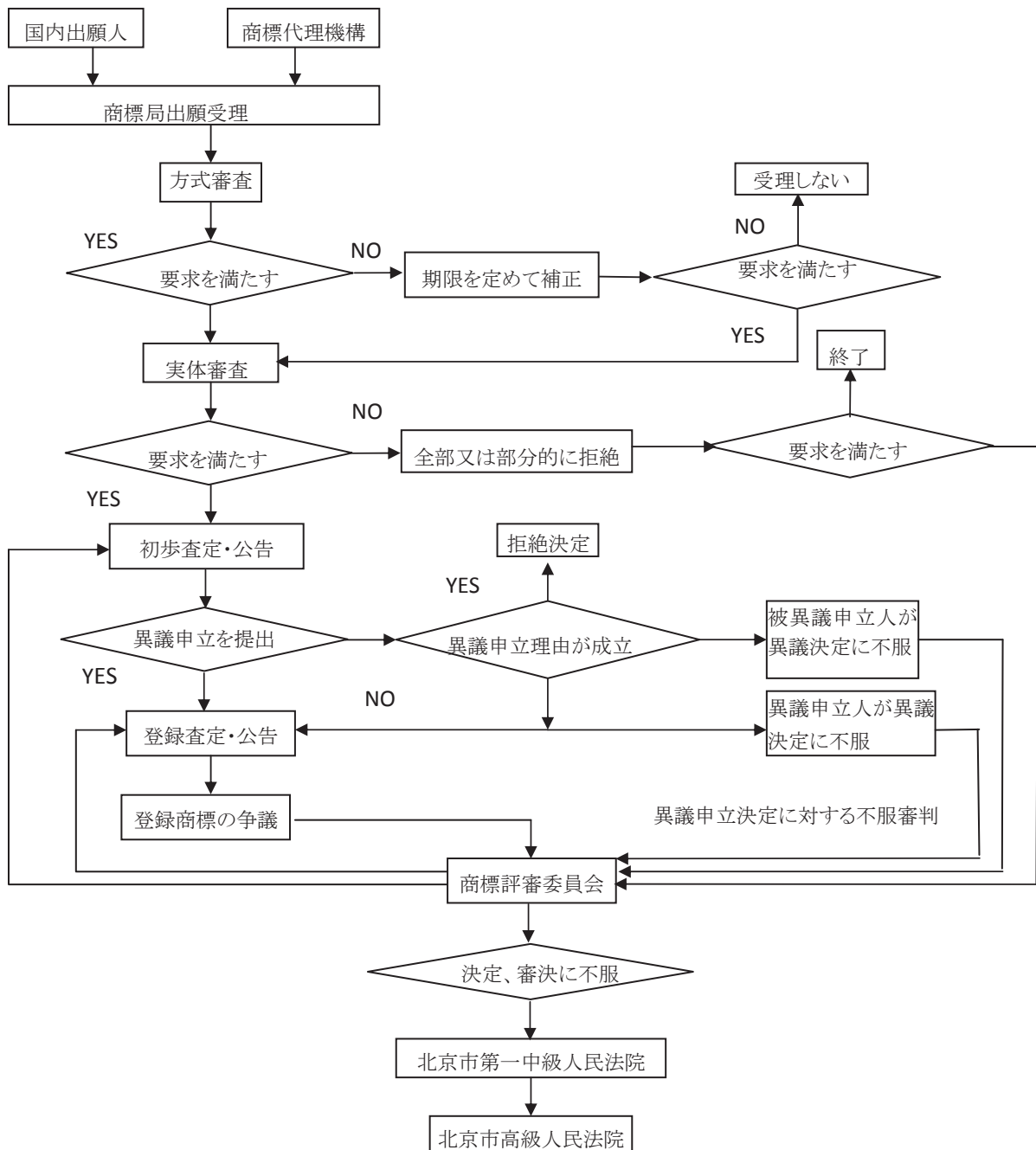
案件タイプ	適用する法律
改正商標法の施行決定前に提起された商標登録出願及び商標権存続期間更新登録出願について、商標局が施行決定後に当該商標登録出願に対して不受理又は不更新の決定を下し、当事者がそれに対して行政訴訟を提起した場合。	新「商標法」
改正商標法の施行決定前に提起された商標をめぐる異議申立について、商標局が施行決定後に当該異議申立に対して不受理の決定を下し、当事者が行政訴訟を提起した場合。	旧「商標法」

改正商標法の施行決定前に、当事者が、登録が許可されていない商標について再審を請求し、商標評審委員会が施行決定後に再審の決定又は審決を下し、当事者が行政訴訟を提起した場合又は。	新「商標法」
改正商標法の施行決定前に受理された商標の再審請求について、商標評審委員会が施行決定後に登録許可の決定を下し、当事者が行政訴訟を提起した場合。	人民法院が受理せず
改正商標法の施行決定前に受理された商標の再審請求について、商標評審委員会が施行決定後に登録不許可の決定を下し、当事者が行政訴訟を提起した場合。	人民法院が関連訴訟権と主体資格問題を審査する場合、旧「商標法」を適用
改正商標法の施行決定前にすでに登録が許可された商標について、商標評審委員会が施行前の受理を決定し、施行決定後に再審の決定又は審決を下し、当事者が行政訴訟を提起した場合。	関係する手続問題：新「商標法」 実体問題：旧「商標法」
改正商標法の施行決定前に受理した関連する商標事件について、商標局、商標評審委員会が施行決定後に決定又は審決を下し、当事者が行政訴訟を提起した場合。	人民法院は、当該決定又は審決が商標法の審査期限に関する規定に適合するかどうかを認定するときには、改正施行決定の日から当該審査期限を計算しなければならない。
改正商標法の施行決定後に、人民法院が受理した商標民事事件。	当該施行決定前に発生した行為：旧「商標法」 当該施行決定前に発生し、当該施行決定後も係属している行為：新「商標法」

二、 改正法と現行制度の審査業務フローの比較

2014年5月1日、改正商標法が施行されてから、中国商標局は商標出願審査をスピードアップし、手続きを簡略化するために、出願審査手続きをそれに相応して修正しました。法改正前と法改正後の商標出願審査フローチャートの対比は、以下のとおりです。

1. 法改正前の商標出願審査フローチャート



3. 主な変化に関する説明

上記フローチャートで示したように、法改正後の商標審査実務における主な変更は、補正手続き、分割出願及び異議申立手続きです。詳細は以下のとおりです。

(1) 補正手続きの変化

商標法改正前に、実務において、指定商品・役務の表示が認められない場合、商標局は補正指令を発行し、補正の回数制限は特にありませんでした。したがって、複数回の補正指令への対応の中で、担当審査官と補正商品・役務についていろいろと検討することができました。しかし、新商標法の施行後、商標局内部の運用変更により、商標出願に関わる補正通知の回数が制限されることとなり、補正応答の機会が1回のみという場合も少なからずあるようです。明確な表示で、認められた前例があっても、区分表に収録されていない商品・役務の表示でなければ、認めないという傾向です。つまり、区分表に収録されていない商品・役務に補正した場合には、当該出願が不受理になるおそれがあります。この背景の下、あらゆるリスクを避けるため、区分表に収録された商品・役務に変更する、又は補正通知の対象となった商品・役務表示を削除する補正により対応されることをお勧めします。

(2) 分割出願の追加

商標出願について、部分的拒絶決定を受領した場合、拒絶された指定商品・役務における出願について不服審判を請求する場合、許可された指定商品・役務における出願を分割することを申請できます。分割出願は、商標法改正に伴って新たに導入された手続きです。

旧法の場合、出願人が部分的拒絶決定に不服があり、審判を請求した際、初歩査定された部分についても、不服審判の審決及び行政訴訟の判決が確定するまでは公告されませんでした。今回、新たに導入された分割出願制度によって、初歩査定された部分はもう1件の出願として新しい出願番号が付与され、公告されます。分割出願の出願日は、原出願の出願日となります。その場合、初歩査定された商品・役務については、早期登録が可能になります。それと並行して、原出願の出願番号で、拒絶された部分について不服審判を請求すれば、審理されます。

もちろん、部分的拒絶決定を承服して不服審判を請求しない場合は、分割出願は不要です。不服審判請求期限を過ぎた後に、初歩査定された部分は自動的に公告されるため、分割出願した場合に比べて、早く登録されることが想定されます。ただし、現時点で、分割出願を提出して公告されたケースがないため、分割出願した場合と分割出願しなかった場合とで、登録までの期間にどれくらいの差があるのかは不明です。なお、分割出

願には新たな商標出願番号が付与され、別の出願になりますので、上記フローチャートにおいて反映されていません。その点についてご留意いただければ幸いです。

(3) 異議申立手続きの変化

旧商標法によれば、商標異議申立案件は、先ず商標局より審査し、異議申立裁定が下され、商標局の異議申立裁定に不服があった場合、双方当事者が共に商標評審委員会に異議決定不服審判を請求することができました。そして、商標評審委員会が下した異議不服審判の審決に不服があった場合、北京市第一中級人民法院に提訴することができるという流れでした。

旧商標法と新商標法では、異議理由が成立しない場合の後続プロセスが著しく異なります。新商標法第 35 条によれば、商標局が登録を拒絶すると決定した場合、被異議申立人は不服があるときは、通知を受領した日から 15 日以内に、商標評審委員会に不服審判を請求することができます。なお、商標局が登録を許可すると決定した場合、商標登録証を交付し、かつ公告します。異議申立人は不服がある場合には、新商標法の第 44 条、第 45 条の規定に基づき、商標評審委員会に当該登録商標の無効審判を請求することになります。

(4) 商標行政訴訟案件の提訴裁判所の変更について

2014 年 8 月 31 日、第 12 回中国全国人民代表大会常務委員会第 10 回会議で知財裁判所の設立に関する「北京、上海、広州における知的財産権法院の設立に関する決定」が採択されました。当該決定によれば、国務院行政部門の裁定又は決定に対する不服により提起した知的財産権の権利付与・権利確認行政案件の第一審は、北京知的財産権法院が管轄するとのことです。そのため、いままで北京市第一中級人民法院に提訴していた商標行政訴訟案件は、2014 年 11 月 6 日の北京知的財産権法院の設立に伴って、北京知的財産権法院に提訴することになりました。

三、 改正後の法執行の概要

今回の商標法改正の内容において、最も重要な改正内容の一つは登録商標専用権に対する保護が一層高められたことです。また、商標法改正におけるもう一つの顕著な傾向は、工商行政管理部門の行政法執行権が強化されたことです。

中国工商行政管理部門及び市場監督部門は、新商標法の施行によって、企業と公衆の商標保護意識と正確なブランド価値理念を打ち立てるために、積極的な役割を果たしています。法執行において、市場に対する監督を一層強化し、市場において流通する商標ブランドの名誉や利益を損なう行為を阻止しています。さらに、ブランド建設及び保護のために、市場における監督及び法執行によって、公平、健全で秩序ある市場環境を構築するように努力しています。法改正後の各地の工商行政管理部門の実務における変化及び傾向を以下のとおり簡単にまとめます。

1. 法執行の変化

(1) 商標権侵害行為の定義が明確化され、法執行において、より明確に執行できるようになった

新商標法第 57 条において、商標権侵害に該当する行為をより明確に定義しました。特に、同一の商品についてその登録商標と類似の商標の使用行為、及び類似の商品についてその登録商標と同一又は類似の商標の使用行為に対して、混同を生じさせやすいかどうか判断の要件として追加されました。

また、第 57 条第 6 号において、他人の登録商標の専用権を侵害する行為のために、故意に便宜を図り、商標権侵害の実施に協力する行為も商標権侵害行為に該当すると追加規定されました。これは、旧商標実施条例第 50 条第 2 号の規定を法律レベルに昇格して規定されたものです。さらに、新商標法実施条例第 75 条において、「他人の商標専用権を侵害する、貯蔵、運送、郵送、印刷、隠匿、経営場所、インターネット商品取引のプラットフォーム等を提供することは、商標法第 57 条第 6 号にいう「便宜の提供」に該当する」と詳細に規定されています。

このような改正内容は、各地の工商行政管理部門の法執行における商標権侵害の判断において、より明確な基準としての役割を果たすことが期待できます。

(2) 主観的な過失がなければ、法的責任を免除できるようになった

新商標法実施条例第 80 条には、主観的な過失がなければ、当該商標権侵害商品が合

法的に取得されたことを証明でき、かつ提供者の情報を説明できた場合、商標権侵害商品の販売を停止しなければなりません。ほかの行政責任を負うことを免除されると規定されました。工商行政管理部門は法執行において、この条項に従い、より公平な決定を下せるようになると思われます。

(3) 商標権侵害行為の再犯への処罰が強化された

新商標法第60条第2項には、「5年以内に商標権侵害行為を2回以上行っているとき、又はその他重大な情状を有するときは、重罰に処さなければならない」と規定されました。よって、各地の工商行政管理部門は法執行において、当該規定に従い、商標権侵害行為の再犯に対して、より厳しい処罰を科する権利を持つようになりました。

2. 法執行の傾向

市場監督及び法執行において、中国の工商行政管理部門と市場監督部門は重要な主体であり、ここ数年、中国工商行政管理部門と市場監督部門は商標権侵害と模倣品の摘発において、際立った成果を挙げています。このような法執行行動は、商標権者の権益を効果的に保護するとともに、公平競争による市場秩序の維持にも資するものです。商標法改正後、工商行政管理部門における法執行の役割が一層強化される傾向にあります。

2014年1月から9月まで、立件・摘発された知的財産権侵害及び模倣品案件は計5万2500件で、かかる侵害商品の価値は7億9800万元に及んでいます。また、司法機関に移送された犯罪事件は計264件で、かかる金額は3億5300万元に達しています。

例えば、中国公安部が通報した2014年の10大知的財産権侵害の典型的案件において、7件は2014年5月1日改正商標法実施後の案件です。そのうち、2014年6月5日～10日、上海、広東、黒龍江、北京、浙江、山東の公安機関は協力して模倣ブランドバッグ、模倣ブランドウォッチの製造販売案件を摘発しました。「パテックフィリップ (PATEK PHILIPPE)」、「オメガ (OMEGA)」及び「ロレックス (ROLEX)」等のブランドウォッチ、部品及びブランドバッグ等の模倣品を差し押さえ、かかる商品の価値は3億元に上りました。

また、新商標法の施行後、各地の工商行政管理部門が新商標法に基づき、多くの模倣品案件を摘発しました。たとえば、浙江省紹興市人民法院は「柔維糸」商標にかかわる不正侵害事件を審理しました。この案件において、紹興市人民法院は、新商標法第63条の法定賠償を適用し、原告の15万元の訴訟請求に対して、4万元の賠償金を支持しました。紹興市人民法院によれば、新商標法実施以前の類似案件における1万元や2万元の賠償金に比べて、本件の賠償金額は著しく高額になり、これまで紹興市人民法院

三、改正後の法執行の概要

が審理した商標権侵害事件の中で、損害金額を確定できない状況において原告が獲得した賠償金としては最大の金額になりました。²

したがって、改正商標法が確実に施行され、法執行において、登録商標専用権に対する保護が一層向上し、工商行政管理部門の行政法執行も一層効果的になることが見込まれます。

²李春「变化在身边一新《商标法》施行半年回顾」www.cicn.com.cn/content/2014-11/06/content_147579.htm
(2014年11月6日)

四、日本ユーザーが留意すべき点

第3次中国商標法改正は、日本ユーザーの商標実務にも多大な影響を及ぼすと思われます。日本ユーザーが留意すべき点について、以下のとおりに簡単にまとめます。

1. 商標出願、更新等の申請案件の変化

(1) 音声商標の導入

新商標法第8条には、文字、図形、アルファベット、数字、立体的形状、色彩の組合せ等の要素から構成される商標に加えて、新たに音声商標が導入されることになりました。

また、新商標法実施条例第13条には、音声標識を商標登録出願する場合、以下のことが要求されました。

- ①願書において声明すること
- ②要求に合致する音声見本を提出すること
- ③音声商標について描写し、商標の使用方を説明すること。

この要求に応じて、日本ユーザーは、中国において音声商標の出願を希望する場合、まず、音声見本を用意する必要があります。音声見本は読み取り専用のCD-ROMに保存し、フォーマット形式はwav又はmp3でなければならず、ボリュームは5MBを超えてはいけないと要求されています。また、音楽形式の音声商標の場合、五線譜又は略譜で説明資料を提供するのが望ましいです。一方、たとえば、動物の声、雨の音等のような五線譜又は略譜で説明できない音楽形式ではない音声商標の場合、文字による説明資料を提出する必要があります。

なお、商標の使用方式について説明する必要がありますので、この音声商標はどのような場所で、どのような目的等で使用するのかについて、事前に検討する必要があります。具体的な説明としては、以下のものを例として挙げます。

- ▶商品自体、容器、包装の具体的なところに使用する。
- ▶経営場所又はサービスを提供する場所で再生する。
- ▶会社のウェブサイトで再生する。
- ▶ラジオ、テレビ、インターネット等メディアの広告において使用する。

四、日本ユーザーが留意すべき点

(2) 「一出願多区分」制度の導入

ご存知のように、新商標法第 22 条においては、「一出願多区分」制度が導入されました。同一の商標を、複数の区分において出願する場合、一件の申請を提出するだけで済むため、出願書類の提出部数を減らし、それにより、ミスが生じる可能性も低くなります。また、登録となった後、1つの登録番号が付与されるため、管理の上からもより便利になるものと考えられていました。

さらに、「一出願多区分」制度の導入に伴い、新商標法実施条例第 22 条に相応して「分割出願」についても規定されました。

しかし、現在、中国で導入された「分割出願」制度は不完全であり、いつでも分割申請できるというわけではなく、2015 年現在までの実務運用からみれば、商標局に部分的拒絶決定通知書を受領した場合しか申請できないというのが現状です。このような不完全な「分割出願」制度で問題が生じ得ることは、容易に予想できることでした。部分的に拒絶決定された場合のみ申請できるということで、もし、複数の区分の中で、一つの区分のみについて異議を申立てられたら、問題がない区分でも登録できず、異議申立のある区分の結果を待たなければなりません。さらに、現在の運用のままで変更がなければ、商標登録となった後、他人に商標権を譲渡するとき、分割できないため、全ての区分の登録を一括して譲受人に譲渡しなければなりません。

さらに、本来は出願人にとって最も魅力的であった出願費用コストの削減も、期待外れとなり、中国では現在新たに導入された「一出願多区分」制度は、メリットよりデメリットのほうがより際立っているのが現状です。

したがって、実務において、重要な商標、重要な区分について出願するときには、やはり「一出願一区分」を採用するのが得策であると思われます。

(3) 商標登録更新期間の変更

新商標法第 40 条には、商標登録更新出願を行う時期は、以前の期間満了前 6 ヶ月以内から、期間満了前 12 ヶ月以内になりました。つまり、現在、期間満了日前 6 ヶ月まで待つ必要はなく、1 年前から更新登録手続きを行うことができるようになりました。

(4) 商標権譲渡手続きの変化

商標譲渡手続きについて、商標法においては第 42 条で規定しており、その具体的手続きについては、商標法実施条例において定めているところ、新商標実施条例第 31 条により、商標譲渡手続きは、以前の譲受人のみによるものから、譲渡人と譲受人による共同の手続きに変更されました。以前は、譲渡申請書だけに譲渡人、譲受人双方の捺印

や署名が必要で、委任状は譲受人が発行するだけでよかったです。現在は、譲渡人からも委任状の発行が必要になりました。

また、類似関係にある商標については、譲渡人と譲受人との間で出所の混同が生じるおそれがあることから、一括譲渡させることとしたことにも、注意を払う必要があります。

(5) 商標使用許諾届出の変化

新商標法第 43 条では、旧商標法の「商標使用許諾の契約は商標局に届出なければならない」という要件が、「商標使用許諾を商標局に届け出なければならない」に変更されました。この変更により、商標使用許諾の契約書の提出は必要がなくなりました。また、新商標法実施条例第 69 条には、届出の提出期限は、元の「契約締結日から 3 ヶ月以内」から、「許諾契約の有効期間内」に延長されました。このような変更によって、商標使用許諾契約の届出手続きが簡略化されました。

つまり、現在、届出申請時の必要書類は、以下のとおりです。

- ① 商標使用許諾届出申請書（許諾者と被許諾者両方の署名 or 捺印用） 原本 1 通
- ② 委任状（許諾者の署名 or 捺印用） 原本 1 通
- ③ 主体資格証明（許諾者と被許諾者両方の署名 or 捺印用） 写し各 1 通

ただし、届出申請手続きにおいて、商標使用許諾の契約書の提出は不要となりますが、許諾者と被許諾者の権利、義務等を明確にさせるため、許諾契約を締結しておいたほうが得策だと思われます。

2. 商標権利保護に関する変化

(1) 審査・審理期限の明文化

今回の改正においては、出願審査をはじめ、異議申立、不使用取消審判、無効宣告、拒絶決定不服審判等の審査・審理の期限を明文規定することにより、9 ヶ月以内又は 12 ヶ月以内との審査・審理期限が設定され、審査・審理の遅滞解消とともに、期間的な見通しをつけて対応することができるため、日本企業にとって、手続きの迅速化を促すことが期待でき、侵害・模倣品対策上有益であると考えられます。

(2) 異議申立プロセス及びその後続救済手段の変化

旧商標法に定めた商標登録プロセスは、商標登録が審査、異議、異議不服審判、一審訴訟、二審訴訟等を経て最終的に権利確定できます。特に、異議申立のプロセスの設定

四、日本ユーザーが留意すべき点

は複雑すぎ、審査期間は長すぎるため、出願人は適時に商標権を取得し、法律という武器を使用しても、自身の利益を守ることができないという非常に深刻な問題がありました。また、異議申立人の主体資格に関する規定が広すぎて、「何人も」公告期間中に異議を申し立てることができました。したがって、実務において、異議プロセスを利用し、商標出願人の権利取得期間を延ばすために、悪意により異議を申し立て、不正利益を得ることも少なくありませんでした。

これらの問題を解決するために、新商標法第 33 条において、異議申立の主体資格及び理由が限定されることとなりました。絶対的な理由の異議申立案件の主体は相変わらず「何人」ですが、相対的な理由に基づき請求する異議申立案件の主体は「先行権利者、利害関係者」に限ると規定しました。また、新商標法第 35 条には、商標局の下した決定により、不登録決定不服審判及び無効宣告という 2 つの後続救済プロセスを設定しました。

(3) 冒認出願対策の強化

不当な利益を得るための悪意による冒認出願には多様なタイプが出現してきており、旧商標法では十分に対処できないこともありました。新商標法第 15 条には、代理人又は代表者以外の業務提携その他の関係により、他人の商標が先に使用されていることを明らかに知った上での冒認商標出願をすることを禁止する旨の規定が新設されました。したがって、現在では、代理関係ではなくて、他の関係により、他人の商標を知り、かつ冒認出願した場合、商標法第 15 条第 2 項に基づき、その商標出願に対して異議を申し立てることが可能となりました。

(4) 未登録商標に対する保護の強化

新商標法第 59 条には、「商標登録者が商標登録を出願する前に、他人が既に同一又は類似の商品について、商標登録者よりも先に、登録商標と同一又は類似し、かつ一定の影響を有する商標を使用しているときは、登録商標専用権者は、当該使用者が元の使用範囲において当該商標を引き続き使用することを禁止する権利を有しない。ただし、適切な区別用標章を加えるよう要請することができる」と規定しました。当該条文によれば、商標の先行使用権にもある程度の保護を与えることができるのではないかと考えます。

なお、登録商標権者の出願日前に、先行使用者が中国において周知であったことを立証することは実務上非常に困難です。また、先使用権が認められたとしても、原使用の範囲内でしか、その使用は認められません。そのため、先使用権はあくまで最後の手段であり、先願主義を採用する中国ではとにかく先に出願し権利化しておくことが得策だと思われます。

(5) 登録商標の使用義務の強化

新商標法第 64 条には、権利者は登録商標を使用する義務を負う旨の規定が追加され、「登録商標専用権者が賠償を請求し、権利侵害と訴えられた者により登録商標専用権者が登録商標を使用していないとの抗弁がなされたときは、人民法院は、登録商標専用権者に、これまで 3 年以内にその登録商標を実際に使用している証拠を提供するよう求めることができる」と規定しました。商標権者が登録商標の実際の使用を証明できないとき、又は侵害行為によりその他の損失を被ったことを証明できないときは、被告は損害賠償の責任を負わないとされています。

この改正により、今後、中国では、商標登録することだけではなく、実際に使用することが保護に値するという点を注意しなければなりません。そのため、今後、あり得る裁判への備えという意味からも、商標の使用の事実に関する証拠の確保を、日常の業務においても心掛けておくことが必要かと思われます。

また、登録商標の使用にあたり、登録商標がその指定商品の通用名称（普通名称）にならないように常に注意することも必要です。今回の改正において、新商標法第 49 条第 2 項には、商標権の取消の理由は、3 年連続で使用していないという理由のほかに、「登録商標がその指定商品の通用名称になったとき、いかなる単位又は個人は商標局に登録商標の取消を請求することができる。」という内容も追加されました。特に、通用名称となるおそれがある商標について、®マークを付すこと等により、取消しの対象にならないように日常の使用においても厳重な注意を払うことが得策だと思われます。

(6) 懲罰的賠償制度の導入

新商標法では、悪意による商標権侵害行為に対して、実際の損害額の 1~3 倍までの範囲で損害額が認定される懲罰的賠償制度が導入されました。また、法定賠償金額も改正前の 50 万人民元から 300 万人民元へと引き上げられました。この改正により、侵害者への威嚇効果を高めることで、侵害行為の抑制につながることが期待されます。

(7) 「馳名商標」表示の広告宣伝における使用の禁止

新商標法第 14 条第 5 項には、生産・経営者は、商品、商品の包装又は容器上に、若しくは広告宣伝・展覧及びその他の商業活動において、「馳名商標」の表示を使用してはならないという旨の規定を追加しました。また、この条文に違反した場合、懲罰として、新商標法第 53 条には、「地方の工商行政管理部門が是正を命じ、罰金 10 万元を科す」と規定しています。この改正により、馳名商標の濫用に歯止めがかかることを期待しています。

参考資料

※本資料は、中国語原文の日本語仮訳であり、翻訳の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。

1. 改正法の条文・対照表

(1) 商標法全文

中華人民共和国商標法

(1982年8月23日第5期全国人民代表大会常務委員会第24回会議で採択
1993年2月22日第7期全国人民代表大会常務委員会第30回会議「中華人民共和
国商標法」改正に関する決定により第1回改正 2001年10月27日第9期全国人
民代表大会常務委員会第24回会議「中華人民共和国商標法」改正に関する決定により
第2回改正 2013年8月30日第12期全国人民代表大会常務委員会第4回会
議「中華人民共和国商標法」改正に関する決定により第3回改正)

目次

第一章 総則

第二章 商標登録の出願

第三章 商標登録の審査及び認可

第四章 登録商標の更新、変更、譲渡及び使用許諾

第五章 登録商標の無効宣告

第六章 商標使用の管理

第七章 登録商標専用権の保護

第八章 附 則

第一章 総則

第一条 商標管理を強化し、商標専用権を保護し、生産者及び経営者に商品と役務の品質を保証させることを促し、商標の信用を維持し保護することにより、消費者と生産

者及び経営者の利益を保障し、社会主義市場経済の発展を促進することを目的としてこの法律を制定する。

第二条 国務院の工商行政管理部門商標局は、全国の商標登録及び管理業務を主管する。

国務院工商行政管理部門は、商標評審委員会を設置し、商標争議に係る事項の処理に責任を負う。

第三条 商標局の審査を経て登録された商標を登録商標という。登録商標は、商品商標、役務商標、団体商標及び証明商標とからなる。商標登録者は商標専用権を享有し、この法律の保護を受ける。

この法律で団体商標とは、団体、協会又はその他の組織の名義で登録され、当該組織の構成員が商業活動の使用に供し、これを使用する者が当該組織の構成員資格を表示する標章をいう。

この法律で証明商標とは、監督能力を有する組織の管理下にある特定の商品又は役務に対して使用するものであって、かつ当該組織以外の事業単位又は個人がその商品又は役務について使用し、同商品又は役務の原産地、原材料、製造方法、品質又はその他の特別な品質を証明するために用いる標章をいう。

団体商標、証明商標の登録、管理に関する事項は、国務院工商行政管理部門により規定される。

第四条 自然人、法人又はその他の組織が、生産経営活動において、その商品又は役務について商標専用権を取得する必要がある場合には、商標局に商標登録を出願しなければならない。

この法律の商品商標に関する規定は、役務商標に適用する。

第五条 二以上の自然人、法人又はその他の組織は、商標局に共同で同一の商標登録を出願し、共同で当該商標権を享有及び行使することができる。

第六条 法律、行政法規が登録商標を使用すべきと定めた商品については、商標登録出願をしなければならない。登録が未だ認められていないときは、市場で販売することができない。

第七条 商標の登録出願及び使用は、誠実信用の原則に従わなければならない。

商標を使用する者は、その商標を使用する商品の品質に責任を負わなければならない。各級の工商行政管理部門は、商標管理によって、消費者を欺瞞する行為を禁止しなければならない。

第八条 自然人、法人又はその他の組織の商品を他人の商品と区別することができる文字、図形、アルファベット、数字、立体的形状、色彩の組合せ及び音声等、並びにこれらの要素の組合せを含む標章は、すべて商標として登録出願することができる。

第九条 登録出願に係る商標は、顕著な特徴を有し、容易に識別でき、かつ他人の先に取得した合法的権利と抵触してはならない。

商標登録者は、「登録商標」又は登録済みの表示を表記する権利を有する。

第十条 次に掲げる標章は、商標として使用してはならない。

(一) 中華人民共和国の国名、国旗、国章、国歌、軍旗、軍章、軍歌、勲章等と同一又は類似するもの及び中央国家機関の名称、標識、所在地の特定地名又は標章性を有する建築物の名称若しくは図形と同一のもの。

(二) 外国の国名、国旗、国章、軍旗等と同一又は類似するもの。ただし、当該国政府の許諾を得ている場合は、この限りでない。

(三) 各国政府よりなる国際組織の名称、旗、徽章等と同一又は類似するもの。ただし、同組織の許諾を得ている場合、又は公衆に誤認を生じさせない場合は、この限りでない。

(四) 実施管理し保証することを表す政府の標章又は検査印と同一又は類似するもの。ただし、その権利の授権を得ている場合は、この限りでない。

(五) 「赤十字」、「赤新月」の名称、標章と同一又は類似するもの。

(六) 民族差別扱いの性質を帯びたもの。

(七) 欺瞞性を帯び、公衆に商品の品質等の特徴又は産地について誤認を生じさせやすいもの。

(八) 社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼすもの。

県級以上の行政区画の地名又は公衆に知られている外国地名は、商標とすることができない。ただし、その地名が別の意味を持つ場合、又は団体商標、証明商標の一部である場合は、この限りでない。地名を使用して既に登録された商標は、引き続き有効とする。

第十一条 次に掲げる標章は、商標として登録することができない。

(一) その商品の通用名称、図形、規格にすぎないもの。

(二) 商品の品質、主要原材料、効能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接表示したにすぎないもの。

(三) その他の顕著な特徴に欠けるもの。

前項に掲げる標章が、使用により顕著な特徴を有し、かつ容易に識別可能なものとなったときは、商標として登録することができる。

第十二条 立体標章としてなされた商標登録出願において、単に商品自体の性質により生じた形状、技術的効果を得るために必然な形状又は商品に本質的な価値を備えさせるための形状であるときは、これを登録してはならない。

第十三条 関連する公衆に熟知されている商標について、所有者がその権利を侵害されたと判断したときは、この法律の規定により馳名商標の保護を請求することができる。

同一又は類似の商品について登録出願した商標が、中国で登録されていない他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、容易に混同を生じさせるときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。

非同一又は非類似の商品について登録出願した商標が、中国で登録されている他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、公衆を誤認させ、当該馳名商標登録者の利益に損害を与え得るときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。

第十四条 馳名商標は、当事者の請求により、商標に係る案件の処理において認定が必要な事実として認定を行わなければならない。馳名商標の認定には、以下の要素を考慮しなければならない。

- (一) 関連する公衆の当該商標に対する認知度。
- (二) 当該商標の持続的な使用期間。
- (三) 当該商標のあらゆる宣伝業務の持続期間、程度及び地理的範囲。
- (四) 当該商標の馳名商標としての保護記録。
- (五) 当該商標が馳名であることのその他の要因。

商標登録の審査、工商行政管理部門による商標法違反案件の摘発の過程において、当事者がこの法律の第十三条の規定により権利を主張する場合、商標局は、案件の審査、処理の必要性に応じて、商標の馳名性の状況について認定することができる。

商標紛争の処理過程において、当事者がこの法律の第十三条の規定により権利を主張する場合、商標評審委員会は、案件の処理の必要性に応じて、商標の馳名性の状況につ

いて認定することができる。

商標に係る民事、行政案件の審理過程において、当事者がこの法律の第十三条の規定により権利を主張する場合、最高人民法院が指定した人民法院は、案件の審理の必要性に応じて、商標の馳名性の状況について認定することができる。

生産、経営者は、「馳名商標」の表示を商品、商品の包装若しくは容器に使用したり、又は広告宣伝、展示及びその他の商業活動に使用したりしてはならない。

第十五条 授権されていない代理人又は代表者が自らの名義により被代理人又は被代表者の商標を登録し、被代理人又は被代表者が異議を申し立てたときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。

同一又は類似の商品について登録出願された商標が、他人により先使用されている未登録商標と同一又は類似し、出願人は、当該他人と前項の規定以外の契約、業務関係又はその他の関係を持っていることにより、当該他人の商標の存在を明らかに知っていて、当該他人が異議を申し立てたときは、その登録をしない。

第十六条 商品の地理的表示を含む商標は、当該商品が当該表示に示された地域に由来するものでなく、公衆を誤認させるときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。ただし、既に善意によって登録したものは、引き続き有効とする。

前項にいう地理的表示とは、ある商品がその地域に由来することを示し、当該商品の特定の品質、信用又はその他の特徴が、主に当該地域の自然的要素又は人文的要素によって形成されたものの表示をいう。

第十七条 外国人又は外国企業が中国に商標登録出願をするときは、その所属国が中華人民共和国と締結した取決め若しくは相互に加盟する国際条約、又は相互主義の原則によって取り扱わなければならない。

第十八条 商標登録出願又はその他の商標関連事項の取り扱いを行うときは、自ら行うこともできれば、法により設立された商標代理機構に委託することもできる。

外国人又は外国企業が中国に商標登録出願し、その他の商標関連事項を取り扱うときは、法により設立された商標代理機構に委託しなければならない。

第十九条 商標代理機構は、誠実信用の原則に従い、法律・行政法規を遵守し、被代理人の委託に基づいて商標登録出願又はその他の商標関連事項を取り扱わなければならない。代理の過程において知り得た被代理人の営業秘密については、守秘義務を負う。

委託人が登録出願する商標において、この法律に規定される不登録事由があり得るときは、商標代理機構は、委託人に明確に告知しなければならない。

商標代理機構は、委託人の登録出願する商標がこの法律の第十五条及び第三十二条に規定する事由に該当することを知っているとき、又は知るべきであるときは、その委託を受けてはならない。

商標代理機構は、その代理している業務に関する商標登録出願を除き、その他の商標の登録出願をしてはならない。

第二十条 商標代理業界組織は、定款の規定により会員の入会条件を厳格に実行し、業界の自律規範に違反した会員に対して懲戒を実施しなければならない。商標代理業界組織は、入会会員及び会員への懲戒の状況を遅滞なく社会へ公表しなければならない。

第二十一条 商標の国際登録は、中華人民共和国が締結又は加盟した関連の国際条約に確立された制度によるものとし、具体的な規則は国務院が規定する。

第二章 商標登録の出願

第二十二条 商標登録出願人は、定められた商品分類表に基づき商標を使用する商品区分及び商品名を明記し、登録出願しなければならない。

商標登録出願人は、一つの出願において、多数の区分について同一の商標を登録出願することができる。

商標登録出願の関連書類は、書面又は電子データにより提出することができる。

第二十三条 登録商標について、使用を定めた範囲以外の商品において商標専用権を取得する必要があるときは、別に登録出願しなければならない。

第二十四条 登録商標について、その標章を変更する必要があるときは、新規に登録出願しなければならない。

第二十五条 商標登録出願人は、その商標を外国で初めて登録出願をした日から6ヶ月以内に中国で同一商品について同一の商標登録出願をするときは、当該国と中国が締結した取決め若しくは共同で加盟している国際条約、又は相互に承認する優先権の原則により、優先権を享受することができる。

前項の規定により優先権を主張するときは、商標登録出願をする時に書面で主張し、かつ3ヶ月以内に最初の出願に係る商標登録出願の願書の副本を提出しなければならない。書面による主張がないとき、又は期間内に商標登録出願の副本を提出しないときは、優先権を主張しないものとみなす。

第二十六条 中国政府が主催又は承認した国際展示会に出展した商品に最初に使用された商標であって、かつ当該商品が出展された日から6ヶ月以内であるときは、当該商標の出願人は、優先権を享受することができる。

前項の規定により優先権を主張するときは、商標登録出願をする時に書面で主張し、かつ3ヶ月以内にその商品が出展された展示会の名称、出展された商品に当該商標を使用した証拠、出展期日等の証明書類を提出しなければならない。書面による主張がないとき、又は期間内に証明書類を提出しないときは、優先権を主張しないものとみなす。

第二十七条 商標登録出願のために申告した事項と提出した資料は、真実、正確、完全でなければならない。

第三章 商標登録の審査及び認可

第二十八条 登録出願に係る商標について、商標局は、商標登録出願書類を受領した日から9ヶ月以内に審査を完了するものとし、この法律の関連規定を満たすときは、初歩査定を行い公告する。

第二十九条 審査の過程において、商標局が、商標登録出願の内容に関して説明又は補正が必要と判断したときは、出願人に説明又は補正を要求することができる。出願人が説明又は補正を行わないときは、商標局の審査決定に影響を及ぼさない。

第三十条 登録出願に係る商標が、この法律の関連規定を満たさないとき、又は他人の同一の商品若しくは類似の商品について既に登録若しくは初歩査定された商標と同一若しくは類似するときは、商標局は出願を拒絶し公告しない。

第三十一条 2人又は2人以上の商標登録出願人が、同一の商品又は類似の商品について、同一又は類似の商標の登録出願をしたときは、先に出願された商標について初歩査定し公告する。同日の出願については、先に使用された商標について初歩査定し公告し、他方の出願は拒絶し公告しない。

第三十二条 商標登録出願は、先に存在する他人の権利を侵害してはならない。他人が先に使用している一定の影響のある商標を不正な手段で抜け駆け登録してはならない。

第三十三条 初歩査定され公告された商標について、公告の日から3ヶ月以内に、この法律の第十三条第二項及び第三項、第十五条、第十六条第一項、第三十条、第三十一条、第三十二条の規定に違反していると先行権利者、利害関係者が判断したとき、又はこの法律の第十条、第十一条、第十二条の規定に違反していると何人が判断したときは、商標局に異議を申し立てることができる。公告期間を満了しても異議申立がなかったときは、登録を許可し、商標登録証を交付し公告する。

第三十四条 出願を拒絶し公告しない商標について、商標局は、商標登録出願人に書面で通知しなければならない。商標登録出願人に不服があるときは、通知を受領した日から15日以内に、商標評審委員会に再審を請求することができる。商標評審委員会は、請求を受けた日から9ヶ月以内に決定を下し、請求人に書面で通知しなければならない。

特別な事情があり、延長することが必要なときは、国务院工商行政管理部門の許可を得て、3ヶ月間延長することができる。当事者が商標評審委員会の決定に不服であるときは、通知を受領した日から30日以内に人民法院に提訴することができる。

第三十五条 初歩査定され公告された商標に対して異議申立があるときは、商標局は、異議申立人及び被異議申立人が陳述する事実及び理由を聴取し、調査をして事実を明らかにした後、公告期間が満了した日から12ヶ月以内に登録を許可するか否かの決定を下し、異議申立人及び被異議申立人に書面で通知しなければならない。特別な事情があり、延長することが必要なときは、国务院工商行政管理部門の許可を得て、6ヶ月間延長することができる。

商標局が登録決定を下すときは、商標登録証を交付し公告する。異議申立人に不服があるときは、この法律の第四十四条、第四十五条の規定により、商標評審委員会に当該登録商標の無効宣告を請求することができる。

商標局が不登録決定を下し、被異議申立人に不服があるときは、通知を受領した日から15日以内に、商標評審委員会に再審を請求することができる。商標評審委員会は、請求を受けた日から12ヶ月以内に再審決定を下し、かつ異議申立人及び被異議申立人に書面で通知しなければならない。特別な事情があり、延長することが必要なときは、国务院工商行政管理部門の許可を得て、6ヶ月間延長することができる。被異議申立人が商標評審委員会の決定に不服であるときは、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に提訴することができる。人民法院は、異議申立人に対し、第三者として訴訟に参加することを通知しなければならない。

商標評審委員会は、前項の規定により再審を行う過程において、関連する先行権利の確定について、人民法院で審理中又は行政機関で処理中の別案件の結果を根拠としなければならないときは、審査を中止することができる。中止の原因が解消された後は、審査手続を再開しなければならない。

第三十六条 法定期間が満了しても、当事者が商標局による出願拒絶決定、不登録決定に対して再審を請求しないとき、又は商標評審委員会による再審決定に対して人民法院に提訴しないときは、出願拒絶決定、不登録決定又は再審決定の効力を生じる。

審査により異議が成立しないと決定され登録が許可された場合、商標登録出願人が取得する商標専用権の期間は、初歩査定の公告後3ヶ月が満了した日より起算する。当該商標の公告期間が満了した日から、登録許可の決定が下されるまで、他人による同一又は類似の商品に当該商標と同一又は類似の標章を使用した行為に対して遡及しない。ただし、当該使用者の悪意により商標登録者に与えた損害は、賠償しなければならない。

第三十七条 商標登録出願と商標再審請求は、直ちに審査しなければならない。

第三十八条 商標登録出願人又は登録人が、商標の出願書類又は登録書類に明らかな誤りを発見したときは、訂正を請求することができる。商標局は、法律に基づき、職権

の範囲内でそれを訂正し、あわせて当事者に通知する。

前項にいう誤りの訂正は、商標の出願書類又は登録書類の実質的な内容を含まない。

第四章 登録商標の更新、変更、譲渡及び使用許諾

第三十九条 登録商標の有効期間は10年とし、当該商標の登録日から起算する。

第四十条 登録商標の有効期間が満了し、継続して使用する必要があるときは、商標登録者は、期間満了前の12ヶ月以内に規定に従って更新手続を行わなければならない。この期間に行うことができないときは、6ヶ月の延長期間を与えることができる。毎回の更新登録の有効期間は10年とし、当該登録商標の前回有効期間が満了した次の日から起算する。期間が満了しても更新手続を行わないときは、当該登録商標を取消す。

商標局は、更新登録した商標を公告しなければならない。

第四十一条 登録商標について、登録者の名義、住所又はその他の登録事項を変更する必要があるときは、変更申請をしなければならない。

第四十二条 登録商標を譲渡するときは、譲渡人と譲受人は譲渡契約を締結し、共同して商標局に申請しなければならない。譲受人は、当該登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。

登録商標を譲渡するときは、商標登録者は、同種商品について登録した類似する商標、又は類似する商品について登録した同一又は類似する商標を合わせて譲渡しなければならない。

混同を引き起こしやすい又はその他の悪影響を及ぼす譲渡について、商標局は許可しないものとし、書面で申請人に通知し、理由を説明する。

登録商標の譲渡は、許可された後に公告される。譲受人は、公告日より商標専用権を享有する。

第四十三条 商標登録者は、商標使用許諾契約を締結することにより、他人が当該登録商標を使用することを許諾することができる。許諾者は、被許諾者が当該登録商標を使用する商品の品質を監督しなければならない。被許諾者は、当該登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。

許諾を受けて他人の登録商標を使用するときは、当該登録商標を使用する商品に被許諾者の名称及び商品の原産地を明記しなければならない。

他人に当該登録商標の使用を許諾するときは、許諾者は当該商標使用許諾を商標局に届け出なければならない。これをもって商標局は公告する。商標使用許諾が届け出られて

いないときは、善意の第三者に対抗することができない。

第五章 登録商標の無効宣告

第四十四条 登録された商標が、この法律の第十条、第十一条、第十二条の規定に違反している場合、又は欺瞞的な手段若しくはその他の不正な手段で登録を得た場合は、商標局は当該登録商標の無効宣告を行う。その他の単位又は個人は、商標評審委員会に当該登録商標の無効宣告を請求することができる。

商標局が登録商標の無効宣告を決定したときは、書面で当事者に通知しなければならない。当事者が商標局の決定に不服であるときは、通知を受領した日から15日以内に、商標評審委員会に再審査を請求することができる。商標評審委員会は、請求を受領した日から9ヶ月以内に決定を行い、書面で当事者に通知しなければならない。特別な事情があり、延長することが必要なときは、国务院工商行政管理部门の許可を得て、3ヶ月間延長することができる。当事者が商標評審委員会の決定に不服であるときは、通知を受領した日から30日以内に人民法院に提訴することができる。

その他の単位又は個人が商標評審委員会に登録商標の無効宣告を請求するときは、商標評審委員会は、請求を受領した後に書面で関係当事者に通知し、期間を定めて答弁を提出させなければならない。商標評審委員会は、請求を受領した日から9ヶ月以内に、登録商標の維持又は登録商標無効の宣告をする裁定を下し、書面で当事者に通知しなければならない。特別な事情があり、延長することが必要なときは、国务院工商行政管理部门の許可を得て、3ヶ月間延長することができる。当事者が商標評審委員会の裁定に不服であるときは、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に提訴することができる。人民法院は、商標裁定手続の相手方当事者に対し、第三者として訴訟に参加することを通知しなければならない。

第四十五条 既に登録された商標が、この法律の第十三条第二項及び第三項、第十五条、第十六条第一項、第三十条、第三十一条、第三十二条の規定に違反した場合、商標の登録日から5年以内に、先行権利者又は利害関係者は、商標評審委員会に当該登録商標の無効宣告を請求することができる。悪意のある登録であるときは、馳名商標所有者は、5年間の期間制限を受けない。

商標評審委員会は、登録商標の無効宣告の請求を受領した後に書面で関係当事者に通知し、期間を定めて答弁書を提出させなければならない。商標評審委員会は、請求を受領した日から12ヶ月以内に登録商標の維持又は登録商標の無効宣告をする裁定を下し、書面で当事者に通知しなければならない。特別な事情があり、延長することが必要なときは、国务院工商行政管理部门の許可を得て、6ヶ月間延長することができる。当事者が商標評審委員会の裁定に不服であるときは、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に提訴することができる。人民法院は、商標裁定手続の相手方当事者に対し、第三者として訴訟に参加することを通知しなければならない。

商標評審委員会は、前項の規定により無効宣告請求を審査する過程において、関係す

る先行権利の確定が人民法院で審理中、又は行政機関で処理中の別案件の結果を根拠としなければならないときは、審査を中止することができる。中止の原因が解消された後は、審査手続を再開しなければならない。

第四十六条 法定期間が満了しても、当事者が商標局による登録商標無効宣告の決定に対して再審を請求しないとき、又は商標評審委員会による再審決定、登録商標維持若しくは登録商標無効宣告の裁定に対して人民法院に提訴しないときは、商標局による決定又は商標評審委員会による再審決定、裁定の効力を生じる。

第四十七条 この法律の第四十四条、第四十五条の規定により無効宣告された登録商標については、商標局が公告し、当該登録商標専用権は初めからなかったものとみなす。

登録商標の無効を宣告する決定又は裁定は、無効宣告される前に人民法院で行われかつ執行された商標権侵害案件の判決、裁定、調停書及び工商行政管理部門で行われかつ執行された商標権侵害案件の処理決定、並びに履行された商標譲渡又は使用許諾契約に対して遡及しない。ただし、商標登録者の悪意により他人に与えた損害は、賠償しなければならない。

前項の規定により商標権侵害の賠償金、商標譲渡料、商標使用料を返却しなければ、明らかに公平の原則に反するときは、全部又は一部を返却しなければならない。

第六章 商標使用の管理

第四十八条 この法律で商標の使用とは、商品、商品の包装若しくは容器及び商品取引書類上に商標を用いること、又は広告宣伝、展示及びその他の商業活動中に商標を用いることにより、商品の出所を識別するための行為をいう。

第四十九条 商標登録者が登録商標を使用する過程において、登録商標、登録者の名義、住所又はその他の登録事項を許可なく変更したときは、地方の工商行政管理部門は、期間を定めて是正するよう命じる。期間が満了しても是正しないときは、商標局はその登録商標を取消す。

登録商標が使用許可された商品の通用名となり、又は正当な理由なく継続して3年間使用しなかったときは、如何なる単位又は個人も、商標局に当該登録商標の取消を請求することができる。商標局は、請求を受領した日から9ヶ月以内に決定を行わなければならない。特別な事情があり、延長することが必要な場合、国务院工商行政管理部門の許可を得て、3ヶ月間延長することができる。

第五十条 登録商標が取消されたとき、無効宣告されたとき、又は期間満了しても更新されないときは、取消、無効宣告又は抹消の日から1年以内は、商標局は当該商標と同一又は類似する商標の登録を認めない。

第五十一条 この法律の第六条の規定に違反した場合、地方の工商行政管理部門は、期間を定めて登録出願するよう命じ、違法経営額が5万元以上の場合、違法経営額の

20%以下の罰金を科すことができ、違法経営額がない、又は違法経営額が5万元未満の場合、1万元以下の罰金を科すことができる。

第五十二条 登録されていない商標を登録商標と偽って使用したとき、又は登録されていない商標を使用してこの法律の第十条の規定に違反したときは、地方の工商行政管理部門はこれを差止め、期間を定めて是正するよう命じるものとし、かつ公表することができる。違法経営額が5万元以上のときは、違法経営額の20%以下の罰金を科すことができ、違法経営額がない、又は違法経営額が5万元未満の場合、1万元以下の罰金を科すことができる。

第五十三条 この法律の第十四条第五項の規定に違反した場合、地方の工商行政管理部門は是正を命じ、10万元の罰金を科す。

第五十四条 登録商標を取消す又は登録商標を取消さないという商標局の決定に対して当事者が不服であるときは、通知を受領した日から15日以内に商標評審委員会に再審を請求することができる。商標評審委員会は、請求を受領した日から9ヶ月以内に決定を行い、書面で請求人に通知しなければならない。特別な事情があり、延長することが必要なときは、国务院工商行政管理部門の許可を得て、3ヶ月間延長することができる。当事者が商標評審委員会の決定に不服であるときは、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に提訴することができる。

第五十五条 法定期間が満了しても、当事者が商標局による登録商標取消の決定について再審を請求しないとき、又は商標評審委員会による再審決定について人民法院に提訴しないときは、登録商標取消の決定、再審決定の効力を生じる。

取消された登録商標は、商標局が公告し、当該登録商標専用権は、公告日から消滅する。

第七章 登録商標専用権の保護

第五十六条 登録商標の専用権は、登録を許可された商標及び使用を定めた商品に限られる。

第五十七条 次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、登録商標専用権を侵害する。

(一) 商標登録者の許諾を得ずに、同一の商品にその登録商標と同様の商標を使用すること。

(二) 商標登録者の許諾を得ずに、同一の商品にその登録商標と類似の商標を使用し、又は類似の商品にその登録商標と同一若しくは類似の商標を使用し、容易に混同を生じさせること。

(三) 登録商標専用権を侵害する商品を販売すること。

(四) 他人の登録商標の標章を偽造若しくは無断で製造し、又は偽造若しくは無断で製造した登録商標の標章を販売すること。

(五) 商標登録者の許諾を得ずに、その登録商標を変更し、変更した商標を使用する商品を市場に投入すること。

(六) 他人の登録商標専用権を侵害する行為に対して、故意に便宜を提供し、他人による登録商標専用権侵害行為の実施を幫助すること。

(七) 他人の登録商標専用権にその他の損害を与えること。

第五十八条 他人の登録商標、登録されていない馳名商標を企業名称における商号として使用し、公衆に誤認を生じさせ、不正競争行為を構成しているときは、「中華人民共和国反不正当竞争法」により処理する。

第五十九条 登録商標に、この商品の通用名称、図形、規格、若しくは商品の品質、主要原材料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接に表すものを含むとき、又は地名を含むときは、登録商標専用権者は、他人の正当な使用を禁止する権利を有しない。

立体標章の登録商標に、商品自体の性質による形状、技術的効果を得るために必要な商品の形状、又は商品に実質的価値を持たせるための形状を含むときは、登録商標専用権者は、他人の正当な使用を禁止する権利を有しない。

商標登録者が商標登録を出願する前に、他人が既に同一又は類似の商品について、商標登録者よりも先に、登録商標と同一又は類似し、かつ一定の影響を有する商標を使用しているときは、登録商標専用権者は、当該使用者が元の使用範囲において当該商標を引き続き使用することを禁止する権利を有しない。ただし、適切な区別用標章を加えるよう要請することができる。

第六十条 この法律の第五十七条に定める登録商標専用権を侵害する行為のいずれかがあり、紛争が生じたときは、当事者の協議により解決する。協議する意向がないとき、又は協議が成立しないときは、商標登録者又は利害関係者は、人民法院に提訴することもできれば、工商行政管理部門に処理を請求することもできる。

工商行政管理部門の処理により、権利侵害行為の成立が認定されたときは、即時に侵害行為の停止を命じ、権利侵害商品及び主に権利侵害商品の製造、登録商標の標章の偽造に用いる器具を没収、廃棄し、違法経営額が5万元以上であるときは、違法経営額の5倍以下の罰金を科すことができ、違法経営額がないとき又は5万元未満であるときは、25万元以下の罰金を科すことができる。5年以内に商標権侵害行為を2回以上行っているとき、又はその他重大な情状を有するときは、重罰に処さなければならない。登録

商標専用権侵害商品であることを知らずに販売し、当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ提供者について説明できるときは、工商行政管理部門は、販売の停止を命じる。

商標専用権侵害の賠償額に関する争議において、当事者は、処理を行う工商行政管理部門に調停を請求することもできれば、「中華人民共和国行政訴訟法」により人民法院に提訴することもできる。工商行政管理部門の調停を経ても当事者が合意に達しないとき、又は調停書の効力が生じた後に履行されないときは、当事者は、「中華人民共和国民事訴訟法」により人民法院に提訴することができる。

第六十一条 登録商標専用権を侵害する行為に対して、工商行政管理部門は、法により調査、処分を行う権限を有する。犯罪の疑いがあるときは、直ちに司法機関に移送し、法により処理しなければならない。

第六十二条 県級以上の工商行政管理部門は、既に取得した違法嫌疑証拠又は通報により、他人の登録商標専用権の侵害嫌疑行為を処理する際に、次に掲げる職権を行使することができる。

- (一) 当事者を尋問し、他人の登録商標専用権の侵害に関する状況を取り調べること。
- (二) 当事者の侵害行為に関係する契約、領収書、帳簿及びその他の資料を閲覧、複製すること。
- (三) 当事者が、他人の登録商標専用権の侵害行為に係わる嫌疑場所を現場検証すること。
- (四) 侵害行為に関係する物品を検査し、他人の登録商標専用権を侵害する物品であることを証明する証拠であるときは、封印又は差し押さえること。

工商行政管理部門が、法により前項に規定の職権を行使するときは、当事者は、これに協力し、服従するものとし、拒絶、妨害してはならない。

商標権侵害案件の処理にあたって、商標権の帰属に争いがあるとき、又は権利者が同時に人民法院に商標権侵害訴訟を提起しているときは、工商行政管理部門は、案件の処理を中止することができる。中止の原因が解消された後は、案件の処理手続を再開又は終結しなければならない。

第六十三条 商標専用権侵害の損害賠償額は、権利者が侵害により受けた実際の損失により確定する。実際の損失を確定することが困難なときは、侵害者が侵害により得た利益により確定することができる。権利者の損失又は侵害者が得た利益を確定することが困難なときは、当該商標の使用許諾料の倍数を参照して合理的に確定する。悪意により商標専用権を侵害し、情状が重大なときは、上述の方法により確定した金額の1倍以上3倍以下で賠償額を確定することができる。賠償額は、権利者が侵害行為を抑止する

ために支払った合理的な支出を含まなければならない。

人民法院は、賠償額を確定するために、既に権利者は挙証に尽力したが、侵害行為に関連する帳簿、資料を主に侵害者が有している状況において、侵害者に、侵害行為に関連する帳簿、資料の提供を命じることができる。侵害者が提供しないとき、又は虚偽の帳簿、資料を提供したときは、人民法院は、権利者の主張及び提供した証拠を参考に賠償額を判定することができる。

権利者が侵害により受けた実際の損失、侵害者が侵害により得た利益、登録商標の使用許諾料を確定することが困難なときは、人民法院は、侵害行為の情状に応じて、300万元以下の賠償支払いを判決する。

第六十四条 登録商標専用権者が賠償を請求し、権利侵害と訴えられた者により登録商標専用権者が登録商標を使用していないとの抗弁がなされたときは、人民法院は、登録商標専用権者に、これまで3年以内にその登録商標を実際に使用している証拠を提供するよう求めることができる。登録商標専用権者は、これまで3年以内に、当該登録商標を実際に使用していることを証明できないとき、又は侵害行為によりその他の損失を受けたことを証明できないときは、権利侵害として訴えられた者は、損害賠償の責を負わない。

登録商標専用権の侵害商品であることを知らずに販売したときは、当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ提供者について説明できる場合に限り、損害賠償の責を負わない。

第六十五条 商標登録者又は利害関係者は、他人がその商標専用権の侵害行為を行っていること又は行おうとしていることを証明する証拠を有しており、これを直ちに制止しなければ、その合法的権益に回復しがたい損害を与えるおそれがあるときは、提訴する前に、法により人民法院に關係行為の差止命令と財産の保全措置を行うよう請求することができる。

第六十六条 侵害行為を差止める際に、証拠が失われる可能性があるとき、又は今後の取得が困難であるときは、商標登録者又は利害関係者は、提訴する前に、法により人民法院に証拠の保全を請求することができる。

第六十七条 商標登録者の許諾を得ずに、同一商品にその登録商標と同一の商標を使用し、犯罪を構成するときは、被侵害者の損失を賠償するほか、法により刑事責任を追究する。

他人の登録商標の標章を偽造若しくは無断で製造し、又はその偽造若しくは無断で製造した登録商標の標章を販売することにより犯罪を構成するときは、被侵害者の損失を賠償するほか、法により刑事責任を追究する。

登録商標を盗用した偽造商品と知りながら販売することにより犯罪を構成するとき

は、被侵害者の損失を賠償するほか、法により刑事責任を追及する。

第六十八条 商標代理機構に次の各号に掲げる行為のいずれかがあるときは、工商行政管理部門は、期間を定めて是正するよう命じ、警告を与え、1万元以上10万元以下の罰金を科す。直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に警告を与え、5千元以上5万元以下の罰金を科す。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

(一) 商標関連事項の対応にあたり、法的文書、印章、署名を偽造、変造し、又は偽造、変造した法的文書、印章、署名を使用すること。

(二) 他の商標代理機構を中傷する等の手段による商標代理業務の誘致、又はその他の不正な手段により商標代理市場の秩序を乱すこと。

(三) この法律の第十九条第三項、第四項の規定に違反すること。

商標代理機構に前項に定める行為があるときは、工商行政管理部門は、信用記録に記載する。情状が重大なときは、商標局、商標評審委員会は、同時にその商標代理業務の受理停止を決定し、かつ公告することができる。

商標代理機構が、誠実信用の原則に違反し、委託者の合法的利益を侵害したときは、法により民事責任を負うものとし、商標代理業界組織は、定款の規定により懲戒を与える。

第六十九条 商標の登録、管理及び再審業務に従事する国家機関職員は、私情なく公平に法律を執行し、廉潔に自らを律し、職務に忠誠を尽くし、文明的に奉仕しなければならない。

商標局、商標評審委員会並びに商標登録、管理及び再審業務に従事する国家機関職員は、商標の代理業務及び商品の生産活動に従事してはならない。

第七十条 工商行政管理局は、健全な内部監督制度を確立し、商標登録、管理及び再審業務を責務とする国家機関職員による法律及び行政法規の執行、並びに規則の遵守についての状況を監督、検査しなければならない。

第七十一条 商標登録、管理及び再審業務に従事する国家機関職員が、職務を怠り、職権を濫用し、情実にとらわれて不正行為を行い、商標の登録、管理及び再審を違法に処理し、当事者から財物を受け取り、不正な利益をむさぼり、犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。なお、犯罪を構成しないときは、法により処分を科す。

第八章 附 則

第七十二条 商標登録出願及びその他の商標事務手続をするときは、手数料を納付しなければならない。具体的な手数料の基準は、別に定める。

第七十三条 この法律は、1983年3月1日より施行する。1963年4月10日に国务院が公布した「商標管理条例」は、同時に廃止する。その他の商標管理に関する規定がこの法律と抵触するときは、同時に失効する。

この法律の施行前に既に登録された商標は、引き続き有効とする。

出所：

中華人民共和国中央人民政府ネット

http://www.gov.cn/jrzg/2013-08/30/content_2478110.htm

(2) 商標法対比表

中華人民共和国商標法新旧対照表

旧法：第二次改正法（2001年10月27日改正）日本語仮訳	新法：第三次改正法（2013年8月30日改正）日本語仮訳
<p>（1982年8月23日第5期全国人民代表大会常務委員会第24回会議で採択 1993年2月22日第7期全国人民代表大会常務委員会第30回会議「中華人民共和国商標法」改正に関する決定により第1回改正 2001年10月27日第9期全国人民代表大会常務委員会第24回会議「中華人民共和国商標法」改正に関する決定により第2回改正）</p>	<p>（1982年8月23日第5期全国人民代表大会常務委員会第24回会議で採択 1993年2月22日第7期全国人民代表大会常務委員会第30回会議「中華人民共和国商標法」改正に関する決定により第1回改正 2001年10月27日第9期全国人民代表大会常務委員会第24回会議「中華人民共和国商標法」改正に関する決定により第2回改正 2013年8月30日第12期全国人民代表大会常務委員会第4回会議「中華人民共和国商標法」改正に関する決定により第3回改正）</p>
<p>第一章 総則</p>	<p>第一章 総則</p>
<p>第一条 商標管理を強化し、商標専用権を保護し、生産者及び経営者に商品と役務の品質を保証させることを促し、商標の信用を維持し保護することにより、消費者と生産者及び経営者の利益を保障し、社会主義市場経済の発展を促進することを目的としてこの法律を制定する。</p>	<p>第一条 商標管理を強化し、商標専用権を保護し、生産者及び経営者に商品と役務の品質を保証させることを促し、商標の信用を維持し保護することにより、消費者と生産者及び経営者の利益を保障し、社会主義市場経済の発展を促進することを目的としてこの法律を制定する。</p>
<p>第二条 国务院の工商行政管理部门商標局は、全国の商標登録及び管理業務を主管する。 国务院工商行政管理部门は、商標評審委員会を設置し、商標争議に係る事項の処理に責任を負う。</p>	<p>第二条 国务院の工商行政管理部门商標局は、全国の商標登録及び管理業務を主管する。 国务院工商行政管理部门は、商標評審委員会を設置し、商標争議に係る事項の処理に責任を負う。</p>

<p>第三条 商標局の審査を経て登録された商標を登録商標という。登録商標は、商品商標、役務商標、団体商標及び証明商標とからなる。商標登録者は商標専用権を享有し、この法律の保護を受ける。</p> <p>この法律で団体商標とは、団体、協会又はその他の組織の名義で登録され、当該組織の構成員が商業活動の使用に供し、これを使用する者が当該組織の構成員資格を表示する標章をいう。</p> <p>この法律で証明商標とは、監督能力を有する組織の管理下にある特定の商品又は役務に対して使用するものであって、かつ当該組織以外の事業単位又は個人がその商品又は役務について使用し、同商品又は役務の原産地、原材料、製造方法、品質又はその他の特別な品質を証明するために用いる標章をいう。</p> <p>団体商標、証明商標の登録、管理に関する事項は、国务院工商行政管理部门により規定される。</p>	<p>第三条 商標局の審査を経て登録された商標を登録商標という。登録商標は、商品商標、役務商標、団体商標及び証明商標とからなる。商標登録者は商標専用権を享有し、この法律の保護を受ける。</p> <p>この法律で団体商標とは、団体、協会又はその他の組織の名義で登録され、当該組織の構成員が商業活動の使用に供し、これを使用する者が当該組織の構成員資格を表示する標章をいう。</p> <p>この法律で証明商標とは、監督能力を有する組織の管理下にある特定の商品又は役務に対して使用するものであって、かつ当該組織以外の事業単位又は個人がその商品又は役務について使用し、同商品又は役務の原産地、原材料、製造方法、品質又はその他の特別な品質を証明するために用いる標章をいう。</p> <p>団体商標、証明商標の登録、管理に関する事項は、国务院工商行政管理部门により規定される。</p>
<p>第四条 自然人、法人又はその他の組織が、その生産、製造、加工、選定又は販売する商品について商標専用権を取得する必要がある場合には、商標局に商品商標登録を出願しなければならない。</p> <p>自然人、法人又はその他の組織が、その提供する役務内容について商標専用権を取得する必要がある場合には、商標局に役務商標登録を出願しなければならない。</p> <p>この法律の商品商標に関する規定は、役務商標に適用する。</p>	<p>第四条 自然人、法人又はその他の組織が、生産経営活動において、その商品又は役務について商標専用権を取得する必要がある場合には、商標局に商標登録を出願しなければならない。</p> <p>この法律の商品商標に関する規定は、役務商標に適用する。</p>
<p>第五条 二以上の自然人、法人又はその他の組織は、商標局に共同で同一の商標登録を出願し、共同で当該商標専用権を享有及び行使することができる。</p>	<p>第五条 二以上の自然人、法人又はその他の組織は、商標局に共同で同一の商標登録を出願し、共同で当該商標専用権を享有及び行使することができる。</p>
<p>第六条 国が登録商標を使用すべきと定めた商品については、商標登録出願をしなければならない。登録が未だ認められていないときは、市場で販売することが</p>	<p>第六条 法律、行政法規が登録商標を使用すべきと定めた商品については、商標登録出願をしなければならない。登録が未だ認められていないときは、市場で</p>

<p>できない。</p>	<p>販売することができない。</p>
<p>第七条 商標を使用する者は、その商標を使用する商品の品質に責任を負わなければならない。各級の工商行政管理部門は、商標管理によって、消費者を欺瞞する行為を禁止しなければならない。</p>	<p>第七条 商標の登録出願及び使用は、誠実信用の原則に従わなければならない。 商標を使用する者は、その商標を使用する商品の品質に責任を負わなければならない。各級の工商行政管理部門は、商標管理によって、消費者を欺瞞する行為を禁止しなければならない。</p>
<p>第八条 自然人、法人又はその他の組織の商品を他人の商品と区別することができる文字、図形、アルファベット、数字、立体的形状及び色彩の組合せ、並びにこれらの要素の組合せを含む可視的標章は、すべて商標として登録出願することができる。</p>	<p>第八条 自然人、法人又はその他の組織の商品を他人の商品と区別することができる文字、図形、アルファベット、数字、立体的形状、色彩の組合せ及び音声等、並びにこれらの要素の組合せを含む標章は、すべて商標として登録出願することができる。</p>
<p>第九条 登録出願に係る商標は、顕著な特徴を有し、容易に識別でき、かつ他人の先に取得した合法的権利と抵触してはならない。 商標登録者は、「登録商標」又は登録済みの表示を表記する権利を有する。</p>	<p>第九条 登録出願に係る商標は、顕著な特徴を有し、容易に識別でき、かつ他人の先に取得した合法的権利と抵触してはならない。 商標登録者は、「登録商標」又は登録済みの表示を表記する権利を有する。</p>
<p>第十条 次に掲げる標章は、商標として使用してはならない。 (一) 中華人民共和国の国名、国旗、国章、軍旗、勳章と同一又は類似するもの及び中央国家機関所在地の特定地名又は標章性を有する建築物の名称若しくは図形と同一のもの。 (二) 外国の国名、国旗、国章、軍旗と同一又は類似するもの。ただし、当該国政府の許諾を得ている場合は、この限りでない。 (三) 各国政府よりなる国際組織の名称、旗、徽章と同一又は類似するもの。ただし、同組織の許諾を得ている場合、又は公衆に誤認を生じさせない場合は、この限りでない。 (四) 実施管理し保証することを表す政府の標章又は検査印と同一又は類似するもの。ただし、その権利の授権を得ている場合は、この限りでない。</p>	<p>第十条 次に掲げる標章は、商標として使用してはならない。 (一) 中華人民共和国の国名、国旗、国章、国歌、軍旗、軍章、軍歌、勳章等と同一又は類似するもの及び中央国家機関の名称、標識、所在地の特定地名又は標章性を有する建築物の名称若しくは図形と同一のもの。 (二) 外国の国名、国旗、国章、軍旗等と同一又は類似するもの。ただし、当該国政府の許諾を得ている場合は、この限りでない。 (三) 各国政府よりなる国際組織の名称、旗、徽章等と同一又は類似するもの。ただし、同組織の許諾を得ている場合、又は公衆に誤認を生じさせない場合は、この限りでない。 (四) 実施管理し保証することを表す政府の標章又は検査印と同一又は類似するもの。ただし、その権利の授権を得てい</p>

<p>(五)「赤十字」、「赤新月」の名称、標章と同一又は類似するもの。</p> <p>(六) 民族差別扱いの性質を帯びたもの。</p> <p>(七) 誇大に宣伝しかつ欺瞞性を帯びたもの。</p> <p>(八) 社会主義の道德、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼすもの。</p> <p>県級以上の行政区画の地名又は公衆に知られている外国地名は、商標とすることができない。ただし、その地名が別の意味を持つ場合、又は団体商標、証明商標の一部である場合は、この限りでない。地名を使用して既に登録された商標は、引き続き有効とする。</p>	<p>る場合は、この限りでない。</p> <p>(五)「赤十字」、「赤新月」の名称、標章と同一又は類似するもの。</p> <p>(六) 民族差別扱いの性質を帯びたもの。</p> <p>(七) 欺瞞性を帯び、公衆に商品の品質等の特徴又は産地について誤認を生じさせやすいもの。</p> <p>(八) 社会主義の道德、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼすもの。</p> <p>県級以上の行政区画の地名又は公衆に知られている外国地名は、商標とすることができない。ただし、その地名が別の意味を持つ場合、又は団体商標、証明商標の一部である場合は、この限りでない。地名を使用して既に登録された商標は、引き続き有効とする。</p>
<p>第十一条 次に掲げる標章は、商標として登録することができない。</p> <p>(一) その商品の通用名称、図形、規格にすぎないもの。</p> <p>(二) 単に商品の品質、主要原材料、効能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接表示したにすぎないもの。</p> <p>(三) 顕著な特徴に欠けるもの。</p> <p>前項に掲げる標章が、使用により顕著な特徴を有し、かつ容易に識別可能なものとなったときは、商標として登録することができる。</p>	<p>第十一条 次に掲げる標章は、商標として登録することができない。</p> <p>(一) その商品の通用名称、図形、規格にすぎないもの。</p> <p>(二) 商品の品質、主要原材料、効能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接表示したにすぎないもの。</p> <p>(三) その他の顕著な特徴に欠けるもの。</p> <p>前項に掲げる標章が、使用により顕著な特徴を有し、かつ容易に識別可能なものとなったときは、商標として登録することができる。</p>
<p>第十二条 立体標章としてなされた商標登録出願において、単に商品自体の性質により生じた形状、技術的効果を得るために必然な形状又は商品に本質的な価値を備えさせるための形状であるときは、これを登録してはならない。</p>	<p>第十二条 立体標章としてなされた商標登録出願において、単に商品自体の性質により生じた形状、技術的効果を得るために必然な形状又は商品に本質的な価値を備えさせるための形状であるときは、これを登録してはならない。</p>
<p>第十三条 同一又は類似の商品について登録出願した商標が、中国で登録されていない他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、容易に混同を生じさせるときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。</p>	<p>第十三条 関連する公衆に熟知されている商標について、所有者がその権利を侵害されたと判断したときは、この法律の規定により馳名商標の保護を請求することができる。</p> <p>同一又は類似の商品について登録出願</p>

<p>非同一又は非類似の商品について登録出願した商標が、中国で登録されている他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、公衆を誤認させ、当該馳名商標登録者の利益に損害を与え得るときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。</p>	<p>した商標が、中国で登録されていない他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、容易に混同を生じさせるときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。</p> <p>非同一又は非類似の商品について登録出願した商標が、中国で登録されている他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、公衆を誤認させ、当該馳名商標登録者の利益に損害を与え得るときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。</p>
<p>第十四条 馳名商標の認定には、次の要素を考慮しなければならない。</p> <p>(一) 関連する公衆の当該商標に対する認知度。</p> <p>(二) 当該商標の持続的な使用期間。</p> <p>(三) 当該商標のあらゆる宣伝業務の持続期間、程度及び地理的範囲。</p> <p>(四) 当該商標の馳名商標としての保護記録。</p> <p>(五) 当該商標が馳名であることのその他の要因。</p>	<p>十四条 馳名商標は、当事者の請求により、商標に係る案件の処理において認定が必要な事実として認定を行わなければならない。馳名商標の認定には、次の要素を考慮しなければならない。</p> <p>(一) 関連する公衆の当該商標に対する認知度。</p> <p>(二) 当該商標の持続的な使用期間。</p> <p>(三) 当該商標のあらゆる宣伝業務の持続期間、程度及び地理的範囲。</p> <p>(四) 当該商標の馳名商標としての保護記録。</p> <p>(五) 当該商標が馳名であることのその他の要因。</p> <p>商標登録の審査、工商行政管理部門による商標法違反案件の摘発の過程において、当事者がこの法律の第十三条の規定により権利を主張する場合、商標局は、案件の審査、処理の必要性に応じて、商標の馳名性の状況について認定することができる。</p> <p>商標紛争の処理過程において、当事者がこの法律の第十三条の規定により権利を主張する場合、商標評審委員会は、案件の処理の必要性に応じて、商標の馳名性の状況について認定することができる。</p> <p>商標に係る民事、行政案件の審理過程において、当事者がこの法律の第十三条の規定により権利を主張する場合、最高</p>

	<p>人民法院が指定した人民法院は、案件の審理の必要性に応じて、商標の馳名性の状況について認定することができる。</p> <p>生産、経営者は、「馳名商標」の表示を商品、商品の包装若しくは容器に使用したり、又は広告宣伝、展示及びその他の商業活動に使用したりしてはならない。</p>
<p>第十五条 授権されていない代理人又は代表者が自らの名義により被代理人又は被代表者の商標を登録し、被代理人又は被代表者が異議を申し立てたときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。</p>	<p>第十五条 授権されていない代理人又は代表者が自らの名義により被代理人又は被代表者の商標を登録し、被代理人又は被代表者が異議を申し立てたときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。</p> <p>同一又は類似の商品について登録出願された商標が、他人により先使用されている未登録商標と同一又は類似し、出願人は、当該他人と前項の規定以外の契約、業務関係又はその他の関係を持っていることにより、当該他人の商標の存在を明らかに知っていて、当該他人が異議を申し立てたときは、その登録をしない。</p>
<p>第十六条 商品の地理的表示を含む商標は、当該商品が当該表示に示された地域に由来するものでなく、公衆を誤認させるときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。ただし、既に善意によって登録したものは、引き続き有効とする。</p> <p>前項にいう地理的表示とは、ある商品がその地域に由来することを示し、当該商品の特定の品質、信用又はその他の特徴が、主に当該地域の自然的要素又は人文的要素によって形成されたものの表示をいう。</p>	<p>第十六条 商品の地理的表示を含む商標は、当該商品が当該表示に示された地域に由来するものでなく、公衆を誤認させるときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。ただし、既に善意によって登録したものは、引き続き有効とする。</p> <p>前項にいう地理的表示とは、ある商品がその地域に由来することを示し、当該商品の特定の品質、信用又はその他の特徴が、主に当該地域の自然的要素又は人文的要素によって形成されたものの表示をいう。</p>
<p>第十七条 外国人又は外国企業が中国に商標登録出願をするときは、その所属国が中華人民共和国と締結した取決め若しくは相互に加盟する国際条約、又は相互主義の原則によって取り扱わなければならない。</p>	<p>第十七条 外国人又は外国企業が中国に商標登録出願をするときは、その所属国が中華人民共和国と締結した取決め若しくは相互に加盟する国際条約、又は相互主義の原則によって取り扱わなければならない。</p>

<p>第十八条 外国人又は外国企業が中国に商標登録出願し、その他の商標関連事項を取り扱うときは、国が認可した商標代理資格を有する代理組織に委託しなければならない。</p>	<p>第十八条 商標登録出願又はその他の商標関連事項の取り扱いを行うときは、自ら行うこともできれば、法により設立された商標代理機構に委託することもできる。</p> <p>外国人又は外国企業が中国に商標登録出願し、その他の商標関連事項を取り扱うときは、法により設立された商標代理機構に委託しなければならない。</p>
	<p>第十九条 商標代理機構は、誠実信用の原則に従い、法律・行政法規を遵守し、被代理人の委託に基づいて商標登録出願又はその他の商標関連事項を取り扱わなければならない。代理の過程において知り得た被代理人の営業秘密については、守秘義務を負う。</p> <p>委託人が登録出願する商標において、この法律に規定される不登録事由があり得るときは、商標代理機構は、委託人に明確に告知しなければならない。</p> <p>商標代理機構は、委託人の登録出願する商標がこの法律の第十五条及び第三十二条に規定する事由に該当することを知っているとき、又は知るべきであるときは、その委託を受けてはならない。</p> <p>商標代理機構は、その代理している業務に関する商標登録出願を除き、その他の商標の登録出願をしてはならない。</p>
	<p>第二十条 商標代理業界組織は、定款の規定により会員の入会条件を厳格に実行し、業界の自律規範に違反した会員に対して懲戒を実施しなければならない。商標代理業界組織は、入会会員及び会員への懲戒の状況を遅滞なく社会へ公表しなければならない。</p>
	<p>第二十一条 商標の国際登録は、中華人民共和国が締結又は加盟した関連の国際条約に確立された制度によるものとし、具体的な規則は国務院が規定する。</p>
<p>第二章 商標登録の出願</p>	<p>第二章 商標登録の出願</p>

<p>第十九条 商標登録出願をするときは、定められた商品分類表に基づき商標を使用する商品区分及び商品名を明記しなければならない。</p> <p>第二十条 商標登録出願人が異なる区分の商品について同一の商標を出願する場合には、商品区分表に従い出願をしなければならない。</p>	<p>第二十二條 商標登録出願人は、定められた商品分類表に基づき商標を使用する商品区分及び商品名を明記し、登録出願しなければならない。</p> <p>商標登録出願人は、一つの出願において、多数の区分について同一の商標を登録出願することができる。</p> <p>商標登録出願の関連書類は、書面又は電子データにより提出することができる。</p>
<p>第二十一条 登録商標について、同一区分のその他の商品に使用する必要があるときは、別に登録出願しなければならない。</p>	<p>第二十三條 登録商標について、使用を定めた範囲以外の商品において商標専用権を取得する必要があるときは、別に登録出願しなければならない。</p>
<p>第二十二條 登録商標について、その標章を変更する必要があるときは、新規に登録出願をしなければならない。</p>	<p>第二十四條 登録商標について、その標章を変更する必要があるときは、新規に登録出願をしなければならない。</p>
<p>第二十三條 登録商標について、登録者の名義、住所又はその他の登録事項を変更する必要があるときは、変更出願をしなければならない。</p>	<p>→第四十一条に移行</p>
<p>第二十四條 商標登録出願人は、その商標を外国で初めて登録出願をした日から6ヶ月以内に中国で同一商品について同一の商標登録出願をする場合は、当該国と中国が締結した取決め若しくは共同で加盟している国際条約、又は相互に承認する優先権の原則により、優先権を享受することができる。</p> <p>前項の規定により優先権を主張するときは、商標登録出願をする時に書面で主張し、かつ3ヶ月以内に最初の出願に係る商標登録出願の願書の副本を提出しなければならない。書面による主張がないとき、又は期間内に商標登録出願の副本を提出しないときは、優先権を主張しないものとみなす。</p>	<p>第二十五條 商標登録出願人は、その商標を外国で初めて登録出願をした日から6ヶ月以内に中国で同一商品について同一の商標登録出願をするときは、当該国と中国が締結した取決め若しくは共同で加盟している国際条約、又は相互に承認する優先権の原則により、優先権を享受することができる。</p> <p>前項の規定により優先権を主張するときは、商標登録出願をする時に書面で主張し、かつ3ヶ月以内に最初の出願に係る商標登録出願の願書の副本を提出しなければならない。書面による主張がないとき、又は期間内に商標登録出願の副本を提出しないときは、優先権を主張しないものとみなす。</p>
<p>第二十五條 中国政府が主催又は承認した国際展示会に出展した商品に最初に使用された商標であって、かつ当該商品が出展された日から6ヶ月以内であるとき</p>	<p>第二十六條 中国政府が主催又は承認した国際展示会に出展した商品に最初に使用された商標であって、かつ当該商品が出展された日から6ヶ月以内であるとき</p>

<p>は、当該商標の出願人は、優先権を享受することができる。</p> <p>前項の規定により優先権を主張するときは、商標登録出願をする時に書面で主張し、かつ3ヶ月以内にその商品が出展された展示会の名称、出展された商品に当該商標を使用した証拠、出展期日等の証明書類を提出しなければならない。書面による主張がないとき、又は期間内に証明書類を提出しないときは、優先権を主張しないものとみなす。</p>	<p>は、当該商標の出願人は、優先権を享受することができる。</p> <p>前項の規定により優先権を主張するときは、商標登録出願をする時に書面で主張し、かつ3ヶ月以内にその商品が出展された展示会の名称、出展された商品に当該商標を使用した証拠、出展期日等の証明書類を提出しなければならない。書面による主張がないとき、又は期間内に証明書類を提出しないときは、優先権を主張しないものとみなす。</p>
<p>第二十六条 商標登録出願のために申告した事項と提出した資料は、真実、正確、完全でなければならない。</p>	<p>第二十七条 商標登録出願のために申告した事項と提出した資料は、真実、正確、完全でなければならない。</p>
<p>第三章 商標登録の審査及び認可</p>	<p>第三章 商標登録の審査及び認可</p>
<p>第二十七条 登録出願に係る商標が、この法律の関連規定を満たすときは、商標局は初歩査定を行い公告する。</p>	<p>第二十八条 登録出願に係る商標について、商標局は、商標登録出願書類を受領した日から9ヶ月以内に審査を完了するものとし、この法律の関連規定を満たすときは、初歩査定を行い公告する。</p>
	<p>第二十九条 審査の過程において、商標局が、商標登録出願の内容に関して説明又は補正が必要と判断したときは、出願人に説明又は補正を要求することができる。出願人が説明又は補正を行わないときは、商標局の審査決定に影響を及ぼさない。</p>
<p>第二十八条 登録出願に係る商標が、この法律の関連規定を満たさないとき、又は他人の同一の商品若しくは類似の商品について既に登録若しくは初歩査定された商標と同一若しくは類似するときは、商標局は出願を拒絶し公告しない。</p>	<p>第三十条 登録出願に係る商標が、この法律の関連規定を満たさないとき、又は他人の同一の商品若しくは類似の商品について既に登録若しくは初歩査定された商標と同一若しくは類似するときは、商標局は出願を拒絶し公告しない。</p>
<p>第二十九条 2人又は2人以上の商標登録出願人が、同一の商品又は類似の商品について、同一又は類似の商標の登録出願をしたときは、先に出願された商標について初歩査定し公告する。同日の出願については、先に使用された商標について初歩査定し公告し、他方の出願は拒絶</p>	<p>第三十一条 2人又は2人以上の商標登録出願人が、同一の商品又は類似の商品について、同一又は類似の商標の登録出願をしたときは、先に出願された商標について初歩査定し公告する。同日の出願については、先に使用された商標について初歩査定し公告し、他方の出願は拒絶</p>

し公告しない。	し公告しない。
第三十条 初歩査定された商標について、公告の日から3ヶ月以内に、何人も異議を申し立てることができる。公告期間を満了しても異議申立がなかったときは、登録を許可し、商標登録証を交付し公告する。	→第三十三条に移行
第三十一条 商標登録出願は、先に存在する他人の権利を侵害してはならない。他人が先に使用している一定の影響のある商標を不正な手段で抜け駆け登録してはならない。	第三十二条 商標登録出願は、先に存在する他人の権利を侵害してはならない。他人が先に使用している一定の影響のある商標を不正な手段で抜け駆け登録してはならない。
第三十条 初歩査定された商標について、公告の日から3ヶ月以内に、何人も異議を申し立てることができる。公告期間を満了しても異議申立がなかったときは、登録を許可し、商標登録証を交付し公告する。	第三十三条 初歩査定され公告された商標について、公告の日から3ヶ月以内に、この法律の第十三条第二項及び第三項、第十五条、第十六条第一項、第三十条、第三十一条、第三十二条の規定に違反していると先行権利者、利害関係者が判断したとき、又はこの法律の第十条、第十一条、第十二条の規定に違反していると何人が判断したときは、商標局に異議を申し立てることができる。公告期間を満了しても異議申立がなかったときは、登録を許可し、商標登録証を交付し公告する。
第三十二条 出願を拒絶し公告しない商標について、商標局は、商標登録出願人に書面で通知しなければならない。商標登録出願人に不服があるときは、通知を受領した日から15日以内に、商標審査委員会に再審を請求することができる。商標審査委員会は決定を下し、請求人に書面で通知しなければならない。 当事者が商標審査委員会の決定に不服であるときは、通知を受領した日から30日以内に人民法院に提訴することができる。	第三十四条 出願を拒絶し公告しない商標について、商標局は、商標登録出願人に書面で通知しなければならない。商標登録出願人に不服があるときは、通知を受領した日から15日以内に、商標審査委員会に再審を請求することができる。商標審査委員会は、請求を受けた日から9ヶ月以内に決定を下し、請求人に書面で通知しなければならない。特別な事情があり、延長することが必要なときは、国务院工商行政管理部门の許可を得て、3ヶ月間延長することができる。当事者が商標審査委員会の決定に不服であると

	<p>きは、通知を受領した日から30日以内に人民法院に提訴することができる。</p>
<p>第三十三条 初歩査定され公告された商標に対して異議申立があるときは、商標局は、異議申立人及び被異議申立人が陳述する事実及び理由を聴取し、調査をして事実を明らかにした後、決定を下さなければならない。当事者に不服があるときは、通知を受領した日から15日以内に、商標評審委員会に再審を請求することができる。商標評審委員会は裁定を下し、異議申立人及び被異議申立人に書面で通知しなければならない。</p> <p>当事者が商標評審委員会の裁定に不服であるときは、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に訴えを提起することができる。人民法院は、商標再審手続における相手方当事者に対し、第三者として訴訟に参加することを通知しなければならない。</p>	<p>第三十五条 初歩査定され公告された商標に対して異議申立があるときは、商標局は、異議申立人及び被異議申立人が陳述する事実及び理由を聴取し、調査をして事実を明らかにした後、公告期間が満了した日から12ヶ月以内に登録を許可するか否かの決定を下し、異議申立人及び被異議申立人に書面で通知しなければならない。特別な事情があり、延長することが必要なときは、国务院工商行政管理部门の許可を得て、6ヶ月間延長することができる。</p> <p>商標局が登録決定を下すときは、商標登録証を交付し公告する。異議申立人に不服があるときは、この法律の第四十四条、第四十五条の規定により、商標評審委員会に当該登録商標の無効宣告を請求することができる。</p> <p>商標局が不登録決定を下し、被異議申立人に不服があるときは、通知を受領した日から15日以内に、商標評審委員会に再審を請求することができる。商標評審委員会は、請求を受けた日から12ヶ月以内に再審決定を下し、かつ異議申立人及び被異議申立人に書面で通知しなければならない。特別な事情があり、延長することが必要なときは、国务院工商行政管理部门の許可を得て、6ヶ月間延長することができる。被異議申立人が商標評審委員会の決定に不服であるときは、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に提訴することができる。人民法院は、異議申立人に対し、第三者として訴訟に参加することを通知しなければならない。</p> <p>商標評審委員会は、前項の規定により再審を行う過程において、関連する先行権利の確定について、人民法院で審理中又は行政機関で処理中の別案件の結果を</p>

	根拠としなければならないときは、審査を中止することができる。中止の原因が解消された後は、審査手続を再開しなければならない。
<p>第三十四条 当事者が法律で定める期間内に商標局の裁定に対して再審を請求しない場合、又は商標評審委員会の裁定に対して人民法院に提訴しない場合、裁定は効力を生じる。</p> <p>裁定により異議が成立しないと決定された場合は、登録を認め商標登録証を発行し公告する。異議が成立すると決定された場合は、登録を認めない。</p> <p>裁定により異議が成立しないと決定され登録を許可した場合、商標登録出願人が取得する商標専用権の期間は、初歩査定公告後3ヶ月が満了した日より起算する。</p>	<p>第三十六条 法定期間が満了しても、当事者が商標局による出願拒絶決定、不登録決定に対して再審を請求しないとき、又は商標評審委員会による再審決定に対して人民法院に提訴しないときは、出願拒絶決定、不登録決定又は再審決定の効力を生じる。</p> <p>審査により異議が成立しないと決定され登録が許可された場合、商標登録出願人が取得する商標専用権の期間は、初歩査定公告後3ヶ月が満了した日より起算する。当該商標の公告期間が満了した日から、登録許可の決定が下されるまで、他人による同一又は類似の商品に当該商標と同一又は類似の標章を使用した行為に対して遡及しない。ただし、当該使用者の悪意により商標登録者に与えた損害は、賠償しなければならない。</p>
第三十五条 商標登録出願と商標再審請求は、直ちに審査しなければならない。	第三十七条 商標登録出願と商標再審請求は、直ちに審査しなければならない。
<p>第三十六条 商標登録出願人又は登録人が、商標の出願書類又は登録書類に明らかな誤りを発見したときは、訂正を請求することができる。商標局は、法律に基づき、職権の範囲内でそれを訂正し、あわせて当事者に通知する。</p> <p>前項にいう誤りの訂正は、商標の出願書類又は登録書類の実質的な内容を含まない。</p>	<p>第三十八条 商標登録出願人又は登録人が、商標の出願書類又は登録書類に明らかな誤りを発見したときは、訂正を請求することができる。商標局は、法律に基づき、職権の範囲内でそれを訂正し、あわせて当事者に通知する。</p> <p>前項にいう誤りの訂正は、商標の出願書類又は登録書類の実質的な内容を含まない。</p>
第四章 登録商標の更新、譲渡及び使用許諾	第四章 登録商標の更新、変更、譲渡及び使用許諾
第三十七条 登録商標の有効期間は10年とし、当該商標の登録日から起算する。	第三十九条 登録商標の有効期間は10年とし、当該商標の登録日から起算する。

<p>第三十八条 登録商標の有効期間が満了し、継続して使用する必要があるときは、期間満了前6ヶ月以内に更新登録の出願をしなければならない。この期間に出願できないときは、6ヶ月の延長期間を与えることができる。延長期間が満了しても出願しないときは、当該登録商標を取消す。</p> <p>毎回の更新登録の有効期間は10年とする。</p> <p>更新登録は審査により許可された後に公告される。</p>	<p>第四十条 登録商標の有効期間が満了し、継続して使用する必要があるときは、商標登録者は期間満了前の12ヶ月以内に規定に従って更新手続を行わなければならない。この期間に行うことができないときは、6ヶ月の延長期間を与えることができる。毎回の更新登録の有効期間は10年とし、当該登録商標の前回有効期間が満了した次の日から起算する。期間が満了しても更新手続を行わないときは、当該登録商標を取消す。</p> <p>商標局は、更新登録した商標を公告しなければならない。</p>
<p>第二十三条 登録商標について、登録者の名義、住所又はその他の登録事項を変更する必要があるときは、変更出願をしなければならない。</p>	<p>第四十一条 登録商標について、登録者の名義、住所又はその他の登録事項を変更する必要があるときは、変更申請をしなければならない。</p>
<p>第三十九条 登録商標を譲渡するときは、譲渡人と譲受人は譲渡契約を締結し、共同して商標局に申請しなければならない。譲受人は、当該登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。</p> <p>登録商標の譲渡は、許可された後に公告される。譲受人は、公告日より商標専用権を享有する。</p>	<p>第四十二条 登録商標を譲渡するときは、譲渡人と譲受人は譲渡契約を締結し、共同して商標局に申請しなければならない。譲受人は、当該登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。</p> <p>登録商標を譲渡するときは、商標登録者は、同種商品について登録した類似する商標、又は類似する商品について登録した同一又は類似する商標を合わせて譲渡しなければならない。</p> <p>混同を引き起こしやすい又はその他の悪影響を及ぼす譲渡について、商標局は許可しないものとし、書面で申請人に通知し、理由を説明する。</p> <p>登録商標の譲渡は、許可された後に公告される。譲受人は、公告日より商標専用権を享有する。</p>
<p>第四十条 商標登録者は、商標使用許諾契約を締結することにより、他人が当該登録商標を使用することを許諾することができる。許諾者は、被許諾者が当該登録商標を使用する商品の品質を監督しなければならない。被許諾者は、当該登録商標を使用する商品の品質を保証しな</p>	<p>第四十三条 商標登録者は、商標使用許諾契約を締結することにより、他人が当該登録商標を使用することを許諾することができる。許諾者は、被許諾者が当該登録商標を使用する商品の品質を監督しなければならない。被許諾者は、当該登録商標を使用する商品の品質を保証しな</p>

<p>なければならない。</p> <p>許諾を受けて他人の登録商標を使用するときは、当該登録商標を使用する商品に被許諾者の名称及び商品の原産地を明記しなければならない。</p> <p>商標使用許諾契約は、商標局に届出なければならない。</p>	<p>なければならない。</p> <p>許諾を受けて他人の登録商標を使用するときは、当該登録商標を使用する商品に被許諾者の名称及び商品の原産地を明記しなければならない。</p> <p>他人に当該登録商標の使用を許諾するときは、許諾者は当該商標使用許諾を商標局に届け出なければならない、これをもって商標局は公告する。商標使用許諾が届け出られていないときは、善意の第三者に対抗することができない。</p>
第五章 登録商標争議の裁定	第五章 登録商標の無効宣告
<p>第四十一条 登録された商標が、この法律の第十条、第十一条、第十二条の規定に違反している場合、又は欺瞞的な手段若しくはその他の不正な手段で登録を得た場合は、商標局は当該登録商標を取消す。その他の単位又は個人は、商標評審委員会に当該登録商標の取消についての裁定を請求することができる。</p> <p>登録された商標が、この法律の第十三条、第十五条、第十六条、第三十一条の規定に違反している場合は、商標の登録日から5年以内に、商標所有者又は利害関係者は、商標評審委員会に当該登録商標の取消についての裁定を請求することができる。悪意による登録に対して、馳名商標の所有者は、5年の期間制限を受けない。</p> <p>前二項に規定された状況を除き、登録商標に異議があるときは、当該商標の登録日から5年以内に、商標評審委員会に裁定を請求することができる。</p> <p>商標評審委員会は、裁定請求を受けた後、関係当事者に通知し、かつ期間を定めて答弁書を提出させなければならない。</p>	<p>第四十四条 登録された商標が、この法律の第十条、第十一条、第十二条の規定に違反している場合、又は欺瞞的な手段若しくはその他の不正な手段で登録を得た場合は、商標局は当該登録商標の無効宣告を行う。その他の単位又は個人は、商標評審委員会に当該登録商標の無効宣告を請求することができる。</p> <p>商標局が登録商標の無効宣告を決定したときは、書面で当事者に通知しなければならない。当事者が商標局の決定に不服であるときは、通知を受領した日から15日以内に、商標評審委員会に再審査を請求することができる。商標評審委員会は、請求を受領した日から9ヶ月以内に決定を行い、書面で当事者に通知しなければならない。特別な事情があり、延長することが必要なときは、国务院工商行政管理部门の許可を得て、3ヶ月間延長することができる。当事者が商標評審委員会の決定に不服であるときは、通知を受領した日から30日以内に人民法院に提訴することができる。</p> <p>その他の単位又は個人が商標評審委員会に登録商標の無効宣告を請求するときは、商標評審委員会は、請求を受領した後に書面で関係当事者に通知し、期間を定めて答弁書を提出させなければならない。商標評審委員会は、請求を受領した</p>

	<p>日から9ヶ月以内に、登録商標の維持又は登録商標無効の宣告をする裁定を下し、書面で当事者に通知しなければならない。特別な事情があり、延長することが必要なときは、国务院工商行政管理部门の許可を得て、3ヶ月間延長することができる。当事者が商標評審委員会の裁定に不服であるときは、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に提訴することができる。人民法院は、商標裁定手続の相手方当事者に対し、第三者として訴訟に参加することを通知しなければならない。</p>
<p>第四十二条 異議申立を経て登録許可された商標については、同一の事実及び理由で再び裁定を請求することはできない。</p>	<p>→削除</p>
<p>第四十三条 商標評審委員会は、争いがある登録商標の維持又は取消を裁定した後、関係する当事者に書面で通知しなければならない。</p> <p>当事者が商標評審委員会の裁定に不服であるときは、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に対して提訴することができる。人民法院は、商標裁定手続の相手側の当事者に第三者として訴訟に参加することを通知しなければならない。</p>	<p>第四十五条 既に登録された商標が、この法律の第十三条第二項及び第三項、第十五条、第十六条第一項、第三十条、第三十一条、第三十二条の規定に違反した場合、商標の登録日から5年以内に、先行権利者又は利害関係者は、商標評審委員会に当該登録商標の無効宣告を請求することができる。悪意のある登録であるときは、馳名商標所有者は、5年間の期間制限を受けない。</p> <p>商標評審委員会は、登録商標の無効宣告の請求を受領した後に書面で関係当事者に通知し、期間を定めて答弁書を提出させなければならない。商標評審委員会は、請求を受領した日から12ヶ月以内に登録商標の維持又は登録商標の無効宣告をする裁定を下し、書面で当事者に通知しなければならない。特別な事情があり、延長することが必要なときは、国务院工商行政管理部门の許可を得て、6ヶ月間延長することができる。当事者が商標評審委員会の裁定に不服であるときは、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に提訴することができる。人民法院は、商標裁定手続の相手方当事者に</p>

	<p>対し、第三者として訴訟に参加することを通知しなければならない。</p> <p>商標評審委員会は、前項の規定により無効宣告請求を審査する過程において、関係する先行権利の確定が人民法院で審理中、又は行政機関で処理中の別案件の結果を根拠としなければならないときは、審査を中止することができる。中止の原因が解消された後は、審査手続を再開しなければならない。</p>
	<p>第四十六条 法定期間が満了しても、当事者が商標局による登録商標無効宣告の決定に対して再審を請求しないとき、又は商標評審委員会による再審決定、登録商標維持若しくは登録商標無効宣告の裁定に対して人民法院に提訴しないときは、商標局による決定又は商標評審委員会による再審決定、裁定の効力を生じる。</p>
	<p>第四十七条 この法律の第四十四条、第四十五条の規定により無効宣告された登録商標については、商標局が公告し、当該登録商標専用権は初めからなかったものとみなす。</p> <p>登録商標の無効を宣告する決定又は裁定は、無効宣告される前に人民法院で行われかつ執行された商標権侵害案件の判決、裁定、調停書及び工商行政管理部门で行われかつ執行された商標権侵害案件の処理決定、並びに履行された商標譲渡又は使用許諾契約に対して遡及しない。ただし、商標登録者の悪意により他人に与えた損害は、賠償しなければならない。</p> <p>前項の規定により商標権侵害の賠償金、商標譲渡料、商標使用料を返却しなければ、明らかに公平の原則に反するときは、全部又は一部を返却しなければならない。</p>
第六章 商標使用の管理	第六章 商標使用の管理
	<p>第四十八条 この法律で商標の使用とは、商品、商品の包装若しくは容器及び商品取引書類上に商標を用いること、又</p>

	<p>は広告宣伝、展示及びその他の商業活動中に商標を用いることにより、商品の出所を識別するための行為をいう。</p>
<p>第四十四条 登録商標の使用において、次の各号行為の一があるときは、商標局は期間を定めて是正を命じ又はその登録商標を取消す。</p> <p>(一) 登録商標を許可なく変更したとき。</p> <p>(二) 登録商標登録人の名義、住所又はその他の登録事項を許可なく変更したとき。</p> <p>(三) 登録商標を許可なしに譲渡したとき。</p> <p>(四) 継続して3年間使用しなかったとき。</p>	<p>第四十九条 商標登録者が登録商標を使用する過程において、登録商標、登録者の名義、住所又はその他の登録事項を許可なく変更したときは、地方の工商行政管理部門は、期間を定めて是正するよう命じる。期間が満了しても是正しないときは、商標局はその登録商標を取消す。</p> <p>登録商標が使用許可された商品の通用名となり、又は正当な理由なく継続して3年間使用しなかったときは、如何なる単位又は個人も、商標局に当該登録商標の取消を請求することができる。商標局は、請求を受領した日から9ヶ月以内に決定を行わなければならない。特別な事情があり、延長することが必要な場合、国务院工商行政管理部門の許可を得て、3ヶ月間延長することができる。</p>
<p>第四十五条 登録商標を使用している商品が粗製濫造され、品質を偽り、消費者を欺瞞しているときは、各クラスの工商行政管理部門は、それぞれの状況に応じて、期間を定めて是正を命じ、警告又は罰金を科し、又は商標局を通じてその登録商標を取消すことができる。</p>	<p>→削除</p>
<p>第四十六条 登録商標が取消されたとき、又は期間満了しても更新されないときは、取消又は抹消の日から1年以内は、商標局は当該商標と同一又は類似する商標の登録を認めない。</p>	<p>第五十条 登録商標が取消されたとき、無効宣告されたとき、又は期間満了しても更新されないときは、取消、無効宣告又は抹消の日から1年以内は、商標局は当該商標と同一又は類似する商標の登録を認めない。</p>
<p>第四十七条 この法律の第六条の規定に違反した場合、地方の工商行政管理部門は、期間を定めて登録出願を命じ、かつ罰金を科すことができる。</p>	<p>第五十一条 この法律の第六条の規定に違反した場合、地方の工商行政管理部門は、期間を定めて登録出願するよう命じ、違法経営額が5万元以上の場合、違法経営額の20%以下の罰金を科すことができ、違法経営額がない、又は違法経営額が5万元未満の場合、1万元以下の罰金を科すことができる。</p>

<p>第四十八条 登録されていない商標を使用し、下記の各号の行為の一つがあるときは、地方の工商行政管理部門はこれを差止め、期間を定めて是正させ、かつ警告又は罰金を科すことができる。</p> <p>(一) 登録商標と偽っているとき。</p> <p>(二) この法律第十条の規定に違反しているとき。</p> <p>(三) 粗製濫造し、品質を偽り、消費者を欺いているとき。</p>	<p>第五十二条 登録されていない商標を登録商標と偽って使用したとき、又は登録されていない商標を使用してこの法律の第十条の規定に違反したときは、地方の工商行政管理部門はこれを差止め、期間を定めて是正するよう命じるものとし、かつ公表することができる。違法経営額が5万元以上のときは、違法経営額の20%以下の罰金を科すことができ、違法経営額がない、又は違法経営額が5万元未満の場合、1万元以下の罰金を科すことができる。</p>
	<p>第五十三条 この法律の第十四条第五項の規定に違反した場合、地方の工商行政管理部門は是正を命じ、10万元の罰金を科す。</p>
<p>第四十九条 登録商標を取消すという商標局の決定に対して、当事者が不服であるときは、通知を受領した日から15日以内に商標評審委員会に再審を請求することができる。商標評審委員会は、決定を行い、書面で請求人に通知しなければならない。</p> <p>当事者が商標評審委員会の決定に不服であるときは、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に提訴することができる。</p>	<p>第五十四条 登録商標を取消す又は登録商標を取消さないという商標局の決定に対して当事者が不服であるときは、通知を受領した日から15日以内に商標評審委員会に再審を請求することができる。商標評審委員会は、請求を受領した日から9ヶ月以内に決定を行い、書面で請求人に通知しなければならない。特別な事情があり、延長することが必要なときは、国务院工商行政管理部門の許可を得て、3ヶ月間延長することができる。当事者が商標評審委員会の決定に不服であるときは、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に提訴することができる。</p>
	<p>第五十五条 法定期間が満了しても、当事者が商標局による登録商標取消の決定について再審を請求しないとき、又は商標評審委員会による再審決定について人民法院に提訴しないときは、登録商標取消の決定、再審決定の効力を生じる。</p> <p>取消された登録商標は、商標局が公告し、当該登録商標専用権は、公告日から消滅する。</p>

<p>第五十条 工商行政管理部门がこの法律の第四十五条、第四十七条、第四十八条の規定に基づき下した罰金の決定について、当事者に不服があるときは、通知を受け取った日から15日以内に、人民法院に提訴することができる。期間内に訴えが提起されないとき、又は決定を履行しないときは、関係する工商行政管理部门は人民法院に強制執行を請求する。</p>	<p>→削除</p>
<p>第七章 登録商標専用権の保護</p>	<p>第七章 登録商標専用権の保護</p>
<p>第五十一条 登録商標の専用権は、登録を許可された商標及び使用を定めた商品に限られる。</p>	<p>第五十六条 登録商標の専用権は、登録を許可された商標及び使用を定めた商品に限られる。</p>
<p>第五十二条 次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、登録商標専用権を侵害する。</p> <p>(一) 商標登録者の許諾を得ずに、同一の商品又は類似の商品にその登録商標と同一又は類似の商標を使用すること。</p> <p>(二) 登録商標専用権を侵害する商品を販売すること。</p> <p>(三) 他人の登録商標の標章を偽造若しくは無断で製造し、又は偽造若しくは無断で製造した登録商標の標章を販売すること。</p> <p>(四) 商標登録者の許諾を得ずに、その登録商標を変更し、変更した商標を使用する商品を市場に投入すること。</p> <p>(五) 他人の登録商標専用権にその他の損害を与えること。</p>	<p>第五十七条 次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、登録商標専用権を侵害する。</p> <p>(一) 商標登録者の許諾を得ずに、同一の商品にその登録商標と同一の商標を使用すること。</p> <p>(二) 商標登録者の許諾を得ずに、同一の商品にその登録商標と類似の商標を使用し、又は類似の商品にその登録商標と同一若しくは類似の商標を使用し、容易に混同を生じさせること。</p> <p>(三) 登録商標専用権を侵害する商品を販売すること。</p> <p>(四) 他人の登録商標の標章を偽造若しくは無断で製造し、又は偽造若しくは無断で製造した登録商標の標章を販売すること。</p> <p>(五) 商標登録者の許諾を得ずに、その登録商標を変更し、変更した商標を使用する商品を市場に投入すること。</p> <p>(六) 他人の登録商標専用権を侵害する行為に対して、故意に便宜を提供し、他人による登録商標専用権侵害行為の実施を幫助すること。</p> <p>(七) 他人の登録商標専用権にその他の損害を与えること。</p>
	<p>第五十八条 他人の登録商標、登録されていない馳名商標を企業名称における商</p>

	<p>号として使用し、公衆に誤認を生じさせ、不正競争行為を構成しているときは、「中華人民共和国反不正当竞争法」により処理する。</p>
	<p>第五十九条 登録商標に、この商品の通用名称、図形、規格、若しくは商品の品質、主要原材料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接に表すものを含むとき、又は地名を含むときは、登録商標専用権者は、他人の正当な使用を禁止する権利を有しない。</p> <p>立体標章の登録商標に、商品自体の性質による形状、技術的效果を得るために必要な商品の形状、又は商品に実質的価値を持たせるための形状を含むときは、登録商標専用権者は、他人の正当な使用を禁止する権利を有しない。</p> <p>商標登録者が商標登録を出願する前に、他人が既に同一又は類似の商品について、商標登録者よりも先に、登録商標と同一又は類似し、かつ一定の影響を有する商標を使用しているときは、登録商標専用権者は、当該使用者が元の使用範囲において当該商標を引き続き使用することを禁止する権利を有しない。ただし、適切な区別用標章を加えるよう要請することができる。</p>
<p>第五十三条 この法律の第五十二条に定める登録商標専用権を侵害する行為のいずれかがあり、紛争が生じたときは、当事者の協議により解決する。協議する意向がないとき、又は協議が成立しないときは、商標登録者又は利害関係者は、人民法院に提訴することもできれば、工商行政管理部門に処理を請求することができる。工商行政管理部門の処理により、権利侵害行為の成立が認定されたときは、即時に侵害行為の停止を命じ、権利侵害商品及び専ら権利侵害商品の製造、登録商標の標章の偽造に用いる器具を没収、廃棄し、かつ罰金を科すことができる。当事者は処理に不服があるときは、</p>	<p>第六十条 この法律の第五十七条に定める登録商標専用権を侵害する行為のいずれかがあり、紛争が生じたときは、当事者の協議により解決する。協議する意向がないとき、又は協議が成立しないときは、商標登録者又は利害関係者は、人民法院に提訴することもできれば、工商行政管理部門に処理を請求することもできる。</p> <p>工商行政管理部門の処理により、権利侵害行為の成立が認定されたときは、即時に侵害行為の停止を命じ、権利侵害商品及び主に権利侵害商品の製造、登録商標の標章の偽造に用いる器具を没収、廃棄し、違法経営額が5万元以上であると</p>

<p>処理通知を受け取った日から15日以内に「中華人民共和国行政訴訟法」により人民法院に提訴することができる。権利侵害者が期間内に訴訟を提起せず、かつ決定を履行しないときは、工商行政管理部門は人民法院に強制執行を請求することができる。処理を担当する工商行政管理部門は当事者の請求により、商標専用権侵害の賠償金額について調停することができる。調停が不調の場合、当事者は、「中華人民共和国民事訴訟法」により人民法院に提訴することができる。</p>	<p>きは、違法経営額の5倍以下の罰金を科すことができ、違法経営額がないとき又は5万元未満であるときは、25万元以下の罰金を科すことができる。5年以内に商標権侵害行為を2回以上行っているとき、又はその他重大な情状を有するときは、重罰に処さなければならない。登録商標専用権侵害商品であることを知らずに販売し、当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ提供者について説明できるときは、工商行政管理部門は、販売の停止を命じる。</p> <p>商標専用権侵害の賠償額に関する争議において、当事者は、処理を行う工商行政管理部門に調停を請求することもできれば、「中華人民共和国行政訴訟法」により人民法院に提訴することもできる。工商行政管理部門の調停を経ても当事者が合意に達しないとき、又は調停書の効力が生じた後に履行されないときは、当事者は、「中華人民共和国民事訴訟法」により人民法院に提訴することができる。</p>
<p>第五十四条 登録商標専用権を侵害する行為に対して、工商行政管理部門は、法により調査、処分を行う権限を有する。犯罪の疑いがあるときは、直ちに司法機関に移送し、法により処理しなければならない。</p>	<p>第六十一条 登録商標専用権を侵害する行為に対して、工商行政管理部門は、法により調査、処分を行う権限を有する。犯罪の疑いがあるときは、直ちに司法機関に移送し、法により処理しなければならない。</p>
<p>第五十五条 県級以上の工商行政管理部門は、既に取得した違法嫌疑証拠又は通報により、他人の登録商標専用権の侵害嫌疑行為を処理する際に、次に掲げる職権を行使することができる。</p> <p>(一) 当事者を尋問し、他人の登録商標専用権の侵害に関する状況を取り調べること。</p> <p>(二) 当事者の侵害行為に関係する契約、領収書、帳簿及びその他の資料を閲覧、複製すること。</p> <p>(三) 当事者が、他人の登録商標専用権の侵害行為に係わる嫌疑場所を現場検証すること。</p>	<p>第六十二条 県級以上の工商行政管理部門は、既に取得した違法嫌疑証拠又は通報により、他人の登録商標専用権の侵害嫌疑行為を処理する際に、次に掲げる職権を行使することができる。</p> <p>(一) 当事者を尋問し、他人の登録商標専用権の侵害に関する状況を取り調べること。</p> <p>(二) 当事者の侵害行為に関係する契約、領収書、<u>帳簿</u>及びその他の資料を閲覧、複製すること。</p> <p>(三) 当事者が、他人の登録商標専用権の侵害行為に係わる嫌疑場所を現場検証すること。</p>

<p>(四) 侵害行為に係る物品を検査し、他人の登録商標専用権を侵害する物品であることを証明する証拠であるときは、封印又は差し押さえること。</p> <p>工商行政管理部門が、法により前項に規定の職権を行使するときは、当事者は、これに協力し、服従するものとし、拒絶、妨害してはならない。</p>	<p>(四) 侵害行為に係る物品を検査し、他人の登録商標専用権を侵害する物品であることを証明する証拠であるときは、封印又は差し押さえること。</p> <p>工商行政管理部門が、法により前項に規定の職権を行使するときは、当事者は、これに協力し、服従するものとし、拒絶、妨害してはならない。</p> <p>商標権侵害案件の処理にあたって、商標権の帰属に争いがあるとき、又は権利者が同時に人民法院に商標権侵害訴訟を提起しているときは、工商行政管理部門は、案件の処理を中止することができる。中止の原因が解消された後は、案件の処理手続を再開又は終結しなければならない。</p>
<p>第五十六条 商標専用権侵害の損害賠償額は、侵害者が侵害した期間に侵害により得た利益又は被侵害者が侵害された期間に侵害により受けた損失とし、被侵害者が侵害行為を抑止するために支払った合理的な支出を含む。</p> <p>前項にいう侵害者が侵害により得た利益、又は被侵害者が侵害により受けた損失を確定することが困難な場合には、人民法院が権利侵害行為の情状により 50 万元以下の損害賠償を命ずる。</p> <p>登録商標専用権の侵害製品であることを知らず善意により販売した場合、当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ提供者に説明できる場合には、損害賠償の責を負わない。</p>	<p>第六十三条 商標専用権侵害の損害賠償額は、権利者が侵害により受けた実際の損失により確定する。実際の損失を確定することが困難なときは、侵害者が侵害により得た利益により確定することができる。権利者の損失又は侵害者が得た利益を確定することが困難なときは、当該商標の使用許諾料の倍数を参照して合理的に確定する。悪意により商標専用権を侵害し、情状が重大なときは、上述の方法により確定した金額の 1 倍以上 3 倍以下で賠償額を確定することができる。賠償額は、権利者が侵害行為を抑止するために支払った合理的な支出を含まなければならない。</p> <p>人民法院は、賠償額を確定するために、既に権利者は挙証に尽力したが、侵害行為に関連する帳簿、資料を主に侵害者が有している状況において、侵害者に、侵害行為に関連する帳簿、資料の提供を命じることができる。侵害者が提供しないとき、又は虚偽の帳簿、資料を提供したときは、人民法院は、権利者の主張及び提供した証拠を参考に賠償額を判定することができる。</p> <p>権利者が侵害により受けた実際の損</p>

	<p>失、侵害者が侵害により得た利益、登録商標の使用許諾料を確定することが困難なときは、人民法院は、侵害行為の情状に応じて、300万元以下の賠償支払いを判決する。</p>
	<p>第六十四条 登録商標専用権者が賠償を請求し、権利侵害と訴えられた者により登録商標専用権者が登録商標を使用していないとの抗弁がなされたときは、人民法院は、登録商標専用権者に、これまで3年以内にその登録商標を実際に使用している証拠を提供するよう求めることができる。登録商標専用権者は、これまで3年以内に、当該登録商標を実際に使用していることを証明できないとき、又は侵害行為によりその他の損失を受けたことを証明できないときは、権利侵害として訴えられた者は、損害賠償の責を負わない。</p> <p>登録商標専用権の侵害商品であることを知らずに販売したときは、当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ提供者について説明できる場合に限り、損害賠償の責を負わない。</p>
<p>第五十七条 商標登録者又は利害関係者は、他人がその商標専用権の侵害行為を行っていること又は行おうとしていることを証明する証拠を有しており、これを直ちに制止しなければ、その合法的權益に回復しがたい損害を与えるおそれがあるときは、提訴する前に、法により人民法院に關係行為の差止命令と財産の保全措置を行うよう請求することができる。</p> <p>人民法院は前項の請求を処理するにあたり、「中華人民共和國民事訴訟法」 第九十三条から第九十六条及び第九十九条の規定を適用する。</p>	<p>第六十五条 商標登録者又は利害関係者は、他人がその商標専用権の侵害行為を行っていること又は行おうとしていることを証明する証拠を有しており、これを直ちに制止しなければ、その合法的權益に回復しがたい損害を与えるおそれがあるときは、提訴する前に、法により人民法院に關係行為の差止命令と財産の保全措置を行うよう請求することができる。</p>
<p>第五十八条 侵害行為を差止める際に、証拠が失われる可能性があるとき、又は今後の取得が困難であるときは、商標権者又は利害関係者は、は提訴する前に、</p>	<p>第六十六条 侵害行為を差止める際に、証拠が失われる可能性があるとき、又は今後の取得が困難であるときは、商標登録者又は利害関係者は、提訴する前に、</p>

<p>法により人民法院に証拠の保全を請求することができる。</p> <p>人民法院は当該請求を受領した後、48時間以内に裁定を下さなければならない。保全措置を採るように裁定したものについては直ちに執行しなければならない。</p> <p>人民法院は請求人に担保の提供を命じることができる。請求人が担保を提出しない場合には、その請求を却下する。</p> <p>請求人が、人民法院が保全措置を採用してから15日以内に提訴しない場合、人民法院は保全措置を解除しなければならない。</p>	<p>法により人民法院に証拠の保全を請求することができる。</p>
<p>第五十九条 商標登録者の許諾を得ずに、同一商品にその登録商標と同一の商標を使用し、犯罪を構成するときは、被侵害者の損失を賠償するほか、法により刑事責任を追及する。</p> <p>他人の登録商標の標章を偽造若しくは無断で製造し、又はその偽造若しくは無断で製造した登録商標の標章を販売することにより犯罪を構成するときは、被侵害者の損失を賠償するほか、法により刑事責任を追及する。</p> <p>登録商標を盗用した偽造商品と知りながら販売することにより犯罪を構成するときは、被侵害者の損失を賠償するほか、法により刑事責任を追及する。</p>	<p>第六十七条 商標登録者の許諾を得ずに、同一商品にその登録商標と同一の商標を使用し、犯罪を構成するときは、被侵害者の損失を賠償するほか、法により刑事責任を追及する。</p> <p>他人の登録商標の標章を偽造若しくは無断で製造し、又はその偽造若しくは無断で製造した登録商標の標章を販売することにより犯罪を構成するときは、被侵害者の損失を賠償するほか、法により刑事責任を追及する。</p> <p>登録商標を盗用した偽造商品と知りながら販売することにより犯罪を構成するときは、被侵害者の損失を賠償するほか、法により刑事責任を追及する。</p>
	<p>第六十八条 商標代理機構に次の各号に掲げる行為のいずれかがあるときは、工商行政管理部門は、期間を定めて是正するよう命じ、警告を与え、1万元以上10万元以下の罰金を科す。直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に警告を与え、5千元以上5万元以下の罰金を科す。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。</p> <p>(一) 商標関連事項の対応にあたり、法的文書、印章、署名を偽造、変造し、又は偽造、変造した法的文書、印章、署名を使用すること。</p>

	<p>(二) 他の商標代理機構を中傷する等の手段による商標代理業務の誘致、又はその他の不正な手段により商標代理市場の秩序を乱すこと。</p> <p>(三) この法律の第十九条第三項、第四項の規定に違反すること。</p> <p>商標代理機構に前項に定める行為があるときは、工商行政管理部門は、信用記録に記載する。情状が重大なときは、商標局、商標評審委員会は、同時にその商標代理業務の受理停止を決定し、かつ公告することができる。</p> <p>商標代理機構が、誠実信用の原則に違反し、委託者の合法的利益を侵害したときは、法により民事責任を負うものとし、商標代理業界組織は、定款の規定により懲戒を与える。</p>
<p>第六十条 商標の登録、管理及び再審業務に従事する国家機関職員は、私情なく公平に法律を執行し、廉潔に自らを律し、職務に忠誠を尽くし、文明的に奉仕しなければならない。</p> <p>商標局、商標評審委員会並びに商標登録、管理及び再審業務に従事する国家機関職員は、商標の代理業務及び商品の生産活動に従事してはならない。</p>	<p>第六十九条 商標の登録、管理及び再審業務に従事する国家機関職員は、私情なく公平に法律を執行し、廉潔に自らを律し、職務に忠誠を尽くし、文明的に奉仕しなければならない。</p> <p>商標局、商標評審委員会並びに商標登録、管理及び再審業務に従事する国家機関職員は、商標の代理業務及び商品の生産活動に従事してはならない。</p>
<p>第六十一条 工商行政管理局は、健全な内部監督制度を確立し、商標登録、管理及び再審業務を責務とする国家機関職員による法律及び行政法規の執行、並びに規則の遵守についての状況を監督、検査しなければならない。</p>	<p>第七十条 工商行政管理局は、健全な内部監督制度を確立し、商標登録、管理及び再審業務を責務とする国家機関職員による法律及び行政法規の執行、並びに規則の遵守についての状況を監督、検査しなければならない。</p>
<p>第六十二条 商標登録、管理及び再審業務に従事する国家機関職員が、職務を怠り、職権を濫用し、情実にとらわれて不正行為を行い、商標の登録、管理及び再審を違法に処理し、当事者から財物を受け取り、不正な利益をむさぼり、犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追究する。なお、犯罪を構成しないときは、法により行政処分を科す。</p>	<p>第七十一条 商標登録、管理及び再審業務に従事する国家機関職員が、職務を怠り、職権を濫用し、情実にとらわれて不正行為を行い、商標の登録、管理及び再審を違法に処理し、当事者から財物を受け取り、不正な利益をむさぼり、犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追究する。なお、犯罪を構成しないときは、法により処分を科す。</p>

第八章 附 則	第八章 附 則
<p>第六十三条 商標登録出願及びその他の商標事務手続をするときは、手数料を納付しなければならない。具体的な手数料の基準は、別に定める。</p>	<p>第七十二条 商標登録出願及びその他の商標事務手続をするときは、手数料を納付しなければならない。具体的な手数料の基準は、別に定める。</p>
<p>第六十四条 この法律は、1983年3月1日より施行する。1963年4月10日に国務院が公布した「商標管理条例」は、同時に廃止する。その他の商標管理に関する規定がこの法律と抵触するときは、同時に失効する。</p> <p>この法律の施行前に既に登録された商標は、引き続き有効とする。</p>	<p>第七十三条 この法律は、1983年3月1日より施行する。1963年4月10日に国務院が公布した「商標管理条例」は、同時に廃止する。その他の商標管理に関する規定がこの法律と抵触するときは、同時に失効する。</p> <p>この法律の施行前に既に登録された商標は、引き続き有効とする。</p>

(3) 商標法実施条例

中華人民共和國商標法實施條例

(2002年8月3日中華人民共和國國務院令第三五八號公布、2014年4月29日中華人民共和國國務院令第六五一號改正)

目次

第一章 總則

第二章 商標登録の出願

第三章 商標登録出願の審査

第四章 登録商標の変更、譲渡、更新

第五章 マドリッド商標国際登録

第六章 商標審判

第七章 商標使用の管理

第八章 商標権の保護

第九章 商標代理

第十章 附則

第一章 總則

第一条 「中華人民共和國商標法」(以下「商標法」と略称。)に基づき、本条例を制定する。

第二条 本条例における商品商標に関する規定は、役務商標にも適用する。

第三条 商標権保有者が商標法第十三条の規定に基づいて馳名商標の保護を請求する場合には、その商標が馳名商標に該当する証拠を提出しなければならない。商標局及び商標評審委員会は、商標法第十四条の規定に基づいて、審査処理する案件の必要及び当事者の提出した証拠資料をもとに、その商標の馳名状況について認定する。

第四条 商標法第十六条に定める地理的表示は、商標法及び本条例の規定に基づき、証明商標又は団体商標として登録出願することができる。

地理的表示が証明商標として登録される場合には、その商品が当該地理的表示の使用条件を満たす自然人、法人又はその他の組織は、当該証明商標の使用を請求することができ、当該証明商標を管理する組織はそれを承認しなければならない。地理的表示が団体商標として登録される場合には、その商品が当該地理的表示の使用条件を満たす自然人、法人又はその他の組織は、当該地理的表示を団体商標として登録した団体、協会又はその他の組織への参加を請求することができ、当該団体、協会又はその他の組織はその定款により会員として受け入れなければならない。当該地理的表示を団体商標として登録した団体、協会又はその他の組織への参加を請求しない場合であっても、当該地理的表示を正当に使用することができ、当該団体、協会又はその他の組織はそれを禁止する権利を有しない。

第五条 当事者が商標代理機構に、商標登録出願又はその他の商標関連手続を委託する場合には、代理委託書を提出しなければならない。代理委託書には、代理内容及びその権限を明記しなければならない。外国人又は外国企業の代理委託書には、委託人の国籍を明記しなければならない。

外国人又は外国企業の代理委託書及びその関連証明書類の公証、認証手続は、対等の原則に基づき行わなければならない。

商標登録出願又は商標権の譲渡にあたり、商標登録出願人又は商標権譲渡の譲受人が外国人又は外国企業である場合には、願書において、商標局、商標評審委員会の後続の商標業務に関する法律文書を受け取る中国国内の受取人を指定しなければならない。商標局、商標評審委員会の後続の商標業務に関する法律文書は、中国国内の受取人に送達する。

商標法第十八条にいう外国人又は外国企業とは、中国に恒常的居所又は営業所を有していない外国人又は外国企業をいう。

第六条 商標登録出願又はその他の商標関連手続を行う場合には、中国語を使用しなければならない。

商標法及び本条例の規定に従って提出する各種の証書、証明書類及び証拠資料が外国語のものである場合には、中国語訳文を添付しなければならない。それを添付していない場合には、当該証書、証明書類又は証拠資料を提出しなかったともみなす。

第七条 商標局、商標評審委員会の職員が以下に掲げるいずれかに該当する場合には、忌避しなければならない。当事者又は利害関係人は、その忌避を請求することができる。

- (1) 当事者若しくは当事者又は代理人の近親者である場合

(2) 当事者又は代理人とその他の関係を有し、公正を妨げるおそれがある場合

(3) 商標登録出願又はその他の商標関連手続について利害関係を有する場合

第八条 商標法第二十二条に定める電子文書方式により商標登録出願等の関連書類を提出する場合には、商標局又は商標評審委員会の規定に基づきインターネットを通じて提出しなければならない。

第九条 本条例第十八条に定める場合を除き、当事者が商標局又は商標評審委員会に提出する書類又は資料の提出日について、手交する場合には、手交日を提出日とし、郵送する場合には、差出しの消印日を提出日とし、消印が明らかでない又はない場合には、商標局又は商標評審委員会が実際に受取った日を提出日とする。ただし、当事者が実際の消印日の証拠を提出する場合を除く。郵政企業以外の宅配業者を通じて提出した場合には、宅配業者が実際に集荷発送した日を提出日とする。集荷発送日が不明である場合には、商標局又は商標評審委員会が実際に受取った日を提出日とする。ただし、当事者が実際の集荷発送日の証拠を提出する場合は除く。電子文書方式で提出した場合には、商標局又は商標評審委員会の電子システムに入った日を提出日とする。

当事者は、商標局又は商標評審委員会に書類を郵送する場合には、受取証が付く郵便を利用しなければならない。

当事者が商標局又は商標評審委員会に提出する書類について、書面により提出した場合には、商標局又は商標評審委員会の保存するファイルの記録に準ずる。電子文書方式で提出した場合には、商標局又は商標評審委員会のデータベースの記録に準ずる。ただし、当事者が商標局又は商標評審委員会のファイル、データベースの記録に誤りがあることを確かに証明できる場合を除く。

第十条 商標局又は商標評審委員会は、各種書類を郵送、手交、電子的方式又はその他の方式によって当事者に送達することができる。電子的方式により当事者に送達する場合、当事者の同意を得なければならない。当事者が商標代理機構に委託する場合には、書類を当該代理機構に送達したことにより、当事者に送達したものとみなす。

商標局又は商標評審委員会が当事者に各種書類を送達する送達日について、郵送した場合には、当事者受取りの消印日を提出日とし、消印が明らかではない若しくはない場合、書類を発送した日から15日の満了をもって当事者に送達したものとみなす。ただし、当事者が実際の受取日を証明する場合を除く。手交した場合には、手交日を提出日とする。電子文書により送達した場合には、書類を発送した日から15日の満了をもって当事者に送達したものとみなす。ただし、書類がその電子システムに入った日を証明できる場合を除く。上記方式により書類を送達することができない場合には、公告をもって当事者に送達したものとすることができ、公告を公布した日から30日の満了をもって当事者に送達したものとみなす。

第十一条 下記の期間は、商標審査及び審理の期間に計上しない。

(一) 商標局又は商標評審委員会の書類が公告により送達される期間

(二) 当事者が証拠の補足又は書類の補正を必要とする期間、及び当事者変更により再答弁が必要とされる期間

(三) 同日出願について、使用証拠提出及び協議、抽選が必要とされる期間

(四) 優先権の確定を待つ期間

(五) 審査及び審理中に、事件の申請人の請求により、先行権利事件の審理結果を待つ期間

第十二条 本条第二項の規定以外に、商標法及び本条例に定める各種期間の初日は期間内に計上しない。年又は月で期間を計算する場合、期間の最後の月の対応日を期間満了日とする。その月に対応日がない場合、その月の最後の日を期間満了日とする。期間満了日が休祭日である場合、休祭日後の最初の営業日を期間満了日とする。

商標法第三十九条、第四十条に定める登録商標の有効期間は、法定日より起算し、期間の最終の月の対応日の前日を期間満了日とし、その月に対応日がない場合には、その月の最後の日を期間満了日とする。

第二章 商標登録の出願

第十三条 商標登録出願する場合、公布された商品及び役務分類表に基づいて、記入、出願しなければならない。商標登録出願一件毎に、「商標登録願書」1通、商標見本1部を提出しなければならない。色彩の組合せ又は着色見本を商標登録出願する場合には、着色見本のほかに、白黒見本を1部提出しなければならない。色彩を指定しない場合、白黒見本を提出しなければならない。

商標見本は、明瞭で、貼付しやすく、光沢のある丈夫な紙に印刷されたものとし、又は代用写真を用いることとしなければならない。縦及び横が、10cmを超えず、5cmを下回らない大きさのものでなければならない。

立体的形状を商標登録出願する場合には、その旨を願書に声明し、商標の使用方式を説明するとともに、立体的形状を確定できる見本を提出しなければならない。提出する商標見本は少なくとも三面図を含まなければならない。

色彩の組合せを商標登録出願する場合には、その旨を願書に声明し、商標の使用方式を説明しなければならない。

音声標識を商標登録出願する場合には、その旨を願書に声明し、要件に適う音声見本を提出するとともに、登録出願する音声商標、商標の使用方式を説明しなければならない。

い。音声商標を説明する場合には、五線譜又は略譜により商標として出願する音声について説明すると共に、文字説明を添付しなければならない。五線譜又は略譜により説明できない場合には、文字により説明しなければならない。商標に対する説明は音声見本と一致しなければならない。

団体商標、証明商標を登録出願する場合には、その旨を願書に声明し、主体資格証明書類と使用管理規則を提出しなければならない。

商標が外国語文字である又は外国語文字を含む場合には、その意味を説明しなければならない。

第十四条 商標登録出願する場合、出願人は身分証明書を提出しなければならない。商標登録出願人の名義はその提出した証明書類と一致しなければならない。

前項の出願人がその身分証明書を提出することに関する規定は、商標局に提出する変更、譲渡、更新、異議、取消等その他の商標出願関連事項にも適用する。

第十五条 商品又は役務に関する項目の名称は、商品・役務分類表に記載された分類番号及び名称に基づき記入されなければならない。商品又は役務に関する項目の名称が商品・役務分類表に記載されていない場合には、当該商品又は役務の説明を添付しなければならない。

商標登録出願等の関係書類は、紙文書で提出する場合には、タイプ又は印刷されたものでなければならない。

本条第二項の規定は、その他の商標出願関連事項にも適用する。

第十六条 同一の商標を共同で商標登録出願する又はその他の共同商標関連手続きを行う場合には、願書において代表者を一名指定しなければならない。代表者の指定がない場合には、願書の一番目に記載された者を代表者とする。

商標局及び商標評審委員会の文書は代表者に送達しなければならない。

第十七条 出願人がその名義、住所、代理人、書類受取人を変更し、又は指定商品を減縮する場合には、商標局に変更手続を行わなければならない。出願人がその商標登録出願を譲渡する場合には、商標局に譲渡手続を行わなければならない。

第十八条 商標登録の出願日は、商標局が出願書類を受け取った日とする。

商標登録出願手続が完備され、出願書類が規定のとおり記入され、費用が支払われた場合には、商標局はこれを受理し、出願人に通知する。出願手続に不備があり、出願書類が規定のとおり記入されていない又は費用が支払われていない場合には、商標局はこれを受理せず、書面により出願人に通知し、理由を説明する。出願手続が基本的に

完備され又は出願書類が基本的に規定を満たしているが、補正を必要とする場合には、商標局は出願人に補正するよう通知し、通知を受け取った日から30日以内に指定した内容に基づき補正し、商標局に再提出するよう求める。規定の期間内に補正し商標局に再提出した場合には、出願日を維持する。期間内に補正しなかった又は求めのとおり補正しなかった場合には、商標局はこれを受理せず、出願人に書面で通知する。

本条第二項に定める受理の条件に関する規定は、その他の商標事項にも適用する。

第十九条 二又は二以上の出願人が、同一又は類似する商品について、同一又は類似する商標をそれぞれ同日に登録出願した場合、各出願人は商標局の通知を受け取った日から30日以内に、その登録出願前に当該商標を使用した証拠を提出しなければならない。同日に使用し又はいずれも使用していなかった場合、各出願人は、商標局の通知を受け取った日から30日以内に、自発的に協議することができ、かつ、協議書を商標局に送付しなければならない。協議に応じられない又は協議が整わなかった場合、商標局は、各出願人に、抽選で出願人一名確定するよう通知し、その他の出願人による登録出願を拒絶する。商標局が通知したにもかかわらず出願人が抽選に参加しなかった場合、出願を放棄したものとみなす。商標局はその旨を書面により抽選に参加しなかった出願人に通知しなければならない。

第二十条 商標法第二十五条の規定に基づき優先権を主張する場合には、出願人が第一国に提出した商標登録出願書類の副本は、当該出願を受理した商標主管機関により証明されたものであり、かつ、出願日と出願番号が明記されたものでなければならない。

第三章 商標登録出願の審査

第二十一条 商標局は、受理した商標登録出願について、商標法及び本条例の関連規定に基づき審査し、その登録出願が規定を満たした場合又は一部の指定商品について登録要件を満たした場合には、これを初歩査定し、公告する。商標登録出願が規定を満たさなかった又は一部の指定商品について登録要件を満たさなかった場合には、これを拒絶し又はその一部の指定商品について商標を使用することを拒絶し、かつ、書面により出願人に通知し、その理由を説明する。

第二十二条 商標局が一部の指定商品について商標登録出願を拒絶する場合、出願人は、当該出願の初歩査定された一部の出願を別の出願に分割することができ、分割後の出願は、ものと出願の出願日を維持する。

分割する必要がある場合には、出願人は商標局の「商標登録出願一部拒絶通知書」を受け取った日から15日以内に、商標局に分割出願を提出しなければならない。

商標局は分割出願を受け取った後、もとの出願を二件に分割し、分割された初歩査定出願に新しい出願番号を与え、公告しなければならない。

第二十三条 商標法第二十九条の規定により、商標局が商標登録出願の内容について

説明又は補正する必要があると判断した場合には、出願人は商標局の通知を受け取った日から15日以内に説明又は補正しなければならない。

第二十四条 商標局に初歩査定され、かつ、公告された商標について異議を申し立てる場合には、異議申立人は、商標局に下記の異議申立資料を一式二部提出し、正本、副本と明記しなければならない。

(一) 商標異議申立書

(二) 異議申立人の身分証明書

(三) 商標法第十三条第二項と第三項、第十五条、第十六条第一項、第三十条、第三十一条、第三十二条の規定に違反したとして異議を申し立てる場合、異議申立人は先行権利者又は利害関係人である証明を提出しなければならない。

商標異議申立書に明確な請求と事実根拠を記入し、関連証拠資料を添付しなければならない。

第二十五条 商標局は異議申立書を受け取った後、審査を経て受理条件を満たすと判断した場合には、それを受理し、申立人に受理通知書を送付する。

第二十六条 商標異議申立てが下記のいずれかに該当する場合には、商標局はそれを受理せず、書面により申立人にその旨を通知し、理由を説明する。

(一) 法定期間内に提出しなかった場合

(二) 申立人の主体資格、異議理由が商標法第三十三条の規定を満たさなかった場合

(三) 明確な異議理由、事実と法的根拠がない場合

(四) 同一異議申立人が同一理由、事実及び法的根拠をもって、同一商標について再度異議申立書を提出した場合

第二十七条 商標局は、商標異議申立資料の副本を適時に被異議申立人に送付し、商標異議申立資料の副本を受け取った日から30日以内に答弁させなければならない。被申立人が答弁しなくとも商標局による決定は妨げられない。

当事者は、異議申立書を提出した又は答弁した後、関連証拠資料を補充する必要がある場合には、商標異議申立書又は答弁書にその旨を声明し、かつ、商標異議申立書又は答弁書を提出した日から3ヶ月以内に提出しなければならない。期間内に提出しなかった場合には、当事者は関連証拠資料の補充を放棄したものとみなす。ただし、期間満了後に発生した証拠、又は当事者がその他の正当な理由をもって期間満了前に提出できない証拠を期間満了後に提出した場合には、商標局は当該証拠を相手方当事者に提示し、

かつ、反対尋問を経てそれを採用することができる。

第二十八条 商標法第三十五条第三項及び第三十六条第一項にいう不登録決定は、一部の指定商品についての不登録決定を含む。

異議を申し立てられた商標は、商標局が登録を決定するか、又は登録をしない決定をする前に、登録公告が発行された場合には、その登録公告を取り消す。審査により異議が成立せず登録を認められた場合には、登録を認める決定が発効した後、改めて登録公告を掲載する。

第二十九条 商標登録出願人又は商標登録人が、商標法第三十八条の規定に基づき訂正申請を提出する場合には、商標局に訂正申請書を提出しなければならない。訂正条件を満たした場合には、商標局はそれを承認した後に関連内容を訂正する。訂正条件を満たさなかった場合には、商標局はそれを承認せず、申請人にその旨を通知し、理由を説明する。

既に初歩査定公告又は登録公告を掲載された商標は、訂正後に、訂正公告を掲載する。

第四章 登録商標の変更、譲渡、更新

第三十条 商標登録人の名義、住所又はその他の登録事項を変更する場合には、商標局に変更申請書を提出しなければならない。商標登録人の名義を変更する場合には、さらに関係登録機関が発行した変更証明書類を提出しなければならない。商標局は、承認した後、商標登録人に相応の証明を付与し、かつ、公告する。承認しなかった場合には、書面により申請人に通知し、その理由を説明しなければならない。

商標登録人の名義又は住所を変更する場合には、商標登録人はその登録商標の全部を一括して変更しなければならない。一括して変更しなかった場合には、商標局は期間内に補正するよう通知する。期間内に補正しなかった場合には、変更申請を放棄したものとみなし、商標局はその旨を書面により申請人に通知しなければならない。

第三十一条 登録商標を当事者間の協議により譲渡する場合には、譲渡人と譲受人は商標局に「登録商標譲渡申請書」を提出しなければならない。登録商標譲渡申請の手続きは譲渡人と譲受人が共同で行う。商標局は登録商標譲渡申請を承認した後、譲受人に相応の証明書を交付し、かつ、公告する。

登録商標を譲渡する際、商標登録人がその同一又は類似する商品について登録した同一又は類似する商標を一括して譲渡しなかった場合には、商標局は期間内に補正するよう通知する。期間内に補正されなかった場合には、当該登録商標の譲渡申請を放棄したものとみなし、商標局はその旨を書面により申請人に通知しなければならない。

第三十二条 譲渡以外の継承等その他の理由により、商標権の移転が発生する場合には、当該商標権を受ける当事者は、関係証明書類又は法律文書をもって、商標局に商標

権の移転手続をしなければならない。

商標権を移転する場合には、商標権者は、同一又は類似する商品について登録した同一又は類似する商標を一括して移転しなければならない。一括して移転しなかった場合には、商標局は期間内に補正するよう通知する。期間内に補正しなかった場合には、当該登録商標移転申請を放棄したものとみなし、商標局は書面により申請人にその旨を通知しなければならない。

商標移転申請を承認した後、それを公告する。当該商標権の移転を受ける当事者は、公告日から商標専用権を有することになる。

第三十三条 登録商標の更新登録をする必要がある場合には、商標局に商標更新登録申請書を提出しなければならない。商標局はそれを承認し、相応の証明書を発行し、かつ、公告する。

第五章 マドリッド商標国際登録

第三十四条 商標法第二十一条に定める商標国際登録とは、「標章の国際登録に関するマドリッド協定」（以下「マドリッド協定」という。）、「標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書」（以下「マドリッド議定書」という。）及び「標章の国際登録に関するマドリッド協定及びその協定議定書の共同実施細則」の規定に基づいて出願するマドリッド商標国際登録をいう。

マドリッド商標国際登録出願は、中国を第一国とする商標の国際登録出願、中国を指定する領域指定出願及びその他関連出願を含む。

第三十五条 中国を第一国として商標国際登録を出願する場合、中国において真実で有効な営業場所を設けているか、中国において住所を有するか、又は中国国籍を有しなければならない。

第三十六条 本条例第三十五条の規定を満たす出願人は、その商標が既に商標局に登録されている場合、マドリッド協定に基づいて当該商標の国際登録を出願することができる。

本条例第三十五条の規定を満たす出願人は、その商標が既に商標局に登録され、又は商標局に商標登録出願を提出し受理された場合、マドリッド議定書に基づいて同商標の国際登録を出願することができる。

第三十七条 中国を第一国として商標国際登録を出願する場合、商標局経由で世界知的所有権機関国際事務局（以下「国際事務局」という。）に出願しなければならない。

中国を第一国とする場合、マドリッド協定に関連する商標国際登録の事後指定、放棄、取消は、商標局経由で国際事務局に出願しなければならない。マドリッド協定に関連す

る商標国際登録の譲渡、削減、変更、更新は、商標局経由で国際事務局に出願することもできれば、直接に国際事務局に出願することもできる。

中国を第一国とする場合、マドリッド議定書に関連する商標国際登録の事後指定、譲渡、削減、放棄、取消、変更、更新は、商標局経由で国際事務局に出願することもできれば、直接に国際事務局に出願することもできる。

第三十八条 商標局経由で国際事務局に商標国際登録出願及びその他関連出願事項を行う場合、国際事務局と商標局の要求を満たす願書及び関連書類を提出しなければならない。

第三十九条 商標国際登録出願の指定商品又は役務は、国内の基礎出願又は基礎登録の商品又は役務の範囲を超えてはならない。

第四十条 商標国際登録出願の手續に不備があり、又は出願書類が規定のとおりに記載されていない場合、商標局はこれを受理せず、出願日を維持しない。

出願手續が基本的に完備し又は出願書類が基本的に規定を満たしているが、補正を必要とする場合、出願人は補正通知書を受け取った日から30日以内に補正しなければならない。期間内に補正しなかった場合、商標局はこれを受理せず、その旨を書面により出願人に通知する。

第四十一条 商標局経由で国際事務局に商標国際登録出願及びその他関連出願事項を行う場合、規定に従って費用を納付しなければならない。

出願人は商標局の費用納付通知書を受け取った日から15日以内に、商標局に費用を納付しなければならない。期間内にも納付しなかった場合、商標局はその出願を受理せず、その旨を書面により出願人に通知する。

第四十二条 商標局はマドリッド協定又はマドリッド議定書に規定される拒絶期間（以下「拒絶期間」という。）内に、商標法及び本条例の関連規定に従って中国を指定する領域指定出願を審査し、決定を下し、国際事務局に通知する。商標局が拒絶期間内に拒絶又は一部を拒絶する旨の通知を送付しなかった場合、当該領域指定出願は承認されたものとみなす。

第四十三条 中国を指定する領域指定出願人は、立体的図形、色彩の組合せ、音声標識を商標として保護するか、又は団体商標、証明商標として保護を要求する場合、同商標が国際事務局の国際登録簿に登録された日から3ヶ月以内に、法に従って設立した商標代理機構を通じて、商標局に本条例第十三条に規定される関連資料を提出しなければならない。上記期間内に関連資料を提出しなかった場合、商標局は当該領域指定出願を拒絶する。

第四十四条 世界知的所有権機関は、商標国際登録の関連事項を公告する。商標局は、

別途公告しない。

第四十五条 中国を指定する領域指定出願に対し、世界知的所有権機関の「国際商標公報」が出版された翌月の1日から3ヶ月以内に、商標法第三十三条に規定される条件を満たす異議申立人は、商標局に異議申立てを提出することができる。

商標局は、拒絶期間内に、異議申立ての関連状況を拒絶決定の形で国際事務局に通知する。

被異議申立人は、国際事務局から転送された拒絶通知書を受け取った日から30日以内に答弁することができる。答弁書及び関連証拠資料は、法に従って設立した商標代理機構を通じて提出しなければならない。

第四十六条 中国で保護を取得した国際登録商標の有効期間は、国際登録日又は後に指定する日から起算する。有効期間が満了する前に、登録人は、国際局に更新を請求することができる。有効期間内に更新を請求しない場合、6ヶ月の猶予期間を与えることができる。商標局は、国際局の更新通知を受け取った後、法に基づいて審査を行う。国際局が更新しない旨通知した場合、当該国際登録商標を抹消する。

第四十七条 中国を指定する領域指定出願の譲渡手続を行う場合、譲受人は締約国に真実で有効な営業所を有するか、締約国に住所を有するか、又は締約国の国民でなければならない。

譲渡人は、その同一又は類似する商品若しくは役務について登録した同一又は類似する商標を一括して譲渡しなかった場合、商標局は国際商標登録人に、通知を出した日から3ヶ月以内に補正するよう通知する。期間満了しても補正しておらず、又は譲渡により混同又はその他の悪い影響をきたすおそれがある場合、商標局は、当該譲渡が中国において無効である旨の決定を出し、国際事務局に声明する。

第四十八条 中国を指定する領域指定出願の減縮を行う際、減縮した後の商品又は役務が、中国の商品若しくは役務の分類に関する要件を満たさず、又はもとの指定商品若しくは役務の範囲を超えている場合には、商標局は、当該減縮が中国において無効である旨の決定を出し、国際事務局に声明する。

第四十九条 商標法第四十九条第二項に基づき、国際登録商標の取消しを請求する場合、当該商標国際登録出願の拒絶期間満了日から3年満了後に、商標局に請求しなければならない。拒絶期間の満了時においても、再審又は異議に係る手続期間中である場合、商標局又は商標評審委員会による登録を認める決定の発効日より3年満了後に、商標局に申請しなければならない。

商標法第四十四条第一項の規定に基づき、国際登録商標の無効宣告を請求する場合、同商標国際登録出願の拒絶期間の満了後に、商標評審委員会に請求しなければならない。拒絶期間満了時に、再審又は異議に係る手続きが拒絶された場合、商標局又は商標

評審委員会による登録を認める決定が発効した後、商標評審委員会に請求しなければならない。

商標法第四十五条第一項の規定に基づき、国際登録商標の無効宣告を請求する場合、同商標国際登録出願の拒絶期間が満了した日から5年以内に、商標評審委員会に請求しなければならない。拒絶期間満了時に、再審又は異議に係る手続きが拒絶された場合、商標局又は商標評審委員会による、登録を認める決定の発効日から5年以内に、商標評審委員会に請求しなければならない。悪意による登録については、馳名商標の所有者は、5年の時間制限を受けない。

第五十条 商標法及び本条例の以下の条項の規定は、商標国際登録に関する手続きに適用されない。

(一) 商標法第二十八条、第三十五条第一項に定める審査及び審理期間に関する規定

(二) 本条例第二十二条、第三十条第二項

(三) 商標法第四十二条及び本条例第三十一条に定める、商標譲渡は、譲渡人及び受讓人が共同で申請し、手続きを行うことに関する規定

第六章 商標審判

第五十一条 商標審判とは、商標評審委員会が商標法第三十四条、第三十五条、第四十四条、第四十五条、第五十四条の規定に基づき、商標紛争事項を審理することをいう。当事者が商標評審委員会に商標審判を請求するにあたって、明確な請求、事実、理由及び法的根拠がなければならず、関連証拠を提出しなければならない。

商標評審委員会は、事実に基づき、法に従って審判を行う。

第五十二条 商標評審委員会は、商標局の商標登録出願拒絶決定に不服がある再審事件を審理するにあたって、商標局の拒絶決定及び出願人が再審を請求した事実、理由、請求及び審判時の事実状態等を踏まえて審理を行わなければならない。

商標評審委員会は、商標局の商標登録出願拒絶決定に不服がある再審事件を審理するにあたって、出願商標が商標法第十条、第十一条、第十二条と第十六条第一項に規定する場合に該当し、商標局が上記条項に基づいて拒絶決定をしていない場合、上記条項に基づいて再審を求める請求を拒絶する決定を下すことができる。商標評審委員会は、再審決定を下す前に、出願人の意見を聴取しなければならない。

第五十三条 商標評審委員会は、商標局の不登録決定に不服がある再審事件を審理するにあたって、登録を認めない商標局の決定及び出願人が再審を申立てた事実、理由及び異議申立人が提出した意見について審理を行わなければならない。

商標評審委員会は、商標局の不登録決定に不服がある再審事件を審理するにあたって、異議申立人に参加し、意見を提出するよう通知しなければならない。異議申立人の意見が事件の審理結果に実質的に影響する場合、審判の理由とすることができる。異議申立人が参加せず、又は意見を提出しなかった場合、事件の審理に影響しない。

第五十四条 商標評審委員会は、商標法第四十四条、第四十五条に基づいて登録商標の無効宣告を請求する事件を審理するにあたって、当事者の請求と答弁した事実、理由及び請求について審理を行わなければならない。

第五十五条 商標評審委員会は、商標局が商標法第四十四条第一項の規定に基づき下した登録商標無効宣告決定に不服がある再審事件を審理するにあたって、商標局の決定及び申立人が再審を請求した事実、理由及び請求について審理を行わなければならない。

第五十六条 商標評審委員会は、商標局が商標法第四十九条の規定に基づき下した登録商標取消決定又は維持決定に不服がある再審事件を審理するにあたって、商標局が登録商標取消決定又は維持決定を下す際、及び当事者が再審を請求した際に依拠した事実、理由及び請求について審理を行わなければならない。

第五十七条 商標審判を請求する場合、商標評審委員会に請求書を提出し、同時に相手側当事者の数に相応する部数の副本を提出しなければならない。商標局の決定書に基づき再審を請求する場合、同時に商標局の決定書副本を提出しなければならない。

商標評審委員会は、請求書を受け取った後、審査を経て、受理条件を満たしたものは受理し、受理条件を満たさなかったものは受理せず、書面によりその旨を請求人に通知し、理由を説明する。補正する必要がある場合、請求人に対して、通知書を受け取った日から30日以内に補正するよう通知する。補正しても規定を満たさない場合、商標評審委員会はこれを受理せず、書面により請求人にその旨を通知し、理由を説明する。期間内に補正しなかった場合、請求を取り下げたものとみなし、商標評審委員会は書面によりその旨を請求人に通知しなければならない。

商標評審委員会は、商標審判の請求を受理した後に、受理条件を満たさないことを発見した場合、これを拒絶し、書面により請求人にその旨を通知し、理由を説明する。

第五十八条 商標評審委員会は、商標審判の請求を受理した後、適時に請求書副本を相手側当事者に送付し、請求書副本を受け取った日から30日以内に答弁するよう要求する。期間内に答弁しなかった場合であっても、商標評審委員会の審判は妨げられない。

第五十九条 当事者は審判の請求を提出した後又は答弁した後に、関係証拠を補充する必要がある場合、請求書又は答弁書にその旨を声明し、請求書又は答弁書を提出した日から3ヶ月以内に提出しなければならない。期間内に提出しなかった場合、関係証拠の補充を放棄したものとみなす。ただし、期間満了後に発生した証拠、又は当事者に期間満了前に提出できないその他の正当な理由がある証拠については、期間満了後に提出した場合、商標評審委員会は証拠を相手側当事者に提示し、かつ、反対尋問を経てそれ

を採用することができる。

第六十条 商標評審委員会は当事者の要求に応じて、又は情状により、審判の請求に対して口頭審理を行うことができる。

商標評審委員会は、審判の請求について口頭審理を行うことを決定した場合、口頭審理の15日前までに書面により当事者に通知し、口頭審理の期日、場所及び審判官を知らせる。当事者は通知書に指定された期間内に回答しなければならない。

申立人が回答もせず口頭審理にも参加しなかった場合、審判の請求を取り下げたとみなし、商標評審委員会は書面により請求人にその旨を通知する。被請求人が回答もせず口頭審理にも参加しなかった場合、商標評審委員会は欠席のまま審理を行うことができる。

第六十一条 請求人は、商標評審委員会が決定、裁定を下す前に、書面により商標評審委員会に請求の取下げを要求し、理由を説明することができる。商標評審委員会が取下げを認めた場合、審判手続は終結する。

第六十二条 請求人が商標審判の請求を取り下げた場合、同じ事実又は理由により再び審判を請求することはできない。商標評審委員会は商標審判の請求に対し、既に裁定又は決定を下した場合、何人も同じ事実又は理由により再び審判を請求することはできない。ただし、不登録再審手続を経て登録を許可された後に、商標評審委員会に登録商標の無効宣告を請求する場合は除く。

第七章 商標使用の管理

第六十三条 登録商標を使用する場合、商品、商品の包装、説明書又はその他の付随するものに「登録商標」又は登録マークを表記することができる。

登録マークにはⓈと®が含まれる。登録マークを使用する場合、商標の右上又は右下に表記しなければならない。

第六十四条 「商標登録証」を紛失し又は破損した場合、商標局に「商標登録証」再交付申請書を提出しなければならない。「商標登録証」を紛失した場合、「商標公告」に紛失声明を掲載しなければならない。破損した「商標登録証」は、再交付申請を提出すると同時に、商標局に返却しなければならない。

商標登録人は、商標局による商標変更、譲渡、更新証明の再交付、商標登録証明の発行を必要とする場合、又は商標出願人は、優先権証明書類の発行を必要とする場合、商標局に相応の申請書を提出しなければならない。要求を満たした場合、商標局は承認した後に相応の証明を交付する。要求を満たさない場合、商標局は承認せず、その旨を申請人に通知し、理由を知らせる。

「商標登録証」又はその他の商標証明書類を偽造又は変造した場合、刑法の国家機関証明文書偽造、変造罪又はその他の罪に対する規定に基づき、法により刑事責任を追及する。

第六十五条 商標法第四十九条における「登録商標がその指定商品の通用名称になっている」という事情がある場合、如何なる組織又は個人も商標局に該登録商標の取消しを請求することができ、請求する際には、証拠資料を送付しなければならない。商標局は受理した後、商標登録人に通知し、通知を受け取った日から2ヶ月以内に答弁を行うよう要求しなければならない。期間内に答弁しなかった場合であっても、商標局の決定は妨げられない。

第六十六条 商標法第四十九条における「正当な理由なく3年間連続して登録商標を使用しなかった」行為がある場合、如何なる組織又は個人も商標局に、その登録商標の取消しを請求することができ、請求する際には関連する状況を説明しなければならない。商標局は受理後、商標登録人に対して、通知を受け取った日から2ヶ月以内に、当該商標の取消請求が提出される前に使用された証拠資料を提出するか、又は不使用の正当な理由を説明するよう通知しなければならない。期間内に使用の証拠資料を提出せず、又は証明資料が無効で、かつ、不使用の正当な理由がない場合には、商標局はその登録商標を取り消す。

前項にいう商標の使用の証拠資料には、商標登録人が登録商標を使用する場合の証拠資料と商標登録人が他人に登録商標の使用を許諾した場合の証拠資料が含まれる。

正当な理由なく3年連続で不使用であることを理由に登録商標の取消しを請求する場合、その登録商標の登録公告の日から満3年後に請求しなければならない。

第六十七条 下記のいずれかの事情がある場合、商標法第四十九条に規定される正当な理由に該当する。

- (一) 不可抗力
- (二) 政府政策による制限
- (三) 破産清算
- (四) 商標登録者に帰責できないその他の正当な事由

第六十八条 商標局、商標評審委員会が取り消した又は無効宣告した登録商標について、取消し又は無効宣告の理由が一部の指定商品に限った場合、当該一部の指定商品に使用する商標登録を取り消す又は無効宣告する。

第六十九条 他人にその登録商標の使用を許諾する場合、許諾者は許諾契約の有効期間内に商標局に届け出、届出資料を送付しなければならない。届出資料は、登録商標使

用許諾者、被許諾者、許諾期間、使用許諾商品又は役務の範囲等の事項を説明しなければならない。

第七十条 商標登録専用権に質権を設定する場合、質権設定者と質権者は書面による質権契約を締結し、共同で商標局に質権登記申請を提出しなければならない。商標局はそれを公告する。

第七十一条 商標法第四十三条第二項の規定に違反した場合、工商行政管理部門は、期限を定め是正を命じる。期限を過ぎても是正しなかった場合、販売を差し止める。販売差し止めを拒絶した場合、10万元以下の罰金を科する。

第七十二条 商標権保有者は、商標法第十三条の規定に基づき、馳名商標の保護を請求する場合、工商行政管理部門に請求することができる。商標局が商標法第十四条の規定に基づいて馳名商標と認定した場合、工商行政管理部門は、商標法第十三条の規定に違反する商標の使用行為を差し止め、商標標識を没収し、廃棄する。商標標識と商品が分割しがたい場合には、一括して没収し、廃棄する。

第七十三条 商標登録人がその登録商標の抹消、又はその登録商標の一部の指定商品における抹消を申請する場合、商標局に商標抹消請求書を提出し、もとの「商標登録証」を返納しなければならない。

商標登録人がその登録商標の抹消、又は登録商標における一部の指定商品の抹消を申請する場合、商標局が抹消を許可した後、当該商標権又は当該登録商標の指定商品における効力は、商標局がその抹消申請を受け取った日から失効する。

第七十四条 登録商標が取り消され、又は本条例第七十三条の規定に基づき抹消された場合、もとの「商標登録証」は失効し、それを公告する。一部の指定商品における当該商標の登録を取り消した場合、又は商標登録人が一部の指定商品における登録の抹消を申請した場合、改めて「商標登録証」を発行し、それを公告する。

第八章 商標権の保護

第七十五条 他人の商標専用権を侵害する、貯蔵、運送、郵送、印刷、隠匿、経営場所、インターネット商品取引のプラットフォーム等を提供することは、商標法第五十七条第六号にいう「便宜の提供」に該当する。

第七十六条 同一又は類似の商品に、他人の登録商標と同一又は類似の標章を商品名又は装飾として使用し、公衆の誤解を生じさせることは、「商標法」第五十七条第二号に規定される「商標権に関する侵害行為」に該当する。

第七十七条 商標権の侵害行為について、何人も工商行政管理部門に提訴又は告発することができる。

第七十八条 商標法第六十条に規定される違法経営額を計算するにあたり、以下を考慮することができる。

- (一) 権利侵害商品の販売価格
- (二) 未販売の権利侵害商品の表示価格
- (三) 権利侵害について精査した商品の実際の平均販売価格
- (四) 権利侵害を受けた商品の市場中間価格
- (五) 権利侵害により、権利侵害者が取得した営業収入
- (六) その他権利侵害商品の価値を合理的に計算できる要素

第七十九条 下記のいずれかの事情がある場合、商標法第六十条に規定する「当該商品を自己が合法的に取得したものであると証明する」ことに該当する。

- (一) 供給者が合法的に署名、押印した品物供給一覧表と代金領収書があり、かつ、調査を経て真実であると確認され、又は提供者が認めた場合
- (二) 売買双方が締結した仕入契約書があり、かつ、調査を経て確実に履行されたと確認された場合
- (三) 合法的な仕入送り状があり、かつ、送り状の記載事項が係争商品と対応している場合
- (四) 係争商品を合法的に取得したと証明できるその他の場合

第八十条 商標権侵害商品であると知らずに販売し、当該商品を自己が合法的に取得したと証明でき、かつ、提供者を説明した場合には、工商行政管理部門は、販売を差し止めるよう命じ、事件の状況を侵害商品提供者所在地の工商行政管理部門に通知する。

第八十一条 係争登録商標権の帰属が商標局、商標評審委員会による審理中、又は人民法院による訴訟中にあり、事件の結果が事件の性質に影響を及ぼしうる場合、商標法第六十二条第三項における「商標権の帰属に争議がある」ことに該当する。

第八十二条 商標権侵害を摘発するにあたり、工商行政管理部門は、権利者に対して係争商品が権利者により生産された製品か、又は生産を許諾された製品かどうかを鑑定するよう要求することができる。

第九章 商標代理

第八十三条 商標法にいう商標代理とは、委託人の委託を受けて、委託人の名義で商標登録出願、商標審判又はその他商標関連手続を行うことをいう。

第八十四条 商標法にいう商標代理機構には、工商行政管理部門の登記を経て商標代理業務に従事するサービス機構と商標代理業務に従事する弁護士事務所が含まれる。商標代理機構は、商標局、商標評審委員会の所管する商標代理業務に従事する場合、下記の規定に基づいて商標局に届け出を行わなければならない。

(一) 工商行政管理部門の登記証明書類又は司法行政部門が法律事務所の設立を許可した証明書類を提出して認証を受け、その写しを保管すること

(二) 商標代理機構の名称、住所、責任者、連絡先等の基本情報を届け出ること

(三) 商標代理に従事する人員のリスト及び連絡先を届け出ること

工商行政管理部門は、商標代理機構の信用記録を作成しなければならない。商標代理機構が商標法又は本条例の規定に違反した場合には、商標局又は商標評審委員会はそれを公開通達し、その信用記録に記入する。

第八十五条 商標法にいう商標代理従業員とは、商標代理機構で商標代理業務に従事する職員を指す。

商標代理従業員は、個人の名義で自ら委託を受けてはならない。

第八十六条 商標代理機構は、商標局、商標評審委員会に関連出願書類を提出するにあたり、当該代理機構の公印を押し、商標代理従業員が署名しなければならない。

第八十七条 商標代理機構がその代理サービス以外のその他の商標に関する登録出願又は譲受申請を行う場合、商標局はそれを受理しない。

第八十八条 下記のいずれかの事情がある場合、商標法第六十八条第一項第(二)号にいう「その他の不正手段により商標代理市場の秩序を攪乱する」ことに該当する。

(一) 欺瞞、虚偽の宣伝、他人の誤解を招く、又は商業賄賂等の方式により顧客を誘致する場合

(二) 事実を隠し、虚偽の証拠を提供する場合、又は事実を隠し、虚偽の証拠を提供するよう他人を脅迫、誘導する場合

(三) 同一商標事件において、利益衝突のある双方当事者から委託を受ける場合

第八十九条 商標代理機構が商標法第六十八条に規定される行為を行った場合、行為

者所在地又は違法行為発生地の県級以上の工商行政管理部門はそれを摘発し、摘発状況を商標局に通知する。

第九十条 商標局、商標評審委員会は、商標法第六十八条の規定に基づいて商標代理機構の商標代理業務の受理を停止した場合、当該商標代理機構による商標代理業務の受理を6ヶ月以上ないし永久に停止する旨の決定を下すことができる。商標代理業務の受理を停止する期間が満了した後、商標局、商標評審委員会は受理を回復しなければならない。

商標局、商標評審委員会は、商標代理の受理停止又は受理回復を決定した場合、ウェブサイトにも公告しなければならない。

第九十一条 工商行政管理部門は、商標代理業界組織に対する監督と指導を強化しなければならない。

第十章 附則

第九十二条 1993年7月1日まで継続的に使用してきた役務商標は、同一又は類似する役務区分において既に登録された商標と同一又は類似する場合であっても、引き続き使用することを認める。ただし、1993年7月1日以降使用を3年以上中断したものは継続して使用してはならない。

商標局が新たに開放した商品又は役務を始めて受理する日まで継続的に使用してきた商標は、新たに開放した商品又は役務が同一又は類似する商品又は役務区分において既に登録された他人の同一又は類似する商標がある場合、引き続き使用することを認める。ただし、初めて受理した日以降使用を3年以上中断したものは継続して使用してはならない。

第九十三条 商標登録用の商品及び役務分類表は、商標局が制定し、公布する。

商標登録出願又はその他の商標関連手続の書式は、商標局、商標評審委員会が制定し、公布する。

商標評審委員会の評審規則は、国务院工商行政管理部門が制定し、公布する。

第九十四条 商標局は、「商標登録簿」を設け、登録商標及び関係登録事項を記載する。

第九十五条 「商標登録証」及び関連証明は、権利者が商標権を有する証書である。「商標登録証」に記載される登録事項は、「商標登録簿」と一致しなければならない。記載が一致しない場合には、明らかに「商標登録簿」に誤りがあると証明する証拠がある場合を除き、「商標登録簿」に準ずる。

第九十六条 商標局は「商標公告」を公布し、商標登録及びその他の関係事項を掲載する。

「商標公告」は、紙媒体又は電子方式により公布する。

送達公告を除き、公布日からは、社会公衆が既に公告内容を知っており又は知るべきであったとみなす。

第九十七条 商標登録出願又はその他の商標関連手続を行う場合には、費用を納付しなければならない。費用納付の項目と基準は、国务院財政部門、国务院価格主管部門がそれぞれ制定する。

第九十八条 本条例は、2014年5月1日より施行する。

出所：

中華人民共和国中央政府ネット

http://www.gov.cn/zhengce/2014-04/30/content_2670953.htm

(4) 馳名商標認定保護規定

国家工商行政管理総局令

第66号

「馳名商標の認定と保護に関する規定」は国家工商行政管理総局局務会議の審議で可決した。ここに公表し、公表日より30日後に施行する。

張茅局長

2014年7月3日

馳名商標の認定と保護に関する規定

(2014年7月3日国家工商行政管理総局令第66号により公表)

第一条 馳名商標の認定業務を規範化し、馳名商標の保有者の合法的權益を保護するために、「中華人民共和国商標法」(以下「商標法」という。)、**「中華人民共和国商標法実施条例」**(以下「実施条例」という。)に基づき、本規定を制定する。

第二条 馳名商標は、中国において関連する公衆に熟知される商標である。

関連する公衆とは、商標で表示されるある種類の商品又は役務を使用する消費者、同商品を生産し又は同役務を提供するその他の経営者、並びに取次販売ルートに係る販売者と関係者等を含む。

第三条 商標局、商標評審委員会は、当事者の申請と案件審査・処理の必要に基づき、商標登録審査、商標争議処理及び工商行政管理部門による商標違法摘発事件における馳名商標の認定と保護に責任を負う。

第四条 馳名商標の認定は、案件ごとの個別認定、受動的保護という原則に従う。

第五条 当事者は、商標法第三十三条の規定により商標局に異議を申し立て、かつ商標法第十三条の規定により馳名商標保護を請求する場合、商標局に書面による馳名商標保護を請求し、その商標が馳名商標を構成することを証明する証拠資料を提出することができる。

第六条 当事者は、商標不登録審判案件及び無効宣告請求案件において、商標法第十三条の規定により馳名商標の保護を請求する場合、商標評審委員会に書面による馳名商標保護を請求し、その商標が馳名商標を構成することを証明する証拠資料を提出することができる。

第七条 馳名商標の保護にかかわる商標違法事件は、市（地、州）級以上の工商行政管理部門が管轄する。当事者は、工商行政管理部門に商標違法行為の摘発を請求し、かつ商標法第十三条の規定により馳名商標の保護を請求する場合、違法行為発生地（市（地、州）級以上の工商行政管理部門に苦情を申し立て、書面による馳名商標保護を請求し、その商標が馳名商標を構成することを証明する証拠資料を提出することができる。

第八条 当事者は、馳名商標の保護の請求にあたって、誠実信用の原則に従い、事実及び提出する証拠資料の真実性について責任を負わなければならない。

第九条 以下に掲げる資料は、商標法第十四条第一項の規定に合致することを証明する証拠資料とすることができる。

(一) 関連する公衆の当該商標に対する認知度を証明する資料。

(二) 当該商標の持続的な使用期間を証明する資料。例えば、当該商標の使用、登録の履歴と範囲を証明する資料。当該商標が未登録商標である場合、その持続的な使用期間が5年を下回らないことを証明する資料を提供しなければならない。当該商標が登録商標である場合、その登録期間が3年を下回らない、又は持続的な使用期間が5年を下回らないことを証明する資料を提供しなければならない。

(三) 当該商標のあらゆる宣伝業務の持続期間、程度及び地理的範囲を証明する資料。例えば、過去3年間の広告宣伝と販売促進活動の方法、地域範囲、広告媒体の種類及び広告宣伝費等の資料。

(四) 当該商標が中国又は他の国・地域で馳名商標として保護されたことを証明する資料。

(五) 当該商標が馳名であることを証明するその他の証拠資料。例えば、当該商標を使用した主要商品の過去3年間の販売収入、市場シェア、純利益、納税額、販売地域等の資料。

前項にいう「3年間」、「5年間」とは、被異議申立商標の登録出願日、被無効宣告請求商標の登録出願日以前の3年間、5年間と、商標違法摘発事件においては、馳名商標保護の請求の申立日以前の3年間、5年間をいう。

第十条 当事者は、本規定の第五条、第六条の規定により馳名商標保護の請求を申し立てた場合、商標局、商標評審委員会は、商標法第三十五条、第三十七条、第四十五条に定められる期限内に、速やかに処理しなければならない。

第十一条 当事者は、本規定第七条の規定により工商行政管理部門に商標違法行為の摘発を請求する場合、工商行政管理部門は苦情申立資料を審査し、「工商行政管理機関行政処罰手続きの規定」の関連規定により立件するかどうかを決定しなければならない。立件が決定される場合、工商行政管理部門は、当事者から提出される馳名商標保護の請求及び関連証拠資料が、商標法第十三条、第十四条、実施条例第三条及び本規定第九条の規定に合致するものかどうかについて基本的な確認、審査を行わなければならない。基本的な審査の結果、規定に合致している場合、立件した日より30日以内に、馳名商標の認定伺いと案件資料の副本を併せて上級の工商行政管理部門に報告、送付しなければならない。審査した結果、規定に合致しない場合、「工商行政管理機関行政処罰手続きの規定」の規定により、速やかに処理しなければならない。

第十二条 省（自治区、直轄市）の工商行政管理部門は、本管轄区域内の市（地、州）級の工商行政管理部門が報告・送付した馳名商標の認定に関する資料が、商標法第十三条、第十四条、実施条例第三条及び本規定第九条の規定に合致するものかどうかについて確認、審査しなければならない。確認・審査した結果、規定に合致している場合、馳名商標の認定に関する資料を受領した日より30日以内に、馳名商標の認定伺いと案件資料の副本を併せて商標局に報告、送付しなければならない。審査した結果、規定に合致しない場合、関連資料を当初の立件機関に差し戻し、「工商行政管理機関行政処罰手続きの規定」の規定により速やかに処理させなければならない。

第十三条 商標局、商標評審委員会は、馳名商標の認定にあたって、商標法第十四条第一項と本規定第九条に記載する各要件を総合的に考慮しなければならない。ただし、全ての要件を満たすことが前提ではない。

商標局、商標評審委員会が馳名商標の認定にあたって、地方の工商行政管理部門による関係状況の確認が必要な場合、関連の地方工商行政管理部門は協力をしなければならない。

第十四条 商標局は、省（自治区、直轄市）の工商行政管理部門が報告、送付した馳名商標の認定に関する資料を審査した結果、馳名商標を構成すると認定した場合、伺いを報告、送付した省（自治区、直轄市）の工商行政管理部門に対し、認定の回答を行わなければならない。

立件した工商行政管理部門は、商標局が認定の回答を行った日より60日以内に、法により処理し、行政処罰決定書の写しを所在地の省（自治区、直轄市）の工商行政管理部門に送付しなければならない。省（自治区、直轄市）の工商行政管理部門は、行政処罰決定書の写しを受領した日より30日以内に、事件の処理状況及び行政処罰決定書の副本を商標局に報告、送付しなければならない。

第十五条 各級の工商行政管理部門は、商標登録と管理の業務において、馳名商標に対する保護を強化し、権利者と消費者の合法的權益を保護しなければならない。商標違法行為が犯罪に及ぶ場合、事件を速やかに司法機関に移送しなければならない。

第十六条 商標登録審査、商標争議処理及び工商行政管理部門による商標違法摘発事件において、当事者は、商標法第十三条の規定により馳名商標の保護を請求する場合、当該商標がわが国で馳名商標として保護された記録を提供することができる。

当事者の請求する馳名商標の保護範囲が馳名商標として保護された範囲と基本的に同様であって、かつ、相手当事者が当該商標の馳名性について異議がない、又は異議があるが、異議の理由と提供している証拠では該異議が成り立たない場合には、商標局、商標評審委員会、商標違法事件立件部門は、当該保護記録に基づき、関連証拠と結び付けて、該商標に馳名商標保護を与えることができる。

第十七条 商標違法事件において、当事者が事件において虚偽を弄し又は虚偽の証拠資料を提供する等不正な手段で、馳名商標の保護を騙し取った場合、商標局は、係争商標について既に行われた認定を取り消すとともに、馳名商標の認定伺いを報告、送付してきた省（自治区、直轄市）の工商行政管理部門に通知する。

第十八条 地方の工商行政管理部門は、本規定第十一条、第十二条の規定に違反して馳名商標の認定に関する資料への確認・審査の職責を履行せず、又は本規定第十三条第二項の規定に違反して協力せず若しくは確認の職責を履行せず、又は本規定第十四条第二項の規定に違反して期限を過ぎても商標違法事件を処理せず若しくは処理の状況を報告、送付しなかった場合、一級上の工商行政管理部門は、通達を行い、是正を命ずる。

第十九条 各級の工商行政管理部門は、馳名商標認定業務に係る監督検査制度を構築し、健全化させなければならない。

第二十条 馳名商標の認定・保護業務に関与する職員は、職務を怠り、職権を濫用し、情実にとらわれて不正行為を行い、馳名商標の認定を違法に行い、当事者から財物を受け取り、不正な利益をむさぼったときは、関連規定により処理する。

第二十一条 本規定は、公表日から30日後に施行する。2003年4月17日付
で国家工商行政管理総局が公表した「馳名商標の認定と保護に関する規定」は同時に廃
止する。

出所：国家工商行政管理総局ウェブサイト

http://www.saic.gov.cn/zcfg/xzgzjgfwj/fgs/201407/t20140710_146643.html

(5) 商標評審規則

国家工商行政管理総局令

第65号

「商標評審規則」は国家工商行政管理総局の局務会議の審議を経て可決されたので、ここに公布する。2014年6月1日から施行する。

局長 張茅

2014年5月28日

商標評審規則

(1995年11月2日に国家工商行政管理局第37号令にて公布
2002年9月17日付国家工商行政管理総局令第3号に基づき第1回目の改訂を実施
2005年9月26日付国家工商行政管理総局令第20号に基づき2回目の改訂を実施
2014年5月28日付国家工商行政管理総局令第65号に基づき3回目の改訂を実施)

第一章 総則

第一条 商標審判手続を規範化するために、「中華人民共和国商標法」(以下「商標法」という。)及び「中華人民共和国商標法実施条例」(以下「実施条例」という。)に基づき、本規則を制定する。

第二条 商標法及び実施条例の規定に基づき、国家工商行政管理総局商標評審委員会(以下「商標評審委員会」という。)は、次の各号に掲げる商標審判案件を処理する。

(一) 国家工商行政管理総局商標局(以下「商標局」という。)の商標登録出願拒絶決定に不服があり、商標法第三十四条の規定に基づいて審判を請求する案件。

(二) 商標局の不登録決定に不服があり、商標法第三十五条第三項の規定に基づいて審判を請求する案件。

(三) 登録済みの商標に対し、商標法第四十四条第一項、第四十五条第一項の規定に基づいて無効宣告を請求する案件。

(四) 商標局の登録商標無効宣告決定に不服があり、商標法第四十四条第二項の規定に基づいて審判を請求する案件。

(五) 商標局の登録商標取消決定又は不取消決定に不服があり、商標法第五十四条の規定に基づいて審判を請求する案件。

商標審判手続において、前項第（一）号にいう審判請求商標を「出願商標」と、第（二）号にいう審判請求商標を「被異議商標」と、第（三）号にいう無効宣告請求商標を「紛争商標」と、第（四）、（五）号にいう審判請求商標を「復審商標」と総称する。本規則において、前記商標はいずれも「評審商標」と総称する。

第三条 当事者が商標審判活動に参加する場合、書面又はデータ電文方式により行うことができる。

データ電文方式による場合の具体的な方法は、商標評審委員会が別途制定する。

第四条 商標評審委員会は、商標審判案件を審理するに当たって書面審理を採用するが、実施条例第六十条の規定に基づいて口頭審理を行う場合は、この限りではない。

口頭審理の具体的な方法は、商標評審委員会が別途制定する。

第五条 商標評審委員会が商標法、実施条例及び本規則に基づいて下した決定、裁定は、書面又は電子文書により関係当事者に送達し、かつその理由を説明しなければならない。

第六条 本規則に別途規定がある場合を除き、商標評審委員会は商標審判案件を審理するに当たって合議制を採用し、三名以上の奇数による商標審判官が合議体を結成して審理を行う。

合議体が案件を審理するに当たって、多数決の原則に従う。

第七条 当事者又は利害関係人が実施条例第七条の規定に基づいて商標審判官の忌避を申し立てる場合、書面によって行い、その理由を説明しなければならない。

第八条 商標審判期間中に、当事者は法によってその商標権又は商標審判に係る権利を処分する権利を有する。社会公共の利益、第三者の権利を損なわないことを前提に、当事者間において、自己により又は調停を経て書面にて和解に合意することができる。

当事者が和解に合意した案件については、商標評審委員会が結審することができるほか、決定又は裁定を下すこともできる。

第九条 商標審判案件の共同請求人及び共有商標の当事者が商標審判事項を行うに当たって、実施条例第十六条第一項の規定に基づき一人の代表者を決定しなければならない。

代表者が審判に参加する行為は、その代表する当事者に効力が及ぶが、代表者が審判請求を変更、放棄する又は相手方当事者の審判請求を認める場合には、代表される当事者の書面による授権を受けなければならない。

商標評審委員会の書類は、代表者に送達しなければならない。

第十条 外国人又は外国企業は商標審判事項を行うに当たって、中国に恒常的な住所又は営業所がある場合には、法により設立された商標代理機構にそれらの事項の処理を委託することができ、また、直接行うこともできる。中国に恒常的な住所又は営業所が

ない場合には、法により設立された商標代理機構にそれらの事項の処理を委託しなければならない。

第十一条 代理権限に変更が生じる、代理関係が解除される又は代理人が変更される場合には、当事者は速やかに書面にて商標評審委員会に通知しなければならない。

第十二条 当事者及びその代理人は、その案件に関連する資料の閲覧を申請することができる。

第二章 請求と受理

第十三条 商標審判を請求するには、次の各号に掲げる条件を満たさなければならない。

- (一) 請求人が適法な主体資格を有すること
- (二) 法定期限内に提出すること
- (三) 商標評審委員会の審判範囲に属すること
- (四) 規定に合致する請求書及び関連資料を法に基づき提出すること
- (五) 明確な審判請求、事実、理由と法的根拠があること
- (六) 法に基づき審判費用を納付すること

第十四条 商標審判を請求するには、商標評審委員会に請求書を提出しなければならない。被請求人がいる場合、被請求人の人数に応じた部数の副本を提出しなければならない。審判を受ける商標が譲渡、移転、変更され、商標局に出願したがまだ許可、公告されていない場合には、当事者は相応の証明文書を提出しなければならない。商標局の決定書を元に審判を請求する場合、さらに商標局の決定書も添付しなければならない。

第十五条 請求書には、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。

(一) 請求人の名称、あて先住所、連絡担当者及び電話番号。審判請求に被請求人がいる場合には、被請求人の名称、住所を記載しなければならない。商標代理機構に商標審判事項の処理を委託する場合、さらに商標代理機構の名称、住所、連絡担当者及び電話番号を記載しなければならない。

(二) 審判商標及びその出願番号又は初歩査定番号、登録番号と同商標を掲載した『商標公告』の号数。

(三) 明確な審判請求とその根拠となる事実、理由及び法的根拠。

第十六条 商標審判請求が本規則第十三条第(一)、(二)、(三)、(六)号に規定される条件のいずれかに合致しない場合には、商標評審委員会は、それを受理せず、書面にてその旨を請求人に通知し、かつその理由を説明する。

第十七条 商標審判請求が本規則第十三条第(四)、(五)号に規定される条件のいずれかに合致しない、又は実施条例、本規則の規定にしたがって関係証明書類を提出していない、又は補正を要するその他の事情がある場合には、商標評審委員会は請求人に補

正通知を送付しなければならない。請求人は補正通知を受け取った日から30日以内に補正しなければならない。

補正後も規定を満たさない場合、商標評審委員会はそれを受理せず、書面にてその旨を請求人に通知し、かつその理由を説明する。定めた期限内に補正しなかった場合には、実施条例第五十七条の規定により、請求人が審判請求を取り下げたものとみなし、商標評審委員会は、書面にて請求人に通知しなければならない。

第十八条 商標審判請求が審査を経て受理条件に合致した場合、商標評審委員会は、30日以内に請求人に「受理通知書」を発送しなければならない。

第十九条 商標評審委員会が既に受理した商標審判請求が次の各号のいずれかに該当する場合には、受理要件に合致しないことから、実施条例第五十七条の規定によりそれを却下しなければならない。

(一) 実施条例第六十二条の規定に違反し、請求人が商標審判請求を取り下げた後、また同一の事実と理由をもって審判請求を再度提出する場合。

(二) 実施条例第六十二条の規定に違反し、商標評審委員会が既に下した裁定又は決定について、同一の事実又は理由をもって審判請求を再度提出する場合。

(三) 受理条件に合致しないその他の場合。

不登録決定審判手続を経て登録を許可された商標について登録商標無効宣告を請求する場合には、前項第(二)号の規定を適用しない。

商標評審委員会は商標審判請求を却下する場合、書面にてその旨を請求人に通知し、かつその理由を説明しなければならない。

第二十条 当事者は審判活動に参加するに当たって、相手当事者の人数に応じた部数の請求書、答弁書、意見書、尋問意見及び証拠資料副本を提出しなければならない。副本の内容は正本の内容と同一でなければならない。前記要求に合致せず、かつ補正後も要求に合致しない場合には、本規則第十七条第二項の規定により、その審判請求を受理しない又は関連資料を提出していないものとみなす。

第二十一条 審判請求に被請求人がいる場合、商標評審委員会は、それを受理した後、速やかに請求書副本及び関係証拠資料を被請求人に送達しなければならない。被請求人は、請求資料を受け取った日から30日以内に、商標評審委員会に答弁書及びその副本を提出しなければならない。定めた期限内に答弁しなかった場合には、商標評審委員会の審判に影響を及ぼさない。

商標評審委員会は商標局の不登録決定に不服がある審判案件を審理するに当たって、元の異議申立人に参加の上、意見を提出するよう通知しなければならない。元の異議申立人は、請求資料を受け取った日から30日以内に、商標評審委員会に意見書及びその副本を提出しなければならない。定めた期限内に意見を提出しなかった場合には、案件の審理に影響を及ぼさない。

第二十二条 被請求人が答弁に参加する場合、及び元の異議申立人が不登録審判手続に参加する場合には、適法な主体資格を有していなければならない。

商標審判答弁書、意見書及び関係証拠資料は、所定の書式と要件にしたがって記入、提示されなければならない。

第二項の規定を満たさない又は補正を要するその他の事情がある場合、商標評審委員会は、被請求人又は元の異議申立人に補正通知を出す。被請求人又は元の異議申立人は、補正通知を受け取った日から30日以内に補正しなければならない。補正後も規定を満たさない又は法定期限内に補正しなかった場合には、答弁しなかった又は意見を提出しなかったものとみなし、商標評審委員会の審判に影響を及ぼさない。

第二十三条 当事者が、審判請求を提出した後又は答弁した後に関係証拠資料を補充する必要がある場合、請求書又は答弁書にその旨を声明し、請求書又は答弁書を提出した日から3ヶ月以内一括して提出しなければならない。請求書又は答弁書にその旨を声明しなかった又は期限内に提出しなかった場合には、証拠資料の補充を放棄したものとみなす。ただし、期間満了後に形成された証拠又は当事者がその他の正当な理由があつて期限内に提出できなかった証拠を期間満了後に提出した場合には、商標評審委員会が証拠を相手方当事者に渡して尋問を経て、採用することができる。

当事者が法定期限内に提出した証拠資料について、相手方当事者がいる場合、商標評審委員会は、その証拠資料の副本を相手方当事者に送達しなければならない。当事者は証拠資料の副本を受け取った日から30日以内に尋問を行わなければならない。

第二十四条 当事者は、その提出する証拠資料について逐一分類し、番号を付け、目録リストを作成し、証拠資料の出所、証明しようとする具体的な事実について簡潔に説明し、署名の上押印しなければならない。

商標評審委員会は、当事者が提出した証拠資料を受け取った後、目録リストに照らし、証拠資料を照合し、担当者が受取書に署名した上で、その提出日を明記しなければならない。

第二十五条 当事者の名称又はあて先住所等の事項に変更があつた場合、速やかに商標評審委員会に通知し、必要に応じて相応の証明書類を提出しなければならない。

第二十六条 商標審判手続において、当事者の商標が譲渡、移転された場合には、譲受人又は承継人は、速やかに書面にて「関係主体の地位を受継ぐ」旨声明し、その後の審判手続に参加し、相応の審判結果に責任を有する。

書面にて声明しなかったが審判案件の審理に影響しない場合、商標評審委員会は、譲受人又は承継人を当事者として、決定又は裁定を下すことができる。

第三章 審理

第二十七条 商標評審委員会は、商標審判案件を審理するに当たって、合議制を採用する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、商標審判官1名が単独で審判を行うことができる。

(一) 商標法第三十条と第三十一条にいう先行商標権利の抵触のみに係る案件であつて、審判時に権利の抵触が既に取り除かれた場合。

- (二) 取消又は無効宣告を請求された商標が既に専用権を失った場合。
- (三) 本規則第三十二条の規定により結審しなければならない場合。
- (四) その他の単独で審判できる案件の場合。

第二十八条 当事者又は利害関係人が実施条例第七条と本規則第七条の規定に基づいて商標審判官に対し忌避を申し立てた場合、忌避を申し立てられた審判官は、商標評審委員会が忌避するかどうかの決定を下すまで、本案件の審理に参加することを一時停止しなければならない。

商標評審委員会が決定、裁定を下した後に当事者又は利害関係人の忌避申立を受け取った場合には、審判決定、裁定の有効性に影響を及ぼさない。ただし、審判官に確かに回避すべき事情がある場合には、商標評審委員会は法に基づき処理しなければならない。

第二十九条 商標評審委員会は、商標審判案件を審理するに当たって、実施条例第五十二条、第五十三条、第五十四条、第五十五条、第五十六条の規定によって審理しなければならない。

第三十条 不登録審判手続を経て登録査定を受けた商標について、元の異議申立人が商標評審委員会に無効宣告を請求した場合、商標評審委員会は別途合議体を結成して審理しなければならない。

第三十一条 商標法第三十五条第四項、第四十五条第三項と実施条例第十一条第(五)号の規定に基づいて、先行権利案件の審理結果を待つ必要がある場合には、商標評審委員会はしばらく当該商標審判案件の審理を見合わせるよう決定を下すことができる。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する場合、審判を終了し、結審する。

(一) 請求人が死亡した、又は終止した後に相続人がいない、又は相続人が審判権を放棄した場合。

(二) 請求人が審判請求を取り下げた場合。

(三) 当事者が自己により又は調停を経て合意して結審できる場合。

(四) 審判を終了すべきその他の場合。

商標評審委員会が結審する場合には、書面にて関係当事者に通知し、その理由を説明しなければならない。

第三十三条 合議体は、案件を審理するに当たって、合議の議事録を作成し、合議体の構成員による署名を要する。合議体の構成員に異なる意見がある場合には、如実に合議の議事録に記載しなければならない。

審理を経て結審される案件について、商標評審委員会は法により決定、裁定を下す。

第三十四条 商標評審委員会が下す決定、裁定には、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。

(一) 当事者の審判請求、紛争の事実、理由と証拠。

(二) 決定又は裁定により認定された事実、理由と適用される法的根拠。

- (三) 決定又は裁定の結論。
- (四) 当事者が選択できる後続手続及び期限。
- (五) 決定、裁定を下した日付。

決定、裁定には合議体の構成員による署名の上、商標評審委員会の印が押される。

第三十五条 当事者は商標評審委員会が下した決定、裁定を不服として人民法院に訴訟を提起する場合には、人民法院に訴状を提出すると同時に又は遅くとも15日以内に、商標評審委員会にその訴状の副本を送付するか、又は別途書面にて訴状の情報を通知しなければならない。

商標評審委員会が下した初歩査定又は登録査定決定を除き、商標評審委員会は、決定、裁定を発送した日から4ヶ月以内に人民法院からの応訴通知又は当事者が提出した訴状副本、書面による提訴通知を受け取らなかった場合、その決定、裁定を執行のために商標局に移送する。

商標評審委員会は当事者の訴状副本又は書面による提訴通知を受け取った日から4ヶ月以内に人民法院から応訴通知を受け取らなかった場合、かかる決定、裁定を執行のために商標局に移送する。

第三十六条 第一審行政訴訟手続において、商標審判の決定、裁定に引用された商標が既に先行権利を失ったことで、決定、裁定の事実認定、法律適用が変化した場合には、原告が訴訟を取り下げたことを前提に、商標評審委員会は、元の決定又は裁定を撤回し、新しい事実に基づいて、改めて商標審判の決定又は裁定を下すことができる。

商標審判の決定、裁定が当事者に送達された後、商標評審委員会は、それに誤記等実質的でない間違いを発見した場合、審判当事者に訂正通知書を送付して誤記を訂正することができる。

第三十七条 商標審判の決定、裁定が人民法院の発効判決により取消された場合、商標評審委員会は、改めて合議体を結成して、速やかに審理し、再審決定、裁定を下さなければならない。

再審手続において、商標評審委員会は、当事者が新たに提出した審判請求と法的根拠は再審範囲に入れない。当事者が補充として提出した、案件の審理結果に影響しうる証拠を採用することができ、相手方当事者がいる場合には、尋問のために相手方当事者に送達しなければならない。

第四章 証拠規則

第三十八条 当事者は、その提出した審判請求の根拠となる事実又は相手方の審判請求に反駁する根拠となる事実について、証拠を提出してそれを証明する責任がある。

証拠には、書証、物証、視聴覚資料、電子データ、証人証言、鑑定意見、当事者陳述等を含む。

証拠がない又は証拠によって当事者の事実主張を十分に証明できない場合、立証責任のある当事者がその不利な結果を負うものとする。

一方当事者が他方当事者の陳述した案件事実を明確に認めている場合、他方当事者は

立証する必要がない。ただし、商標評審委員会が立証する必要があると判断した場合には、この限りではない。

当事者が代理人に審判への参加を委託した場合、代理人による承認は当事者による承認とみなす。ただし、特別に授権されていない代理人による事実承認により、直接に相手方の審判請求を認めることになった場合には、この限りではない。当事者がその場に同席していながら、その代理人による承認を否定しなかった場合には、当事者による承認とみなす。

第三十九条 次の各号に掲げる事実について、当事者は立証して証明する必要がない。

- (一) 周知の事実
- (二) 自然の法則及び定理
- (三) 法律規定又は既知事実や日常生活における経験則に基づき推定できる別の事実
- (四) 既に人民法院の法的効力が発生した裁判により確認された事実
- (五) 既に仲裁機構の発効した裁決により確認された事実
- (六) 既に有効な公証文書により証明された事実

前項 (一)、(三)、(四)、(五)、(六) 号について、それを覆すのに足りる反対証拠がある場合は、この限りではない。

第四十条 当事者が商標評審委員会に書証を提出する場合、原本、正本及び副本を含む原始文書を提出しなければならない。原始文書の提出が困難である場合、対応の写し、写真、抜粋を提出することができる。関係部門で保管されている原始書証の複製物、コピー又は抄録を提出する場合、出所を明記し、当該部門が間違いないと確認した上押印したものを提出しなければならない。

当事者が商標評審委員会に物証を提出する場合、原物を提出しなければならない。原物の提出が困難である場合、対応の複製物又は当該物証を証明できる写真、録画等その他の証拠を提出することができる。原物の数が多く、同種類の物である場合、そのうちの一部を提出することができる。

一方当事者は他方当事者が提出した書証、物証の複製物、写真、録画等に対し疑義がありそれを裏付ける相応の証拠がある場合、又は商標評審委員会が必要と判断した場合、質疑された当事者は、関係証拠の原始文書又は公証された写しを提出又は提示しなければならない。

第四十一条 当事者が商標評審委員会に提出した証拠が中華人民共和国以外又は香港、マカオ、台湾地区で形成されたもので、相手当事者がその証拠の真实性を疑いかつそれを裏付ける相応の証拠がある場合、又は商標評審委員会が必要と判断した場合には、関連規定にしたがって相応の公証認証手続を行わなければならない。

第四十二条 当事者が商標評審委員会に外国語による書証又は外国語による説明資料を提出する場合、中国語訳文を添付しなければならない。中国語訳文を提出しない場合、当該外国語による証拠は提出されなかったものとみなす。

相手方当事者は訳文の具体的な内容について異議がある場合、異議のある部分の中国語訳文を提出しなければならない。必要であれば、双方当事者が認める組織に全文又は

使用される部分又は異議のあった部分の翻訳を委託することができる。

双方当事者が翻訳の委託について合意できなかった場合、商標評審委員会は、専門の翻訳機構を指定し、全文又は使用される部分又は異議のあった部分を翻訳させることができる。翻訳委託に必要な費用は双方当事者が50%ずつ負担するものとする。翻訳費用の支払を拒否した場合、相手方が提出した訳文を認めたものとみなす。

第四十三条 単一証拠の証明力の有無及び証明力の強弱については、次の各号に掲げる角度から審査して認定することができる。

- (一) 証拠は原本・原物であるか、写し、複製物は原本、原物と一致しているか。
- (二) 証拠は本件事実と関連しているか。
- (三) 証拠の形式、出所は法律規定に合致しているか。
- (四) 証拠の内容は真実であるか。
- (五) 証人又は証拠を提出した者が、当事者と利害関係を有するか。

第四十四条 審判官は、案件の全ての証拠について、各証拠の案件事実との関連度、各証拠間の関係等の角度から総合的に審査、判断しなければならない。

相手方当事者がいる場合、交換・尋問を経していない証拠を採用してはならない。

第四十五条 次の各号に掲げる証拠は、単独で案件事実認定の証拠としてはならない。

- (一) 未成年者によるその年齢、知能に相応しくない証言
- (二) 一方当事者と親族関係、従属関係若しくはその他の密接な関係にある証人による当該当事者に有利な証言、又は一方当事者と不利益な関係にある証人による当該当事者に不利な証言
- (三) 口頭審理に参加して証言すべきなのに、正当な理由なく参加しなかった証人による証言
- (四) 改ざんされたかどうかを判断し難い視聴覚資料
- (五) 原本、原物と照合できない写し又は複製物
- (六) 一方当事者又は他人に修正された、相手方当事者が認めない証拠資料
- (七) 単独で案件事実認定の根拠とすることができないその他の証拠資料

第四十六条 一方当事者が提出した次の各号に掲げる証拠について、相手方当事者が異議を申立てたが反駁できるほどの反対証拠がない場合、商標評審委員会はその証明力を確認しなければならない。

- (一) 書証原本又は照合を経て書証原本と一致していると確認された写し、写真、副本、抜粋
- (二) 物証原物又は照合を経て物証原物と一致していると確認された複製物、写真、録画資料等
- (三) その他の証拠により裏付けられている、合法的な手段で取得した、疑問点のない視聴覚資料、又は照合を経て視聴覚資料と一致していると確認された複製物

第四十七条 一方当事者が委託した鑑定部門が出した鑑定結果について、相手方当事者が反駁できるほどの反対証拠と理由がない場合、その証明力を確認することができる。

第四十八条 一方当事者が提出した証拠について、相手方当事者が認めた場合、又はその提出した反対証拠が反駁できるほどのものでない場合には、商標評審委員会はその証明力を確認することができる。

一方当事者が提出した証拠について、相手方当事者が異議があつて反駁証拠を提出した後、相手方当事者が反駁証拠を認めた場合、反駁証拠の証明力を確認することができる。

第四十九条 双方当事者が同一事実についてそれぞれ反対の証拠を提出したが、いずれも相手方の証拠を否定できるほどの根拠がない場合、商標評審委員会は案件の状況を踏まえて、一方の提出した証拠の証明力が明らかに他方の提出した証拠の証明力より大きいかどうかを判断し、証明力が大きい証拠を確認しなければならない。

証拠の証明力を判断できないことで紛争事実の認定が困難な場合、商標評審委員会は、立証責任分担原則により判断しなければならない。

第五十条 審判手続において、当事者が請求書、答弁書、陳述及びその委託代理人の代理人意見の中で認めた自己に不利な事実、承認した証拠については、商標評審委員会はそれを確認しなければならない。ただし、当事者が翻意しかつそれを覆せるだけの反対証拠を持っている場合は、この限りではない。

第五十一条 商標評審委員会は、同一事実に対する複数証拠の証明力について、次の各号に掲げる原則に基づいて認定することができる。

(一) 国家機関及びその他の職能部門が職権により作成した公文書は、他の書証に優先すること。

(二) 鑑定結果、保管ファイル及び公証又は登記を受けた書証は、その他の書証、視聴覚資料、証人証言に優先すること。

(三) 原本、原物は、写し、複製物に優先すること。

(四) 法定鑑定部門の鑑定結果は、その他の鑑定部門の鑑定結果に優先すること。

(五) 原始証拠は、伝聞証拠に優先すること。

(六) 他人による証言は、当事者と親族関係又はその他の密接な関係にある証人による当該当事者に有利な証言に優先すること。

(七) 口頭審理に参加して証言した証人の証言は、口頭審理に参加しなかった証人の証言に優先すること。

(八) 種類が異なり、内容が一致する複数の証拠は、単独の証拠に優先すること。

第五章 期間、送達

第五十二条 期間には、法定期間と商標評審委員会が指定する期間を含む。期間は、実施条例第十二条の規定にしたがつて計算しなければならない。

第五十三条 当事者が商標評審委員会に提出した文書又は資料の提出日については、手交した場合、手交日を提出日とする。郵送した場合、差出しの消印の日付を提出日と

する。消印の日付がはっきり見えない又は消印が無い場合、商標評審委員会が実際に受取った日を提出日とする。ただし、当事者が実際の消印の日付の証拠を提出できる場合は、この限りではない。郵便局以外の宅配業者を通じて提出した場合、宅配業者の受領発送日を提出日とする。受領発送日がはっきりしない場合には、商標評審委員会が実際に受取った日を提出日とする。ただし、当事者が実際の受領発送日の証拠を提出できる場合は、この限りではない。データ電文方式で提出した場合、商標評審委員会の電子システムに入った日を提出日とする。

当事者が商標評審委員会に文書を郵送するに当たっては、書留郵便を採用しなければならない。

当事者が商標評審委員会に文書を提出するに当たっては、商標の出願番号又は登録番号、出願人の名称を文書に明記しなければならない。提出文書の内容については、書面にて提出した場合、商標評審委員会が保管している保存ファイルの記録に準ずる。データ電文方式で提出した場合、商標評審委員会のデータベースの記録に準ずる。ただし、当事者が商標評審委員会の保存ファイルやデータベースの記録にミスがあることを証明する証拠を確実に有する場合は、この限りではない。

第五十四条 商標評審委員会の各種文書は、郵送、手交、データ電文又はその他の方式によって当事者に送達することができる。データ電文方式で当事者に送達する場合、当事者の承認を得なければならない。当事者が商標代理組織に委託した場合、文書を商標代理組織に送達したことにより、当事者に送達したものとみなす。

商標評審委員会が当事者に各種文書を送達する送達日については、郵送した場合、当事者が受け取った消印の日付を提出日とする。消印の日付がはっきり見えない又は消印が無い場合、文書を発送した日より15日満了をもって当事者に送達したとみなす。ただし、当事者が実際の受取日を証明できる場合は、この限りではない。手交した場合、手交日を提出日とする。データ電文方式で送達した場合、文書を発送した日より15日満了をもって当事者に送達したものとみなす。上記方式により文書を送達することができない場合には、公告をもって当事者に送達することができ、公告発布日より30日満了をもって送達したものとみなす。

商標評審委員会が当事者に文書を郵便で送達したが戻されて公告をもって送達した場合には、後続文書はいずれも公告をもって送達する。ただし、公告をもって送達された後に、当事者があて先住所を明確に告知した場合は、この限りではない。

第五十五条 実施条例第五条第三項の規定に基づいて、商標審判案件の被請求人又は元の異議申立人が中国に恒常的な住所又は営業所がない外国人又は外国企業である場合、当該審判商標登録出願書類に明記された国内受取人が商標審判手続に関連する法律文書を受け取る。商標評審委員会が関連法律文書を当該国内受取人に送達したことにより、当事者に送達したとみなす。

前項の規定に基づいて国内受取人を確定できない場合、商標局の原審手続における又は最後に当該商標関連業務の処理を請求した商標代理機構が、商標審判手続における関連法律文書の署名受取と転送の義務を負う。商標評審委員会が関連法律文書を当該商標代理機構に送達する。商標代理機構は関連法律文書が送達される前に既に国外の当事者と商標代理関係を解除した場合、書面にて商標評審委員会に関連状況を説明し、文書を

受け取った日より10日以内に関連法律文書を商標評審委員会に返却しなければならない。商標評審委員会が別途送達する。

マドリッド国際登録商標は国際事務局が転送する関連書類に係る場合、相応の送達証拠を提出しなければならない。提出しなかった場合、書面にて原因を説明しなければならない。国際事務局から文書を発送した日から15日満了をもって送達したものとみなす。上記の方法により送達できない場合には、公告により送達する。

第六章 附則

第五十六条 商標審判業務に従事する国家機関の職員が職責を軽んじ、職権を乱用し、私情にとらわれて不正行為を行い、法に背いて商標審判業務を処理し、当事者から財物を受け取り、不正な利益を貪った場合、法により処分を与える。

第五十七条 当事者が、商標局が下した商標登録出願拒絶決定を不服として2014年5月1日以前に商標評審委員会に審判を請求し、商標評審委員会が2014年5月1日以降（5月1日を含む。以下同じ。）に審理した案件については、改正後の商標法を適用する。

当事者が、商標局が下した異議裁定を不服として2014年5月1日以前に商標評審委員会に審判を請求し、商標評審委員会が2014年5月1日以降に審理した案件については、当事者異議申立と審判の主体資格は改正前の商標法を適用し、その他の手続上の事項及び実体的事項は改正後の商標法を適用する。

既に登録査定された商標については、当事者が2014年5月1日以前に商標評審委員会に争議と審判取消を請求し、商標評審委員会が2014年5月1日以降に審理した案件については、関連手続上の事項は改正後の商標法を適用し、実体的事項は改正前の商標法を適用する。

当事者が2014年5月1日以前に商標評審委員会に請求した商標審判案件については、2014年5月1日より審理期間を起算する。

第五十八条 商標審判手続の文書書式については、商標評審委員会が制定し、公布する。

第五十九条 本規則の解釈は、国家工商行政管理総局が行う。

第六十条 本規則は2014年6月1日より施行する。

出所：国家工商行政管理総局ウェブサイト

http://www.saic.gov.cn/zcfg/xzgzjgfwj/fgs/201405/t20140529_145638.html

(6) 工商総局による改正実施後の「中華人民共和国商標法」に関する問題の通知
工商総局による改正法施行後の「中華人民共和国商標法」に関する問題の通知

各省、自治区、直轄市及び計画単列市、副省級市工商行政管理局、市場監督管理局

第12期全国人民代表大会常務委員会第4回会議を通過した『中華人民共和国商標法』の改正に関する決定を2014年5月1日より施行する。改正後の『中華人民共和国商標法』(以下「商標法」という。)を徹底して実施するため、新旧商標法にまたがって関係する問題を以下に通知する。

一. 商標登録事項について

(一) 2014年5月1日以前に商標局に提出した商標登録、異議申立、変更、譲渡、更新、取消、抹消、許可の届出等の申請に関して、商標局は、2014年5月1日以降(5月1日を含む。以下同じ。)に下す行政決定において、改正後の商標法を適用する。ただし、異議申立において、異議申立人の主体資格と異議申立理由の審査には、改正前の商標法を適用する。

(二) 2014年5月1日以前に商標局に提出した商標登録、異議申立、登録の取消には、2014年5月1日より審査期限を起算する。ただし、被異議申立商標の予備審査公告が2014年5月1日までに3ヶ月に満たない場合には、公告期間満了日より審査期限を起算する。

二. 商標審判について

(一) 当事者が、商標局の下した商標登録出願拒絶の決定を不服として2014年5月1日以前に商標評審委員会に審判請求し、その案件が2014年5月1日以降に審理される場合には、改正後の商標法を適用する。

(二) 当事者が、商標局の下した異議裁定を不服として2014年5月1日以前に商標評審委員会に審判請求し、その案件が2014年5月1日以降に審理される場合、当事者が異議申立と審判請求をした主体資格については改正前の商標法を適用し、その他の規定に関する問題と実体に関する問題については改正後の商標法を適用する。

(三) 既に登録された商標で、当事者が2014年5月1日以前に商標評審委員会に争議・取消審判を請求し、その案件が商標評審委員会により2014年5月1日以降に審理される場合、方式問題については改正後の商標法を適用し、実体問題については改正前の商標法を適用する。

(四) 当事者が、2014年5月1日以前に商標評審委員会に提出した商標審判案件の請求については、2014年5月1日から審査期限を起算する。

三. 商標監督管理について

(一) 2014年5月1日以前に発生した商標違法行為には改正前の商標法を適用して処理する。2014年5月1日以前から2014年5月1日をまたがって発生した商標違法行為には、改正後の商標法を適用して処理する。

(二) 「馳名商標」の字句が、商品、商品の包装又は容器、あるいは宣伝広告、展示及びその他の商業活動に用いられる行為については、改正後の商標法を適用して処理する。ただし、「馳名商標」の字句が、商品、商品の包装又は容器に用いられ、かつ2014年5月1日以前に流通している場合を除く。

「馳名商標」の字句が、商品、商品の包装又は容器に用いられることについては、馳名商標保有者が違法責任を負わなければならない、その所在地の工商行政管理部門が取り締まりを行う。所在地以外の工商行政管理部門が上記違法行為を発見した場合、その所在地の工商行政管理部門に移送して取り締まる。所在地が中国国内ではない又は管轄権のために争議が発生した場合には、国家工商行政管理総局により指定された工商行政管理部門が取り締まりを行う。

工商総局

2014年4月15日

出所：国家工商行政管理総局ウェブサイト

http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/xxzx/201404/t20140418_144037.html

(7) 最高人民法院「改正商標法の施行決定後の商標事件の管轄と法律適用の問題に関する解釈」

最高人民法院

「改正商標法の施行決定後の商標事件の管轄と法律適用の問題に関する解釈」

最高人民法院の「改正商標法の施行決定後の商標事件の管轄と法律適用の問題に関する解釈」は、2014年2月10日、最高人民法院審判委員会第1606回会議にて可決され、ここに公布する。2014年5月1日から施行する。

最高人民法院

2014年3月25日

法積〔2014〕4号

最高人民法院

「改正商標法の施行決定後の商標事件の管轄と法律適用の問題に関する解釈」（2014年2月10日、最高人民法院審判委員会第1606回会議にて可決）

商標をめぐる事件を正しく審理するため、2013年8月30日の第12期全国人民代表大会常務委員会第4回会議「『中華人民共和國商標法』の改正に関する決定」並びに再び公布された「中華人民共和國商標法」、「中華人民共和國民事訴訟法」、「中華人民共和國行政訴訟法」等の法律の規定に基づき、人民法院による商標事件審理の管轄、法律適用等の問題について、本解釈を制定する。

第一条

人民法院は次の各号に掲げる商標事件を受理する。

1. 國務院工商行政管理部門商標評審委員会（以下「商標評審委員会」という。）が下した再審の決定又は審決に対する不服申立に係る行政事件
2. 工商行政管理部門が下した商標に関わるその他の具体的行政行為に対する不服申立に係る事件
3. 商標権の帰属をめぐる紛争事件
4. 商標専用権の侵害をめぐる紛争事件
5. 商標専用権の不侵害の確認をめぐる紛争事件
6. 商標権譲渡契約をめぐる紛争事件
7. 商標使用許可契約をめぐる紛争事件
8. 商標代理契約をめぐる紛争事件
9. 訴訟前の商標専用権侵害停止の請求をめぐる事件
10. 専用権侵害停止の請求に起因する侵害責任をめぐる事件
11. 商標の紛争に起因する訴訟前財産保全の請求をめぐる事件
12. 商標の紛争に起因する訴訟前証拠保全の請求をめぐる事件
13. その他の商標事件。

第二条

商標評審委員会が下した再審の決定又は審決に対する不服申立に係る行政事件及び国家工商行政管理総局商標局（以下「商標局」という。）が下した商標に関する具体的行政行為をめぐる事件は、北京市の関連中級人民法院が管轄する。

第三条

第一審の商標民事事件は、中級以上の人民法院及び最高人民法院が指定した基層人民法院が管轄する。

馳名商標保護に関わる民事事件、行政事件は、省、自治区の人民政府所在地の市、計画単列市、直轄市の管轄区にある中級人民法院並びに最高人民法院が指定するその他の中級人民法院が管轄する。

第四条

工商行政管理部門が商標権の侵害行為を取り締まる中で、当事者が関係する商標について商標権の帰属又は商標専用権の侵害をめぐる民事訴訟を提起した場合、人民法院はこれを受理しなければならない。

第五条

改正商標法の施行決定前に提起された商標登録出願及び商標権存続期間更新登録出願について、商標局が施行決定後に当該商標登録出願に対して不受理又は不更新の決定を下し、当事者がそれに対して行政訴訟を提起した場合、人民法院は、その審査において改正後の商標法を適用する。

改正商標法の施行決定前に提起された商標をめぐる異議申立について、商標局が施行決定後に当該異議申立に対して不受理の決定を下し、当事者がそれに対して行政訴訟を提起した場合、人民法院はその審査において改正前の商標法を適用する。

第六条

改正商標法の施行決定前に、当事者が、登録が許可されていない商標について再審を請求し、商標評審委員会が施行決定後に再審の決定又は審決を下し、当事者がそれに対して行政訴訟を提起した場合、人民法院は、その審査において改正後の商標法を適用する。

改正商標法の施行決定前に受理された商標の再審請求について、商標評審委員会が施行決定後に登録許可の決定を下し、当事者がそれに対して行政訴訟を提起した場合、人民法院はこれを受理しない。商標評審委員会が施行決定後に不登録の決定を下し、当事者がそれに対して行政訴訟を提起した場合、人民法院は関係する訴権と主体資格の問題を審理するときには、改正前の商標法を適用する。

第七条

改正商標法の施行決定前にすでに登録が許可された商標について、商標評審委員会が施行前の受理を決定し、施行決定後に再審の決定又は審決を下し、当事者がそれに対して行政訴訟を提起した場合、人民法院は、関係する手続問題を審理するときには、改正後の商標法を適用し、実体問題を審理するときには、改正前の商標法を適用する。

第八条

改正商標法の施行決定前に受理した関連する商標事件について、商標局、商標評審委員会が施行決定後に決定又は審決を下し、当事者がそれに対して行政訴訟を提起した場合、人民法院は、当該決定又は審決が商標法の審査期限に関する規定に適合するかどうかを認定するときには、改正施行決定の日から当該審査期限を計算しなければならない。

第九条

本解釈に別途定めがある場合を除いて、改正商標法の施行決定後に、人民法院が受理した商標民事事件が、当該施行決定前に発生した行為に関わるときには、改正前の商標法の規定を適用する。当該施行決定前に発生し、当該施行決定後も係属している行為に関わるときには、改正後の商標法の規定を適用する。

出所：最高人民法院ウェブサイト

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-6315.html>

(8) 商標評審委員会による商標法改正決定実施後の商標審判案件に関する問題の通知
商標評審委員会による商標法改正決定施行後の商標審判案件に関する問題の通知

商評綜字（2014）第1号

2013年8月30日、第十二回全国人民代表大会常務委員会第四回会議により、「中華人民共和國商標法の改正に関する決定」が審議・通過された。改正後の商標法は、2014年5月1日に施行される。当事者の法に基づく権利主張に便宜を与えるために、商標審判案件の関連問題について、以下のとおり通知する。

一．請求人が商標法改正決定施行前に既に申立てをし、商標評審委員会がまだ審決を下していない争議案件について、商標評審委員会は、商標法改正決定施行後に無効宣告案件を参照して案件審理を行い、無効宣告請求に関する裁定を下す。

二．2014年5月1日以前に（5月1日を含まない）、当事者が、商標法改正決定施行前に商標局が下した異議裁定を受け取った場合、異議申立裁定に関する審判請求を提出することができ、15日の法定審判期限を満たした場合、商標評審委員会はこれを受理する。

三．請求人は、商標評審委員会に商標審判請求を提出する場合、公表された文書様式（添付参照）により申請書類に記入しなければならない。当事者は、公表された文書様式（添付参照）により書類資料を提出しなければならない。紙文書により提出する書類資料は、印字又は印刷したものでなければならない。

四．商標審判申請を提出する場合、手数料を納付しなければならない。手数料の納付をしない場合、商標評審委員会は、あらかじめ請求人に補正通知を送付することなく、改正後の商標法実施条例に基づき、不受理決定を下す。

添付：商標審判案件文書様式
（以下略）

出所：国家工商行政管理総局商標評審委員会ウェブサイト
http://www.saic.gov.cn/spw/sbfxza/201404/t20140430_144557.html

2. 商標検索の方法

中国商標局のデータベース（中国商標網）による
商標検索マニュアル

2014年8月
JETRO 北京

中国における商標出願・登録状況の簡便な調査手段として、中国商標局が提供するデータベースである「中国商標網」があります³。ここでは、「中国商標網」による検索手段のうち、商標番号（出願・登録）・商標名称・申請人名称による総合検索手段をご紹介します。

1. 中国国家工商行政管理総局のホームページ (<http://www.saic.gov.cn/>) にアクセスし、**商標查询**をクリックします。



2. **我接受**をクリックします。

「この情報は参考データとしての提供であり、国家工商行政管理総局商標局は調査結果について法的責任は負わない」という声明文に対して、「私はこの免责声明を受け入れます」という意味です。

³ このデータベースは、2014年6月に変更がなされ、現在、試行運用されております。試行段階ですので、今後、さらに変更がなされるものと思われます。その点につきご注意ください。

WWW.SAIC.GOV.CN ENGLISH | 邮箱登录

 **中华人民共和国国家工商行政管理总局**
State Administration for Industry & Commerce of the People's Republic of China

首页 | 要闻动态 | 监管执法 | 服务发展 | 组织机构 | 政务公开 | 政策法规 | 业务办理 | 公众服务 | 公众互动 | 工作研究

服务导航 总局要闻 | 图片报道 | 司局工作 | 地方动态 | 主要职责 | 领导活动 | 国际交流 | 重要发布 | 公告公示 | 行政许可 | 统计资料 | 专题报道 | 政府信息公开
办事指南 | 场景指引 | 表格下载 | 网上登记 | 企业年报 | 商标申请 | 商标查询 | 公众调查 | 公众留言 | 在线访谈 | 政务监督 | 司局频道 | 12315

免责声明

“中国商标网”免费提供商标注册信息查询，根据国际惯例，查询所涉及的商标注册信息仅供参考，无任何法律效力。尽管如此，国家工商行政管理总局商标局仍会尽最大努力向中外公众提供尽可能准确的商标注册信息，并及时更新商标注册数据库信息。如有不准确的商标注册信息，以国家工商行政管理总局商标局编辑出版的《商标公告》为准。因使用本网站商标注册信息而造成后果的，本局不承担任何责任。

公告栏

3. **商标综合查询**の矢印部分をクリックします。



4. 商標検索入力画面に必要事項を入力し、**查询**をクリックします。
 ※**重填**は、入力条件をクリアするという意味です。

<商標検索入力画面の説明>

国際分类号

対象商品に関連する指定商品・役務番号(国際分類番号)を半角数字で入力します。

注册号／申請号

出願番号又は登録番号を半角数字で入力します。

商標名称

検索したい商標を簡体字、半角アルファベット又は半角数字で入力します。
前包含／精确／包含の検索オプションを設定することが可能です。

前包含 : 入力条件を前方に含む商標を検索します。

精确 : 入力条件と同一の商標を検索します。

包含 : 入力条件を含む商標を検索します。

申請人名称 (中文)

検索したい申請人名称を簡体字で入力します。

前包含／精确／包含の検索オプションを設定することが可能です。

申請人名称 (英文)

検索したい申請人名称を半角アルファベットで入力します。

前包含／精确／包含の検索オプションを設定することが可能です。

<商標検索時の注意事項>

・ 図形からは検索できません。また、ひらがな、カタカナ又は簡体字以外の常用漢字(例:「東京」ではなく「東京」)については、データベース上で図形商標として認識されているため、テキストによる検索はできません。

・ 検索したい商標名称がひらがな、カタカナ又は簡体字以外の常用漢字を含む場合、同様の読み方である簡体字や半角アルファベットでの検索を試されることをお勧めします。

・ 都道府県名・政令指定都市名以外の地名についても検索することをお勧めします。

・ 指定商品又は役務の範囲は、ビジネスで使用することを想定しているものよりも広い範囲で検索されることをお勧めします。例えば、「婦人服」を主な指定商品と想定しているケースにおいて、女性ファッションに関する商品は、衣服、アクセサリ、靴、帽子、ベルト、眼鏡、ハンカチ、化粧品、文房具等のように、もともとの想定商品よりも、消費者の誤認・混同を招く範囲は広いので、その範囲での商標検索を行うことが望まれます。

5. 検索結果が一覧で表示されますので、詳細情報を表示したい商標をクリックします。

※ここでは、例示として、商標名称「ABCDEFGF」を前包含で検索した場合の検索結果を表示しています。検索結果が多い場合には、複数ページに渡って検索結果が表示されます。この検索結果一覧を印刷したい場合、**打印**をクリックします。

每页50条记录 共9条记录 第1页 共1页 首页 上页 下页 尾页 转到: 1 跳转	
<input type="button" value="打印"/> <input type="button" value="关闭"/>	
序号	商标名称
1	ABCDEFGF
2	ABCDEFGF HLJKLMN OPQRST UVWXYZ
3	ABCDEFGF LD-566
4	ABCDEFGH IJKLMN OPQRST UVWXYZ
5	ABCDEFGH IJKLMN OPQRST UVWXYZ FSN, F
6	ABCDEFGH IJKLMN: 金兰陵娇子
7	ABCDEFGH IJKLMN OPQRST UVWXYZ
8	ABCDEFGH IJKLMN OPQRST UVWXYZ 333
9	ABCDEFGH IJKLMN及图
每页50条记录 共9条记录 第1页 共1页 首页 上页 下页 尾页 转到: 1	
仅供参考, 无任何法律效力, 请核实后使用	

6. 選択した商標が別ウィンドウで表示されます。「注册号/申請号」又は「商標名称」をクリックします。

<input type="button" value="打印"/> <input type="button" value="关闭"/>					
序号	申请号/注册号	类号	商标名称	申请人名称	商品
1	7406259	20	ABCDEFGF	赖柱芳X	查看
2	12151389	21	ABCDEFGF	山东吉绿能源科技有限公司	查看
3	8142989	7	ABCDEFGF	慈溪市得胜轴承厂	查看
4	13741684	25	ABCDEFGF	李传军	查看
仅供参考, 无任何法律效力, 请核实后使用					

7. 認証番号の入力ウィンドウが表示されます。選択した商標をクリックすると、認証番号の入力ウィンドウが表示されます。表示された4桁のアルファベットや数字を入力してから、**确定**をクリックします。

序号	申请号/注册号	类号	商标名称	申请人名称	商品
1	7406259	20	ABCDEFG	赖柱芳X	查看
2	12151389	21	ABCDEFG	山东吉缘能源科技有限公司	查看
3	8142989	7	ABCDEFG	慈溪市得胜轴承厂	查看
4	13741684				查看

中国商标网上查询 -- Web ページダイアログ

http://sbcx.saic.gov.cn:9080/tmois/tmos/tmzhcx/input_code.j

请输入验证码: 看不清楚? 点击刷新

注验证码不区分大小写

确定

8. 選択した商標の詳細情報が表示されます。この情報を印刷したい場合、**打印**をクリックします。

商標の詳細信息			
注册号/申请号		申请日期	
国际分类号		颜色组合	
申请人名称(中文)		中	
申请人名称(英文)		英	
申请人地址(中文)			
申请人地址(英文)			
商 标 图 样	商品/服务列表		类 似 群
			标
代理组织名称		商	
初审公告期号		注册公告期号	商
初审公告日期		注册公告日期	标
专用期限			
后期指定日期		国际注册日期	
优先权日期		商标类型	网
点击查看查询商品详细信息		查看商品详细信息...	
是否共有商标			
商标流程			
上页 下页			
仅供参考,无任何法律效力,请核实后使用			

<商標詳細情報画面の説明>

注册号／申請号

出願番号又は登録番号が表示されます。

国際分类号

指定商品・役務番号（国際分類番号）が表示されます。

申請日期

出願日が表示されます。

颜色组合

色彩の組み合わせ商標、使用の色彩を指定した商標の場合、「是」と表示されます。

申請人名称（中文／英文）

出願人名称が中国語／英語で表示されます。

申請人地址（中文／英文）

出願人住所が中国語／英語で表示されます。

商标图像

商標が表示されます。

商品／服务列表

指定商品・役務の内容が表示されます。

类似群

商標局の「類似商品及び役務の区分表」に従った類似群コードが表示されます。

代理组织名称

代理組織の名称が表示されます。

初审公告期号

初期査定公告番号が表示されます。

初审公告日期

初期査定公告日が表示されます。当該公告日から3カ月以内は、下記を根拠に異議申立が可能です。

注册公告期号

登録公告番号が表示されます。

登録公告日期

登録公告日（権利期間の開始日）が表示されます。

専用期限

商標権の期間が表示されます。当該表示がされている場合、基本的には、既に登録されていると考えられます。取消採決の申立は、原則として、登録公告日から5年間と規定されています。（商標法第41条2項）

后期指定日期

「商標の国際登録に関するマドリッド協定についての議定書」（マドリッド議定書）に基づく、「事後指定の日」が表示されます。

優先权日期

優先権を有する場合、優先日が表示されます。優先権を有しない場合、「无」と表示されます。

国际注册日期

「商標の国際登録に関するマドリッド協定」（マドリッド協定）、「商標の国際登録に関するマドリッド協定についての議定書」（マドリッド議定書）及び「商標の国際登録に関するマドリッド議定書・共通規則及び実施細則」（共同実施細則）による商標の国際登録出願日が表示される。

商标类型

商標の種類として、「证明商标」（証明商標）、「集体商标」（団体商標）、「一般商标」（証明、団体商標以外の商標）が表示されます。⁴

点击查看查询商品详细信息

クリックすると、指定商品・役務の内容、商標局の「類似商品及び役務の区分表」に従った類似群コードが表示されます。

是否共有商标

共同出願がされた場合、「是」と表示されます。共同出願に該当しない場合、「否」と表示されます。

商标流程

商標プロセスが表示されます。用語の解説は以下のとおりです。なお、下記のうち、一部の手続について、「中」の文字が付記されている場合には、その手続が係属中であること（例えば、「商標注冊申請中」と記載されている場合には、商標登録出願中である。）を、また、「完成」の文字が付記されている場合には、その手続が完了し

⁴ 変更前のデータベースでは、証明商標、団体商標以外の商標について、「普通商标」（普通商標）、「立体商标」（立体商標）、「颜色商标」（色彩商標）など、細かく記載されていましたが、本試行版では「一般商標」と表示されています。

ていること（例えば、「商標登録申請完成」と記載されている場合には、商標登録済みである。）を示しています。

用語	解説
商標登録申請	商標登録の出願
出具商標登録証明	商標登録証明書発行
期滿未續展	期間満了後の継続なし（更新せず）
續展	更新
変更商標申請人/注册人名義/地址	「出願人」又は「商標権者名義」又は「住所」の変更
轉讓	登録商標の譲渡
補注册証	登録証明書の再発行
補變轉續証明	変更、譲渡、更新証明書の再発行
許可合同備案	使用権授權契約の登録
駁回復審	拒絶不服審判
異議	異議申立
爭議	無効審判
注銷	商標抹消済み
撤銷連續三年停止使用注册商標	3年不使用による登録商標の取消
撤銷注册不當商標	不正商標登録の取消
商標無效	商標無効

<商標詳細情報に関する注意事項>

商標が出願されてから商標局のデータベースに情報反映されるまでには、数か月を要します。そのため、調査直前に類似商標が出願された場合、類似として検索結果に表示されることなく、拒絶決定が出たときに初めてその存在を知る、という恐れもあります。このため、調査精度の向上・リスク回避の観点から、商標調査実施後約半年くらい経過してから再度調査することをお勧めします。

[特許庁委託]

中国・改正商標法マニュアル

[著者]

林達劉グループ

北京林達劉知識産権代理事務所

監修：弁護士・弁理士 魏啓学、弁護士 劉和珍

執筆：肖暉、王艷、陸娜、王楠、林知子

[発行]

日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2015年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2015年1月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではないことを予めお断りします。

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。